



Illustrative disclosures for banks

Guide to annual financial statements

年次財務諸表ガイドー開示例：銀行業

IFRS®会計基準

2024 年12月

kpmg.com/jp/ifrs



目次

本冊子について	2
参照及び略語	6
連結財務諸表	7
財務ハイライト	8
連結財政状態計算書	9
連結純損益及びその他の包括利益計算書	11
連結持分変動計算書	14
連結キャッシュフロー計算書	18
連結財務諸表注記	20
Appendices	
I 2024年の新しい会計基準及び会計基準の改訂並びに将来適用される規定	224
II 包括利益の表示—2つの計算書により表示するアプローチ	227
KPMGによるその他の刊行物	229
謝辞	233
日本語訳の発行にあたって	233

注記

作成の基礎	20		
1. 報告企業	20	23. 銀行に対する貸付金	145
2. 会計処理の基礎	20	24. 顧客に対する貸付金	146
3. 機能通貨及び表示通貨	20	25. 投資有価証券	147
4. 判断及び見積りの使用	20	26. 有形固定資産	149
5. 重要性がある会計方針の変更	21	27. 無形資産及びのれん	150
		28. その他の資産	153
金融リスク・レビュー及び公正価値	22	負債及び資本	155
6. 金融リスク・レビュー	22	29. 銀行からの預金	155
7. 金融商品の公正価値	76	30. 顧客からの預金	156
当事業年度の業績	91	31. 発行済負債証券	157
8. 事業セグメント	91	32. 劣後債務	158
9. 純利息収益	95	33. 引当金	159
10. 手数料純収益	96	34. その他の負債	161
11. トレーディング純収益	101	35. 払込資本及びその他の資本	162
12. FVTPLで測定するその他の金融商品からの純収益	102	グループ構成	164
13. その他の収益	103	36. グループ子会社	164
14. 償却原価で測定する金融資産の認識の中止から生じる損失	104	その他の情報	165
15. 人件費	105	37. 非連結の組成された企業への関与	165
16. その他の費用	112	38. 金融資産の譲渡	166
17. 1株当たり利益	113	39. 偶発事象	172
法人所得税	114	40. 関連当事者	173
18. 法人所得税	114	41. リース	174
資産	122	42. 後発事象	177
19. 金融資産及び金融負債の分類	122	43. 金融リスク管理	178
20. 現金及び現金同等物	124	44. 当事業年度における財務活動により生じた負債の変動の分析	188
21. トレーディング資産及び負債	125	会計方針	192
22. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計	127	45. 測定の基礎	192
		46. 重要性がある会計方針	192
		47. 公表されているが発効していない会計基準	224

本冊子について

この財務諸表の例示は、KPMG International Standards Group (KPMG IFRG Limitedの一部) により作成されました。

本冊子は、企業がIFRS®会計基準^aに準拠して財務諸表を作成及び表示する際に役立つものとなることを目的としています。なお、本冊子は、一般的な銀行業務を行う架空の銀行グループ（以下、当行グループ）を想定し、財務諸表の様式の1つを例示しています。この架空の報告企業は従来よりIFRS会計基準を適用しており、初度適用企業ではありません。初度適用に関する詳しい情報については、KPMGの刊行物「[Insights into IFRS®](#)」（第21版）の6.1章をご参照ください。

2024年12月版における変更点

Appendix I には、2024年1月1日を事業年度の期首とする企業に適用される基準及び改訂と、それよりも後に適用される基準及び改訂とを区分した、国際会計基準審議会（IASB）によって公表された新しい会計基準及び改訂の包括的なリストを掲載しています。

当行グループの資産及び負債は、流動性の順に表示しています。したがって、当行グループは、負債を流動負債か固定負債に分類するための特定の要求事項を明確化した「負債の流動又は非流動への分類（IAS第1号の改訂）」及び「特約条項付きの非流動負債（IAS第1号の改訂）」の影響を受けていません。開示例については、KPMGの刊行物「[Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures](#) (September 2024)」をご参照ください（「[IFRS®会計基準年次財務諸表ガイド - 開示例](#)」（2024年9月版）もご参照ください。）。改訂についての詳細は、KPMGの[article](#)をご参照ください。

当行グループは、自らの債務に関してサプライヤー・ファイナンス契約を締結していません。したがって、本冊子では、サプライヤー・ファイナンス契約が企業の負債、キャッシュフロー及び流動性リスクに及ぼす影響について財務諸表利用者が評価するのに役立つ新しい開示を導入している「サプライヤー・ファイナンス契約（IAS第7号及びIFRS第7号の改訂）」の開示例を掲載していません。開示例については、KPMGの「[Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures](#) (September 2024)」をご参照ください（「[IFRS®会計基準年次財務諸表ガイド - 開示例](#)」（2024年9月版）もご参照ください。）。改訂についての詳細は、KPMGの[article](#)をご参照ください。

IFRS解釈指針委員会は2024年6月、「報告セグメントに係る収益及び費用の開示（IFRS第8号）」に関するアジェンダ決定を公表しました。同委員会は、各報告セグメントについて最高経営意思決定者（CODM）がレビューするセグメント純損益に含まれる特定の金額の開示規定、及び当該開示規定に照らした「重要性がある収益及び費用の項目」の意味を議論しました。当行グループの報告セグメントに関する開示例については、[注記8](#)をご参照ください。詳細については、KPMGの[video](#)をご参照ください。

当行グループは、その他の新たに適用される会計基準及び基準の改訂の影響を受ける取引は一切行っていません。

IAS 1.7, Preface 2 a. 「IFRS®会計基準」は、権威のある基準全体を指す用語であり、以下を含む。

- 国際会計基準審議会（IASB）が発行するIFRS®会計基準
- 国際会計基準委員会（IASC、前IASB）が発行するIAS®基準またはIASBが発行するIAS基準の改訂
- IFRS会計基準及びIAS基準に関してIFRS解釈指針委員会が策定しIASBが発行を承認した解釈指針（IFRIC®解釈指針）
- IAS基準に関して解釈指針委員会が策定しIASBまたはIASCが発行を承認した解釈指針（SIC®解釈指針）

対象となる会計基準

本冊子は、IASBによって2024年11月30日までに公表され、2024年1月1日に開始する事業年度から企業に適用が義務付けられる会計基準、会計基準の改訂、及び解釈指針（本冊子では、これらをまとめて「会計基準等」と称する）（以下、「現在適用されている規定」）を反映しています。2024年1月1日より後に開始する事業年度から適用される会計基準等（「将来適用される規定」）の早期適用は、例示していません。

本冊子では、当行グループはIFRS第9号「金融商品」のヘッジ会計の規定を適用しておらず、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」のヘッジ会計の規定を引き続き適用しています。

本冊子は、すべてのIFRS会計基準に基づく開示規定を完全に網羅した概要を提示することを目的としておらず、特に銀行業に関連のある開示規定に焦点を当てています。その他の開示例については、KPMGの刊行物「[Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures](#) (September 2024)」をご参照ください（「[IFRS®会計基準年次財務諸表ガイド - 開示例](#)」（2024年9月版）もご参照ください。）。

また、会計基準及びその解釈指針は時とともに変化します。したがって、会計基準等の規定及びその他の関連する解釈指針そのものを参照することの代替として本冊子を使用することはできません。

企業がIFRS会計基準に準拠した財務諸表を作成する際には、現地の法規制を考慮する必要もあります。本冊子は特定の管轄地域の規定については特に考慮していません。例えば、IFRS会計基準は親会社の個別財務諸表の作成は要求していませんが、法律上、個別財務諸表の作成を要求している管轄地域もあります。本冊子では連結財務諸表のみについて解説しており、個別財務諸表については解説していません。

気候関連による財務報告への影響

すべての銀行は、気候変動に関連するリスクと機会に直面しており、その対応として、低炭素経済への移行における役割を含む戦略的意思決定を行っています。これらの気候変動に関連するリスクと戦略的意思決定は、銀行の財務諸表及び経営指標に影響を及ぼす可能性があります。

投資家や規制当局は、気候関連のリスクと機会が銀行の財政状態及び経営成績にどのような影響を与えているのか、また、今後どのような影響を与えるのかについて、理解する必要があります。気候関連の事項についての情報源は財務諸表だけではない（銀行は年次報告書の前半やその他のページでより包括的な開示を提供することを期待されている）ものの、財務諸表は重要な役割を果たしています。IFRS会計基準は気候関連のリスクや事項について明示的に言及していませんが、財務諸表を作成する際に考慮される気候関連事項に重要性がある場合には、財務諸表において関連する開示を行うことを暗黙的に要求しています。

気候関連の開示例には以下のようなものがあります。

- [注記43\(F\)](#)：金融商品から生じる気候変動リスクを当行グループがどのように管理しているかを記載しています。
- [注記46\(J\)\(ii\)](#)：サステナビリティ関連要素についての元本及び利息の支払いのみであるか否かの評価に関する会計方針の例、及び
- [注記46\(M\)](#)：発行済金融商品に組み込まれたサステナビリティ関連要素の例

気候関連の開示についての追加的な開示例は、KPMGの刊行物「[Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures](#) (September 2024)」をご参照ください（「[IFRS®会計基準年次財務諸表ガイド - 開示例](#)」（2024年9月版）もご参照ください。）。

銀行は、銀行に及ぶ気候関連の影響を管理及び開示するうえで、関連する規制当局のガイダンスも検討しなければなりません。これらの開示の多くは財務諸表以外の開示として提供されていますが、財務諸表に適用された判断及び見積りに反映されている気候関連事項に係る不確実性と整合しているか否かを検討することが重要です。

KPMGの「[Clear on climate reporting hub](#)」は、気候関連事項が財務諸表に及ぼす潜在的な影響についてのガイダンスを提供しています。特に、以下をご参照ください。

- [Talkbook](#) 「Are you clear on climate reporting in the financial statements?」
- [Article](#) 及び [talkbook](#) 「Net-zero commitments」 （「talkbook ネットゼロに向けたコミットメント」もご参照ください）
- [Article](#) 「Have you disclosed the impacts of climate-related matters clearly?」

不確実性の高い時代における財務報告

不確実性の高い時代において、多くの銀行は課題に直面していると考えられます。地政学的な事象、自然災害、気候関連の影響、インフレ圧力は、引き続き世界全体の不確実性を高めています。

このような不確実性は、借手の財政的困難、金利変動が銀行の経営成績とリスク管理戦略に及ぼす影響、市場ボラティリティの増大、銀行のオペレーションの変更を含む、数多くの問題やリスクを銀行にもたらします。また、追加的な会計及び開示への影響が生じる可能性もあります。

本冊子は、架空の銀行の財務諸表に対する外部事象の潜在的な影響については例示していません。

銀行が事業を行っている経済環境によっては、銀行の資産・負債、収益・費用の認識及び測定に様々な外部事象が影響を及ぼす可能性があります。また、そうした事象の結果として、銀行は流動性に関するプレッシャーにより、継続企業の前提に係る困難に直面している場合があります。

財務諸表作成者は、外部事象が2024年度の財務報告に及ぼす影響について注意深く評価及び検討し、関連する企業特有の開示を提供しなければなりません。

ガイダンスとして、KPMGの「[Uncertain times reporting hub](#)」をご参照ください。

財務諸表とその他の情報とのつながり

銀行の一般目的財務報告書には通常、ビジネスモデルと戦略を理解する手掛かりとなる、財務諸表、サステナビリティ開示、経営者による検討及び分析（MD&A）という3つの重要な領域が含まれます。それらの情報に相互のつながりがない場合、銀行は投資家、規制当局及びその他の報告書利用者から直接指摘を受ける可能性があります。気候関連の問題やその他の不確実性は特に注目されている内容です。

年次報告書で情報のつながりを実現させるためには、報告書の前段部分と後段部分に同じ内容が記載されていることが重要です。つながりのあるストーリーにするため、企業は以下を行います。

- 財務報告書の前段部分（サステナビリティ情報の開示やMD&Aなど）と財務諸表の間に点在する情報のつながりの確保
- 前段で開示されている個々の構成要素のつながりの確保

つながりについては、気候関連のリスクと機会、その他の不確実性など、企業の見通しの変動要因となる課題について報告する際に、特に重要です。つながりに関する詳細は、KPMGのウェブページ[Connected Reporting Today](#)をご参照ください。

IFRSサステナビリティ開示基準及び関連する基準の開発状況についてはKPMGのウェブページ[ISSB Standards Today](#)、欧州サステナビリティ報告基準に関する情報についてはKPMGのウェブページ[ESRS Today](#)をご参照ください。本冊子は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成に関する開示例を扱うものであり、サステナビリティ情報の開示は例示していません。

その他のガイダンス

本冊子を作成するに当たり、KPMGは開示強化タスクフォース（Enhanced Disclosure Task Force, EDTF）が2012年10月29日に公表した報告書「[銀行のリスク開示の改善](#)」で行った提言、及び2015年12月7日に公表したその[修正版](#)「[予想信用損失アプローチの導入による銀行のリスク開示への影響](#)」（以下、報告書）を考慮しました。報告書の目的は、銀行のリスク開示の領域における利害関係者とのコミュニケーションの改善に役立つことであり、投資家からの信頼を向上させることを最終目標としています。提言は、規制当局により要求される開示及びその他の利害関係者とのコミュニケーションを含むすべての財務報告に適用されるため、その適用範囲は財務諸表よりも広範となります。報告書の提言がIFRS会計基準により既に開示が要求されている情報の表示方法に影響を及ぼすケースや、新たな情報の開示を提案するケースが考えられます。

多くの規制当局は引き続き、財務諸表の開示に焦点を当てています。例えば、欧州証券市場監督局（ESMA）は、2024年の財務諸表のレビューにおける重点項目に関する[公式声明](#)を公表しました。

また、本冊子を作成するに当たり、以下の提言も考慮しました。

ー2015年12月に公表された「信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス」におけるバーゼル銀行監督委員会による[提言](#)及び2022年9月に英国の予想信用損失に関する開示（DECL）についてのタスクフォースで公表された[IFRS第9号の予想信用損失の一連の包括的な開示に関する提言](#)

判断の必要性

本冊子の開示例はKPMGの刊行物「[Guide to financial statements](#)」（「[IFRS®会計基準 財務諸表開示例・ガイド](#)」）シリーズのひとつであり、IFRS会計基準への準拠に特に焦点を当てています。これらの開示例は網羅的なものではありませんが、架空の銀行がIFRS会計基準により求められる開示を重要性に拘らず例示しています。ここに記載されている情報は一般的なものであり、企業固有の状況に対応するものではありません。

財務諸表の作成者は、財務諸表を作成及び表示する際に、例えば会計方針の選択、財務諸表の注記の記載の順序、報告企業特有の状況を反映する開示方法及び財務諸表の利用者のニーズに照らした開示の必要性に関する判断が求められます。

重要性

重要性は、財務諸表における項目の表示及び開示に関連します。財務諸表の作成者は、企業の報告日時点の財政状態及び報告期間における経営成績の理解に関連するすべての情報が財務諸表に含まれているかを検討することが求められます。

財務諸表の作成者はまた、重要性がない情報を含めることにより重要性がある情報を曖昧にしたり、性質や機能が異なる重要な項目を集約したりすることで、財務諸表を理解しにくいものとしないう、留意する必要があります。財務諸表にとって個々の開示に重要性がない場合は、それが会計基準における具体的な要求事項であっても、提供する必要はありません。財務諸表の作成者は、報告期間に係る重要性に基づき、適切な開示のレベルを決定しなければなりません。

IAS第1号「財務諸表の表示」第29項から第31項には、重要性及び財務諸表への重要性の適用に関するガイダンスが含まれています。さらに、IAS第1号第117項から117E項には、会計方針の開示への重要性の適用に関するガイダンスが含まれています。財務諸表の作成における重要性の適用に関するガイダンスを示した[IFRS実務記述書第2号](#)「重要性の判断の行使」も検討してください。

常に大局的な見地に立つ

財務報告では、規定に準拠することだけを目的とするのではなく、効果的なコミュニケーションを行うことが重要です。投資家は事業報告の品質向上を引き続き求めているため、関連性のある情報が除外されないよう留意しなければなりません。銀行は財務諸表を作成する際に、財務情報を有効な方法で報告することによってコミュニケーションを改善することに重点を置く必要があります。

また、より有用な事業報告（better business reporting）に照らして財務諸表の表示及び開示を刷新することも検討してください。さらなる情報については、KPMGのウェブサイト[Connected Reporting Today](#)を参照してください。

参照及び略語

本冊子の左の余白に参照が記載されています。通常、この参照は表示及び開示に関する規定にのみ関連しています。

<i>IAS 1.82(a)</i>	IAS第1号第82項(a)
<i>[IFRS 9.4.1.1]</i>	IFRS第9号4.1.1項。角括弧は、その参照条項が表示及び開示に関する規定ではなく、認識及び測定に関する規定に関連していることを示しています。
<i>[IFRIC 23.11]</i>	IFRIC第23号第11項。角括弧は、その参照条項が法人所得税の処理の不確実性に関する解釈指針の第11項に関連していることを示しています。
<i>Insights 2.3.70.10</i>	KPMGの刊行物「 Insights into IFRS® 」（第21版）の第2.3.70.10項

本冊子の本文の左側余白の以下の線は以下の内容を示すものです。

IFRS第8号「事業セグメント」及びIAS第33号「1株当たり利益」の適用範囲である企業にのみ該当する開示

本冊子の2023年版以降に行われた主要な変更

グレーのイタリック体で表示されている脚注は、EDTF及びDECL報告書の提言を参照しており、IFRS会計基準の特定の規定ではありません。

本冊子では以下の略語が用いられています。

CGU	資金生成単位
ECL	予想信用損失
EDTF	開示強化タスクフォース
EPS	1株当たり利益
FVOCI	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分
FVTPL	純損益を通じて公正価値で測定する区分
NCI	非支配持分
注記	連結財務諸表に関する注記
OCI	その他の包括利益
SPPI	元本及び利息の支払いのみ

[銀行名]

連結財務諸表

2024年12月31日

財務ハイライト^a

収益

(百万ユーロ)



2024年 2023年

税引前利益

(百万ユーロ)



2024年 2023年

基本的 1株当たり利益

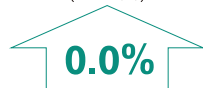
(ユーロ)



2024年 2023年

普通株式 1株当たり配当

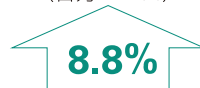
(ユーロ)



2024年 2023年

規制上の 自己資本

(百万ユーロ)



2024年 2023年

コア Tier1 資本

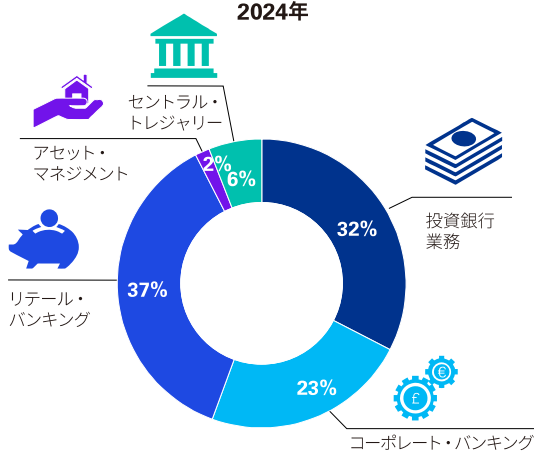
(百万ユーロ)



2024年 2023年

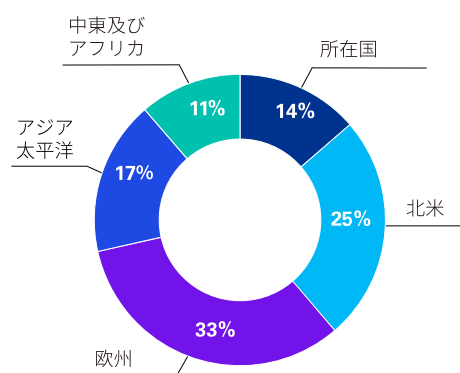
セグメント別収益

2024年



地域別収益

2024年



^a. 当行グループは上記の財務ハイライトにおいて、財務諸表に記載される特定の財務指標を示している。この情報は例示目的でのみ提供されている。

連結財政状態計算書^{a, b}

IAS 1.10(a), 10(ea),
29,
38–38A, 40A–40B,
54–55, 113

IAS 1.54(i)
IAS 1.54(d)
IAS 1.54(d),
IFRS 9.3.2.23(a)
IAS 1.54(d)
IAS 1.54(d)
IAS 1.54(d)
IAS 1.54(d)
IAS 1.54(n)
IAS 1.54(a)
IAS 1.54(c)
IAS 1.54(o)

百万ユーロ	注記	2024年 12月31日	2023年 12月31日
資産			
現金及び現金同等物	20	2,969	3,037
担保として供されていないトレーディング資産	21	16,122	15,249
担保として供されているトレーディング資産	21	540	519
リスク管理目的で保有するデリバティブ資産	22	858	726
銀行に対する貸付金	23	5,555	4,683
顧客に対する貸付金	24	62,732	56,712
投資有価証券	25	6,302	5,356
未収法人所得税等		48	53
有形固定資産 ^c	26	629	672
無形資産	27	275	259
繰延税金資産	18	320	297
その他の資産	28	1,107	829
資産合計		97,457	88,392

20ページから224ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 1.10 a. 企業は、意味が明瞭で誤解を招くものでない限り、「貸借対照表」等の他の表題を用いることもできる。

IAS 1.60–61, 63, Insights 3.1.10 b. 銀行または類似の金融機関は通常、流動資産及び非流動資産、流動負債及び非流動負債を、別個の区分として表示するよりも、流動性に基づいて表示する方が、信頼性のあるより適切な情報を提供するため、資産及び負債を流動性の順序によって並べた財政状態計算書を表示している。この場合、報告日より12ヶ月以内、及び報告日から12ヶ月より後に回収または決済される予定の金額が混在している資産及び負債の表示科目について、企業は12ヶ月より後に回収または決済される予定の金額を注記で開示する。

IFRS 16.47(a) c. 当行グループは有形固定資産（すなわち、当行グループが所有する同じ性質の原資産を表示しているのと同じ表示科目）に使用権資産を表示している。企業は、使用権資産を財政状態計算書において区分表示することも選択できる。

IAS 1.10(a), 10(ea),
29,
38–38A, 40A–40B,
54–55, 113

IAS 1.54(m)
IAS 1.54(m)
IAS 1.54(m)
IAS 1.54(m)
IAS 1.54(m)
IAS 1.54(m)
IAS 1.54(l)
IAS 1.54(o)

IAS 1.54(r)
IAS 1.54(r)
IAS 1.54(r)
IAS 1.54(r)
IAS 1.54(r)
IAS 1.54(q)

連結財政状態計算書（続き）

百万ユーロ	注記	2024年 12月31日	2023年 12月31日
負債			
トレーディング負債	21	7,026	6,052
リスク管理目的で保有するデリバティブ負債	22	828	789
銀行からの預金	29	11,678	10,230
顧客からの預金	30	53,646	48,904
発行済負債証券	31	11,227	10,248
劣後債務	32	5,642	4,985
引当金	33	128	114
繰延税金負債	18	107	106
その他の負債 ^a	34	838	818
負債合計		91,120	82,246
資本			
資本金及び資本剰余金	35(A)	2,227	2,195
その他の資本性金融商品	35(B)	500	500
準備金		138	199
利益剰余金		3,335	3,135
資本合計（非支配持分を除く）		6,200	6,029
非支配持分	36(D)	137	117
資本合計		6,337	6,146
負債及び資本合計		97,457	88,392

20ページから224ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

IFRS 16.47(b)

a. 当行グループはその他の負債にリース負債を表示している。企業（借手）は、リース負債を財政状態計算書においてその他の負債から区分表示することも選択できる。

連結純損益及びその他の包括利益計算書^a

12月31日に終了した事業年度

百万ユーロ	注記	2024年	2023年
実効金利法を用いて計算した受取利息 ^b	9	3,319	3,509
その他の受取利息	9	22	19
支払利息	9	(1,409)	(1,414)
純利息収益		1,932	2,114
受取手数料	10	854	759
支払手数料	10	(179)	(135)
手数料純収益		675	624
トレーディング純収益	11	1,434	987
FVTPLで測定するその他の金融商品からの純収益	12	77	27
その他の収益	13	79	68
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純損失	14	(9)	-
収益 ^c		4,188	3,820
その他の収益		21	84
金融商品の減損損失	6(A)	(616)	(448)
人件費	15	(2,529)	(2,301)
減価償却費及び償却費	26, 27	(120)	(113)
その他の費用	16	(398)	(585)
税引前純利益		546	457
法人所得税費用	18	(123)	(79)
当期純利益		423	378

20ページから224ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 1.10A a. 当行グループは単一の計算書によるアプローチに従って包括利益を表示することを選択している。2つの計算書によるアプローチの開示例についてはAppendix IIを参照。

IAS 1.82(a), Insights 7.10.70. 15–20 b. IFRS解釈指針委員会は、実効金利法により計算した受取利息を独立した科目で表示するという規定の適用について審議し、規定が当初認識後に償却原価またはFVOCIで測定する金融資産（ヘッジ会計の要求事項を適用した適格なヘッジ関係の影響を受けるものも含む）のみに適用されることを指摘した。

ただし、同委員会は、純損益及びその他の包括利益計算書においてその他の利息の金額を別の収益科目で表示できるか否かについては検討の対象としなかった。企業は、その他の金融資産から生じる受取利息は、それが企業の通常の活動の過程で生じる場合には、別の収益の表示科目に表示できると考えられる。

c. 本冊子では、最も目的適合性のある収益の表示方法は、純利息収益、手数料純収益、トレーディング純収益、FVTPLで測定するその他の金融商品からの純収益、その他の収益及び償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純損失の合計として表示することと考えている。ただし、他の表示方法も可能である。

連結純損益及びその他の包括利益計算書（続き）

12月31日に終了した事業年度

百万ユーロ	注記	2024年	2023年
当期純利益		423	378
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
IAS 1.82A(a) IAS 1.85 IAS 1.82A(a) IAS 1.85 IAS 1.82A(a)(i) IAS 1.82A(a)(i) IAS 1.91(b)	確定給付負債（資産）の再測定 FVOCI資本性金融商品への投資－公正価値の変動の純額 負債の信用リスク変動額 関連する税金 ^a	15 2 3 (4)	9 2 1 (4)
		8	8
純損益に振り替えられるまたは振り替えられる可能性のある項目			
為替換算調整勘定の変動：			
IAS 21.52(b) IAS 21.52(b)	在外営業活動体－為替換算差額 在外営業活動体への純投資ヘッジに係る純利益	(45) 30	(35) 31
ヘッジ・リザーブの変動：			
IFRS 7.24C(b)(i) IFRS 7.24C(b)(iv), IAS 1.92	キャッシュフロー・ヘッジー公正価値変動の有効部分 キャッシュフロー・ヘッジー純損益に振り替えられた金額 ^b	(43) 6	(22) 12
公正価値評価差額（FVOCI負債性金融商品）の変動：			
IFRS 7.20(a)(viii) IFRS 7.20(a)(viii), IAS 1.92 IAS 1.91(b)	FVOCI負債性金融商品への投資－公正価値の変動の純額 FVOCI負債性金融商品への投資－純損益に振り替えられた金額 ^b 関連する税金 ^a	(166) 129 25	(160) 125 15
		(64)	(34)
IAS 1.81A(b) IAS 1.81A(c)	その他の包括利益（税引後） 包括利益合計	(56) 367	(26) 352

IAS 1.90-91 a. 当行グループは、その他の包括利益の個々の構成要素を税効果考慮前の金額で表示し、純損益に振り替えられることのない項目に関連する税金の合計額と純損益に振り替えられるまたは振り替えられる可能性のある項目に関連する税金の合計額とを別個に表示することを選択している。当行グループは、その他の包括利益の個々の構成要素に係る税金に関する開示は注記18(B)に記載している。企業は同計算書においてその他の包括利益の個々の構成要素を、関連する税効果考慮後の金額で表示することもできる。

IAS 1.94 b. 当行グループは、組替調整を純損益及びその他の包括利益計算書において表示することを選択している。企業は、注記においてこれらの調整を表示することもできる。

連結純損益及びその他の包括利益計算書（続き）

12月31日に終了した事業年度

	百万ユーロ	注記	2024年	2023年
	純利益の帰属先：			
IAS 1.81B(a)(iii)	当行の普通株主		383	340
	その他の持分保有者		20	20
IAS 1.81B(a)(i)	非支配持分		20	18
			423	378
	包括利益合計の帰属先：			
IAS 1.81B(b)(iii)	当行の普通株主		327	314
	その他の持分保有者		20	20
IAS 1.81B(b)(i)	非支配持分	36(D)	20	18
			367	352
	1株当たり利益			
IAS 33.4	基本的1株当たり利益（ユーロ）	17	0.22	0.19
IAS 33.66	希薄化後1株当たり利益（ユーロ）	17	0.22	0.19
IAS 33.66				

20ページから224ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 1.10(c), 29, 108,
113, IFRS 7.24E

IAS 1.106(d)(i)

IAS 1.106(d)(ii), 106A

IAS 1.85

IFRS 7.20(a)(vii)

IFRS 7.20(a)(i)

IAS 21.52(b)

IAS 21.52(b)

IFRS 7.24C(b)(iv)

IFRS 7.24C(b)(iv),
IAS 1.92

IFRS 7.20(a)(viii)

IFRS 7.20(a)(viii),
IAS 1.92

IAS 1.91(b)

IAS 1.106(a)

IAS 1.106(d)(iii)

連結持分変動計算書

2024年12月31日に終了した事業年度

当行の所有者に帰属する持分

百万ユーロ	資本金	資本 剰余金
2024年1月1日残高	1,756	439
包括利益合計		
当期純利益	-	-
その他の包括利益		
確定給付負債（資産）の再測定	-	-
公正価値評価差額（FVOCI資本性金融商品）： FVOCI資本性金融商品への投資－公正価値の変動の純額	-	-
負債の信用リスク変動額	-	-
為替換算調整勘定： 在外営業活動体－為替換算差額	-	-
在外営業活動体への純投資ヘッジに係る純利益	-	-
ヘッジ・リザーブ： キャッシュフロー・ヘッジ－公正価値変動の有効部分	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ－純損益に振り替えられた金額	-	-
公正価値評価差額（FVOCI負債性金融商品）： FVOCI負債性金融商品への投資－公正価値の変動の純額	-	-
FVOCI負債性金融商品への投資－純損益に振り替えられた金額	-	-
その他の包括利益に係る税金	-	-
その他の包括利益合計	-	-
包括利益合計	-	-
当行の持分保有者との取引		
抛出及び分配		
持分決済型の株式に基づく報酬 ^a	-	-
行使されたストック・オプション	3	29
持分保有者への配当金及びクーポンの支払額	-	-
抛出及び分配合計	3	29
2024年12月31日残高	1,759	468

20ページから224ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

当行の所有者に帰属する持分								
その他の資本 性金融商品	為替換算 調整勘定	ヘッジ・ リザーブ	公正価値 評価差額	負債の 信用リスク 変動額	利益 剰余金	合計	非支配持分	資本合計
500	77	(85)	208	(1)	3,135	6,029	117	6,146
20	-	-	-	-	383	403	20	423
-	-	-	-	-	7	7	-	7
-	-	-	2	-	-	2	-	2
-	-	-	-	3	-	3	-	3
-	(45)	-	-	-	-	(45)	-	(45)
-	30	-	-	-	-	30	-	30
-	-	(43)	-	-	-	(43)	-	(43)
-	-	6	-	-	-	6	-	6
-	-	-	(166)	-	-	(166)	-	(166)
-	-	-	129	-	-	129	-	129
-	-	12	12	(1)	(2)	21	-	21
-	(15)	(25)	(23)	2	5	(56)	-	(56)
20	(15)	(25)	(23)	2	388	347	20	367
-	-	-	-	-	75	75	-	75
-	-	-	-	-	-	32	-	32
(20)	-	-	-	-	(263)	(283)	-	(283)
(20)	-	-	-	-	(188)	(176)	-	(176)
500	62	(110)	185	1	3,335	6,200	137	6,337

Insights 4.5.900.20 ^{a.} IFRS第2号「株式に基づく報酬」は概して、株式に基づく報酬取引に関連して認識された資本の増加を資本の独立した項目として表示するか、利益剰余金に含めるかについて、言及していない。KPMGの見解では、いずれのアプローチも認められる。当行グループは、そのような増加を利益剰余金に含めて表示することを選択している。

連結持分変動計算書（続き）

2023年12月31日に終了した事業年度

当行の所有者に帰属する持分

百万ユーロ

資本金

資本剰余金

2023年1月1日現在残高

1,756

439

包括利益合計

当期純利益

-

-

その他の包括利益

確定給付負債（資産）の再測定

-

-

公正価値評価差額（FVOCI資本性金融商品）：

FVOCI資本性金融商品への投資－公正価値の変動の純額

-

-

負債の信用リスク変動額

-

-

為替換算調整勘定：

在外営業活動体－為替換算差額

-

-

在外営業活動体への純投資ヘッジに係る純損失

-

-

ヘッジ・リザーブ：

キャッシュフロー・ヘッジー公正価値変動の有効部分

-

-

キャッシュフロー・ヘッジー純損益に振り替えられた金額

-

-

公正価値評価差額（FVOCI負債性金融商品）：

FVOCI負債性金融商品への投資－公正価値の変動の純額

-

-

FVOCI負債性金融商品への投資－純損益に振り替えられた金額

-

-

その他の包括利益に係る税金

-

-

その他の包括利益合計

-

-

包括利益合計

-

-

当行の持分保有者との取引

拠出及び分配

持分決済型の株式に基づく報酬^a

-

-

持分保有者への配当金及びクーポンの支払額

-

-

拠出及び分配合計

-

-

2023年12月31日残高

1,756

439

20ページから224ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 1.10(c), 29, 38,
38A, 108, 113

IAS 1.106(d)(i)

IAS 1.106(d)(ii), 106A

IAS 1.85

IAS 21.52(b)

IAS 21.52(b)

IFRS 7.24C(b)(iv)

IFRS 7.24C(b)(iv),

IAS 1.92

IFRS 7.20(a)(viii)

IFRS 7.20(a)(viii),

IAS 1.92

IAS 1.91(b)

IAS 1.106(a)

IAS 1.106(d)(iii)

当行の所有者に帰属する持分								
その他の 資本性 金融商品	為替換算 調整勘定	ヘッジ・ リザーブ	公正価値 評価差額	負債の 信用リスク 変動額	利益 剰余金	合計	非支配持分	資本合計
500	81	(78)	230	(2)	3,027	5,953	99	6,052
20	-	-	-	-	340	360	18	378
-	-	-	-	-	9	9	-	9
-	-	-	2	-	-	2	-	2
-	-	-		1	-	1	-	1
-	(35)	-	-	-	-	(35)	-	(35)
-	31	-	-	-	-	31	-	31
-	-	(22)	-	-	-	(22)		(22)
-	-	12	-	-	-	12	-	12
-	-	-	(160)	-	-	(160)	-	(160)
-	-	-	125	-	-	125	-	125
-	-	3	11	-	(3)	11	-	11
-	(4)	(7)	(22)	1	6	(26)	-	(26)
20	(4)	(7)	(22)	1	346	334	18	352
-	-	-	-	-	25	25	-	25
(20)	-	-	-	-	(263)	(283)	-	(283)
(20)	-	-	-	-	(238)	(258)	-	(258)
500	77	(85)	208	(1)	3,135	6,029	117	6,146

Insights 4.5.900.20 ^{a.} IFRS第2号は概して、株式に基づく報酬取引と関連して認識された資本の増加を資本の独立した項目として表示するか、利益剰余金に含めるかについて、言及していない。KPMGの見解では、いずれのアプローチも認められる。当行グループは、このような増加を利益剰余金に含めて表示することを選択している。

IAS 1.10(d), 29, 38,
38A, 113

IAS 7.18(b)

IAS 7.31, 33

IAS 7.31, 33

IAS 7.31, 33

IAS 7.35

IAS 7.10

IAS 7.21

IAS 7.16(c)

IAS 7.16(d)

IAS 7.16(a)

IAS 7.16(b)

IAS 7.16(a)

IAS 7.10

連結キャッシュフロー計算書^a

12月31日に終了した事業年度

百万ユーロ

注記

2024年

2023年

営業活動によるキャッシュフロー^b

当期純利益 ^c		423	378
調整：			
– 減価償却費及び償却費	26, 27	120	113
– 投資有価証券の減損損失	6(A)	22	19
– 貸付金の減損損失	6(A)	594	429
– 純利息収益	9	(1,932)	(2,114)
– FVTPLで測定する投資有価証券に係る純利益	12	(50)	(36)
– FVTPLで測定する貸付金に係る純損失（利益）	12	(153)	55
– FVTPLで測定する発行済負債証券に係る純損失	12	30	185
– FVOCIで測定する投資有価証券の売却による純損失	13	129	125
– 償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純損失	14	9	-
– FVOCIで測定する持分証券に係る配当	13	(2)	(8)
– 持分決済型の株式に基づく報酬取引	15	75	25
– 法人所得税費用	18	123	79
		(612)	(750)

増減：

– トレーディング資産	21	(894)	(993)
– リスク管理目的で保有するデリバティブ資産	22(A)	(132)	(104)
– 銀行に対する貸付金	23	(872)	(389)
– 顧客に対する貸付金	24	(6,329)	(6,275)
– その他の資産	28	(278)	(175)
– トレーディング負債	21	974	885
– リスク管理目的で保有するデリバティブ負債	22	39	35
– 銀行からの預金	29	1,448	1,071
– 顧客からの預金	30	4,742	2,245
– その他の負債及び引当金 ^d		317	75

(1,597) (4,375)

受取利息^e 3,034 5,262

受取配当金^e 13 8

支払利息^{d, e} (1,407) (1,372)

法人所得税の支払額 (119) (60)

営業活動による正味キャッシュフロー (76) (537)

投資活動によるキャッシュフロー^b

投資有価証券の取得による支出		(1,693)	(647)
投資有価証券の売却による収入		577	444
有形固定資産の取得による支出	26	(88)	(63)
有形固定資産の売却による収入	26	36	18
無形資産の取得による支出	27	(40)	(33)

投資活動による正味キャッシュフロー (1,208) (281)

20ページから224ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

連結キャッシュフロー計算書（続き）

IAS 1.10(d), 29, 38,
38A, 113

12月31日に終了した事業年度

IAS 7.21

IAS 7.17(c)

IAS 7.17(d)

IAS 7.17(e)

IAS 7.17(c)

IAS 7.17(a)

IAS 7.31, 34

IAS 7.10

IAS 7.28

百万ユーロ

注記

2024年

2023年

財務活動によるキャッシュフロー

負債証券の発行による収入		1,018	762
負債証券の償還による支出		(96)	(99)
リース負債の返済による支出 ^d		(78)	(80)
劣後債務の発行による収入		667	651
ストック・オプションの行使による収入	35	32	-
持分所有者への配当金及びクーポンの支払額 ^e	35	(283)	(283)

財務活動による正味キャッシュフロー

1,260 951

現金及び現金同等物の純増減額

(24) 133

1月1日現在の現金及び現金同等物

20 3,037 2,850

保有現金及び現金同等物の為替レート変動による影響

(44) 54

12月31日現在の現金及び現金同等物残高

20 2,969 3,037

20ページから224ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 7.18–19

a. 当行グループは、営業活動によるキャッシュフローを間接法により表示することを選択している。企業は、営業活動によるキャッシュフローを、直接法により表示することもできる。営業活動によるキャッシュフローを直接法により表示するキャッシュフロー計算書の例示については、KPMGの刊行物「[Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures](#) (September 2024)」のAppendix IIIを参照（「[IFRS®会計基準年次財務諸表ガイド - 開示例](#)」（2024年9月版）もご参照ください）。

IAS 7.16(c)–(d)

b. 本冊子において、投資有価証券の売却による総収入及び取得による総支出は、当行グループのディーリングまたはトレーディング業務の一部を構成しないため、投資活動によるキャッシュフローの構成要素として分類されている。

IAS 7.18, 20, A,
Insights 2.3.30.20

c. 当行グループは、間接法により営業活動によるキャッシュフローを表示する際に「当期純利益」を出発点としている。これはIAS第7号「キャッシュフロー計算書」で言及されている出発点であるが、IAS第7号の付録の設例では異なる金額（税引前純利益）を出発点としている。付録は会計基準と同等の地位を有するものではないため、会計基準に従うことが望ましいと考えられる。

IFRS 16.50,
IAS 7.17(e)

d. 当行グループは、次のように分類を行っている。
– リース料の元本部分に対する現金支払いを財務活動に含める。
– リース料の金利部分に対する現金支払いを、当行グループが選択した支払利息の表示と同様に、営業活動に含める（以下の脚注(e)を参照）。
– 短期リース料及び少額資産のリース料を営業活動に含める。

IAS 7.31,
Insights
2.3.50.10-20

e. IFRS会計基準は、利息及び配当金の受取りによるキャッシュフロー、並びに利息及び配当金の支払いによるキャッシュフローを別個に開示することを要求している。KPMGの見解では、そのような開示は注記ではなくキャッシュフロー計算書において義務付けられる。IFRS会計基準に明確なガイダンスがないため、企業は、以下を分類するための自社の会計方針を選択し、每期継続して適用している。
– 利息及び配当金の支払いの、営業活動または財務活動によるキャッシュフローへの分類
– 利息及び配当金の受取りの、営業活動または投資活動によるキャッシュフローへの分類
当行グループは、利息の支払いによるキャッシュフローと利息及び配当金の受取りによるキャッシュフローを営業活動に、配当金の支払いによるキャッシュフローを財務活動に、それぞれ分類することを選択している。利息の支払いにはリース負債の金利部分が含まれる。

IAS 1.10(e)

連結財務諸表注記^a

1. 報告企業

IAS 1.51(a)–(b),
138(a)–(b)

〔銀行名〕（「当行」）は〔X国〕に所在しています。当行の登録事業所の住所は〔住所〕です。連結財務諸表は当行及び子会社（当行及び子会社を合わせて「当行グループ」とします）により構成されます。当行グループは、主にインベストメント・バンキング、コーポレート・バンキング、リテール・バンキング及びアセット・マネジメントに関する業務を提供しています（注記8をご参照ください）。

2. 会計処理の基礎

IAS 1.16, 112(a), 10.17

連結財務諸表はIFRS会計基準に準拠して作成しています。連結財務諸表は〔月付〕に、当行の取締役会により公表の承認がなされています。

IAS 1.25–26

連結財務諸表は、当行グループが予測可能な将来において継続企業として存続するための十分なりソースを有しているとの経営陣の判断に基づき、継続企業の前提のもとで作成されています。この評価を行うにあたり、経営陣は、収益性に関する予測、自己資本規制及び資金調達ニーズを含む広範にわたる情報を検討しています。この評価には、合理的に可能性のある下方経済シナリオの検討とそのようなシナリオにおいて当行グループの収益性、資本及び流動性が受ける潜在的な影響の検討も含まれます^b。

当行グループの会計方針（会計方針の変更を含む）の詳細は、注記46及び注記5に記載されています。

3. 機能通貨及び表示通貨

IAS 1.51(d)–(e)

連結財務諸表は、当行の機能通貨であるユーロで表示しています。金額はすべて、特に記載がない限り、百万ユーロ単位で四捨五入しています。

4. 判断及び見積りの使用

この連結財務諸表を作成する際に、経営陣は、当行グループの会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っています。実績がこれらの見積りとは異なることがあります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。見積りの変更は、将来に向かって認識されます。

A. 判断

IAS 1.122

以下の注記には、連結財務諸表上で認識する金額に最も重大な影響を与える会計方針の適用に際して行う判断に関する情報が含まれています。

- 注記6(A)(iii)：金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したか否かを判定するための要件の設定、将来予測的な情報を予想信用損失の測定に織り込むための手法の決定、並びに予想信用損失の測定に用いるモデルの選択及び承認
- 注記46(A)(ii)：投資先に対する支配の判定
- 注記46(J)(iii)及び19：金融資産の分類：金融資産が保有されている事業モデルの評価及び金融資産の契約条件が元本及び元本残高に対する利息の支払いのみ（SPPI）であるか否かの評価

IAS 1.113–114

^a 注記は、実務的に可能な範囲で体系的な方法で表示し、主要財務諸表の項目と相互参照する。体系的な表示の方法を決定するにあたり、企業は、その方法が財務諸表の理解しやすさや比較可能性に与える影響を検討する。当行グループは、経営成績及び財政状態を理解するうえで最も適切と考えられる方法で、関連性のある情報をまとめて表示する際に、判断を行使している。本冊子で表示されている順序は、例示目的のものであり、企業は注記の構成を、企業特有の状況に合わせて独自に検討する必要がある。

IAS 1.25–26

^b 適切な開示は、企業特有の事実及び状況によって変わる。特に、企業の継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象または状態に関する重要性がある不確実性について経営陣が認識している場合、そのような不確実性について開示することが要求される。

連結財務諸表注記（続き）

4. 判断及び見積りの使用（続き）

B. 仮定及び見積りの不確実性

以下の注記には、翌事業年度内において資産及び負債の帳簿価額の重要性がある修正をもたらす重大なリスクのある、報告日現在の仮定及び見積りの不確実性に関する情報が含まれています。

- 注記6(A)(iii)及び46(J)(vii)：金融商品の減損：予想信用損失測定モデルへのインプット（回収可能キャッシュフローの見積りに使用する主要な仮定及び将来予測的な情報の織込みを含む）の決定
- 注記7(D)(ii)：重要な観察可能でないインプットを伴う金融商品の公正価値の測定
- 注記15(B)(iv)：確定給付債務の測定：主要な数理計算上の仮定
- 注記18(F)–(G)：繰延税金資産の認識：将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の便益を利用するために必要な将来の課税所得の発生可能性
- 注記27(B)：のれんを含むCGUの減損テスト：回収可能価額の基礎となる主要な仮定
- 注記39：偶発事象の認識及び測定：資源の流出の発生可能性及び規模に関する主要な仮定

5. 重要性がある会計方針の変更^{a, b, c}

当事業年度において、当行グループに重要性がある会計方針の変更はありません。

IAS 1.125, 129–130

IAS 8.28

- a. 表示している会計方針の変更の内容及び影響の説明は、当行グループの状況が反映された一例に過ぎず、その他の企業にとっての変更の内容及び影響を表しているとは限らない。これは例示目的のみで記載しているものであり、重要性についてはほぼ考慮していない。

2024年1月1日以後開始する事業年度から適用される会計基準及び解釈指針の改訂は、Appendix IIに記載している。

- b. 当行グループは、直近の年次財務報告期間以降の会計方針の変更を、個別の注記に記載することを選択している。あるいは、この情報を会計処理の基礎の注記（注記2を参照）に記載することもできる。

IAS 1.38

- c. 通常、当期の財務諸表で報告するすべての金額について、前期に係る比較情報が要求される。また、当期の財務諸表の理解に関連性がある場合には、説明的・記述的な情報の比較情報も要求される。しかし、企業が比較情報を修正再表示せずに新しい会計基準を適用している場合、比較情報は従前の会計基準等の規定を反映していることから、新しい会計基準の開示規定は、通常、比較期間には適用されない。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33, IAS 1.134

6. 金融リスク・レビュー^a

本注記は、当行グループの金融リスクに対するエクスポージャー及び当行グループの資本管理に関する情報を表示しています。

当行グループの金融リスク管理フレームワークに関する情報は、[注記43](#)をご参照ください。

	ページ
A. 信用リスク	22
i. 信用の質の分析	22
ii. 担保及びその他の信用補完	30
iii. 予想信用損失から生じる金額	33
iv. 信用リスクの集中	56
v. 金融資産と金融負債の相殺	56
B. 流動性リスク	63
i. 流動性リスクに対するエクスポージャー	63
ii. 金融負債及び金融資産の満期分析	64
iii. 流動性準備高	67
iv. 将来の資金調達の支援に利用可能な金融資産	68
v. 担保として供されている金融資産	68
C. 市場リスク	69
i. 市場リスクに対するエクスポージャー・トレーディング・ポートフォリオ	70
ii. 金利リスクに対するエクスポージャー・非トレーディング・ポートフォリオ	71
iii. 為替リスクに対するエクスポージャー・非トレーディング・ポートフォリオ	73
D. 資本管理	73
i. 規制資本	73
ii. 資本配分	75

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.33

A. 信用リスク

信用リスクの定義及び当行グループの信用リスクの軽減方法に関する情報は、[注記43\(B\)](#)をご参照ください。

i. 信用の質の分析

IFRS 7.35M, 36(a)

次の表は、償却原価で測定する金融資産、リース債権及びFVOCIで測定する負債性金融商品への投資の信用の質についての情報を記載しています。この情報には担保及びその他の信用補完を考慮していません。特段記載のない限り、金融資産に関する表中の金額は帳簿価額総額を表しています。ローン・コミットメント及び金融保証契約に関する表中の金額は、それぞれコミットした金額または保証した金額を表しています^b。

用語の説明：ステージ1、ステージ2、及びステージ3について、[注記46\(J\)\(vii\)](#)で説明しています。

IFRS 7.34

- ^a この金融リスクの開示は一例であり、当行グループの事実及び状況を反映したものである。特に、IFRS第7号「金融商品：開示」では、企業の経営幹部に内部的に提供される情報に基づく、企業のリスクに対するエクスポージャーに関する定量的データの要約を開示することが要求されるが、そのような「マネジメントアプローチ」のもとで開示されない場合には、一定の最低限の開示が要求される。

IFRS 7.35

- ^b IFRS第7号はローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーの分析を開示することを要求している。IFRS第7号は「信用リスクに対するエクスポージャー」という用語を定義していない。当行グループは、ローン・コミットメントに関してはコミットした金額、金融保証契約に関しては保証した金額を開示することが最も有用であると結論付けた。

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

i. 信用の質の分析（続き）^a

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.34(a)

百万ユーロ	2024年				購入した 信用減損 金融資産	合計
	IFRS第9号 12ヶ月のPDの 範囲	ステージ1	ステージ2	ステージ3		
償却原価で測定する銀行に 対する貸付金						
格付1-6：低リスク	0-0.59	4,396	908	-	-	5,304
格付7-9：中リスク	0.60-11.34	-	198	-	-	198
格付10：高リスク	11.35-99.99	-	58	-	-	58
格付11-12：信用減損	100.00	-	-	24	-	24
総額での帳簿価額		4,396	1,164	24	-	5,584
損失評価引当金		(6)	(14)	(9)	-	(29)
帳簿価額		4,390	1,150	15	-	5,555
償却原価で測定する顧客に 対する貸付金 ^b						
格付1-6：低リスク	0-0.59	35,410	6,312	-	-	41,722
格付7-9：中リスク	0.60-11.34	9,482	3,181	-	-	12,663
格付10：高リスク	11.35-99.99	-	3,462	-	-	3,462
格付11-12：信用減損	100.00	-	-	1,734	150	1,884
総額での帳簿価額		44,892	12,955	1,734	150	59,731
損失評価引当金		(545)	(627)	(718)	(17)	(1,907)
帳簿価額		44,347	12,328	1,016	133	57,824

- a. DECLタスクフォースは、2022年9月に英国において「IFRS第9号における一連の予想信用損失開示に当たっての推奨事項」に関する報告書の第3弾（DECL III報告書）を公表した。この報告書における主なアップデートには以下が含まれる。
- 各開示情報の作成において使用されたデフォルト確率（PD）（例：IFRS第9号における12ヶ月のPD）の定義の開示など、各開示情報におけるPDの定義の差異に対応するための新しいガイダンス、及び
 - IFRS第7号パラグラフ35Mの要求に則り、経営幹部に内部的に提供される情報として開示されている内部信用リスク格付の数が、特に信用リスクの高い区分に関して、有用な情報を提供するのに十分に細分化されているか否かの検討を促す提言

更にDECL III 報告書は、ECLの開示に対しより広範に適用される細分化の程度に関するガイダンスを提案しており、その対象範囲は信用の質の分析に限定されない。ガイダンスでは、一部のECL開示の有用性と比較可能性を高めるために、各銀行が共通の最低限の細分化に関する枠組みを使用することを推奨している。報告書では、(i)ポートフォリオ別または種類別の内訳、(ii)地域別の内訳（国内のエクスポージャーに関するより詳細な開示に財務諸表利用者が特に関心を寄せていることにタスクフォースは留意している）並びに(iii)エクスポージャーの実行済み（オン・バランスシート）と未実行（オフ・バランスシート）の内訳の3つを細分化の主な側面として挙げている。

この推奨事項は、主に英国の大手銀行に対するものであるが、英国内や世界中の他の銀行及び類似する金融機関にとっても参考となることが予想される。

- b. 本開示例は、償却原価で測定する顧客に対する貸付金の合計額のみについて提供している。ただし、実務においてはより詳細な開示（例えば、より詳細な信用リスク格付や銀行の事業の性質を反映して、ホールセール及びリテール・エクスポージャーを異なる種類別に開示）の方がIFRS第7号に記載されている開示の目的を満たすのに適切である。

IFRS 7.31
IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.34(a)

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

i. 信用の質の分析（続き）

百万ユーロ	IFRS第9号 12ヶ月のPDの 範囲	2023年			購入した 信用減損 金融資産	合計
		ステージ1	ステージ2	ステージ3		
償却原価で測定する銀行に 対する貸付金						
格付1-6：低リスク	0-0.59	4,317	375	-	-	4,692
格付7-9：中リスク	0.60-11.34	-	-	-	-	-
格付10：高リスク	11.35-99.99	-	-	-	-	-
格付11-12：信用減損	100.00	-	-	20	-	20
総額での帳簿価額		4,317	375	20	-	4,712
損失評価引当金		(9)	(13)	(7)	-	(29)
帳簿価額		4,308	362	13	-	4,683
償却原価で測定する顧客に 対する貸付金 ^a						
格付1-6：低リスク	0-0.59	39,985	4,500	-	-	44,485
格付7-9：中リスク	0.60-11.34	2,600	3,806	-	-	6,406
格付10：高リスク	11.35-99.99	-	1,579	-	-	1,579
格付11-12：信用減損	100.00	-	-	1,821	30	1,851
総額での帳簿価額		42,585	9,885	1,821	30	54,321
損失評価引当金		(309)	(582)	(685)	(17)	(1,593)
帳簿価額		42,276	9,303	1,136	13	52,728

^a. 本開示例は、償却原価で測定する顧客に対する貸付金の合計額のみについて提供している。ただし、実務においてはより詳細な開示（例えば、より詳細な信用リスク格付や銀行の事業の性質を反映して、ホールセール及びリテール・エクスポージャーを異なる種類別に開示）の方がIFRS第7号に記載されている開示の目的を満たすためには適切である。

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

i. 信用の質の分析（続き）

2024年						
百万ユーロ	12ヶ月のPDの 範囲	ステージ1	ステージ2	ステージ3	購入した 信用減損 金融資産	合計
リース債権						
格付1-6：低リスク	0-0.59	205	484	-	-	689
格付7-9：中リスク	0.60-11.34	-	82	-	-	82
格付10：高リスク	11.35-99.99	-	78	-	-	78
格付11-12：信用減損	100.00	-	-	90	-	90
損失評価引当金控除前の残高		205	644	90	-	939
損失評価引当金		-	(9)	(8)	-	(17)
帳簿価額		205	635	82	-	922
2023年						
百万ユーロ	12ヶ月のPDの 範囲	ステージ1	ステージ2	ステージ3	購入した 信用減損 金融資産	合計
リース債権						
格付1-6：低リスク	0-0.59	155	400	-	-	555
格付7-9：中リスク	0.60-11.34	-	98	-	-	98
格付10：高リスク	11.35-99.99	-	112	-	-	112
格付11-12：信用減損	100.00	-	-	96	-	96
損失評価引当金控除前の残高		155	610	96	-	861
損失評価引当金		(1)	(5)	(16)	-	(22)
帳簿価額		154	605	80	-	839

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.31
IFRS 7.33, 35M

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

i. 信用の質の分析（続き）

百万ユーロ	2024年				合計
	12ヶ月のPDの 範囲	ステージ1	ステージ2	ステージ3	
償却原価で測定する負債性証券					
格付1-6：低リスク	0-0.59	416	-	-	416
損失評価引当金		(6)	-	-	(6)
帳簿価額		410	-	-	410
FVOCIで測定する負債性証券					
格付1-6：低リスク	0-0.59	962	116	-	1,078
格付7-9：中リスク	0.60-11.34	25	95	-	120
格付10：高リスク	11.35-99.99	-	60	-	60
格付11-12：信用減損	100.00	-	-	82	82
総額での帳簿価額		987	271	82	1,340
損失評価引当金		(6)	(5)	(38)	(49)
帳簿価額－公正価値		1,027	296	40	1,363
ローン・コミットメント					
格付1-6：低リスク	0-0.59	1,063	138	-	1,201
損失評価引当金		(3)	(2)	-	(5)
金融保証契約					
格付1-6：低リスク	0-0.59	630	91	-	721
格付7-9：中リスク	0.60-11.34	-	15	-	15
格付10：高リスク	11.35-99.99	-	-	-	-
格付11-12：信用減損	100.00	-	-	4	4
保証金額		630	106	4	740
損失評価引当金		(4)	(1)	(1)	(6)

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

i. 信用の質の分析（続き）

	2023年				
百万ユーロ	12ヶ月のPDの 範囲	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
償却原価で測定する負債性証券					
格付1-6：低リスク	0-0.59	105	-	-	105
損失評価引当金		(4)	-	-	(4)
帳簿価額		101	-	-	101
FVOCIで測定する負債性証券					
格付1-6：低リスク	0-0.59	1,321	148	-	1,469
格付7-9：中リスク	0.60-11.34	21	91	-	112
格付10：高リスク	11.35-99.99	-	-	-	-
格付11-12：信用減損	100.00	-	-	119	119
総額での帳簿価額		1,342	239	119	1,700
損失評価引当金		(5)	(5)	(30)	(40)
帳簿価額－公正価値		1,383	258	85	1,726
ローン・コミットメント					
格付1-6：低リスク	0-0.59	897	117	-	1,014
損失評価引当金		(2)	(2)	-	(4)
金融保証契約					
格付1-6：低リスク	0-0.59	564	21	-	585
格付7-9：中リスク	0.60-11.34	-	16	-	16
格付10：高リスク	11.35-99.99	-	-	-	-
格付11-12：信用減損	100.00	-	-	-	-
保証金額		564	37	-	601
損失評価引当金		(2)	-	-	(2)

以下の表は、ステージ1、2及び3の顧客に対する貸付金の延滞状況に関する情報を示しています^a。

償却原価で測定する顧客に対する貸付金－延滞状況

百万ユーロ	2024年				合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3		
延滞なし	42,910	5,830	55		48,795
30日以内の期日経過	1,982	3,239	273		5,494
30日超の期日経過	-	3,886	1,406		5,292

百万ユーロ	2023年				合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3		
延滞なし	40,906	4,448	102		45,456
30日以内の期日経過	1,679	2,471	505		4,655
30日超の期日経過	-	2,966	1,214		4,180

IFRS 7.31, 33, 35B(a), 35B(c), 35D

^a これらの開示はIFRS会計基準で明確に求められているものではない。ただし、当行グループは、この情報を開示することが、財務諸表利用者が当行グループの信用リスク・エクスポージャーを評価し、著しい信用リスクの集中について理解できるようにする上で有用であると結論付けている。本開示例は、償却原価で測定する顧客に対する貸付金の合計額のみに提供している。ただし、実務においてはより詳細な開示（例えば、銀行の事業の性質を反映して、ホールセール及びリテール・エクスポージャーを異なる種類別に開示）の方がこの開示の目的を満たすためには適切である。

IFRS 7.31
IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.34(a), 35B(c),
35D, 36(a)

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

i. 信用の質の分析（続き）

以下の表は、FVTPLで測定される非トレーディング金融資産の信用分析を示しています。

百万ユーロ	12ヶ月のPDの 範囲	2024年	2023年
顧客に対する貸付金			
格付1-6：低リスク	0-0.59	3,188	2,516
格付7-9：中リスク	0.60-11.34	399	331
格付10：高リスク	11.35-99.99	199	161
格付11-12：信用減損	100.00	200	137
帳簿価額合計		3,986	3,145
負債性証券			
格付1-6：低リスク	0-0.59	2,541	2,243
格付7-9：中リスク	0.60-11.34	935	687
格付10：高リスク	11.35-99.99	172	103
格付11-12：信用減損	100.00	386	69
帳簿価額合計		4,034	3,102

以下の表は、トレーディング負債性証券の信用の質を示しています。分析は、[格付機関X] の格付に基づいています。

百万ユーロ	注記	2024年	2023年
国債及び財務省証券			
格付AAA	21	213	1,567
格付AA-からAA+	21	4,320	3,256
格付A-からA+	21	5,316	4,821
格付BBB+以下	21	372	198
		10,221	9,842
社債			
格付AA-からAA+	21	2,500	3,130
格付A-からA+	21	1,437	814
格付BBB+以下	21	554	126
		4,491	4,070
資産担保証券			
格付AA-からAA+	21	340	372
格付A-からA+	21	119	46
格付BBB+以下	21	57	45
		516	463

IFRS 7.36(a)

IFRS 7.36(a)

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

i. 信用の質の分析（続き）

以下の表は、デリバティブ取引から生じる取引相手の信用エクスポージャーの分析を記載しています。当行グループのデリバティブ取引は、通常現金により全額担保されています。担保及びその他の信用補完の詳細は、[注記6\(A\)\(ii\)](#)をご参照ください^a。

百万ユーロ	合計		取引所取引		店頭取引			
					中央清算機関		その他の契約 相互に担保を提供	
	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値
2024年								
デリバティブ資産	13,318	1,836	979	261	8,559	1,106	3,780	469
デリバティブ負債	11,740	(1,236)	774	(136)	9,183	(918)	1,783	(182)
2023年								
デリバティブ資産	12,064	1,683	982	248	2,543	387	8,539	1,048
デリバティブ負債	10,452	(1,161)	636	(111)	2,153	(230)	7,663	(820)

現金及び現金同等物

当行グループは、2024年12月31日時点において2,969百万ユーロ相当の現金及び現金同等物を保有しています（2023年：3,037百万ユーロ）。現金及び現金同等物は、中央銀行及び「[格付機関X](#)」による格付がAA-からAA+である金融機関に預け入れられています。

^a EDTF報告書は、銀行に対して、デリバティブ取引から生じる取引相手先の信用リスクの定量的及び定性的分析を開示するよう提案している。提案された開示には、取引所取引と店頭（OTC）取引ごとのデリバティブの想定元本総額の定量的分析、並びに店頭取引については担保契約の説明及び中央清算機関（CCP）を通じて決済される金額が含まれる。当行グループは、この情報の開示により、利用者が当行グループの信用リスクに対するエクスポージャーに関する理解を深めることができると結論付けている。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31
IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.35K(b), 36(b),
B8G

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

ii. 担保及びその他の信用補完

当行グループは、信用エクスポージャーの一部に対して担保及びその他の信用補完を有しています。以下の表は、金融資産の種類ごとの受入担保の主な種類を記載しています。

信用エクスポージャーの種類

百万ユーロ	注記	担保を受け入れている エクスポージャーの割合		受入担保の主な種類
		2024年 12月31日	2023年 12月31日	
トレーディング・デリバティブ資産 ^a	21	97	98	現金
リスク管理目的で保有する デリバティブ資産 ^a	22	100	100	現金
銀行に対する貸付金	23			
リバース・レポ契約 ^a		100	100	市場性のある有価証券
証券貸借取引 ^a		100	100	市場性のある有価証券
個人顧客に対する貸付金	24			
住宅ローン		100	100	住宅用不動産
個人ローン		-	-	なし
クレジット・カード		-	-	なし
法人顧客に対する貸付金	24			
ファイナンス・リース		100	100	有形固定資産
法人貸付		91	92	商業用資産、法人資産に 対する浮動担保
リバース・レポ契約		100	100	市場性のある有価証券
負債性証券	25	-	-	なし

IFRS 7.35K(b), 36(b)

デリバティブ、リバース・レポ契約及び証券貸借取引

当行グループは、マスター・ネットティング契約の締結並びに現金及び市場性のある有価証券の担保を受け入れることにより、デリバティブ、リバース・レポ契約及び証券貸借取引の信用リスクを軽減しています。

IFRS 7.13E, B50

デリバティブ取引は取引所または中央清算機関で取引されるか、あるいは国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）のマスター・ネットティング契約に基づき締結されています。原則として、ISDAマスター・ネットティング契約に基づき、例えば、債務不履行等の信用事象が発生した場合などの特定の状況においては、当該契約に基づく取引相手とのすべての未決済取引は解約され、解約価値が評価され、取引相手とのすべての取引の決済として単一の純額のみを受け取るまたは支払うこととなります。ISDAマスター・ネットティング契約の一環として、当行グループはクレジット・サポート・アネックス契約を締結しています。この契約に基づき、当行グループと当行グループの取引相手は、取引相手の信用リスクを軽減するために担保を差し入れることが義務付けられています。取引所及び中央清算機関で取引されたデリバティブについても、日次で証拠金の差入れを行っています。特定のデリバティブは、日次で「市場決済」されています。これにより、日次の変動証拠金は未決済のデリバティブ・ポジションの部分的な決済となり、それに応じてデリバティブの公正価値は減少します。

当行グループのレポ取引、リバース・レポ取引及び証券貸借取引は、ISDAマスター・ネットティング契約と同様の相殺条件が付されているマスター契約によりカバーされています。

IFRS 7.13A–13F, 35K, 36(b)

a. 本冊子において、デリバティブ、リバース・レポ契約及び証券貸借契約に関する担保の財務的影響は注記6(A)(v)に開示されている。ただし、これらの取引に関して、IFRS第7号第13A項に基づく開示がIFRS第7号第35K項及び第36項(b)で要求されるすべての情報を提供しない場合には、追加の開示が必要となることがある。

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

ii. 担保及びその他の信用補完（続き）

デリバティブ、リバース・レポ契約及び証券貸借取引（続き）

デリバティブ、レポ契約及びリバース・レポ契約並びに証券貸借取引に関連する担保契約の定量的情報は、[注記6\(A\)\(v\)](#)に記載されています。

住宅ローン

以下の表は、個人顧客に対する住宅ローンによる信用エクスポージャーをローン担保価値比率（LTV）のレンジ別に階層化して表しています。LTVは、担保価値に対する貸付金の総額、またはローン・コミットメントの契約金額の割合です。担保の評価には、担保の取得及び売却に関連する調整は含まれていません。住宅ローンの担保の価値は、当初の担保価値を住宅価格指標の変動に基づいて更新した価値に基づいています。信用減損貸付金の担保の価値は、最新の鑑定評価に基づいています。

百万ユーロ	注記	2024年 12月31日	2023年 12月31日
ローン担保価値（LTV）比率^a			
50%未満		4,780	4,385
51–70%		6,065	5,564
71–90%		2,755	2,528
91–100%		879	806
100%超		377	346
合計	24	14,856	13,629

信用減損貸付金

百万ユーロ	2024年 12月31日	2023年 12月31日
50%未満	380	330
51–70%	530	480
70%超	200	165
合計	1,110	975

住宅ローン・コミットメント

百万ユーロ	2024年 12月31日	2023年 12月31日
ローン担保価値（LTV）比率		
50%未満	211	153
51–70%	242	227
71–90%	100	88
91–100%	48	46
100%超	-	-
合計	601	514

法人顧客に対する貸付金

法人顧客の一般的な信用状況は、多くの場合、当該顧客に対する貸付金の信用の質に最も関連する指標です（[注記43\(B\)](#)を参照）。ただし、担保の提供により保全が行われるため、当行グループは通常、法人顧客である借手に担保を要求しています。当行グループは、不動産に対して第1順位の抵当権、すべての法人資産に対する浮動担保並びにその他の留置権及び保証の形態で担保を取得する場合があります。

^a 実務においては、より細分化されたLTVのレンジや異なるリスク特性のポートフォリオに対して別個に開示する等、より詳細な開示の方がIFRS第7号に記載されている開示の目的を満たすためには適切な場合がある。

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

ii. 担保及びその他の信用補完（続き）

法人顧客に対する貸付金（続き）

当行グループは、原則として、法人顧客の貸付金に対して保有する不動産の評価を、業界指標を用いて月次で更新しています。ただし、以下の場合には、通常四半期ごとに、より正式な評価を実施しています。

- 不動産や発電所などの特定のプロジェクトに資金を提供するための融資が行われている。
- 当該融資がウォッチリストに登録され、より厳密に監視されている。または、
- 当該融資が信用減損しており、その評価が経営陣の信用リスクに関する措置を決定するインプットとなっている。

以下の表は、リバース・レポ契約以外の償却原価で測定する法人顧客に対する貸付金に関して保有する識別可能な担保（主に商業用不動産）の帳簿価額及び価値を示しています。個々の貸付金について、開示される担保の価値は、貸付金の額面金額を上限としています。

百万ユーロ	2024年		2023年	
	帳簿価額	担保	帳簿価額	担保
ステージ1及び2	34,675	27,654	30,869	25,785
ステージ3	718	675	1,122	1,057

FVTPLに指定された投資有価証券

2024年12月31日現在、FVTPLに指定された投資有価証券の信用リスクに対する最大エクスポージャーは帳簿価額2,879百万ユーロ（2023年：2,071百万ユーロ）です。当行グループは、クレジット・デリバティブの形式による信用リスクに対するプロテクションを購入することにより、これらの投資有価証券の一部（全部ではない）に対する信用リスク・エクスポージャーを軽減しています。2024年12月31日現在、これらのデリバティブ契約は想定元本967百万ユーロ（2023年：1,088百万ユーロ）のプロテクションを提供しています。

当行グループは、FVTPLに指定された投資有価証券の公正価値及びこれらの投資有価証券の一部に対するプロテクションとして購入したクレジット・デリバティブの公正価値について、以下の変動を認識しています。

百万ユーロ	単年度 2024年	累計額 2024年	単年度 2023年	累計額 2023年
FVTPLに指定された投資有価証券：信用リスクの変動に起因する公正価値の変動	(84)	(96)	(76)	(84)
クレジット・デリバティブ契約：公正価値の変動の全額	32	10	28	12

信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、同一の借手の類似する債務を参照したクレジット・デフォルト・スワップの価格が観察可能な場合は、その変動に基づいて決定されます。なぜなら、それらのクレジット・スワップは、特定の金融資産についての信用リスクの市場評価を最も適切に反映しているからです。そのような価格が観察可能でない場合は、信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、観察される指標金利やその他の市場金利の変動に起因しない公正価値の変動の合計額として決定されます。特定の観察可能なデータがない場合には、このアプローチは金融資産保有について市場が要求するベンチマークに上乗せされたマージンの変動を見積ることから、信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の合理的な近似値を提供することになります。

その他の種類の担保及び信用補完

上記の表に含まれる担保に加えて、当行グループは、抵当権第2順位の担保及び浮動担保などの他の種類の担保及び信用補完を保有していますが、それらの個々の価値は通常入手できません。

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.35K, 36(b)

IFRS 7.35K(c)

IFRS 7.9(a)–(b)

IFRS 7.9(c)–(d)

IFRS 7.11(a)

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

ii. 担保及びその他の信用補完（続き）

担保権の行使により取得した資産

貸付金の担保として有していた担保権を行使することにより当行グループが当事業年度中に取得し、報告日現在保有する金融資産及び非金融資産の詳細は、以下のとおりです。

百万ユーロ	2024年	2023年
不動産	13	10
負債性証券	107	116
その他	7	6

当行グループは、秩序ある方法で担保を適時に処分する方針を有しています。当行グループは通常、自社の業務のために現金以外の担保を利用していません。

iii. 予想信用損失から生じる金額^a

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法

会計方針については、注記46(J)(vii)をご参照ください。

信用リスクの著しい増大

金融商品の債務不履行のリスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かを判定する際に、当行グループは、目的適合性があり過度のコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報について検討します。これには、当行グループの過去の実績や専門家の信用評価に基づき将来情報を含めた、定量的及び定性的情報並びに分析の両方が含まれています。

評価の目的は、以下を比較することにより、あるエクスポージャーについて信用リスクの著しい増大が生じているか否かを特定することです。

- 報告日現在の全期間のデフォルト確率（PD）
- エクスポージャーの当初認識時に見積られた、その時点での全期間のPD（期限前償還の予想に変動があった場合は適切に調整される）

当行グループは、信用リスクの著しい増大があったか否かを判定するために、以下の3つの要件を適用しています。

- PDの変動に基づく定量的テスト
- 定性的指標
- 30日の期日経過というバックストップ（ただし、[エクスポージャーの種類の開示]の場合を除く。この場合、15日の期日経過というバックストップが適用される。）

信用リスク格付

当行グループは、債務不履行のリスクの前兆であるとされる様々なデータに基づき、また経験に裏付けられた信用判定により、各エクスポージャーを信用リスク格付に配分しています。信用リスク格付は債務不履行のリスクを示す定性的要因及び定量的要因を用いて定義されています。これらの要因はエクスポージャーの性質及び借手のタイプによって異なります。

信用リスク格付は、信用リスクが悪化するにつれて、債務不履行が生じるリスクが急激に増大するように定義付けられ、調整されています。例えば、信用リスク格付1と2の間の債務不履行のリスクの差異は信用リスク格付2と3の間の債務不履行のリスクの差異よりも小さくなります。

^a この注記は、架空の銀行グループが予想信用損失から生じる金額についての特定の情報をどのように開示するかを例示している。企業が行う開示には企業がIFRS第9号の規定を適用した方法及びIFRS第7号の適用に関して企業が行った判断を反映させる。これらの開示例は、企業が説明されている方法で規定を解釈した場合に該当するであろう開示の性質を例示している。事実及び状況によっては、より詳細な情報、または具体的に示されている事項以外の事項についての情報が必要となる場合もある。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.35F(a), 35G

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法（続き）

信用リスクの著しい増大（続き）

信用リスク格付（続き）

各エクスポージャーは、借手に関する入手可能な情報に基づき、当初認識時に信用リスク格付に配分されます。エクスポージャーは継続的なモニタリングの対象となり、その結果、信用リスク格付が変更される場合があります。モニタリングは通常、以下のデータを使用して行います。

法人向けエクスポージャー	個人向けエクスポージャー	すべてのエクスポージャー
- 顧客ファイルの定期的なレビューの際に入手した情報 – 例：監査済財務諸表、経営管理情報、予算及び計画。特に重視する分野の例：総利益幅、財務レバレッジ比率、デッド・サービス・カバレッジ、財務制限条項への準拠、マネジメントの質、シニア・マネジメントの変更 - 信用照会機関からのデータ、新聞雑誌記事、外部信用格付の変更 - 入手可能な場合は借手の債券の価格及びクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）の価格 - 借手またはその事業活動における政策、規制及び技術環境の実際の及び予想される著しい変化	- 顧客の行動に関する内部で収集されたデータ（例：クレジット・カードの使用状況） - 購入能力の測定基準 - 業界標準信用度を含む、信用照会機関からの外部データ	- 支払記録（延滞状況及び支払比率に関する変数の範囲を含む） - 付与された限度枠の使用 - 条件緩和の要請及び付与 - 事業、財務及び経済の現在の状況及び予想される変動

以下の表は、当行グループの内部信用リスク格付とPDとをどのように関連付けているかを示したものであり、ホールセール・ポートフォリオについては、[格付機関X]の外部信用格付と関連付けています。加重平均PDは、各範囲の資産の帳簿価額に基づいて計算しています。

ホールセール

当行グループのホールセール・ポートフォリオは、銀行、公営企業、政府機関、法人及びその他の事業に対する貸付金で構成されています。

格付	12ヶ月のPDの加重平均	外部格付
格付1-6：低リスク	0.382	AAAからAA-
格付7-9：中リスク	5.901	A+からBBB-
格付10：高リスク	35.960	BB+からC
格付11-12：信用減損	100.000	デフォルト

リテール

リテール・ポートフォリオは、住宅ローン、個人向け貸付金及びクレジット・カード債権で構成されています。

格付	12ヶ月のPDの加重平均 ^a
格付1-6：低リスク	0.266
格付7-9：中リスク	4.050
格付10：高リスク	37.648
格付11-12：信用減損	100.000

a. この情報は、様々な種類のリテール・ポートフォリオを集約して提供したものである。ただし、通常は、これを異なるポートフォリオ別に（例：住宅ローンと無担保貸付金を別個に）提供の方が適切である。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.35F(a), 35G

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法（続き）

信用リスクの著しい増大（続き）

PDの期間構造の生成

信用リスク格付はエクスポージャーのPDの期間構造を決定付ける主要なインプットです。当行グループは、法管轄区域または地域ごと、商品及び借手の種類ごと、並びに信用リスク格付ごとに分析した信用リスク・エクスポージャーについての履行及び債務不履行の情報を収集しています。一部のポートフォリオについては、外部信用照会機関から購入した情報も使用しています。

当行グループは収集したデータを分析してエクスポージャーに関する全期間のPDを見積るため、また、これらが時の経過に伴ってどのように変化すると予想されるかを分析するため、統計的モデルを使用しています。

[異なるポートフォリオに対する異なるアプローチの使用に関する開示。関連する情報は通常、使用された異なる方法（例：より小規模のポートフォリオに対する単純な方法）並びに金額及び項目数の両方の観点でのポートフォリオの規模についての説明を含んでいます。]

信用リスクが著しく増大しているか否かの判定

当行グループは、各報告日に信用リスクが当初認識以降に著しく増大したか否かを評価しています。

一般的な指標として、特定のエクスポージャーの信用リスクは、当行グループの定量的モデルに基づき、以下の場合に当初認識以降に著しく増大したとみなされます。

- 残存期間における全期間のPDが当初認識時の見積りと比べて[X]%超増加したと判定されている。
- 年率換算した全期間のPDの当初認識以降の絶対的な変動が[X]ベース・ポイント以上増加している。

[商品またはポートフォリオの種類別に銀行が著しいと考える全期間のPDの増大の程度についての定量的な情報の開示]

[関連する定性的指標（異なるポートフォリオに対して用いられる異なる基準を含む）の開示一例：住宅ローン、クレジット・カード、商業用不動産等]

当行グループの信用リスク管理プロセスに関連付けられている、その関連付けがなければ適時に定量的分析に完全に反映されているとは限らない定性的要因に基づいて、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているとみなされる場合もあります。リスクの増大に関する特定の要件（ウォッチリストへの掲載等）を満たすエクスポージャーが、このケースに該当することとなります。このような定性的要因は、専門家の判断及び関連する過去の実績に基づいています。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.35F(a), 35G

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法（続き）

信用リスクの著しい増大（続き）

信用リスクが著しく増大しているか否かの判定（続き）

当行グループは、ポートフォリオの信用リスクの変化の背後にあるキードライバーを特定しています。一般的に、信用リスクの著しい増大は、PDの推計と定性的要因の検討に基づいて評価されます。各要因は、前述のように、個々の商品ごとに将来予測的な情報を反映するように設計されています。ただし、当行グループが個別の評価で適時に考慮されないキードライバーを特定している場合には、当行グループは、ポートフォリオの全部または一部について追加の集成的評価を行うことができる合理的で裏付け可能な情報があるか否かを評価することになります。これにより、当行グループは、ポートフォリオのあるセグメントまたはポートフォリオの一部に信用リスクの著しい増大があると結論付ける可能性があります。

当行グループは、地域[X]において、地元の炭鉱で雇用されている一部の借手に対する個人向け住宅ローン・ポートフォリオを有しています。より環境に配慮したテクノロジーへの移行を促進する政府の戦略を考慮して、当行グループは、石炭の需要が大幅に減少し、いくつかの炭鉱の閉鎖につながると予想しています。たとえその借手が延滞し、個々の貸付金ベースで信用リスクが著しく増大したという他の証拠がなくても、炭鉱で雇用されている借手への住宅ローンに債務不履行が発生するリスクは、著しく増大したと判断されます。当行グループは、このような住宅ローンを別個のセグメントとして扱い、全期間の予想信用損失と同額の損失評価引当金を認識しています。ただし、この地域での雇用を炭鉱に依存している借手に対して新たに組成した住宅ローンについては、当初認識以降信用リスクの著しい増大が生じていないため、12ヶ月の予想信用損失に等しい損失評価引当金を計上することになります。

[信用リスクの著しい増大を特定するために集成的アプローチを採用しているポートフォリオの情報の開示。これには、主な信用リスクの要因がポートフォリオのあるセグメントについてモニタリングできる場合や、企業がポートフォリオの一部について集成的評価を実施している場合が含まれる。]

IFRS 7.35F(a)(iii)

バックストップとして、当行グループは、資産が30日超の期日経過となる前に、あるいは[特定の種類のエクスポージャーに関して]15日超の期日経過となる前に、信用リスクの著しい増大があったとみなします。期日経過の日数は、全額の支払いを受け取らなかった支払期日を経過した最初の日から数えます。支払期日は借手が利用できる可能性がある猶予期間を考慮に入れません^a。

信用リスクの著しい増大を特定する目的と整合している場合には、モデルのアウトプットに対して経営者の判断による追加引当（management overlays）を適用している場合があります。

IFRS 7.35F(a)(iii)

a. 契約上の支払いの期日経過が30日超である場合に金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているというIFRS第9号5.5.11項における推定に反証がある場合、企業はどのように反証したかを説明する。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.35F(a), 35G

Insights 7.8.60.110

IFRS 7.35F(b), B8A

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法（続き）

信用リスクの著しい増大（続き）

信用リスクが著しく増大しているか否かの判定（続き）

当初認識時に比べ信用リスクの著しい増大がもはやないという証拠がある場合には、金融商品に対する損失評価引当金は再度12ヶ月の予想信用損失として測定されます。信用リスクの増大を示す定性的兆候（延滞や条件緩和（forbearance）等）の中には、その兆候自体が消滅した後も債務不履行リスクの増大が持続していることを示唆するものもあります。このような場合、当行グループは、その金融資産について信用リスクが十分に低減したという証拠を示す良好な行動があることを立証しなければならない観察期間を決定しています。貸付金の契約条件が変更された場合、全期間の予想信用損失を認識する要件にもはや該当しないという証拠には、変更後の契約条件に対する最新の支払実績の履歴等があります。[企業が適用する猶予期間の開示]

当行グループは、定期的なレビューを通じて以下を確認することにより、信用リスクの著しい増大を特定する際に使用される基準の有効性をモニターしています。

- 基準は、エクスポージャーが債務不履行となる以前に信用リスクの著しい増大を特定することができること
- 基準は、資産が30日の期日経過となる時点と一致しないこと
- 信用リスクの著しい増大の特定から債務不履行までの平均期間が合理的とみられること
- エクスポージャーが12ヶ月の予想信用損失の測定から信用減損に直接移動することが通常ないこと
- 12ヶ月のPD（ステージ1）と全期間のPD（ステージ2）の間の移動による損失評価引当金の根拠のない変動がないこと

債務不履行の定義

当行グループは、次のいずれかの場合に金融資産が債務不履行になっていると考えます。

- 当行グループが（担保を保有する場合に）当該担保の処分等の手段をとることがなければ、借手が信用債務について当行グループに全額の支払いを行う可能性が低い。
- 借手が当行グループに対する重要な信用債務について90日超の期日経過となっている。当座借越は、指定された限度額を顧客が超えた場合や現在の残高より少ない限度額が指定された場合は、期日経過であるとみなされる。
- 借手の信用債務の返済不能による破産の結果、当該資産のリストラクチャリングが行われる可能性が高くなっている。

債務者が債務不履行になっているか否かを評価する際に、当行グループは次のような指標を考慮します。

- 定性的な指標 – 例）財務制限条項への違反
- 定量的な指標 – 例）延滞状況及び同一発行体の他の債務についての当行グループへの未払い
- 内部で作成されたデータ及び外部から得たデータに基づく指標

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.35F(b), B8A

IFRS 7.35B(b),
35G(b)–(c)

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法（続き）

債務不履行の定義（続き）

金融商品が債務不履行になっているか否かを評価する際のインプット及びこれらのインプットの重要度は、状況の変化を反映させるため、時の経過に伴って変化する可能性があります。

債務不履行の定義は規制資本目的で当行グループが適用している定義（(D)(i)を参照）と概ね整合します。

当行グループは、2023年12月31日に終了する事業年度に、当行グループの主な規制当局[規制当局の名称]が導入しようとしている新しい規制に起因する特定の債務不履行の定義の変更を適用し、これを見積りの変更として会計処理しました。この適用による財務諸表に認識している予想信用損失の金額に対する重要な影響はありません^a。

将来予測的な情報の考慮

当行グループは、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったか否かの評価と予想信用損失の測定の方々に将来予測的な情報を織り込んでいます。

当行グループは、次の3つのシナリオを策定しています。そのシナリオとは、コンセンサス予測に基づいて内部的に開発した中心的なシナリオであるベース・ケースと、2つの可能性の低いシナリオ（1つは上昇シナリオ、もう1つは下降シナリオ）です。中心的なシナリオは、戦略的計画や予算編成などの他の目的で当行グループが使用している情報と整合しています。考慮している外部情報には、当行グループが事業を展開している国の政府機関及び金融当局、OECDや国際通貨基金などの国際組織、並びに特定の民間部門や学術的予測により公表されている経済データや予測が含まれます。

[シナリオの選択とそのウェイト付けの方法、及び報告期間中の重要な仮定の変更についての説明]

予想信用損失を測定する際に適用したシナリオの確率のウェイト付けは、以下のとおりです。

12月31日現在	2024年			2023年		
	上昇	中心的	下降	上昇	中心的	下降
シナリオの確率のウェイト付け	10%	70%	20%	20%	60%	20%

当行グループは、代表的な上昇シナリオ及び下降シナリオの策定を調整する目的で、より極端な事態を想定したストレス・テストを定期的の実施しています。シナリオのデザインについては、当行グループの経営幹部に助言を行う専門家パネルによる包括的なレビューが少なくとも年に一度実施されています。

^a. 本冊子で行われている開示は、例示のみを目的としており、異なる事例に対しても適切であるとは限らない。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.35B(b),
35G(b)–(c)

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法（続き）

将来予測的な情報の考慮（続き）

当行グループは、信用リスクのキードライバー及び金融商品の各ポートフォリオの信用損失を特定し文書化しています。またヒストリカル・データの分析を通して、マクロ経済変数と信用リスク及び信用損失の間の関係を見積っています。

ホールセール・ポートフォリオの場合の信用リスクのキードライバーは、GDP成長率、失業率及び金利です。特定の業種及び（または）地域に対するエクスポージャーの場合、関連するコモディティ及び（または）不動産価格もキードライバーに含まれます。リテール・ポートフォリオの場合の信用リスクのキードライバーは、GDP成長率、失業率、住宅価格及び金利です。

当行グループは、3年間の有効な予測期間にわたる信用リスクのそれぞれのキードライバーを推定しています。これに続いて、商品及び地域別の市場に応じて、2年から4年の平均回帰期間を設定しています。[遠い将来の期間について利用可能な詳細情報から予測を推定するために企業が考慮した特定の要因についての説明。企業は、キードライバーが有効期間及び平均回帰期間にわたってどのように変化すると見込まれるのかを示すグラフを表示することを検討してもよい。]

以下の表は、5年間の予測期間にわたるベース・シナリオ、上昇シナリオ及び下降シナリオで使用しているマクロ経済の前提を示しています^a。この前提は、金利及び失業率のパーセンテージの絶対値と、GDP及び住宅価格の前年度比のパーセンテージの変動を表しています。

2024年12月31日現在	GDPの変動	住宅価格 の変動	金利	失業率
中心的なシナリオの経済前提				
5年間の平均 ^b	2.00%	1.50%	4.25%	6.25%
ピーク*	2.75%	2.20%	4.75%	7.25%
上昇シナリオの経済前提				
5年間の平均	3.55%	2.85%	4.50%	4.00%
ピーク*	3.90%	3.05%	4.75%	4.80%
下降シナリオの経済前提				
5年間の平均	1.25%	-0.90%	5.50%	9.00%
トラフ*	0.85%	-1.25%	4.25%	10.00%
2023年12月31日現在	GDPの変動	住宅価格 の変動	金利	失業率
中心的なシナリオの経済前提^b				
5年間の平均	3.25%	2.00%	3.00%	6.00%
ピーク*	3.75%	2.75%	3.50%	6.75%
上昇シナリオの経済前提				
5年間の平均	3.75%	3.00%	3.50%	4.00%
ピーク*	3.95%	3.15%	4.25%	4.75%
下降シナリオの経済前提				
5年間の平均	2.60%	1.25%	5.75%	9.25%
トラフ*	1.75%	0.50%	3.75%	10.00%

* ピーク（上昇シナリオの場合）及びトラフ（下降シナリオの場合）は、GDP及び住宅価格の報告日からの累積変動を表している。金利及び失業率のピーク及びトラフは、報告日後の最高率または最低率を表している。

- a. 企業が異なる地域（国）で営業しており、それらの地域（国）には異なる仮定が適している場合には、使用した仮定に関する情報を地域（国）別に開示しなければならない場合がある。
- b. DECL III 報告書は、銀行に対して、中心的なシナリオにおける各主要インプットについて予測期間の各年の年間平均値を表形式で開示するよう推奨している。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.35B(b),
35G(b)–(c)

IFRS 7.35B(b)

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法（続き）

将来予測的な情報の考慮（続き）

当行グループは、予測を超えたインフレ率と金利の上昇及び地政学的な緊張による不確実性の増加の影響を考慮し、2024年12月31日現在の予想信用損失へのインプットとして用いた経済予測を2023年の水準から下方修正しました。

中心的なシナリオ及び上昇シナリオ・モデルでは、経済成長は2027年第1四半期までは横ばいで、その後は緩やかな成長に推移すると想定しています。

中心的なシナリオの場合、地政学的緊張や異常気象等の要因による生産や出荷の混乱により、GDPの成長は今後2年間横ばいで推移すると予想されます。GDPは3年目から5年目まではゆるやかに成長するでしょう。[金融当局の名称は、今後2年間にわたり金利を引き下げ、3年目から5年目の期間においてはほぼ据え置く見通しです。住宅価格は引き続き安定しており、今後2年間は名目成長し、3年目から5年目には金利環境の安定に伴い上昇します。失業率は、強い消費者需要に一部起因して、3年目から5年目にかけてわずかに低下します。

上昇シナリオは、低失業率と地政学的な緊張の解消を前提とした回復力のある経済を表しており、健全な水準の消費と投資を促します。住宅価格は、前年度比で上昇するものの、GDPの成長に遅れて上昇することとなります。

下降シナリオは、2025年第1四半期に失業率が10%に上昇し、GDP成長率が約0.85%に低下するという、経済が低迷する状況を表しています。これは、国際的な不安定さと国内政治の混乱に一部起因するものです。

[債務不履行が発生するリスクに関連するものの、最善の努力にもかかわらず、合理的で裏付け可能な情報が不足しているために、当行が予想信用損失への影響を見積ることができない不確実な事象についての開示。また、予想信用損失の算定から除外されたその他の情報の開示]

主な指標と債務不履行との間の予想される関係、及び金融資産の様々なポートフォリオに係る損失率は過去10年から15年のヒストリカル・データの分析に基づいて決定されています。

IAS 1.125

将来の経済状況に対する予想信用損失の感応度 ^{a,b}

予想信用損失は、将来予測シナリオの策定及びそのシナリオを計算に織り込む方法について行われた判断及び仮定に左右されます。経営陣は、資産の重要なクラスについて認識した予想信用損失の感応度分析を実施しています。

IAS 1.125

- a. IAS第1号「財務諸表の表示」第125項は、報告日現在の企業が将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正につながる重要なリスクがあるものに関する情報の開示を要求している。IAS第1号第129項は、この開示の例（「帳簿価額の、その計算の基礎となる方法、仮定及び見積りに対する感応度（その感応度の理由を含む）」）を提供している。企業は、銀行が予想信用損失を測定する際に行使する判断の程度及び複雑性とそれに伴う見積りの不確実性により、これらの規定を満たす情報が財務諸表の作成上最も重要な会計上の見積りの1つとなるという事実を反映し、これらの規定を満たすためにどのような情報を提供できるのかを考慮しなければならない。銀行は、IAS第1号第125項の規定を満たすために、内部で経営幹部に提供されているどの情報を利用できるのかを考慮しなければならない。企業は、提供されている開示を理解する上で関連性のある制約を開示しなければならない。
- b. DECL III 報告書は、将来の経済状況の予測において、重要な仮定に対する予想信用損失の感応度の分析を推奨している。報告書では、この感応度分析を行ううえで2つの方法を検討している。
1. 単一要因（または一変数の）分析。単一のインプット・パラメータ（例：住宅価格指数または失業率）の変動によって生じる予想信用損失の変動を測定する。
 2. 複数要因（または多変数の）分析。複数のパラメータの変動によって生じる予想信用損失の変動を測定する。例えば、この分析は、それぞれのマクロ経済シナリオ（上昇シナリオ、中心的なシナリオ及び下降シナリオ）に対して100パーセント加重を適用することによって達成される可能性がある。

報告書では、計上されている予想信用損失と感応度分析に含まれている予想信用損失の差異の調整表を作成し、感応度分析に含まれていない金額の内訳と含まれていない理由を記載することを推奨している。

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法（続き）

将来の経済状況に対する予想信用損失の感応度（続き）

以下の表は、3つのシナリオ全体にシナリオの確率のウェイト付けを適用するのではなく、各将来予測シナリオ（中心的、上昇及び下降）に100%のウェイト付けをしていると仮定した場合の法人顧客及び個人顧客に対する貸付金についての損失評価引当金を示しています。比較を容易にするために、財務諸表に反映されている確率加重金額も含めています。損失評価引当金の額は、各シナリオに対応したモデル適用後の調整を含んだ金額となっています。

12月31日現在	2024年				2023年			
	上昇	中心的	下降	確率加重	上昇	中心的	下降	確率加重
総額でのエクスポージャー （百万ユーロ）								
法人	36,170	35,343	33,875	35,132	33,129	32,876	30,276	31,456
個人	20,152	19,354	15,820	18,724	18,457	17,356	15,381	16,368
損失評価引当金 （百万ユーロ）								
法人	490	565	919	628	504	550	628	568
個人	1,023	1,151	1,853	1,279	930	1,010	1,145	1,025
ステージ2の資産 の割合								
法人	7%	9%	14%	10%	5%	7%	9%	8%
個人	12%	14%	18%	16%	12%	14%	17%	15%

[定量的データを説明する定性的情報の開示。感応度に関する情報を開示するために用いた技法の制約についての開示]

条件変更された金融資産

貸付金の契約条件は、市況の変更、顧客の維持及び顧客の現在または今後の信用の悪化に関連しない他の要因を含む様々な理由によって変更される可能性があります。条件変更された既存の貸付金は認識が中止され、再交渉された貸付金は新たな貸付金として注記46(J)(iv)に記載されている会計方針に従って公正価値により認識されます。

金融資産の条件が変更されていて、認識の中止が行われなかった場合には、当該資産の信用リスクの著しい増大があったか否かは次の両方を比較することによって決定します。

- 修正後の条件に基づく報告日における全期間のPD
- 当初認識時のデータ及び当初の契約条件に基づいて見積られた全期間のPD

条件変更により認識の中止が生じる場合には、新たな貸付金が認識され、ステージ1に配分されます（その時点では信用減損していないものと仮定しています）。

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IAS 1.125

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.35F(f), B5(g),
B8B

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法（続き）

条件変更された金融資産（続き）

当行グループは、回収の可能性を最大化し債務不履行リスクを最小化するために、財政的困難にある顧客に対する貸付金の条件を再交渉します（「条件緩和の活動」^aといいます）。債務者が現在債務不履行となっている場合、または債務不履行となるリスクが高い場合で、債務者が当初の契約条件に基づく支払を行うためにすべての合理的な努力をしたという証拠があり、債務者が修正後の条件を満たすことができると予想される場合に、当行グループの条件緩和の方針に基づいて、選択的に貸付金の条件緩和が行われます。

修正後の条件は通常、返済期限の延長、利息支払時期の変更及び財務制限条項の変更を含んでいます。個人向け及び法人向け貸付金は条件緩和の方針の対象となります。当行グループの与信委員会は、条件緩和の活動に関する報告書を定期的にレビューしています。

当行グループの条件緩和の方針の一環として条件変更された金融資産についてのPDの見積りには、当該条件変更によって当行グループの元利金回収の能力が改善または回復したかどうか、及び同様の条件緩和の過去の経験が反映されています。このプロセスの一環として、当行グループは借手の支払実績を修正後の契約条件に照らして、また様々な行動指標を考慮して評価します。

一般に条件緩和は信用リスクの著しい増大の定性的な指標であり、条件緩和の予想はエクスポージャーが信用減損している証拠を構成する場合があります（注記46(J)(vii)を参照）。エクスポージャーがもはや信用減損または債務不履行とみなされなくなる、あるいはステージ1とみなされる資産の12ヶ月のPDの範囲に収まるようなPDの低下があったとみなされるためには、顧客は、一定期間にわたり支払状況が一貫して良好であることを証明する必要があります。

予想信用損失の測定

予想信用損失を測定する際の主なインプットは以下の変数の期間構造です。

- デフォルト確率（PD）
- デフォルト時損失率（LGD）
- デフォルト時エクスポージャー（EAD）

ステージ1のエクスポージャーに対する予想信用損失は、LGD及びEADに12ヶ月のPDを乗じることによって計算されます。全期間の予想信用損失は、LGD及びEADに全期間のPDを乗じることによって計算されます。

PDの推計に関する手法は、前述の「PDの期間構造の生成」という節で説明されています。

IFRS 7.35G(a)

IAS 1.125

^a EDTF報告書は、銀行に対して、貸付金に係る条件緩和の方針を開示するよう提案している。本冊子において、KPMGは、財務諸表にこの情報を含めることにより、利用者が当行グループの信用リスク・エクスポージャーに関する理解を深めることができると仮定している。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.35G(a)

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法（続き）

予想信用損失の測定（続き）

LGDは債務不履行となった場合に発生する可能性のある損失の規模を表します。当行グループは、債務不履行となった取引相手に対する債権の過去の回収率に基づいて、LGDパラメータを見積っています。LGDモデルでは、請求権のストラクチャー、担保及び優先順位、取引相手の産業及び金融資産と不可分の担保の回収費用を考慮します。住宅用不動産によって担保されている貸付金のLTV比率はLGDを決定する際の主なパラメータとなります。LGDの見積りは異なる経済シナリオに対して、また、不動産を担保とする融資については不動産価格の変動可能性を反映して、再調整されます。これらはディスカウント・ファクターとして実効金利を用いることにより、割引キャッシュフローベースで計算されています。

EADはデフォルト時の予想されるエクスポージャーを表します。当行グループは、取引相手に対する現在のエクスポージャーに契約で認められている現在の金額への将来的な変動及び償却から生じる現在の金額への将来的な変動を加味してEADを算定しています。金融資産のEADは、デフォルト時の当該金融資産の総額での帳簿価額です。貸出コミットメントのEADは、契約に基づいて将来引き出される可能性のある金額であり、過去の情報及び将来の予測に基づいて見積られます。金融保証の場合、そのEADは、金融保証の履行義務が生じた際に負担する保証されたエクスポージャーの金額を表しています。一部の金融資産については、シナリオ及び統計的な手法を用いて様々な時点での潜在的なエクスポージャーの結果の範囲をモデル化することによってEADを決定しています。

前述のとおり、また、ステージ1の金融資産に関して最大12ヶ月のPDを用いることになっているため、当行グループは信用リスクに晒される最長の契約期間（借手の延長オプションを含む）の債務不履行リスクを考慮して予想信用損失を見積ります。これは、たとえ信用リスク管理目的上、当行グループがそれより長い期間を考慮する場合でも、その長い期間ではありません。最長の契約期間は、当行グループが債権の返済を要求する権利を有する日、あるいはローン・コミットメントまたは保証を解約する権利を有する日まで延長されます。

ただし、ローンと未使用コミットメント部分の両方を含んでいる当座貸越枠及びクレジット・カードについては、当行グループが返済を要求し未使用コミットメントを解約する契約上の能力が、信用損失に対する当行グループのエクスポージャーを契約上の通知期間に限定しない場合には、最長の契約期間よりも長い期間にわたって予想信用損失を測定します。これらの信用枠には固定された期間または返済の仕組みがなく、またこれらは集散的に管理されています。当行グループはこれらを即時に解約することができますが、このような契約上の権利が通常の日常的な管理において行使されることはなく、当行グループが当該信用枠のレベルでの信用リスクの増大に気付いた時にのみ行使されます。最長の契約期間よりも長い期間は、当行グループが実行することが予想され、かつ予想信用損失の軽減に役立つような信用リスク管理行動を考慮して見積っています。これには、限度額の引き下げ、信用枠の解約、及び（または）未使用限度額の固定期日に返済が要求されるローンへの変換が含まれます。[当年度及び過年度に実際に使用された期間または範囲の開示]

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.35G(a)

IFRS 7.35F(c)

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法（続き）

予想信用損失の測定（続き）

パラメータのモデル化を集合的に実施する場合、共通のリスクの特徴に基づいて金融商品をグループ化します。それには以下が含まれる場合があります。

- 商品の種類
- 信用リスクの格付
- 担保の種類
- 住宅ローンに関するLTV比率
- 当初認識日
- 満期までの残存期間
- 産業
- 借手の地理的な位置

グループ化については、特定のグループ内のエクスポージャーの均一性が保たれていることを確認するために、定期的なレビューを行います。

当行グループにおいて実績のデータが限られるポートフォリオについては、内部で入手可能なデータを補足するために外部のベンチマークとなる情報を用います。外部のベンチマークとなる情報が予想信用損失の測定における重要なインプットとなるポートフォリオは以下となります。

		使用した外部のベンチマークとなる情報	
エクスポージャー		PD	LGD
ポートフォリオ1 [説明]	[金額]	ムーディーズの債務不履行に関する調査	S&Pの回収に関する調査
ポートフォリオ2 [説明]	[金額]	ムーディーズの債務不履行に関する調査	S&Pの回収に関する調査
ポートフォリオ3 [説明]	[金額]	ムーディーズの債務不履行に関する調査	S&Pの回収に関する調査

判断を伴う調整^{a,b}

当行グループは、適切な場合、通常モデルに基づく計算プロセスの範囲外で、ECLの見積りに対して経営陣の判断を反映するための調整を行います。これらの判断を伴う調整の基礎となる仮定に対する変更は、翌12ヶ月以内にECLに重要な影響を与える可能性があります。これらの調整には、モデル適用後の調整（PMA）及び追加引当が含まれます。

IFRS 7.35G(a)

- a. これらの開示は、IFRS会計基準で明確に要求されていない。ただし、当行グループは、この情報を開示することにより、財務諸表の利用者が、当行グループがECLの算定に使用した見積手法を理解するのに役立つと判断している。ESMAは、2021年10月29日に公表した2021年の財務諸表のレビューにおける重点項目に関する声明の中で、予想信用損失の測定における経営者の判断による追加引当（management overlays）に関する開示を重点項目として挙げている。
- b. DECL III 報告書の重要なアップデートの1つは、判断を伴う調整の概念の導入である。これらは、銀行の通常モデルによる算定プロセスの範囲外で行われた、ECLの見積りに対する調整を把握することを意図している。報告書は、以下の開示を推奨している。
1. モデルに基づくECLに対して行われた重要な判断を伴う調整のそれぞれについて、調整理由の説明、金額（戻入れ・繰入れによる増加及び減少を含む）の決定方法、見積りに使用したアプローチ、及び判断を伴う調整が信用リスク開示のどこに含まれているかの記述。
 2. 重要な判断を伴う調整のそれぞれの金額について、引当の使用もしくは戻入れが想定される状況。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.35G(a)

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法（続き）

予想信用損失の測定（続き）

判断を伴う調整（続き）

- PMAは、市場データに対する最新のアップデート、既知のモデルの不備及び専門家の与信判断を反映することを目的とした事業年度末の報告プロセスの一環としてのECL残高に対する調整です。それらは通常、モデルの計算過程に基づいた細分化レベルで算定・割当てが実施されており、各経済シナリオごとに計算され、適切な場合はステージ分類の結果にも反映されます。
- 追加引当は、詳細なECL計算及び報告プロセスの範囲外で行われるECLモデルのアウトプットに対する調整です。これらは、モデルの計算過程に基づいた細分化レベルで算定されていないため、当行グループのPMAの定義を満たしていません。

当行グループは、すべての判断を伴う調整の適切性を評価するために内部のガバナンスの枠組み及び統制を有しています。当行グループは、これらの調整を可能な限り、定期的な再調整及びモデルの評価手続きを通じてECLモデルに組み込むことを目指しています。

- [当行グループがどのように判断を伴う調整の必要性を識別し、実際に行った判断を伴う調整の適切性及び結果を評価しているかについての記載。]

2024年12月31日現在、判断を伴う調整によって、損失評価引当金は、ホールセール事業において126百万ユーロ（2023年：119百万ユーロ）、リテール事業において202百万ユーロ（2023年：149百万ユーロ）、それぞれ増加しました。

12月31日現在	2024年		2023年	
	法人	リテール	法人	リテール
判断を伴う調整前の損失評価引当金（百万ユーロ） ^a	502	1,077	449	876
[調整 1 (PMA)]	25	64	24	51
[調整 2 (追加引当)]	81	105	84	79
[上記以外のPMA及び追加引当]	20	33	11	19
判断を伴う調整後の損失評価引当金（百万ユーロ）	628	1,279	568	1,025

^a. DECL III 報告書は、判断を伴う調整の例として、(i) 政府支援措置による影響、(ii) 不安定なセクターまたは地域に関する調整、あるいは (iii) モデル内の予測パラメータに対する調整、を含んでいる。特定の銀行において開示される調整は、その銀行特有の事情及び状況によって変わる。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.35H

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

損失評価引当金

以下の表^aは金融商品のクラス別に、損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整を表しています。信用リスクの変化によるステージ移動の判定基準は、当行グループの会計方針（注記46(J)(vii)を参照）に記載しています。

百万ユーロ	2024年			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
償却原価で測定する銀行に対する貸付金				
1月1日現在残高	9	13	7	29
ステージ1への移動	-	-	-	-
ステージ2への移動	(2)	2	-	-
ステージ3への移動	-	(3)	3	-
損失評価引当金の再測定額（純額）	4	10	8	22
組成または購入した新たな金融資産	4	-	-	4
認識が中止された金融資産	(1)	(4)	(2)	(7)
直接償却	-	-	(1)	(1)
割引の巻戻し	-	-	2	2
為替及びその他の変動	(8)	(4)	(8)	(20)
12月31日現在残高	6	14	9	29

百万ユーロ	2023年			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
償却原価で測定する銀行に対する貸付金				
1月1日現在残高	2	4	4	10
ステージ1への移動	1	(1)	-	-
ステージ2への移動	-	1	(1)	-
ステージ3への移動	-	-	-	-
損失評価引当金の再測定額（純額）	6	3	4	13
組成または購入した新たな金融資産	3	6	-	9
認識が中止された金融資産	-	-	-	-
直接償却	-	-	-	-
割引の巻戻し	-	-	1	1
為替及びその他の変動	(3)	-	(1)	(4)
12月31日現在残高	9	13	7	29

IAS 1.125

^a IFRS第7号第35H項は、金融商品のクラス別の損失評価引当金の調整表を要求している。本冊子は、この開示をリテール・ポートフォリオとホールセール・ポートフォリオ別に例示している。ただし、エクスポージャーの性質によっては、実務上は例えば住宅ローン、無担保貸付金、クレジット・カード別の調整表のように、より詳細な開示の方が適切である可能性がある。

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

損失評価引当金（続き）

	2024年				
百万ユーロ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	購入した 信用減損 金融資産	合計
償却原価で測定する顧客に対する貸付金*					
1月1日現在残高	309	582	685	17	1,593
ステージ1への移動	124	(124)	-	-	-
ステージ2への移動	(15)	62	(47)	-	-
ステージ3への移動	(2)	(62)	64	-	-
損失評価引当金の再測定額（純額）	87	221	178	-	486
組成または購入した新たな金融資産	82	20	-	-	102
認識が中止された金融資産	(12)	(20)	(23)	-	(55)
直接償却	-	-	(76)	-	(76)
割引の巻戻し	-	-	20	4	24
為替及びその他の変動	(28)	(52)	(83)	(4)	(167)
12月31日現在残高	545	627	718	17	1,907

	2023年				
百万ユーロ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	購入した 信用減損 金融資産	合計
償却原価で測定する顧客に対する貸付金*					
1月1日現在残高	188	402	511	17	1,118
ステージ1への移動	1	(1)	-	-	-
ステージ2への移動	-	47	(47)	-	-
ステージ3への移動	-	(35)	35	-	-
損失評価引当金の再測定額（純額）	57	156	153	-	366
組成または購入した新たな金融資産	68	-	-	-	68
認識が中止された金融資産	(6)	(16)	(10)	-	(32)
直接償却	-	-	(8)	-	(8)
割引の巻戻し	-	-	20	3	23
為替及びその他の変動	1	29	31	(3)	58
12月31日現在残高	309	582	685	17	1,593

* これらの表における損失評価引当金は、クレジット・カード及び当座貸越等の特定の個人向け商品に関するローン・コミットメントに係る予想信用損失を含んでいます。これは、当行グループがローン・コミットメント部分に係る予想信用損失と金融商品部分に係る予想信用損失とを別個に特定することができないためです。

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.31
IFRS 7.33, 35M

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

損失評価引当金（続き）

	2024年				
百万ユーロ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	購入した 信用減損 金融資産	合計
償却原価で測定する顧客に対する貸付金					
－ 個人顧客*					
1月1日残高	157	392	466	10	1,025
ステージ1への移動	84	(84)	-	-	-
ステージ2への移動	(13)	13	-	-	-
ステージ3への移動	(2)	(49)	51	-	-
損失評価引当金の再測定額（純額）	59	163	130	1	353
組成または購入した新たな金融資産	44	20	-	-	64
認識が中止された金融資産	(4)	(2)	(3)	-	(9)
直接償却	-	-	(38)	-	(38)
割引の巻戻し	-	-	10	2	12
為替及びその他の変動	(15)	(40)	(71)	(2)	(128)
12月31日現在残高	310	413	545	11	1,279

	2023年				
百万ユーロ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	購入した 信用減損 金融資産	合計
償却原価で測定する顧客に対する貸付金					
－ 個人顧客*					
1月1日残高	75	278	302	9	664
ステージ1への移動	1	(1)	-	-	-
ステージ2への移動	-	23	(23)	-	-
ステージ3への移動	-	(19)	19	-	-
損失評価引当金の再測定額（純額）	39	99	106	1	245
組成または購入した新たな金融資産	43	-	-	-	43
認識が中止された金融資産	(1)	(10)	(5)	-	(16)
直接償却	-	-	(4)	-	(4)
割引の巻戻し	-	-	10	2	12
為替及びその他の変動	-	22	61	(2)	81
12月31日現在残高	157	392	466	10	1,025

* これらの表における損失評価引当金は、クレジット・カード及び当座貸越等の特定の個人向け商品に関するローン・コミットメントに係る予想信用損失を含んでいます。これは、当行グループがローン・コミットメント部分に係る予想信用損失と金融商品部分に係る予想信用損失とを別個に特定することができないためです。

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

損失評価引当金（続き）

	2024年				
百万ユーロ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	購入した 信用減損 金融資産	合計
償却原価で測定する顧客に対する貸付金					
－ 法人顧客					
1月1日現在残高	152	190	219	7	568
ステージ1への移動	40	(40)	-	-	-
ステージ2への移動	(2)	49	(47)	-	-
ステージ3への移動	-	(13)	13	-	-
損失評価引当金の再測定額（純額）	28	58	48	(1)	133
組成または購入した新たな金融資産	38	-	-	-	38
認識が中止された金融資産	(8)	(18)	(20)	-	(46)
直接償却	-	-	(38)	-	(38)
割引の巻戻し	-	-	10	2	12
為替及びその他の変動	(13)	(12)	(12)	(2)	(39)
12月31日現在残高	235	214	173	6	628

	2023年				
百万ユーロ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	購入した 信用減損 金融資産	合計
償却原価で測定する顧客に対する貸付金					
－ 法人顧客					
1月1日現在残高	113	124	209	8	454
ステージ1への移動	-	-	-	-	-
ステージ2への移動	-	24	(24)	-	-
ステージ3への移動	-	(16)	16	-	-
損失評価引当金の再測定額（純額）	18	57	47	(1)	121
組成または購入した新たな金融資産	25	-	-	-	25
認識が中止された金融資産	(5)	(6)	(5)	-	(16)
直接償却	-	-	(4)	-	(4)
割引の巻戻し	-	-	10	1	11
為替及びその他の変動	1	7	(30)	(1)	(23)
12月31日現在残高	152	190	219	7	568

[必要に応じて、ローン・コミットメント及び金融保証契約並びに、個人・法人向け貸付金の各クラスについて区分した損失評価引当金の調整表の開示]

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.31
IFRS 7.33, 35M

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

損失評価引当金（続き）

百万ユーロ	2024年			合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	
FVOCIで測定する負債性証券				
1月1日現在残高	5	5	30	40
ステージ1への移動	1	(1)	-	-
ステージ2への移動	(6)	7	(1)	-
ステージ3への移動	-	(5)	5	-
損失評価引当金の再測定額（純額）	3	2	11	16
組成または購入した新たな金融資産	3	-	-	3
認識が中止された金融資産	-	-	(2)	(2)
直接償却	-	-	(9)	(9)
割引の巻戻し	1	(2)	5	4
為替及びその他の変動	(1)	(1)	(1)	(3)
12月31日現在残高	6	5	38	49

百万ユーロ	2023年			合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	
FVOCIで測定する負債性証券				
1月1日現在残高	2	2	14	18
ステージ1への移動	1	(1)	-	-
ステージ2への移動	(1)	1	-	-
ステージ3への移動	-	-	-	-
損失評価引当金の再測定額（純額）	3	1	10	14
組成または購入した新たな金融資産	2	2	4	8
認識が中止された金融資産	-	-	-	-
直接償却	-	-	-	-
割引の巻戻し	-	1	2	3
為替及びその他の変動	(2)	(1)	-	(3)
12月31日現在残高	5	5	30	40

FVOCIで測定する負債性証券の帳簿価額は公正価値であることから、それらの負債性証券の損失評価引当金は財政状態計算書上で認識されていません。

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

損失評価引当金（続き）

百万ユーロ	2024年 合計	2023年 合計
償却原価で測定する負債性証券		
1月1日現在残高	4	4
損失評価引当金の再測定額（純額）	1	-
組成または購入した新たな金融資産	1	-
為替及びその他の変動	-	-
12月31日現在残高	6	4
現金及び現金同等物		
1月1日現在残高	1	1
損失評価引当金の再測定額（純額）	-	-
現金及び現金同等物の純減額	-	-
為替及びその他の変動	-	-
12月31日現在残高	1	1
ローン・コミットメント及び金融保証契約		
1月1日現在残高	6	6
損失評価引当金の再測定額（純額）	(2)	-
新たなローン・コミットメント及び発行された金融保証契約	4	-
為替及びその他の変動	3	-
12月31日現在残高	11	6

百万ユーロ	2024年			合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	
ファイナンス・リース債権				
1月1日現在残高	1	5	16	22
損失評価引当金の再測定額（純額）	-	-	(2)	(2)
組成または購入した新たな金融資産	1	-	-	1
割引の巻戻し	-	-	1	1
為替及びその他の変動	(2)	4	(7)	(5)
12月31日現在残高	-	9	8	17

百万ユーロ	2023年			合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	
ファイナンス・リース債権				
1月1日現在残高	-	5	11	16
損失評価引当金の再測定額（純額）	1	-	3	4
組成または購入した新たな金融資産	-	-	-	-
割引の巻戻し	-	-	1	1
為替及びその他の変動	-	-	1	1
12月31日現在残高	1	5	16	22

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.B8E

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

損失評価引当金（続き）

以下の表は、以下の両項目間の調整表を示しています。

- 金融商品のクラス別の損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表における金額
- 連結純損益及びその他の包括利益計算書における金融商品の減損損失という表示科目

百万ユーロ

損失評価引当金の再測定額（純額）
組成または購入した新たな金融資産

以前に直接償却された金額の回収 ^a
不可欠な要素ではない金融保証契約 ^b
純損益に認識された金融商品の減損損失

百万ユーロ

損失評価引当金の再測定額（純額）
組成または購入した新たな金融資産

以前に直接償却された金額の回収
不可欠な要素ではない金融保証契約
純損益に認識された金融商品の減損損失

2024年							
償却原価で 測定する 銀行に対する 貸付金	償却原価で 測定する 顧客に対する 貸付金	FVOCIで 測定する 負債性証券	償却原価で 測定する 負債性証券	現金及び 現金同等物	ローン・ コミットメント及 び 金融保証契約	ファイナンス・ リース債権	合計
22	486	16	1	-	(2)	(2)	521
4	102	3	1	-	4	1	115
26	588	19	2	-	2	(1)	636
-	(18)	(1)	(1)	-	-	-	(20)
-	-	-	-	-	-	-	-
26	570	18	1	-	2	(1)	616
2023年							
償却原価で 測定する 銀行に対する 貸付金	償却原価で 測定する 顧客に対する 貸付金	FVOCIで 測定する 負債性証券	償却原価で 測定する 負債性証券	現金及び 現金同等物	ローン・ コミットメント及 び 金融保証契約	ファイナンス・ リース債権	合計
13	366	14	-	-	-	4	397
9	68	8	-	-	-	-	85
22	434	22	-	-	-	4	482
(3)	(3)	(18)	(10)	-	-	-	(34)
-	-	-	-	-	-	-	-
19	431	4	(10)	-	-	4	448

- Insights* 7.8.430.130, 7.10.80.30 a. 以前に直接償却された金額の回収を、純損益及びその他の包括利益計算書におけるどの特定の科目に表示するかについて、IFRS第9号にはガイダンスがない。KPMGの見解では、企業は、減損損失という表示科目においてこのような回収額を表示できる（が、要求はされない）。当行グループは、金融商品の減損損失という科目で回収額を表示することを選択している。
- Insights* 7.1.143.10 b. KPMGの見解では、企業は、求償権に係る利得または損失を以下のいずれかの表示科目で表示するという会計方針の選択をし、それを每期継続して適用しなければならない。
- IFRS第9号に従って決定した減損損失（減損損失の戻入れまたは減損利得を含む）という表示科目
 - 他の適切な表示科目
- 当行グループは最初のオプションを選択しているため、このような利得及び損失を上表に含めている。注記46(J)(vii)を参照。

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.35I, IG20B

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

損失評価引当金（続き）

以下の表は、当期中の金融商品の帳簿価額総額の著しい変動が、損失評価引当金にどのような変動をもたらしたのかを説明しています。

	2024年		
	影響：増加（減少）		
	ステージ1	ステージ2	ステージ3
償却原価で測定する顧客に対する貸付金			
プライムローンポートフォリオの取得による4,000百万ユーロの住宅ローンの増加	31	-	-
Blue Banking Plcの500百万ユーロの住宅ローン・ポートフォリオの売却	(7)	(39)	-
FVOCIで測定する負債性証券			
地域市場の崩壊による証券ポートフォリオの直接償却	-	-	(9)
ローン・コミットメント及び金融保証契約			
新規顧客の獲得につながった戦略的な成長計画によるクレジット・カード・ローン・コミットメントの増加	3	-	-
	2023年		
	影響：増加（減少）		
	ステージ1	ステージ2	ステージ3
償却原価で測定する顧客に対する貸付金			
当行グループの戦略的な成長計画の一環としての中小企業への融資の増加	19	-	-
FVOCIで測定する負債性証券			
[業界X]での広範囲にわたる信用格下げに伴う証券ポートフォリオの直接償却	-	-	(6)
ローン・コミットメント及び金融保証契約			
新規顧客の獲得につながった戦略的な成長計画によるクレジット・カード・ローン・コミットメントの増加	2	1	-

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iii. 予想信用損失から生じる金額（続き）

信用減損金融資産

注記46(J)(vii)における会計方針をご参照ください。

信用減損貸付金は、当行グループの内部の信用リスク格付制度において、11から12に格付けされています（注記43(B)を参照）。

以下は、信用減損している顧客に対する貸付金の帳簿価額純額の変動の調整表です^{a,b}。

百万ユーロ	2024年	2023年
1月1日現在の信用減損している顧客に対する貸付金	1,149	1,762
予想損失引当金の変動	(245)	(199)
当期中に信用減損している貸付金に分類されたもの	794	240
当期中に信用減損していない貸付金に移動したもの	(321)	(512)
純返済額	(57)	(87)
以前に直接償却された金額の回収	18	3
処分	(243)	(150)
受取利息	47	80
その他の変動額	7	12
12月31日現在の信用減損している顧客に対する貸付金	1,149	1,149

2024年12月31日に終了した事業年度中に直接償却し、依然として履行強制活動の対象としている金融資産の契約上の未回収残高は23百万ユーロ（2023年：20百万ユーロ）です。

条件変更された金融資産

以下の表は損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していた間に条件変更が行われた金融資産についての情報を提供しています。

百万ユーロ	2024年	2023年
当期中に条件変更された金融資産		
条件変更前の償却原価	450	367
条件変更による純損失	(17)	(14)
当初認識後に条件変更された金融資産		
過去に条件変更された金融資産で、当期中に損失評価引当金が全期間から12ヶ月の予想信用損失に等しい金額に変更された金融資産の総額での帳簿価額	14	11

a. EDTF報告書は、銀行に対して、当期の不良債権または減損貸付金の期首残高と期末残高との調整を開示するよう提案している。

当行グループは、財務諸表にこの情報を含めることにより、利用者が当行グループの信用リスク・エクスポージャーに関する理解を深めることができると結論付けている。

b. DECL III 報告書は、報告日現在のステージ2残高について、ステージ2に分類される理由（例：PDの変動、支払猶予の提供、観察期間）ごとに分析を実施することを推奨している。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.34(c), B8

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

iv. 信用リスクの集中

当行グループは、セクター別及び地域別に信用リスクの集中をモニターしています。貸付金、ローン・コミットメント、金融保証及び債券に関する信用リスクの集中の分析は、以下のとおりです。

百万ユーロ	注記
帳簿価額	23, 24, 25
コミットメントの金額／保証額	

IFRS 7.34(c), B8

セクター別集中

法人：

不動産

輸送

ファンド

その他

政府

銀行

個人：

住宅関連

無担保貸付

IFRS 7.34(c), B8

地域別集中

北米

欧州

アジア太平洋

中東及びアフリカ

貸付金並びにローン・コミットメント及び金融保証に関する地域別集中は、顧客の所在国に基づいています。債券の地域別集中は、債券の発行体の所在国に基づいています。

[企業は、財務諸表の利用者が信用リスク・エクスポージャーを評価し、重要な信用リスク集中を把握するのに役立つ場合、セクター別及び地域別集中に関する更なる開示を検討することもできます。関連する検討には、気候関連リスクによって特に影響を受けるセクターへの集中が含まれます。開示の対象となる可能性のあるセクターの例には、自動車、化学、建設及び建築資材、金属及び鉱業、石油及びガス、電力及び公益事業が含まれますが、これらに限定されるものではありません。]

v. 金融資産と金融負債の相殺

IFRS 7.13A

次の表に示される開示には、以下のいずれかに該当する金融資産及び金融負債が含まれています。

- － 当行グループの財政状態計算書上で相殺表示されているもの
- － 財政状態計算書上で相殺表示されるか否かに関係なく、法的強制力があるマスター・ネットティング契約または類似の金融商品をカバーする類似の契約の対象となっているもの

銀行に対する貸付金		顧客に対する貸付金		負債性証券		ローン・コミットメント及び 金融保証	
2024年	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年
5,555	4,683	62,732	56,712	5,807	4,929	38	28
-	-	-	-	-	-	1,941	1,615
-	-	43,589	37,894	4,885	4,133	1,288	1,071
-	-	18,346	16,018	2,399	2,128	1,234	1,039
-	-	12,724	10,525	2,421	1,843	54	32
-	-	9,331	8,737	-	-	-	-
-	-	3,188	2,614	65	162	-	-
-	-	-	-	824	709	-	-
5,555	4,683	-	-	-	-	-	-
-	-	19,143	18,818	98	87	653	544
-	-	13,239	13,361	98	87	630	524
-	-	5,904	5,457	-	-	23	20
5,555	4,683	62,732	56,712	5,807	4,929	1,941	1,615
1,118	944	15,397	11,837	2,374	2,246	80	67
3,122	2,635	35,516	32,545	2,443	1,847	1,803	1,499
722	664	6,118	7,356	528	446	40	33
593	440	5,701	4,974	462	390	18	16
5,555	4,683	62,732	56,712	5,807	4,929	1,941	1,615

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.B40–B41

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

v. 金融資産と金融負債の相殺（続き）

「類似の契約」には、デリバティブ・クリアリング契約、グローバル・マスター・レポ契約、及びグローバル・マスター証券貸借契約が含まれます。類似の金融商品には、デリバティブ、レポ契約、リバース・レポ契約及び証券貸借契約が含まれます。貸付金や預金などの金融商品は、財政状態計算書上で相殺される場合を除き、以下の表には含めていません。

ISDA及び類似のマスター・ネットティング契約（(ii)を参照）は、財政状態計算書における相殺表示の要件を満たしていません。なぜならば、これらの契約上、認識済みの金額を相殺する法的強制力のある権利は、当行グループまたは取引相手の債務不履行、支払不能または破産事象、あるいはその他の事前に決められた事象が発生した場合に限り、契約の当事者に対して発効することになっているからです。さらに、当行グループ及び取引相手は、純額決済する意図または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有していません。

当行グループは、以下の取引に関して、担保として現金及び市場性のある有価証券を授受しています。

- デリバティブ
- レポ契約及びリバース・レポ契約
- 証券貸借取引

当該担保は、（該当がある場合には）ISDAクレジット・サポート・アネックス等の標準の契約条項の対象となっています。これは、担保として受け入れた／差し入れた有価証券を、取引の契約期間中はさらに担保として差し入れるまたは売却することができるものの、期日到来時にはそれを返還しなければならないことを意味しています。契約条項により、各当事者は、担保が差し入れられなかった場合には関連する取引を解約することができる権利も有しています。

相殺、法的強制力のあるマスター・ネットティング契約及び類似の契約の対象である金融資産

IFRS 7.13C

2024年12月31日 百万ユーロ	認識済みの 金融資産の 総額	財政状態計 算書上相殺 表示される 認識済みの 金融負債の 総額	財政状態計 算書上で表 示される金 融資産の 総額	財政状態計算書上で 相殺表示されない 関連する金額		純額
				金融商品 (非現金担保 を含む)	受入現金 担保	
金融資産の種類						
デリバティブトレーディング 資産	978	-	978	(287)	(688)	3
リスク管理目的で保有する デリバティブ	858	-	858	(147)	(708)	3
リバース・レポ契約、証券貸借 契約及び類似の契約	8,314	-	8,314	(8,314)	-	-
顧客に対する貸付金	112	(98)	14	-	-	14
合計	10,262	(98)	10,164	(8,748)	(1,396)	20

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

v. 金融資産と金融負債の相殺（続き）

相殺、法的強制力のあるマスター・ネットリング契約及び類似の契約の対象である金融負債

2024年12月31日 百万ユーロ	認識済みの 金融負債の 総額	財政状態計算 書上相殺表示 される認識済 みの金融資産 の総額	財政状態計算 書上で表示さ れる金融負債 の純額	財政状態計算書上で 相殺表示されない 関連する金額		純額
				金融商品 (非現金担保 を含む)	差入現金 担保	
金融負債の種類						
デリバティブトレードイン グ負債	408	-	408	(287)	(117)	4
リスク管理目的で保有するデ リバティブ	828	-	828	(147)	(676)	5
レポ契約、証券貸借契約及び 類似の契約	387	-	387	(387)	-	-
顧客からの預金	98	(98)	-	-	-	-
合計	1,721	(98)	1,623	(821)	(793)	9

相殺、法的強制力のあるマスター・ネットリング契約及び類似の契約の対象である金融資産

2023年12月31日 百万ユーロ	認識済みの 金融資産の 総額	財政状態計 算書上相殺 表示される 認識済みの 金融負債の 総額	財政状態計 算書上で表 示される金 融資産の 純額	財政状態計算書上で 相殺表示されない 関連する金額		純額
				金融商品 (非現金担保 を含む)	受入現金 担保	
金融資産の種類						
デリバティブトレーディング 資産	957	-	957	(239)	(715)	3
リスク管理目的で保有する デリバティブ	726	-	726	(109)	(614)	3
リバース・レポ契約、証券貸借 契約及び類似の契約	7,412	-	7,412	(7,343)	-	69
顧客に対する貸付金	109	(97)	12	-	-	12
合計	9,204	(97)	9,107	(7,691)	(1,329)	87

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.13C

IFRS 7.13C

IFRS 7.31
IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.13C

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

v. 金融資産と金融負債の相殺（続き）

相殺、法的強制力のあるマスター・ネットリング契約及び類似の契約の対象である金融負債

2023年12月31日 百万ユーロ	認識済みの 金融負債の 総額	財政状態計算 書上相殺表示 される認識済 みの金融資産 の総額	財政状態計算 書上で表示さ れる金融負債 の純額	財政状態計算書上で 相殺表示されない 関連する金額		純額
				金融商品 (非現金担保 を含む)	差入現金 担保	
金融負債の種類						
デリバティブ・トレーディング 負債	372	-	372	(239)	(130)	3
リスク管理目的で保有する デリバティブ	789	-	789	(109)	(677)	3
レポ契約、証券貸借契約及び 類似の契約	412	-	412	(412)	-	-
顧客からの預金	97	(97)	-	-	-	-
合計	1,670	(97)	1,573	(760)	(807)	6

上記の表に開示されている財政状態計算書上の金融資産と金融負債の総額及び純額は、以下の基礎に基づいて財政状態計算書上で測定されています。

- デリバティブ資産及び負債－公正価値
- レポ契約、リバース・レポ契約及び証券貸借取引から生じる資産及び負債－償却原価
- 顧客に対する貸付金－償却原価
- 顧客からの預金－償却原価

IFRS 7.B42

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

v. 金融資産と金融負債の相殺（続き）

次の表は、前述の「財政状態計算書上の金融資産と金融負債の純額」として財政状態計算書で表示されている勘定科目を調整したものです。

財政状態計算書に表示される金融資産と金融負債の純額への調整表

2024年12月31日 百万ユーロ	純額	財政状態計算書の勘定科目	財政状態 計算書の 帳簿価額	相殺開示の 適用範囲外 の金融資産	注記
金融資産の種類					
デリバティブトレーディング 資産	978	担保として供されていない トレーディング資産	16,122	15,144	21
リスク管理目的で保有する デリバティブ	858	リスク管理目的で保有す るデリバティブ資産	858	-	22
顧客に対する貸付金	14	顧客に対する貸付金	62,732	56,400	24
リバース・レボ契約、証券貸 借契約及び類似の契約	6,318				
	1,996	銀行に対する貸付金	5,555	3,559	23
金融負債の種類					
2024年12月31日 百万ユーロ	純額	財政状態計算書の勘定科目	財政状態 計算書の 帳簿価額	相殺開示の 適用範囲外 の金融負債	注記
デリバティブトレーディング 負債	408	トレーディング負債	7,026	6,618	21
リスク管理目的で保有する デリバティブ	828	リスク管理目的で保有す るデリバティブ負債	828	-	22
レボ契約、証券貸借契約及 び類似の契約	387	銀行からの預金	11,678	11,291	29
顧客からの預金	-	顧客からの預金	53,646	53,646	30

IFRS 7.31

IFRS 7.33, 35M

IFRS 7.B46

IFRS 7.31
IFRS 7.33, 35M

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

A. 信用リスク（続き）

v. 金融資産と金融負債の相殺（続き）

財政状態計算書に表示される金融資産と金融負債の純額への調整表（続き）

2023年12月31日 百万ユーロ	純額	財政状態計算書の勘定科目	財政状態 計算書の 帳簿価額	相殺開示の 適用範囲外 の金融資産	注記
金融資産の種類					
デリバティブトレーディング 資産	957	担保として供されていない トレーディング資産	15,249	14,292	21
リスク管理目的で保有する デリバティブ	726	リスク管理目的で保有する デリバティブ資産	726	-	22
顧客に対する貸付金	12	顧客に対する貸付金	56,712	50,566	24
リバース・レボ契約、証券貸 借契約及び類似の契約	6,134				
	1,278	銀行に対する貸付金	4,683	3,405	23
2023年12月31日 百万ユーロ	純額	財政状態計算書の勘定科目	財政状態 計算書の 帳簿価額	相殺開示の 適用範囲外 の金融負債	注記
金融負債の種類					
デリバティブトレーディング 負債	372	トレーディング負債	6,052	5,680	21
リスク管理目的で保有する デリバティブ	789	リスク管理目的で保有する デリバティブ負債	789	-	22
レボ契約、証券貸借契約 及び類似の契約	412	銀行からの預金	10,230	9,818	29
顧客からの預金	-	顧客からの預金	48,904	48,904	30

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

B. 流動性リスク^a

流動性リスクの定義及び当行グループの流動性リスクの管理方法に関しては、注記43(C)をご参照ください。

i. 流動性リスクに対するエクスポージャー

当行グループが流動性リスクを管理するために使用する主要な指標は、顧客からの預金及び短期の資金調達に対する正味流動資産の割合です。この目的において、正味流動資産は、現金及び現金同等物並びに活発で流動性の高い市場が存在する投資適格負債性証券を含みます。顧客からの預金及び短期の資金調達は、銀行からの預金、顧客からの預金、発行済負債証券、翌月中に満期を迎えるその他の借入金及びコミットメントを含みます。報告日現在及び事業年度における当行グループの顧客からの預金に対する正味流動資産の割合の詳細は、以下のとおりです。

	2024年	2023年
12月31日現在	22.0%	23.7%
当期平均	22.6%	23.1%
当期最大	24.2%	24.7%
当期最小	18.9%	21.2%

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.34(a)

IFRS 7.34(a), 39(c)

IFRS 7.34(a), 39(c) a. 本冊子における流動性リスクの例示では、流動性リスクに関する経営幹部への報告の主な基礎は、顧客からの預金に対する流動資産の割合であると仮定している。また、例示では、このアプローチが企業の流動性リスクの管理方法であると仮定している。ただし、他の表示も可能である。

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

B. 流動性リスク（続き）

ii. 金融負債及び金融資産の満期分析

以下の表は、当行グループの金融負債及び金融資産の契約終了までの残存期間を示しています^a。

IFRS 7.B11	2024年12月31日 百万ユーロ		注記	帳簿価額	名目イン フロー（アウ トフロー） の総額	1ヶ月未満	1ヶ月から 3ヶ月	3ヶ月から 1年	1年から 5年	5年超
	金融負債の種類									
IFRS 7.39(a)	非デリバティブ負債									
	トレーディング負債	21	6,618	(6,882)	(5,625)	(926)	(331)	-	-	-
	銀行からの預金	29	11,678	(12,713)	(10,683)	(1,496)	(534)	-	-	-
	顧客からの預金	30	53,646	(55,340)	(39,318)	(741)	(3,540)	(11,741)	-	-
	発行済負債証券	31	11,227	(12,881)	-	-	(201)	(12,680)	-	-
	劣後債務	32	5,642	(6,660)	-	-	-	(5,499)	(1,161)	-
IFRS 16.58	その他の金融負債—									
	リース負債	34	367	(404)	(11)	(23)	(101)	(269)	-	-
IFRS 7.B11C(c)	金融保証契約	33	32	(740)	-	-	(740)	-	-	-
IFRS 7.B11D(e)	ローン・コミットメント	33	6	(1,201)	(1,201)	-	-	-	-	-
			89,216	(96,821)	(56,838)	(3,186)	(5,447)	(30,189)	(1,161)	-
	デリバティブ負債									
	トレーディング：	21	408	-	-	-	-	-	-	-
	アウトフロー		-	(3,217)	(398)	(1,895)	(856)	(68)	-	-
	インフロー		-	2,789	138	1,799	823	29	-	-
	リスク管理：	22	828	-	-	-	-	-	-	-
	アウトフロー		-	(9,855)	(476)	(1,506)	(1,458)	(6,113)	(302)	-
	インフロー		-	9,010	466	1,472	1,392	5,509	171	-
			1,236	(1,273)	(270)	(130)	(99)	(643)	(131)	-
	金融資産の種類									
	非デリバティブ資産									
	現金及び現金同等物	20	2,969	2,969	2,537	432	-	-	-	-
	担保として供されている									
	トレーディング資産	21	540	550	390	125	35	-	-	-
	担保として供されていない									
	トレーディング資産	21	15,144	15,300	13,540	1,460	270	30	-	-
	銀行に対する貸付金	23	5,555	5,620	4,480	450	690	-	-	-
	顧客に対する貸付金	24	62,732	76,829	10,180	5,256	14,280	25,000	22,113	-
	投資有価証券	25	6,302	6,790	2,713	234	932	2,643	268	-
			93,242	108,058	33,840	7,957	16,207	27,673	22,381	-
	デリバティブ資産									
	トレーディング：	21	978	-	-	-	-	-	-	-
	インフロー		-	6,345	654	3,890	1,723	78	-	-
	アウトフロー		-	(5,279)	(250)	(3,321)	(1,643)	(65)	-	-
	リスク管理：	22	858	-	-	-	-	-	-	-
	インフロー		-	9,302	514	1,717	1,375	5,432	264	-
	アウトフロー		-	(8,388)	(493)	(1,678)	(1,301)	(4,765)	(151)	-
			1,836	1,980	425	608	154	680	113	-

IFRS 7.39, B11,
B11E, Insights
7.10.650.80

^a 当行グループは、金融商品の契約満期分析を開示している。この開示例では財務諸表の利用者が流動性リスクの内容及び程度を評価できるようにするために必要であると当行グループが考えるため、流動性リスク管理の一環として保有する金融資産（例：金融負債のキャッシュ・アウトフローに備えるためのキャッシュ・インフローを生み出すと期待される金融資産）の満期分析が含まれる。EDTF報告書は、銀行に金融資産の契約満期分析を開示することを提案している。

IFRS第7号は分析に使用される期間区分について特定の数を義務付けていないため、当行グループは適切な期間区分を決定するために判断を適用している。

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

B. 流動性リスク（続き）

ii. 金融負債及び金融資産の満期分析（続き）

2023年12月31日 百万ユーロ		名目イン フロー（ア ウトフロー） の総額		1ヶ月未満	1ヶ月から 3ヶ月	3ヶ月から 1年	1年から 5年	5年超
注記		帳簿価額						
金融負債の種類								
非デリバティブ負債								
トレーディング負債	21	5,680	(6,127)	(5,068)	(780)	(279)	-	-
銀行からの預金	29	10,230	(11,324)	(9,516)	(1,332)	(476)	-	-
顧客からの預金	30	48,904	(50,292)	(36,758)	(713)	(3,443)	(9,378)	-
発行済負債証券	31	10,248	(11,785)	-	-	-	(11,785)	-
劣後債務	32	4,985	(5,898)	-	-	-	(4,782)	(1,116)
その他金融負債－リース 負債	34	441	(485)	(18)	(27)	(95)	(260)	(85)
金融保証契約	33	26	(601)	-	-	(601)	-	-
ローン・コミットメント	33	4	(1,014)	(1,014)	-	-	-	-
		80,518	(87,526)	(52,374)	(2,852)	(4,894)	(26,205)	(1,201)
デリバティブ負債								
トレーディング：	21	372	-	-	-	-	-	-
アウトフロー		-	(2,425)	(381)	(1,151)	(835)	(58)	-
インフロー		-	2,053	122	1,103	789	39	-
リスク管理：	22	789	-	-	-	-	-	-
アウトフロー		-	(7,941)	(313)	(1,041)	(1,423)	(5,125)	(39)
インフロー		-	7,152	336	972	1,341	4,483	20
		1,161	(1,161)	(236)	(117)	(128)	(661)	(19)
金融資産の種類								
非デリバティブ資産								
現金及び現金同等物	20	3,037	3,037	2,649	388	-	-	-
担保として供されている トレーディング資産	21	519	528	375	121	32	-	-
担保として供されていない トレーディング資産	21	14,292	14,450	13,410	750	265	25	-
銀行に対する貸付金	23	4,683	4,753	3,721	443	589	-	-
顧客に対する貸付金	24	56,712	70,119	9,701	4,976	12,890	22,450	20,102
投資有価証券	25	5,356	5,823	2,045	212	679	2,633	254
		84,599	98,710	31,901	6,890	14,455	25,108	20,356
デリバティブ資産								
トレーディング：	21	957	-	-	-	-	-	-
インフロー		-	6,334	678	3,811	1,756	89	-
アウトフロー		-	(5,258)	(270)	(3,254)	(1,670)	(64)	-
リスク管理：	22	726	-	-	-	-	-	-
インフロー		-	7,378	299	987	1,498	4,532	62
アウトフロー		-	(6,615)	(278)	(907)	(1,403)	(3,987)	(40)
		1,683	1,839	429	637	181	570	22

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.39(a)–(b)

IFRS 7.39, B11B,

B11D

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

B. 流動性リスク（続き）

ii. 金融負債及び金融資産の満期分析（続き）

前述の表の金額は以下のとおり測定されています。

金融商品の種類	測定基準
非デリバティブ金融負債及び金融資産	割引前キャッシュフロー（見積利息支払額を含む）
金融保証契約及び未認識のローン・コミットメント	最も早い契約上の満期。金融保証契約については、保証の最大金額は保証が要求される可能性のある最も早い期間に配分されています。
リスク管理目的で保有するデリバティブ金融負債及び金融資産	契約上の割引前キャッシュフロー。表示金額は、総額で同時決済が行われるデリバティブ（例：先物為替予約及び通貨スワップ）に係る名目インフロー及びアウトフロー総額、及び純額決済されるデリバティブに係る純額を示しています。
当行グループの自己勘定取引業務の一部である、契約満期前に処分される予定のトレーディング・デリバティブ負債及び資産	財政状態計算書日の公正価値。これは、契約満期がこれらのポジションから生じる流動性リスクに対するエクスポージャーを反映しないためです。これらの公正価値は、1ヶ月未満の欄に開示されています。
当行グループが顧客と締結したトレーディング・デリバティブ負債及び資産	契約上の割引前キャッシュフロー。これは、このような金融商品が通常契約満期前に処分されることはなく、当行グループはこれらのデリバティブ・ポジションに関連するキャッシュフローの時期を理解するために契約満期の情報が必要不可欠であると考えているためです。
一部の金融資産及び金融負債に係る当行グループの予想キャッシュフローは、契約上のキャッシュフローから大幅に変動します。変動が生じる主な要因は、以下のとおりです。 - 顧客からの要求払預金は、残高が一定である、または増加することが見込まれます。 - 未認識のローン・コミットメントは、ただちにすべて実行されるとは予想されていません。 - 個人向け住宅ローンは、当初の契約満期は20年から25年ですが、顧客が期限前返済オプションを行使するため、平均予想残存期間は6年です。	

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

B. 流動性リスク（続き）

ii. 金融負債及び金融資産の満期分析（続き）

以下の表は、報告日から12ヶ月以内に回収または決済される予定の非デリバティブ金融資産及び金融負債の帳簿価額を示しています。

百万ユーロ	注記	2024年	2023年
金融資産			
顧客に対する貸付金	24	23,813	21,928
投資有価証券	25	3,634	2,656
金融負債			
顧客からの預金	30	12,838	13,115
発行済負債証券	31	979	18
劣後債務	32	-	178
その他金融負債－リース負債	41	95	100

以下の表は、報告日から12ヶ月より後に回収または決済される予定の非デリバティブ金融資産及び金融負債の帳簿価額を示しています。

百万ユーロ	注記	2024年	2023年
金融資産			
顧客に対する貸付金	24	34,215	31,002
投資有価証券	25	2,668	2,700
金融負債			
顧客からの預金	30	40,808	35,789
発行済負債証券	31	10,248	10,230
劣後債務	32	5,642	4,807
その他金融負債－リース負債	41	272	341

iii. 流動性準備高

金融負債から生じる流動性リスク管理の一環として、当行グループは現金及び現金同等物、並びに流動性要件を満たすために容易に売却することができるソブリン債からなる流動資産を保有しています。また、当行グループは、他の銀行と合意した信用枠を維持しており、中央銀行に対する担保として利用可能な制限の付されていない資産を保有しています（これらの金額は「当行グループの流動性準備高」といいます）。

以下の表は、当行グループの流動性準備高の内訳を示しています^a。

流動性準備高

百万ユーロ	2024年 帳簿価額	2024年 公正価値	2023年 帳簿価額	2023年 公正価値
中央銀行預け金	118	118	128	128
現金及びその他の銀行預け金	256	256	184	184
その他の現金及び現金同等物	2,595	2,595	2,725	2,725
制限の付されていないソブリン債	6,734	6,740	6,597	6,600
中央銀行が付与した未使用の信用枠*	250	-	231	-
中央銀行に対する担保として利用可能な その他の資産	15,548	16,550	13,686	14,278
流動性準備高合計	25,501	26,259	23,551	23,915

* 金額は実際に利用可能な信用枠です。

a. EDTF報告書は、銀行が保有する流動性準備高の構成要素の定量的分析を、理想的には期中平均及び期末残高を示して提供することを提案している。この分析は重要な子会社または通貨で維持される流動性準備高の利用制限の説明により補完されなければならない。当行グループは、この情報を含めることにより、利用者が当行グループの流動性リスクの管理方法に関する理解を深めることができると結論付けている。

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

B. 流動性リスク（続き）

iv. 将来の資金調達のために利用可能な金融資産

以下の表は、将来の資金調達を行うための当行グループの金融資産の利用可能性を示しています^a。

百万ユーロ	注記	制限付き		制限なし		合計
		担保として 供されている	その他*	担保として 利用可能	その他**	
2024年12月31日						
現金及び現金同等物	20	-	-	2,595	374	2,969
トレーディング資産	21	540	60	14,553	1,509	16,662
リスク管理目的で保有する デリバティブ資産	22	-	-	-	858	858
貸付金	23, 24	2,015	-	15,343	50,929	68,287
投資有価証券	25	-	30	5,915	357	6,302
非金融資産		-	-	-	514	514
資産合計		2,555	90	38,406	54,541	95,592
2023年12月31日						
現金及び現金同等物	20	-	-	2,725	312	3,037
トレーディング資産	21	519	54	13,838	1,357	15,768
リスク管理目的で保有する デリバティブ資産	22	-	-	-	726	726
貸付金	23, 24	1,730	-	13,253	46,412	61,395
投資有価証券	25	-	26	5,009	321	5,356
非金融資産		-	-	-	340	340
資産合計		2,249	80	34,825	49,468	86,622

* 担保として供されていませんが、当行グループは、法的またはその他の理由により、資金調達のために使用することが制限されていると考えている資産です。

** 担保としての使用は制限されていませんが、当行グループでは、通常の営業過程において資金調達のために容易に利用可能でないと考えている資産です。

v. 担保として供されている金融資産

2024年及び2023年12月31日現在の財政状態計算書に計上されており、負債の担保として供されている金融資産の合計は、上記の表に示されています。

レポ取引、証券貸借取引及び証券化取引の一環として、これらの活動における通常の条件に基づいて金融資産が担保に差し入れられています。また、これらの取引の一環として、当行グループは、債務不履行がなくても売却または再担保に供することが認められている担保を受け入れています。

2024年12月31日現在、担保として受け入れた金融資産のうち、債務不履行がなくても当行グループが売却または再担保に供することができるものの公正価値は、7,788百万ユーロ（2023年：7,308百万ユーロ）でした。

2024年12月31日現在、担保として受け入れた金融資産のうち、売却または再担保に供したものの公正価値は、5,661百万ユーロ（2023年：5,205百万ユーロ）でした。当行グループは、同等の債券を返還する義務を負っています。

2024年12月31日現在、トレーディング負債として分類されるデリバティブ負債及びリスク管理目的で保有するデリバティブ負債について、当行グループは取引相手に現金担保を差し入れており、債権793百万ユーロ（2023年：807百万ユーロ）を認識しています。これらの債権は、制限付きの担保とみなされており、銀行に対する貸付金または顧客に対する貸付金に含まれています。

a. EDTF報告書は、再担保または別契約の担保とすることが可能な受入担保を含む、制限が付されていない資産及び制限が付されている資産を貸借対照表の区分ごとに表形式で開示することを提案している。当行グループは、財政状態計算書に計上されている資産について、この情報を財務諸表に含めることにより、利用者が当行グループの流動性リスクに対するエクスポージャーに関する理解を深めることができると結論付けている。

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

C. 市場リスク^a

市場リスクの定義並びに当行グループがトレーディング及び非トレーディング・ポートフォリオの市場リスクを管理する方法に関する情報は、[注記43\(D\)](#)をご参照ください。

以下の表は、市場リスクにさらされている資産及び負債の、トレーディング及び非トレーディング・ポートフォリオへの配分を示しています^b。

百万ユーロ	注記	帳簿価額	市場リスクの測定	
			トレーディング・ ポートフォリオ	非トレーディング・ ポートフォリオ
2024年12月31日				
市場リスクにさらされている資産				
現金及び現金同等物	20	2,969	-	2,969
トレーディング資産	21	16,662	16,662	-
リスク管理目的で保有するデリバティブ	22	858	-	858
銀行に対する貸付金	23	5,555	-	5,555
顧客に対する貸付金	24	62,732	3,986	58,746
投資有価証券	25	6,302	4,502	1,800
市場リスクにさらされている負債				
トレーディング負債	21	7,026	7,026	-
リスク管理目的で保有するデリバティブ	22	828	-	828
預金	29, 30	65,324	-	65,324
負債性証券	31	11,227	1,250	9,977
劣後債務	32	5,642	-	5,642
2023年12月31日				
市場リスクにさらされている資産				
現金及び現金同等物	20	3,037	-	3,037
トレーディング資産	21	15,768	15,768	-
リスク管理目的で保有するデリバティブ	22	726	-	726
銀行に対する貸付金	23	4,683	-	4,683
顧客に対する貸付金	24	56,712	3,145	53,567
投資有価証券	25	5,356	3,504	1,852
市場リスクにさらされている負債				
トレーディング負債	21	6,052	6,052	-
リスク管理目的で保有するデリバティブ	22	789	-	789
預金	29, 30	59,134	-	59,134
負債性証券	31	10,248	2,208	8,040
劣後債務	32	4,985	-	4,985

IFRS 7.34, 40-41

- a. 本冊子における金利から生じる市場リスクに関する例として、金利から生じる市場リスクの測定及び管理に対する2つの一般的なアプローチである、バリュー・アット・リスク（VaR）及びギャップ分析を用いている。この設例では、金利から生じる市場リスクに関する経営幹部への報告の主な基礎は、トレーディング・ポートフォリオについてはVaR指標、及び非トレーディング・ポートフォリオについてはギャップ分析及び感応度分析であると仮定している。為替リスクに関しては、この例示は、為替レートから生じる市場リスクに関する経営幹部への報告の主な基礎は、VaR指標及び個々の通貨に関する集中リスクの分析であると仮定している。ただし、他の表示も可能である。
- b. EDTF報告書は、銀行に対して、トレーディング・ポートフォリオの市場リスクの開示に含まれるポジションと貸借対照表及び損益計算書の勘定科目との関連を利用者が容易に理解できるような情報を提供することを提案している。当行グループは、財政状態計算書の勘定科目のトレーディング・ポートフォリオと非トレーディング・ポートフォリオ間のリスク分析の開示により、利用者がグループの市場リスクの管理方法について容易に理解できるようになると結論付けている。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.41

6. 金融リスク・レビュー（続き）

C. 市場リスク（続き）

i. 市場リスクに対するエクスポージャー・トレーディング・ポートフォリオ

12月31日現在及び期中の当行グループのトレーディング・ポートフォリオのVaRポジション（信頼水準99%、保有期間10日間に基づく）の要約は、以下のとおりです。

百万ユーロ	12月31日	平均	最大	最小
2024年				
為替リスク	12.04	10.04	15.06	7.97
金利リスク	27.41	22.05	39.48	17.53
クレジット・スプレッド・リスク	9.07	6.97	9.52	5.66
その他の価格リスク	3.28	3.01	4.02	2.42
共分散	(2.76)	(3.08)	-	-
全体	49.04	38.99	62.53	34.01
2023年				
為替リスク	9.28	8.40	12.05	4.64
金利リスク	20.43	18.05	26.52	13.72
クレジット・スプレッド・リスク	6.08	5.11	8.83	3.50
その他の価格リスク	3.32	2.89	4.56	2.07
共分散	(2.24)	(2.08)	-	-
全体	36.87	32.37	47.64	26.68

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

C. 市場リスク（続き）

ii. 金利リスクに対するエクスポージャー—非トレーディング・ポートフォリオ

当行グループの非トレーディング・ポートフォリオの金利ギャップ・ポジションは、以下のとおりです。金利更改ギャップの表は、(i) 変動金利の場合は次の金利更改日または満期日、または(ii) 固定金利の場合は満期日に基づいて、貸借対照表における全期間の金利のミスマッチの構造を分析しています。

百万ユーロ	注記	帳簿価額	3ヶ月未満	3ヶ月から 6ヶ月	6ヶ月から 12ヶ月	1年から5年	5年超
2024年12月31日							
現金及び現金同等物	20	2,969	2,969	-	-	-	-
銀行に対する貸付金	23	5,555	4,903	652	-	-	-
顧客に対する貸付金	24	58,745	21,957	8,349	3,259	21,533	3,647
投資有価証券	25	1,800	177	442	720	360	101
		69,069	30,006	9,443	3,979	21,893	3,748
銀行からの預金	29	(11,678)	(11,202)	(476)	-	-	-
顧客からの預金	30	(53,646)	(39,715)	(1,584)	(1,636)	(10,711)	-
発行済負債証券	31	(9,977)	(5,143)	-	(184)	(4,650)	-
劣後債務	32	(5,642)	-	(4,782)	-	-	(860)
		(80,943)	(56,060)	(6,842)	(1,820)	(15,361)	(860)
リスク管理目的で保有する デリバティブの影響		-	3,620	1,576	-	(5,196)	-
		(11,874)	(22,434)	4,177	2,159	1,336	2,888
2023年12月31日							
現金及び現金同等物	20	3,037	3,037	-	-	-	-
銀行に対する貸付金	23	4,683	4,135	548	-	-	-
顧客に対する貸付金	24	53,567	19,844	7,671	2,913	19,867	3,272
投資有価証券	25	1,852	162	406	666	517	101
		63,139	27,178	8,625	3,579	20,384	3,373
銀行からの預金	29	(10,230)	(9,778)	(452)	-	-	-
顧客からの預金	30	(48,904)	(38,735)	(1,493)	(1,065)	(7,611)	-
発行済負債証券	31	(8,040)	(4,473)	-	(178)	(3,389)	-
劣後債務	32	(4,985)	-	(4,158)	-	-	(827)
		(72,159)	(52,986)	(6,103)	(1,243)	(11,000)	(827)
リスク管理目的で保有する デリバティブの影響		-	3,225	1,240	-	(4,465)	-
		(9,020)	(22,583)	3,762	2,336	4,919	2,546

金利ギャップの限度に対する金利リスク管理は、標準的及び標準的ではない様々な金利シナリオに対する当行グループの金融資産及び金融負債の感応度をモニターすることにより補完されています。月次で考慮される標準シナリオには、世界各国のすべてのイールドカーブにおける100ベース・ポイント上方または下方への平行移動、またはすべてのイールドカーブの12ヶ月を超える部分の50ベース・ポイント上昇または下落が含まれています。

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.34(a)

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

C. 市場リスク（続き）

ii. 金利リスクに対するエクスポージャー—非トレーディング・ポートフォリオ（続き）

イールドカーブにおいて非対称的な変動がなく、財政状態が一定であると仮定した場合の市場金利の変動に対する当行グループの感応度の分析は、以下のとおりです。

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.40(a)

百万ユーロ	平行移動 による 100bpの上昇	平行移動 による 100bpの下落	平行移動 による 50bpの上昇	平行移動 による 50bpの下落
予測純利息収益の感応度				
2024年				
12月31日現在	(43)	46	(22)	23
当期平均	(42)	45	(22)	22
当期最大	(44)	48	(23)	24
当期最小	(39)	41	(20)	20
2023年				
12月31日現在	(39)	41	(20)	20
当期平均	(38)	41	(19)	20
当期最大	(40)	42	(20)	21
当期最小	(37)	40	(19)	20
金利の変動に対する資本の感応度				
2024年				
12月31日現在	(77)	78	(39)	39
当期平均	(76)	78	(37)	38
当期最大	(79)	80	(39)	40
当期最小	(75)	77	(36)	36
2023年				
12月31日現在	(69)	69	(37)	38
当期平均	(68)	69	(36)	37
当期最大	(70)	71	(38)	39
当期最小	(67)	68	(36)	36

金利の変動は以下のように資本に影響を与えています。

- **利益剰余金**：純利息収益の増加または減少、並びに純損益に計上される、デリバティブ及び強制的にFVTPLで測定される売買目的以外の他の金融資産の公正価値の増加または減少
- **公正価値評価差額**：直接資本に計上されたFVOCIで測定する金融資産の公正価値の増加または減少
- **ヘッジ・リザーブ**：適格なキャッシュフロー・ヘッジ関係において指定されたヘッジ手段の公正価値の増加または減少

非トレーディング金利リスク・ポジションの総額は、セントラル・トレジャリーが管理しています。セントラル・トレジャリーは、投資有価証券、銀行に対する貸付金、銀行からの預金及びデリバティブ商品を用いてポジションを管理しています。金利リスク管理のためのデリバティブの使用については、[注記22](#)において説明しています。

連結財務諸表注記（続き）

6. 金融リスク・レビュー（続き）

C. 市場リスク（続き）

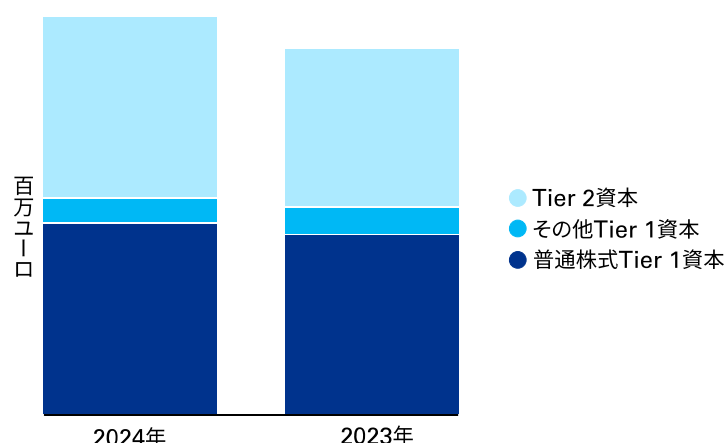
iii. 為替リスクに対するエクスポージャー—非トレーディング・ポートフォリオ

報告日現在、以下に記載のとおり在外営業活動体から生じる構造的な為替エクスポージャーを除き、非トレーディング勘定における重要な為替エクスポージャーはありませんでした。

百万	純投資	
	2024年	2023年
在外営業活動体の機能通貨		
英ポンド	984	782
米ドル	680	675

D. 資本管理^a

i. 規制資本



当行グループの主要な規制当局[規制機関名]は、当行グループ全体及び親会社の資本規制を策定しモニターしています。個別の銀行業務は現地の規制当局により直接監督されています。

[主要な規制当局]は、2015年1月1日よりバーゼルIIIの資本規制を適用しました。[主要な規制当局]は、IFRS第9号の適用に向けての移行措置に関するガイドラインを公表しました。そのガイドラインでは、規制上の自己資本に及ぼすIFRS第9号の減損規定の適用の影響を認識するために、以下の2つのアプローチを選択することが認められています。

- そのすべての影響を5年間にわたり段階的に適用するアプローチ
- そのすべての影響を適用日時点で認識するアプローチ

当行グループは、2番目のアプローチを採用しました。

当行グループは、[主要な規制当局]からの承認を受けて、保有する大部分のポートフォリオに係る信用リスクに対して、先進的内部格付手法（IRB）を適用しています。それ以外のポートフォリオに対しては、基礎的IRBまたは標準的手法のいずれかを適用しています。

当行グループは、当行グループのVaRモデルに基づき、トレーディング・ポートフォリオにおける市場リスク量を算定しています。

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IAS 1.135(a)(iii)

IAS 1.135(c)

IAS 1.134–136

- a. 本冊子における開示の例は、資本管理の主な基礎は資本規制であると仮定している。ただし、他の表示も可能である。銀行は特定の現地の資本規制の対象となる場合が多い。開示の例は、特定の規制上のフレームワークに準拠するものとしては作成されていない。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

6. 金融リスク・レビュー（続き）

D. 資本管理（続き）

i. 規制資本（続き）

IAS 1.135(a)(i)

当行グループの規制資本^aは、以下の要素の合計で構成されています。

- 普通株式等Tier 1資本。これには、普通株式資本、関連する資本剰余金、利益剰余金、準備金及び非支配持分が含まれ、その合計から、当報告日後に提案した配当に関する調整、のれん、無形資産及び資本に含まれているが自己資本規制においては取扱いが異なる項目に関するその他の規制上の調整を控除しています。
- その他Tier 1資本^b。これには、IFRS会計基準に基づき資本に分類される金融商品が含まれます（注記35(A)を参照）。
- Tier 2資本。これには、適格劣後債務及び会計上の予想信用損失が規制上の予想損失を上回る超過額が含まれます。

百万ユーロ	注記	2024年	2023年
普通株式等Tier 1資本			
普通株式資本	35	1,759	1,756
資本剰余金		468	439
利益剰余金		3,335	3,135
報告日後に提案した配当		(263)	(263)
為替換算調整勘定		62	77
その他の調整勘定		76	122
非支配持分（連結普通株式等Tier 1資本で許容される金額）		137	117
控除：			
無形資産	27	(275)	(259)
一時差異以外の繰延税金		(22)	(31)
自己の信用スプレッドから生じる公正価値の利益（繰延税金控除後）		(2)	(1)
バーゼルIIIに基づくその他の規制上の調整		(8)	(7)
普通株式等Tier 1資本合計		5,267	5,085
その他Tier 1資本			
IFRS会計基準に基づき資本に分類される金融商品	35	500	500
Tier 1資本合計		5,767	5,585
Tier 2資本			
適格劣後債務	32	4,782	4,158
会計上の予想信用損失が規制上の予想損失を上回る超過額		155	98
Tier 2資本合計		4,937	4,256
規制資本合計		10,704	9,841

IAS 1.135(a)(iii)

当行グループの方針は、投資家、債権者及び市場の信頼を維持し、将来にわたってビジネスの発展を持続するための強固な資本基盤を維持することです。資本水準が株主の投資収益に及ぼす影響も考慮されており、当行グループは、より高水準のギアリングによって可能となる、より高い投資収益と、強固な資本構成によって得られる利点及び安全性との均衡を保つ必要性を認識しています。

IAS 1.135(d)

当行グループ及び個別に規制を受ける事業体は、外部から課されているすべての資本規制を遵守しています。

a. 2015年11月30日に公表されたEDTF報告書「予想信用損失アプローチの銀行のリスク開示に対する影響（3ページを参照）」は、銀行に対して、会計目的での予想信用損失と規制資本目的での予想信用損失との間の差異について説明することを提案している。

b. 銀行の規制資本は、各国の現地の規制当局から課せられる定義に従う。本冊子の規制資本の開示は、例示のみを目的としている。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

6. 金融リスク・レビュー（続き）

D. 資本管理（続き）

i. 規制資本（続き）

主要な規制当局の自己資本比率の測定手法は主に、所要資本と利用可能な資本との関係のモニタリングに基づいています。主要な規制当局は、各銀行及び銀行グループに対して、最低所要資本比率8%を上回る個別の資本指針（ICG）を策定しています。ICG設定プロセスに対する主要なインプットは、当行グループの個別の資本充実度評価プロセスです。

IAS 1.135(a)

ii. 資本配分

経営陣は、規制上の自己資本比率を用いて資本基盤をモニターしています。特定の業務及び活動に対する資本配分は、多くの場合、配分された資本により収益を最大化することを目指して決定されます。各業務または活動に配分された資本の金額は主に規制資本要件に基づいて決定されていますが、規制資本要件が異なる活動に関連する様々なリスクを完全に反映していない場合があります。このような場合、規制資本要件が様々なリスク・プロファイルを反映するように変化する場合があります。規制上義務付けられている最低所要自己資本比率を下回らないように特定の業務または活動を支援するための、資本の全体的な水準が必要となります。特定の業務及び活動に対する資本配分のプロセスは、業務を遂行する部門とは独立したグループリスク及びグループ与信部門によって実施されており、グループ資産負債管理委員会（ALCO）がレビューを行っています。

リスク調整後資本からの収益の最大化は、当行グループ内で特定の業務または活動に対する資本配分方法を決定するうえで使用される主要な基準ですが、意思決定に用いられる唯一の基準ではありません。他の業務及び活動とのシナジー、経営資源及びその他の資源の利用可能性、並びに当行グループの長期戦略目的と活動との一致も考慮に入れています。資本管理及び配分に関する当行グループの方針は、取締役会により定期的にレビューされています。

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品の公正価値

注記46(J)(vi)の会計方針をご参照ください。

A. 評価モデル

当行グループは、公正価値測定を行う際に使用するインプットの重要性を反映した、以下の公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値を測定しています。

- レベル1：同一の金融商品の活発な市場における公表された市場価格（調整前の価格）であるインプット。
- レベル2：レベル1に含まれる市場価格以外のインプットのうち、直接的（すなわち価格として）または間接的に（すなわち価格から算出される形で）観察可能であるもの。この区分には、類似の金融商品の活発な市場における市場価格、活発ではないとみなされる市場における同一または類似の金融商品の市場価格、またはすべての重要なインプットが市場データから直接的または間接的に観察可能である場合のその他の評価技法を用いて評価された金融商品が含まれています。
- レベル3：観察不能なインプット。この区分には、評価技法が観察可能なデータに基づいていないインプットが含まれており、観察不能なデータが金融商品の評価に重要な影響を及ぼしているすべての金融商品が含まれます。この区分には、類似の金融商品の市場価格に対して、重要な観察不能な調整または仮定を加えて金融商品間の差異を反映するように評価された金融商品が含まれています。

評価技法には、正味現在価値並びに割引キャッシュフロー・モデル、市場の観察可能な価格が存在する類似の金融商品との比較、ブラック・ショールズ及び多項オプション価格算定モデル及びその他の評価モデルが含まれています。評価技法に用いられる仮定及びインプットには、リスクフリー金利及び指標金利、クレジット・スプレッド及び割引率を見積る際に使われるその他のプレミアム、債券価格及び株価、為替レート、株式及び株式指数価格、予想価格ボラティリティ及び相関関係が含まれています。

評価技法の目的は、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払うであろう価格を反映した公正価値測定を行うことです。

当行グループは、一般的で単純な金融商品の公正価値を算定する際には、広く認められた評価モデルを使用しています。例えば、金利スワップ及び通貨スワップなどは、観察可能な市場データのみを用いており、経営陣の判断及び見積りがほとんど求められません。観察可能な価格及びモデルのインプットは、上場負債性証券及び上場持分証券、取引所で取引されるデリバティブ及び金利スワップなどの単純なOTCデリバティブの市場において通常入手可能です。観察可能な市場価格及びモデルのインプットが入手できることにより、経営陣が判断及び見積りを行う必要性が軽減され、公正価値の算定に関連する不確実性が軽減されます。観察可能な市場価格及びインプットの入手可能性は、商品及び市場により異なり、金融市場の特定の事象及び一般的な市況に基づき変化する傾向があります。

IFRS 13.72

IFRS 13.93(d)

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品の公正価値（続き）

A. 評価モデル（続き）

より複雑な金融商品については、当行グループは、通常、広く認められている評価モデルをもとに構築された独自の評価技法を使用しています。これらのモデルに対する重要なインプットの一部または全部は、市場において観察可能でない場合があり、市場価格またはレートから算出されるか、あるいは仮定に基づいて見積られています。重要な観察不能なインプットを伴う金融商品の例には、（以下で説明するとおり）特定のOTCストラクチャード・デリバティブ、活発な市場が存在しない特定の貸付金及び証券、並びに証券化における留保持分が含まれます。重要な観察不能なインプットを採用する評価モデルは、公正価値の算定において経営者の高度な判断及び見積りが必要となります。通常、経営者の判断及び見積りは、使用される適切な評価モデルの選択、評価対象の金融商品の将来予想キャッシュフローの決定、取引相手のデフォルト確率及び期限前償還の可能性の判定、予想ボラティリティ、相関の算定及び適切な割引率の選択において求められます。

評価モデルにより算出された公正価値の見積りに対して、第三者である市場参加者が取引価格を決定する際に考慮していると当行グループが考える範囲で、流動性リスクまたはモデルの不確実性等の他の要因による調整を行います。公正価値には金融商品の信用リスクを反映させ、必要に応じて、当行グループ及び取引相手の信用リスクを考慮した調整を行います。金利スワップのように資産から負債または負債から資産に分類変更される可能性があるデリバティブの公正価値を測定する際には、市場参加者がデリバティブの価格を決定する際に考慮している信用評価調整（CVA）及び債務評価調整（DVA）を行います。

モデルのインプット及び価値は、過去のデータ及び公表された予測、並びに可能な場合には、様々な商品の当期または最近の観察された取引及びブローカー価格と比較して価値調整されます。この価値調整プロセスは、本質的に主観的であり、可能性のあるインプット及び公正価値の見積りに範囲を生じさせ、その範囲の最も適切な金額を選定するために経営陣は判断を用いています。

活発な市場のない資産担保証券

当期において、取引量が不十分なため活発な市場がないとされた特定の資産担保証券について、当行グループはその他の評価技法を用いて公正価値を決定しています。これらの有価証券は主に入替えない住宅ローンプールで担保されており、キャッシュフローに対して優先請求権を享受しています。

これらの資産担保証券の評価において当行グループが用いている手法は、当初の引受基準、貸出年代別の借手（vintage borrower）の属性、ローン資産価値（LTV）比率、予想される住宅価格の変動及び期限前返済率を考慮することによって、PD及び損失率を用いて算定される割引キャッシュフロー法です。これらの特性は、予想キャッシュフローの見積りに用いられ、予想キャッシュフローは証券に適用される「ウォーターフォール」により配分され、リスク調整後割引率で割り引かれます。割引キャッシュフロー法は、多くの場合、市場参加者が資産担保証券の価格を決定する際に使用しています。ただし、この技法には適切なリスク調整後割引率の見積りなどの固有の制約があり、異なる仮定及びインプットが異なる結果をもたらすことがあります。

OTCストラクチャード・デリバティブ

トレーディング活動の一環として、当行グループは、主にクレジット・スプレッド、株価、為替レート及び金利と連動したオプションであるOTCストラクチャード・デリバティブを顧客及びその他の銀行と締結しています。これらの金融商品の一部は、主に予想長期ボラティリティ及び異なる基礎数値間の予想相関関係などの重要な観察不能なインプットを用いたモデルにより評価しています。

IFRS 13.93(d)

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品の公正価値（続き）

A. 評価モデル（続き）

リスクに対する正味エクスポージャーに基づく測定

当行グループが市場リスクに対する正味エクスポージャーに基づき金融資産及び金融負債のポートフォリオを測定する場合、適切なポートフォリオ・レベルの調整（例：ビッド・アスク・スプレッド）を決定する際に判断を用います。そのような調整は、類似の商品の観察可能なビッド・アスク・スプレッドから算出され、ポートフォリオ固有の要素について調整しています。同様に、当行グループが特定の取引相手の信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づき、金融資産及び金融負債のポートフォリオを測定する場合、信用リスク・エクスポージャーを軽減する既存の契約（例：取引相手とのマスター・ネットティング契約）を考慮しています。

B. 評価フレームワーク

当行グループは、公正価値の測定に関してコントロール・フレームワークを設定しています。当該フレームワークには、本部の経営陣から独立したプロダクト・コントロール部門が含まれます。当該部門は最高財務担当責任者に報告し、取引及び投資業務の業績に関する独立評価及びすべての重要な公正価値測定について全責任を負います。具体的なコントロールとして、以下が挙げられます。

- 観察可能な価格の検証
- モデル評価の再実施
- プロダクト・コントロール部門及びグループ市場リスク部門の双方が関与する、新規モデル及びモデル変更のレビュー並びに承認プロセス
- 四半期ごとの観察された市場取引に対するモデルの価値調整及びバック・テスト
- 日次の重要な評価変動の分析及び調査
- 重要な観察不能なインプット、評価調整及びレベル3に区分される金融商品の公正価値測定の前月比の重要な変動に関する、プロダクト・コントロール部門及びグループ市場リスク部門の上級職員で構成される委員会によるレビュー

ブローカー価格または価格提供機関などの第三者の情報を公正価値の測定に用いた場合、プロダクト・コントロール部門は、当該評価がIFRS会計基準の規定を満たしているという結論を裏付けるために第三者から入手した証拠を評価し、文書化しています。この評価には以下が含まれます。

- 関連する種類の金融商品の価格算定のために、ブローカーまたは価格提供機関の利用を当行グループが承認していることの検証
- 公正価値の算定方法及びその公正価値が実際の市場取引をどの程度表しているか、並びにその公正価値が同一の金融商品の活発な市場における公表価格を表しているか否かについての理解
- 類似の商品の価格が公正価値測定に用いられる場合には、測定対象の金融商品の特性を反映するよう行われる類似商品の価格に対する調整方法の理解
- 同一の金融商品について複数の公表価格が得られる場合には、これらの公表価格に基づく公正価値の算定方法の理解

重要な評価に関する論点は、当行グループ監査委員会に報告されています。

C. 公正価値で測定する金融商品－公正価値ヒエラルキー

以下の表は、報告日時点の公正価値で測定された金融商品を、公正価値測定が区分された公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析したものです。金額は、財政状態計算書上に認識された公正価値に基づいています。その公正価値が観察不能なインプットを用いた評価技法を基礎としている場合、その公正価値には、取引価格と当初認識時の公正価値との差額のうちの繰延額が含まれています。

IFRS 13.93(g), IE65

IFRS 13.93(b)

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品の公正価値（続き）

C. 公正価値で測定する金融商品－公正価値ヒエラルキー（続き）

2024年12月31日

百万ユーロ

	注記	レベル1	レベル2	レベル3	合計
担保として供されているトレーディング資産	21				
国債		332	-	-	332
その他の有価証券		200	8	-	208
合計		532	8	-	540
担保として供されていないトレーディング資産	21				
国債		5,809	201	-	6,010
財務省証券		3,777	102	-	3,879
社債		3,898	450	-	4,348
株式		391	-	-	391
資産担保証券		150	44	322	516
デリバティブ資産：					
信用		120	212	-	332
外国為替		74	76	-	150
OTCストラクチャード・デリバティブ		-	76	258	334
その他		41	121	-	162
合計		14,260	1,282	580	16,122
リスク管理目的で保有するデリバティブ資産	22				
金利		12	392	-	404
金利及び外国為替		7	143	-	150
外国為替		3	147	-	150
その他		4	150	-	154
合計		26	832	-	858
顧客に対する貸付金	24				
法人顧客		-	369	3,617	3,986
投資有価証券	25				
国債		477	37	-	514
社債		2,882	923	-	3,805
資産担保証券		301	141	538	980
株式		468	-	27	495
証券化における留保持分		-	-	98	98
合計		4,128	1,101	663	5,892
トレーディング負債	21				
空売りポジション－負債性商品		5,423	932	-	6,355
空売りポジション－資本性商品		201	62	-	263
デリバティブ負債：					
信用		45	100	-	145
外国為替		39	83	-	122
OTCストラクチャード・デリバティブ		-	6	70	76
その他		11	54	-	65
合計		5,719	1,237	70	7,026
リスク管理目的で保有するデリバティブ負債	22				
金利		10	215	-	225
金利及び外国為替		12	126	-	138
外国為替		23	284	-	307
その他		8	150	-	158
合計		53	775	-	828
発行済負債証券	31	1,028	222	-	1,250

IFRS 13.93(a)–(b)

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品の公正価値（続き）

C. 公正価値で測定する金融商品－公正価値ヒエラルキー（続き）

2023年12月31日

百万ユーロ

IFRS 13.93(a)–(b)

	注記	レベル1	レベル2	レベル3	合計
担保として供されている トレーディング資産	21				
国債		317	-	-	317
その他の有価証券		200	2	-	202
合計		517	2	-	519
担保として供されていない トレーディング資産	21				
国債		5,275	506	-	5,781
財務省証券		3,544	200	-	3,744
社債		3,800	125	-	3,925
株式		379	-	-	379
資産担保証券		65	12	386	463
デリバティブ資産：					
信用		130	239	-	369
外国為替		70	71	-	141
OTCストラクチャード・ デリバティブ		-	20	257	277
その他		45	125	-	170
合計		13,308	1,298	643	15,249
リスク管理目的で保有する デリバティブ資産	22				
金利		14	295	-	309
金利及び外国為替		5	94	-	99
外国為替		17	161	-	178
その他		5	135	-	140
合計		41	685	-	726
顧客に対する貸付金	24				
法人顧客		-	283	2,862	3,145
投資有価証券	25				
国債		574	173	-	747
社債		2,704	489	-	3,193
資産担保証券		63	32	707	802
株式		402	-	25	427
証券化における留保持分		-	-	87	87
合計		3,743	694	819	5,256
トレーディング負債	21				
空売りポジション－負債性商品		4,854	599	-	5,453
空売りポジション－資本性商品		178	49	-	227
デリバティブ負債：					
信用		35	98	-	133
外国為替		35	73	-	108
OTCストラクチャード・ デリバティブ		-	5	69	74
その他		10	47	-	57
合計		5,112	871	69	6,052

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品の公正価値（続き）

C. 公正価値で測定する金融商品－公正価値ヒエラルキー（続き）

2023年12月31日

百万ユーロ

	注記	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リスク管理目的で保有する デリバティブ負債	22				
金利		10	182	-	192
金利及び外国為替		17	252	-	269
外国為替		15	166	-	181
その他		7	140	-	147
合計		49	740	-	789
発行済負債証券	31	1,486	722	-	2,208

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品の公正価値（続き）

C. 公正価値で測定する金融商品－公正価値ヒエラルキー（続き）

IFRS 13.93(c)

当事業年度において、特定の投資有価証券の市況の変化により、それらの投資有価証券について活発な市場における公表価格が入手できなくなりました。しかし、観察可能な市場のインプットに基づいて、これらの有価証券の公正価値測定に十分な情報は入手できました。したがって、帳簿価額369百万ユーロのこれらの有価証券を、公正価値ヒエラルキーのレベル1からレベル2に振り替えました。

D. レベル3の公正価値測定

i. 増減明細

IFRS 13.93(e)

以下の表は、公正価値ヒエラルキーのレベル3の公正価値測定に関する期首残高から期末残高への調整表です。

2024年 百万ユーロ	トレーディング資産		顧客に 対する 貸付金	投資有価証券			トレー ディング 負債	合計	
	資産 担保証券	OTC ストラク チャード・ デリバティブ		資産 担保証券	証券化に おける 留保持分	株式	OTC ストラク チャード・ デリバティブ		
IFRS 13.93(e)	1月1日期首残高	386	257	2,862	707	87	25	(69)	4,255
	利得または損失合計：								
IFRS 13.93(e)(i)	純損益	10	2	130	(75)	4	2	5	78
IFRS 13.93(e)(ii)	その他の包括利益	-	-	-	(82)	1	2	-	(79)
IFRS 13.93(e)(iii)	購入	27	14	851	-	95	-	-	987
IFRS 13.93(e)(iii)	発行	-	-	-	-	-	-	(16)	(16)
IFRS 13.93(e)(iii)	決済	(36)	(15)	(226)	(6)	(89)	(2)	10	(364)
IFRS 13.93(e)(iv)	レベル3への振替え	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 13.93(e)(iv)	レベル3からの振替え	(65)	-	-	(6)	-	-	-	(71)
IFRS 13.93(e)	12月31日期末残高	322	258	3,617	538	98	27	(70)	4,790

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品の公正価値（続き）

D. レベル3の公正価値測定（続き）

i. 増減明細（続き）

	2023年 百万ユーロ	トレーディング資産		顧客に 対する 貸付金	投資有価証券		トレーディ ング負債		合計
		資産 担保証券	OTC ストラク チャード・ デリバティブ	資産 担保証券	証券化に おける 留保持分	株式	OTC ストラク チャード・ デリバティブ		
IFRS 13.93(e)	1月1日期首残高	333	260	3,417	727	97	25	(60)	4,799
	利得または損失合計：								
IFRS 13.93(e)(i)	純損益	30	5	(120)	6	-	8	(4)	(75)
IFRS 13.93(e)(ii)	その他の包括利益	-	-	-	(10)	-	-	-	(10)
IFRS 13.93(e)(iii)	購入	80	6	100	10	5	-	-	201
IFRS 13.93(e)(iii)	発行	-	-	-	-	-	-	(7)	(7)
IFRS 13.93(e)(iii)	決済	(1)	(14)	(535)	(17)	(15)	(8)	2	(588)
IFRS 13.93(e)(iv)	レベル3への振替え	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 13.93(e)(iv)	レベル3からの振替え	(56)	-	-	(9)	-	-	-	(65)
IFRS 13.93(e)	12月31日期末残高	386	257	2,862	707	87	25	(69)	4,255

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品の公正価値（続き）

D. レベル3の公正価値測定（続き）

i. 増減明細（続き）

上記の表における当事業年度の利得または損失合計は、以下のとおり、純損益及びその他の包括利益計算書に表示されています。

	トレーディング資産		顧客に 対する 貸付金	投資有価証券			トレーディ ング負債		合計
	資産 担保証券	OTC ストラク チャード・ デリバティブ		資産 担保証券	証券化に おける 留保持分	株式	OTC ストラク チャード・ デリバティブ		
		2024年 百万ユーロ							
IFRS 13.93(e)(i)	純損益に認識された利 得及び損失合計：								
	トレーディング純収益	10	2	-	-	-	-	5	17
	公正価値で計上さ れるその他の金 融商品からの純 収益	-	-	130	(75)	-	-	-	55
	その他の収益	-	-	-	-	4	2	-	6
IFRS 13.93(e)(ii)	その他の包括利益に 認識された利得及 び損失合計								
	公正価値評価差額（負 債性金融商品）－公 正価値の純変動	-	-	-	(82)	1	-	-	(81)
	公正価値評価差額（資 本性金融商品）－公 正価値の純変動	-	-	-	-	-	2	-	2
IFRS 13.93(f)	純損益－当事業年度の 末日時点で保有す る資産及び負債に 関連する未実現損 益の変動に起因す る額：								
	トレーディング 純収益	5	1	-	-	-	-	6	12
	公正価値で計上される その他の金融商品か らの純収益	-	-	(2)	(67)	-	-	-	(69)

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品の公正価値（続き）

D. レベル3の公正価値測定（続き）

i. 増減明細（続き）

	トレーディング資産		顧客に 対する 貸付金	投資有価証券			トレーディ ング負債		合計
	資産 担保証券	OTC ストラク チャード・ デリバティブ		資産 担保証券	証券化に おける 留保持分	株式	OTC ストラク チャード・ デリバティブ		
2023年 百万ユーロ									
IFRS 13.93(e)(i)	純損益に認識された利 得及び損失合計：								
	トレーディング純収益	30	5	-	-	-	-	(4)	31
	公正価値で計上さ れるその他の金 融商品からの純 収益	-	-	(120)	3	-	-	-	(117)
	その他の収益	-	-	-	3	-	8	-	11
IFRS 13.93(e)(ii)	その他の包括利益に 認識された利得及 び損失合計								
	公正価値評価差額（負 債性金融商品）－公 正価値の純変動	-	-	-	(10)	-	-	-	(10)
	公正価値評価差額（資 本性金融商品）－公 正価値の純変動	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 13.93(f)	純損益－当事業年度の 末日時点で保有す る資産及び負債に 関連する未実現損 益の変動に起因す る額：								
	トレーディング 純収益	25	3	-	-	-	-	(2)	26
	公正価値で計上される その他の金融商品か らの純収益	-	-	1	2	-	-	-	3
IFRS 13.93(e)(iv)	2024年12月31日に終了した事業年度及び2023年12月31日に終了した事業年度において、公正価値測定 に用いられている、従前は観察不能であった重要なインプット（特定のクレジット・スプレッドや長期オ プションのボラティリティ等）が観察可能となったため、特定のトレーディング資産及び投資有価証券 を公正価値ヒエラルキーのレベル3から振り替えました。								

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品の公正価値（続き）

D. レベル3の公正価値測定（続き）

ii. 公正価値の測定に用いられた観察不能なインプット

IFRS 13.93(d), 93(h)(i),
IE63, IE66, IAS 1.125

以下の表は、2024年及び2023年12月31日時点で、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分されている金融商品の測定に用いた重要な観察不能なインプットに関する情報です^a。

金融商品の種類	2024年12月31日の 公正価値 (百万ユーロ)	評価技法	重要な観察不能なインプット
住宅ローン担保証券	860 (2023年: 1,093)	割引キャッシュ フロー	PD 損失率 予想期限前償還率
OTCオプションに基づいた ストラクチャード・クレ ジット・デリバティブ	100 (2023年: 90)	オプション・ モデル	クレジット・スプレッドの相関 関係 クレジット・スプレッドの年率 換算したボラティリティ
OTCオプションに基づいた ストラクチャード・クレ ジット・デリバティブ以外 のもの	88 (2023年: 98)	オプション・ モデル	異なる基礎数値間の相関関係 金利のボラティリティ 為替レートのボラティリティ 株式指数のボラティリティ
貸付金及び証券化の 留保持分	3,715 (2023年: 2,949)	割引キャッシュ フロー	リスク調整後割引率
株式	27 (2023年: 25)	割引キャッシュ フロー	企業からの期待正味キャッシュ フロー

観察不能なインプットの見積りの範囲 (加重平均)	観察不能なインプットに対する公正価値測定の感応度
8-12% (10%) (2023年: 10-14% (12%))	これらのインプットのいずれかが単独で大幅に増加すると、公正価値が減少します。
40-60% (50%) (2023年: 50-60% (55%))	大幅に減少すると公正価値が増加します。一般的に、PDに用いられる仮定の変更は、損失率に用いられる仮定を同方向に変化させ、期限前償還率に用いられる仮定を反対方向に変化させます。
3-6% (4.8%) (2023年: 3-8% (5.8%))	
0.35-0.55% (0.47%) (2023年: 0.25-0.45% (0.37%))	ボラティリティが大幅に増加すると、公正価値が増加します。
5-60% (20%) (2023年: 5-70% (25%))	
0.3-0.6% (0.45%) (2023年: 0.4-0.7% (0.55%))	ボラティリティが大幅に増加すると、公正価値が増加します。
5-30% (15%) (2023年: 4-30% (15%))	
10-40% (20%) (2023年: 4-30% (15%))	
10-90% (40%) (2023年: 10-90% (40%))	
リスクフリー金利へのスプレッド 5-7% (6%) (2023年: 3-6% (5%))	リスクフリー金利に上乗せするスプレッドが大幅に増加すると、公正価値が減少します。
投資ベース	予想正味キャッシュフローが大幅に増加すると、公正価値が増加します。

IFRS 13.93(d),
IE63,
Insights 2.4.530.50

a. IFRS第13号「公正価値測定」は、例えば、資産または負債の各クラスで用いられる観察不能なインプットの価値の範囲または加重平均に関する情報を含めるか否かについてなど、資産または負債の各クラスの観察不能なインプットに関する情報の要約方法を明らかにしていない。企業は、開示目的を満たすために必要な詳細さのレベルを検討しなければならない。例えば、企業が用いる観察不能なインプットの価値の範囲が広い場合、本冊子に開示されるとおり、企業は価値の範囲及び加重平均の両方を開示しなければならない可能性がある。

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品の公正価値（続き）

D. レベル3の公正価値測定（続き）

ii. 公正価値の測定に用いられた観察不能なインプット（続き）

重要な観察不能なインプットは、以下のように算出されています。

- 予想期限前償還率は、過去の期限前償還の傾向に、現在の状況を反映する調整を加えて算出します。
- 商業用資産のデフォルト確率及び損失率は、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）市場から算出します。当該情報を入手できない場合には、過去の債務不履行及び回収に関する情報からインプットを入手し、現在の状況について調整します。
- 個人用資産のデフォルト確率及び損失率は、過去の債務不履行及び回収に関する情報から算出し、現在の状況について調整します。
- 基礎数値間の相関関係及び基礎数値のボラティリティは、観察可能なボラティリティからの推計、直近の取引価格、他の市場参加者から入手した公表価格、コンセンサス価格設定機関から入手したデータ、及び現在の状況について調整した過去のデータから算出します。
- リスク調整済みのスプレッドは、CDS市場（この情報が入手可能な場合）、並びに現在の状況について調整した過去のデフォルト及び期限前償還の傾向から算出します。
- 予想キャッシュフローは企業の事業計画及び計画と実績の過去の比較から算出します。

iii. 公正価値測定に対する観察不能なインプットの影響

当行グループは、公正価値の見積りは適切であると考えていますが、異なる技法または仮定の使用により、異なる公正価値の測定がもたらされる可能性があります。レベル3の公正価値測定については、1つまたは複数の仮定を合理的に考える代替的な仮定に変更することにより、以下の影響が生じることとなります。

百万ユーロ	純損益への影響		その他の包括利益への影響	
	有利	(不利)	有利	(不利)
2024年12月31日				
資産担保証券－トレーディング	38	(41)	-	-
資産担保証券－投資	28	(42)	44	(53)
OTCストラクチャード・デリバティブ －トレーディング資産及び負債	36	(16)	-	-
その他	12	(13)	-	-
合計	114	(112)	44	(53)
2023年12月31日				
資産担保証券－トレーディング	23	(25)	-	-
資産担保証券－投資	17	(22)	25	(33)
OTCストラクチャード・デリバティブ －トレーディング資産及び負債	30	(12)	-	-
その他	8	(8)	-	-
合計	78	(67)	25	(33)

住宅ローン担保証券の評価について、合理的に考える代替的な仮定を用いることによる有利な影響及び不利な影響は、当行グループの見積り可能な範囲における上位四分位点の平均と下位四分位点の平均に基づく観察不能なインプットを用いて、モデル値を再調整することにより計算しています。2024年12月31日現在、モデルに用いられた主要なインプット及び仮定には、加重平均PD10%（合理的に考える代替的な仮定8%及び12%を用いている）（2023年：それぞれ12%、10%及び14%）、損失率50%（合理的に考える代替的な仮定40%及び60%を用いている）（2023年：それぞれ55%、50%及び60%）及び予想期限前償還率4.8%（合理的に考える代替的な仮定3%及び6%を用いている）（2023年：5.8%、3%及び8%）が含まれています。

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品の公正価値（続き）

D. レベル3の公正価値測定（続き）

iii. 公正価値測定に対する観察不能なインプットの影響（続き）

IFRS 13.93(h)(iii)

OTCストラクチャード・デリバティブの評価について、合理的に考えうる代替的な仮定を用いることによる有利な影響及び不利な影響は、観察不能なインプットを（過去2年分の日次のデータに基づく）コンセンサス価格データの上位四分位点及び下位四分位点の平均と調整することにより算出しています。最も重要な観察不能なインプットは、異なる基礎数値間の価格の変動の相関関係及び基礎数値のボラティリティに関連するものです。2024年12月31日現在、モデルに用いられた相関関係の加重平均は0.47（合理的に考えうる代替的な仮定0.35及び0.55を用いている）（2023年：それぞれ0.37、0.25及び0.45）です。2024年12月31日現在、モデルに用いられた年換算されたクレジット・スプレッド・ボラティリティの加重平均は20%（合理的に考えうる代替的な仮定5%及び60%を用いている）（2023年：それぞれ25%、5%及び70%）、金利ボラティリティはそれぞれ15%、5%及び30%（2023年：それぞれ15%、4%及び30%）、為替ボラティリティはそれぞれ20%、10%及び40%（2023年：それぞれ15%、4%及び30%）、並びに株式指数ボラティリティはそれぞれ40%、10%及び90%（2023年：それぞれ40%、10%及び90%）です。

IFRS 13.93(h)(iii)

貸付金及び証券化における留保持分の評価について、合理的に考えうる代替的な仮定を用いることによる有利な影響及び不利な影響は、当行グループの見積り可能な範囲における上位四分位点の平均と下位四分位点の平均に基づく観察不能なインプットを用いて、モデル値を再調整することにより計算しています。最も重要な観察不能なインプットは、リスク調整済みの割引率に関連します。2024年12月31日現在、モデルに用いたリスク調整済みの割引率の加重平均はリスクフリー金利に6%上乗せしたものです（合理的に考えうる代替的な仮定5%及び7%を用いている）（2023年：それぞれ5%、3%及び6%）。

当行グループの報告体制及び金融商品並びに評価モデルの性質により、観察可能及び観察不能なインプットに起因する上記の利得または損失の年間合計金額を正確に分析することはできません。ただし、2024年における資産担保証券に係る損失は、主に上記の観察不能なインプットによるものです^a。

Insights 2.4.535.10 ^a. この情報は、IFRS第13号により開示は義務付けられていないが、財務諸表利用者にとって有用であると考えられる可能性がある。

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品の公正価値（続き）

E. 公正価値で測定されない金融商品

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の公正価値を示したものであり、それぞれの公正価値測定を公正価値ヒエラルキーのレベル別に区分し、分析したものです。

百万ユーロ	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 合計	帳簿価額 合計
2024年12月31日					
資産					
現金及び現金同等物	-	2,969	-	2,969	2,969
銀行に対する貸付金	-	5,602	-	5,602	5,555
顧客に対する貸付金	-	435	60,943	61,378	58,745
償却原価で測定する投資有価証券	415	-	-	415	410
負債					
銀行からの預金	-	12,301	-	12,301	11,678
顧客からの預金	-	55,696	-	55,696	53,646
発行済負債証券	-	11,005	-	11,005	9,977
劣後債務	-	5,763	-	5,763	5,642
発行済ローン・コミットメント	-	4	-	4	6
発行済金融保証契約	-	31	-	31	32
2023年12月31日					
資産					
現金及び現金同等物	-	3,037	-	3,037	3,037
銀行に対する貸付金	-	4,824	-	4,824	4,683
顧客に対する貸付金	-	385	56,266	56,651	53,567
償却原価で測定する投資有価証券	105	-	-	105	101
負債					
銀行からの預金	-	11,523	-	11,523	10,230
顧客からの預金	-	50,672	-	50,672	48,904
発行済負債証券	-	8,934	-	8,934	8,040
劣後債務	-	5,051	-	5,051	4,985
発行済ローン・コミットメント	-	2	-	2	4
発行済金融保証契約	-	25	-	25	26

入手可能な場合には、貸付金の公正価値は観察可能な市場取引に基づいています。観察可能な市場取引が入手できない場合は、公正価値は割引キャッシュフロー法など評価モデルを用いて見積られます。評価技法へのインプットには、予想契約期間の信用損失、金利、期限前返済率及び発行市場または流通市場のスプレッドが含まれています。減損している担保付貸付金の公正価値は、基礎となる担保の価値に基づき測定されます。モデルへのインプットには、OTC取引のトレーディング活動に基づく第三者ブローカーからのデータ、及び観察された発行市場及び流通市場における取引を含む、その他の市場参加者から入手された情報が含まれます。

個人向け貸付金及び小額の商業用貸付金の評価の見積りの正確性を向上させるために、同質の貸付金は年数、ローン資産価値比率、担保の質、商品及び借手の種類、期限前返済率及び延滞率並びにデフォルト確率などの類似の特性を有するポートフォリオにグループ化されます。

銀行からの預金及び顧客からの預金の公正価値は、割引キャッシュフロー法を用いて、類似の満期及び条件を有する預金に対する金利を適用することにより見積られます。要求払預金の公正価値は報告日現在の支払金額です。

IFRS 13.97

IFRS 7.25, 13.97

連結財務諸表注記（続き）

8. 事業セグメント^a

会計方針については、注記46(Z)をご参照ください。

A. セグメント区分の基礎

当行グループは以下の5つの戦略的事業単位を有しており、これらは報告セグメントです。これらの戦略的事業単位は異なるプロダクトやサービスを提供するものであり、当行グループの経営陣及び内部報告体制に基づき、独立して運営されています。

報告セグメント ^b	業務
投資銀行業務	トレーディング及びコーポレート・ファイナンス活動
コーポレート・バンキング	法人顧客との貸付、預金及びその他の取引と残高
リテール・バンキング	個人顧客との貸付、預金及びその他の取引と残高
アセット・マネジメント	ファンド管理活動
セントラル・トレジャリー	借入、負債証券の発行、リスク管理目的のデリバティブの利用並びに短期預入、社債及び国債などの流動性の高い資産への投資による資金調達、及び一元化されたリスク管理活動

当行グループ経営委員会は、それぞれの戦略的事業単位の内部管理報告を少なくとも月次単位でレビューします。

IFRS 8.27–28 a. 事業セグメントの開示は、最高経営意思決定者（CODM）がレビューする情報と整合するものであり、企業ごとに異なり、IFRS会計基準に準拠したものではない場合もある。

表示されたセグメント情報を理解するのに役立つように、企業は、報告セグメント情報に用いられた測定値と企業の財務諸表に用いられた測定値の差異の性質及び影響、報告セグメントに対する非対称的配分の性質及び影響などの採用された測定基準についての情報、並びに財務諸表に計上されている金額とセグメント情報の調整表を開示する。

当行グループの内部の測定値は、IFRS会計基準と整合している。したがって、調整項目は、情報の作成基準の差異ではなく、報告セグメントに配分されていない項目に限定される。

IFRS 8.12, 22(aa) b. 2つ以上の事業セグメントを1つの事業セグメントに統合する場合に、統合の基準の適用において経営者が行った判断が開示される。これには、この方法で統合される事業セグメントの簡潔な説明及び統合された事業セグメントが同様の経済的特性を共有していると判断するに際して評価した経済指標が含まれる。

連結財務諸表注記（続き）

8. 事業セグメント（続き）

B. 報告セグメントに関する情報

各報告セグメントに関する情報は、以下に記載されています。当行グループの経営委員会がレビューする内部管理報告に含まれる法人所得税控除前セグメント利益は、経営陣が、当該情報が業界内で営業を行う他の企業と比較して特定のセグメントの業績を評価する際に最も関連性のある情報と考えるため、業績の測定に使用されています。セグメント間の価格は独立第三者間で成立する価格で決定されています。

百万ユーロ	投資銀行 業務	コーポレー ト・バンキ ング*	リテール・ バンキング*	アセット・ マネジメント	セントラ ル・トレ ジャリー	合計
2024年						
外部顧客からの収益： ^a						
－ 純利息収益 ^a	-	1,819	612	-	(496)	1,935
－ 手数料純収益 ^a	169	234	202	70	-	675
－ トレーディング純収益 ^a	1,491	-	-	-	(57)	1,434
－ FVTPLで測定するその他の金融商 品からの純収益 ^a	399	-	-	-	(378)	21
－ その他の収益 ^a	33	31	55	-	(1)	118
－ 償却原価で測定する金融資産の 認識の中止による純損失 ^a	(3)	(6)	-	-	-	(9)
セグメント間収益 ^a	(705)	(1,101)	699	-	1,184	77
セグメント収益合計	1,384	977	1,568	70	252	4,251
その他の重要な非現金項目： ^a						
－ 金融資産の減損損失	-	495	121	-	-	616
法人所得税控除前セグメント利益	47	195	172	20	81	515
セグメント資産 ^a	24,968	38,525	20,908	362	10,342	95,105
セグメント負債 ^a	7,026	11,276	38,382	206	32,980	89,870
2023年						
外部顧客からの収益：						
－ 純利息収益	-	1,679	587	-	(424)	1,842
－ 手数料純収益	156	227	176	65	-	624
－ トレーディング純収益	1,094	-	-	-	(7)	1,087
－ FVTPLで測定するその他の金融商 品からの純収益	240	-	-	-	(159)	81
－ その他の収益	28	21	45	-	84	178
セグメント間収益	(520)	(924)	608	-	906	70
セグメント収益合計	998	1,003	1,416	65	400	3,882
その他の重要な非現金項目：						
－ 金融資産の減損損失	-	224	24	-	-	248
法人所得税控除前セグメント利益	(241)	260	210	22	206	457
セグメント資産	22,641	35,558	19,049	332	9,165	86,745
セグメント負債	6,052	10,533	34,256	204	29,993	81,038

IFRS 8.23, IAS 1.7, ^a,
30-31, 97-98,
IU 06-24, Insights
5.2.200.10-27

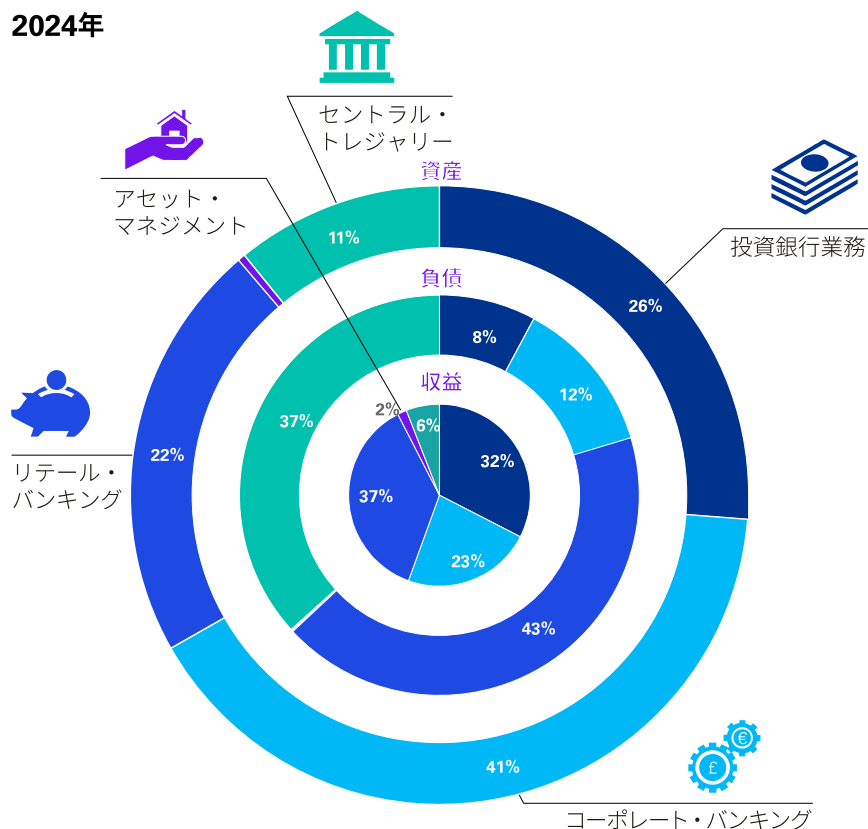
当行グループは、各報告セグメントに関するこれらの数値が、CODMがレビューしている報告セグメントの純損益の測定値に含まれるか又は定期的にCODMに提供されていることから、セグメント情報として開示している。当行グループは、各報告セグメントについて開示すべき重要性がある収益及び費用の項目を決定するため、判断を適用し、IFRS第8号「事業セグメント」の基本原則などさまざまな要素を考慮した。

連結財務諸表注記（続き）

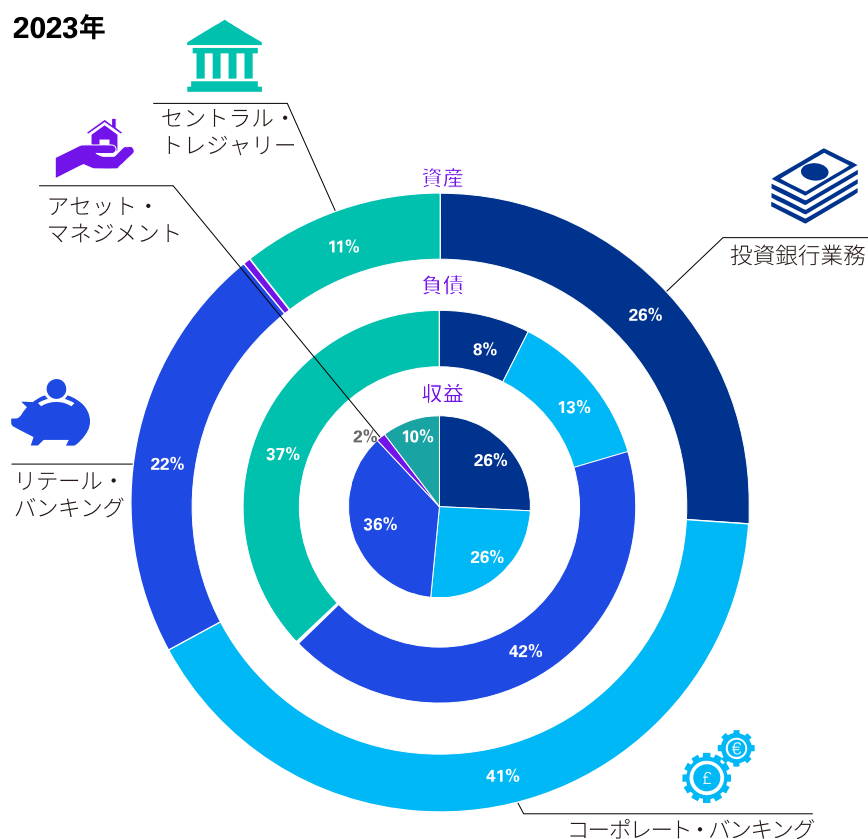
8. 事業セグメント（続き）

B. 報告セグメントに関する情報（続き）

2024年



2023年



連結財務諸表注記（続き）

8. 事業セグメント（続き）

C. 報告セグメントに関する情報から財務諸表に計上されている金額への調整表^a

	百万ユーロ	2024年	2023年
IFRS 8.28(a)	i. 収益		
	報告セグメントの収益合計額	4,251	3,882
	未配分金額	14	8
	セグメント間収益の相殺消去	(77)	(70)
	連結収益	4,188	3,820
IFRS 8.28(b)	ii. 法人所得税控除前純損益		
	報告セグメントの純損益合計額	515	457
	未配分金額	31	-
	法人所得税控除前連結純損益	546	457
IFRS 8.28(c)	iii. 資産		
	報告セグメント資産の合計額	95,105	86,745
	その他の未配分金額	2,352	1,647
	連結資産合計額	97,457	88,392
IFRS 8.28(d)	iv. 負債		
	報告セグメント負債の合計額	89,870	81,038
	その他の未配分金額	1,250	1,208
	連結負債合計額	91,120	82,246

IFRS 8.33(a)-(b)

D. 地域別情報^{a, b}

地域別情報は、当行グループの収益及び非流動資産を、当行の所在国及びその他の国々別に分析しています。以下の地域別情報の表示では、セグメント収益は顧客の所在地域に基づいており、セグメント資産は資産の所在地域に基づいています。

	百万ユーロ	[当行の 所在国]	米国	英国	オースト ラリア	中東及び アフリカ	その他諸国	合計
	2024年							
IFRS 8.33(a)	外部顧客からの 収益	569	1,032	1,170	715	473	215	4,174
IFRS 8.33(b)	非流動資産*	258	141	136	113	32	63	743
	2023年							
IFRS 8.33(a)	外部顧客からの 収益	488	1,030	1,013	619	456	206	3,812
IFRS 8.33(b)	非流動資産*	236	128	127	121	29	67	708

* 有形固定資産、無形資産及び投資不動産を含みます。

IFRS 8.32, IG5

a. 義務付けられた全社的な開示の一環として、企業はCODMがセグメント業績を評価する際に使用しているか否かにかかわらず、外部顧客からの収益を製品及びサービスごと、または類似の製品及びサービスのグループごとに開示する。この開示は、企業の財務諸表を作成するために用いられた財務情報に基づくものである。当行グループは、注記8(B)で、IFRS会計基準に従って作成した外部収益情報に関する追加的な開示を提供している。

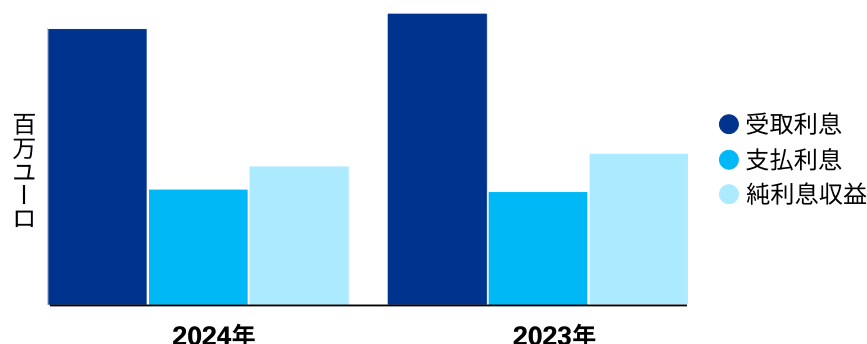
Insights 5.2.220.20

b. KPMGの見解では、地域（例：欧州やアジア）別の全社的な開示は、個々の外国（例：フランス、オランダやシンガポール）別の情報に重要性がある場合にはその情報を開示するよう要求する規定を満たしていない。

連結財務諸表注記（続き）

9. 純利息収益

会計方針については、注記46(C)をご参照ください。



百万ユーロ	注記	2024年	2023年
受取利息			
現金及び現金同等物		71	86
銀行に対する貸付金		282	247
顧客に対する貸付金		2,756	3,007
償却原価で測定する投資有価証券		119	75
FVOCIで測定する投資有価証券		20	30
金融負債に係るマイナス金利		15	-
適格なヘッジ関係におけるデリバティブ	46(C)(iii)	56	64
実効金利法により計算した受取利息合計		3,319	3,509
リース債権に係る受取利息		22	19
受取利息合計		3,341	3,528
支払利息			
銀行からの預金		49	44
顧客からの預金		449	548
発行済負債証券		343	316
劣後債務		410	353
金融資産に係るマイナス金利		20	-
リース負債に係る支払利息		11	15
適格なヘッジ関係におけるデリバティブ		125	137
その他の支払利息		2	1
支払利息合計		1,409	1,414
純利息収益		1,932	2,114

上記の計上金額には、以下の金融資産及び金融負債に関連する、実効金利法により算定された受取利息及び支払利息が含まれています。

百万ユーロ	2024年	2023年
償却原価で測定する金融資産	3,208	3,415
FVOCIで測定する金融資産	20	30
合計	3,228	3,445
償却原価で測定する金融負債	1,236	1,261

IAS 7.7

IAS 1.82(a)

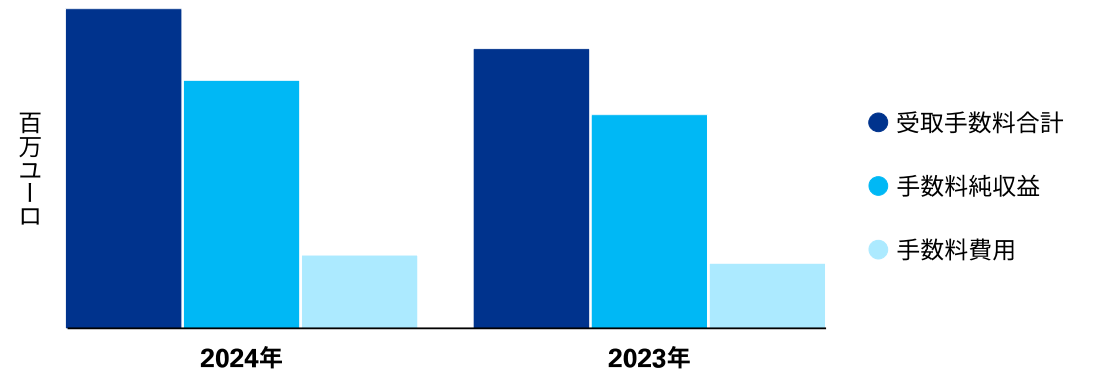
IFRS 16.90(a)(ii)

IFRS 16.49

IFRS 7.20(b)

連結財務諸表注記（続き）

10. 手数料純収益



A. 受取手数料の分解

以下の表では、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の範囲である顧客との契約から生じる受取手数料を主要なサービス・ライン別に分解しています。この表は、分解した受取手数料と当行グループの報告セグメント（注記8を参照）との間の関係も示しています^{a, b, c}。

12月31日に終了した事業年度 百万ユーロ	報告セグメント	
	リテール・バンキング	
	2024年	2023年
主要なサービス・ライン		
口座管理サービス	105	96
トランザクション	157	133
引受及びシンジケーション	-	-
アセット・マネジメント	-	-
顧客との契約から生じる受取手数料合計	262	229
金融保証契約及びローン・コミットメント ^d	-	-
受取手数料合計	262	229
支払手数料	(60)	(53)
注記8で報告されている手数料純収益	202	176

表示されている手数料には、FVTPLで測定していない金融資産及び金融負債に関する収益651百万ユーロ（2023年：523百万ユーロ）及び費用71百万ユーロ（2023年：52百万ユーロ）が含まれています。これらの金額には、当該金融資産及び金融負債に係る実効金利を算定する際に織り込んだ金額は含まれていません。

アセット・マネジメント手数料には、当行グループが顧客の代理として資産の保有または投資を行っている場合に、当行グループが信託及び受託業務に関して稼得した手数料が含まれています。

IFRS 15.114, B87–B89, IE210–IE211

a. この開示の目的上、企業の収益をどの程度分解するのは、企業の顧客との契約に関する事実及び状況に応じて決まる。適切な区分を決定する際に、企業は、以下において収益がどのように分解されているかを考慮する。

- 財務諸表の外で表示されている開示（例：決算発表、年次報告書、投資家向けの発表）
- 最高経営意思決定者が事業セグメントの財務業績を評価するためにレビューしている情報
- 企業または企業の財務諸表利用者が業績評価または資源配分の決定を行うために使用する他の類似の情報

分解した収益を開示するのに適切である可能性のある区分の例には、サービスの種類、地理的区分、市場または顧客の種類、及び契約の種類があるが、これらに限定されない。

報告セグメント							
コーポレート・バンキング		投資銀行業務		アセット・マネジメント		合計	
2024年	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年
78	48	21	19	-	-	204	163
169	190	82	73	5	4	413	400
-	-	102	93	-	-	102	93
-	-	-	-	101	80	101	80
247	238	205	185	106	84	820	736
34	23	-	-	-	-	34	23
281	261	205	185	106	84	854	759
(47)	(34)	(36)	(29)	(36)	(19)	(179)	(135)
234	227	169	156	70	65	675	624

IFRS 15.112, 114, BC340	b.	企業によっては、セグメント収益の情報を提供しても、収益の分解に関するIFRS第15号第114項の目的を果たせず、2種類以上の区分を用いることが必要となる場合がある。他方で、1種類の区分だけでその目的を達成できる企業もある。企業がセグメントに関する注記で用いる区分と収益の分解に関する注記で用いる区分が一致する場合であっても、IFRS第8号に基づくセグメント情報を提供する目的はIFRS第15号に基づく開示の分解の目的と異なっており、IFRS第15号には、IFRS第8号と違い、集約規程がないため、さらなる収益の分解が必要となる場合もある。
		また、銀行は収益についての情報をセグメントに関する注記において純額で提供する場合が多いものの、IFRS第15号に基づく収益についての開示は総額で提供する必要がある。
		いずれにせよ、IFRS第8号に基づいて提供する収益に関する情報が、IFRS第15号第114項の規定を満たしており、かつ、収益に関するそれらの開示がIFRS第15号の認識及び測定に関する規定に基づいている場合には、企業は分解した収益についての開示を提供する必要はない。
IFRS 15.115	c.	企業は、財務諸表利用者が分解した収益の開示と各報告セグメントについて開示される収益情報（企業がIFRS第8号を適用している場合）との間の関係を理解できるようにするための十分な情報を開示しなければならない。
IFRS 9.4.2.1(c), B2.5(a)	d.	金融保証契約及びローン・コミットメントからの手数料収益はIFRS第15号の原則に従って認識されているものの、金融保証契約はIFRS第9号の範囲であり、金融保証契約からの受取手数料は顧客との契約から生じる収益ではない。当行グループは、金融保証契約からの受取手数料を受取手数料合計の一部として表示している。

連結財務諸表注記（続き）

10. 手数料純収益（続き）

B. 契約残高

以下の表は、顧客との契約から生じる債権及び契約負債に関する情報を示しています。

百万ユーロ	注記	2024年 12月31日	2023年 12月31日
その他の資産に含まれている債権	28	11	10
その他の負債に含まれている契約負債	34	(3)	(1)

IFRS 15.116–118

IFRS 15.120(b)

契約負債は主に、アセット・マネジメント口座の開設時に顧客から受け取った返金不可の前受手数料に関するものです。これは、顧客がアセット・マネジメント・サービスを継続して受けることが見込まれる期間にわたって収益として認識されます。2024年12月31日現在のその見込まれる加重平均期間は、8.5年（2023年：8.5年）です。

IFRS 15.119(b), 11, 62(a)

当該契約には最短期間の定めがありません。顧客は契約開始後に解約料と引き換えにいつでもアセット・マネジメント契約を解約することができますが、その解約料は通常軽微です。顧客は当該契約の終了時期について裁量権を有しているため、当該契約には重大な金融要素はありません。

IFRS 15.116(b)

2023年12月31日現在で契約負債に含まれた金額0.8百万ユーロは、2024年12月31日に終了した事業年度の収益として認識しています（2023年：0.5百万ユーロ）。

連結財務諸表注記（続き）

10. 手数料純収益（続き）

C. 履行義務及び収益認識方針^a

顧客との契約から生じる受取手数料は、顧客との契約に定められる対価に基づいて測定されます。当行グループは、サービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識しています。

以下の表は、顧客との契約に含まれる履行義務の内容及び充足の時期に関する情報（重大な支払条件を含む）、及び関連する収益認識の方針を示しています。

IFRS第9号の適用範囲内の受取手数料に関する会計方針については、[注記46\(D\)](#)を、不利な契約に関する会計方針については、[注記46\(V\)](#)をご参照ください。

サービスの種類	履行義務の内容及び充足の時期 (重大な支払条件を含む)	IFRS第15号に基づく収益認識方針
リテール及び コーポレート・ バンキング・ サービス	当行グループは、個人顧客及び法人顧客に対してバンキング・サービスを提供しています。これには、口座管理、当座貸越枠の提供、外貨取引、クレジット・カード^b及び債権回収手数料等が含まれています。 継続的な口座管理に係る手数料は、毎月顧客の口座に対して請求しています。当行グループは、毎年各地域において個人顧客及び法人顧客別に手数料率を定めています。 インターチェンジ、外貨取引及び当座貸越に関する取引ベースの手数料は、当該取引の発生時に顧客の口座に対して請求しています。 債権回収手数料は毎月固定料率に基づいて請求しており、当行グループはその固定料率を毎年見直しています。	口座管理サービスから生じる収益及び債権回収手数料は、そのサービスを提供する期間にわたり認識しています。 取引に関する収益は、その取引が発生した時点で認識しています。
投資銀行業務 サービス	当行グループの投資銀行業務セグメントでは、ローン管理及び代行サービス、ローン・シンジケーションの管理、有価証券取引を伴うクライアント取引の実行や証券の引受等の種々の金融関連サービスを提供しています。 継続的なサービスに係る手数料は、毎暦年の末日に顧客の口座に対して請求しています。ただし、顧客が12月31日より前に契約を終了した場合には、その終了時にこれまで実施したサービスに対する手数料を請求しています。 ローン・シンジケーションの管理、取引の実行及び証券の引受に関する取引ベースの手数料は、当該取引の発生時に請求しています。	管理代行サービスから生じる収益は、そのサービスを提供する期間にわたり認識しています。12月31日に顧客から回収する予定の金額は、営業債権として認識しています。 取引に関する収益は、その取引が発生した時点で認識しています。

IAS 1.117(b), 119 ^a. 当行グループは、顧客との契約から生じる受取手数料に関する重要な会計方針を、他の重要な会計方針と一緒に個別の注記（[注記46](#)を参照）に記載するのではなく、手数料純収益の注記において表示している。なぜなら、当行グループは、これが財務諸表利用者にとって有用であると考えているためである。会計方針の表示に関しては他のアプローチも容認される可能性がある。

^b. 本冊子では、クレジット・カードから稼得している唯一の手数料は、当行グループが口座を運営するために毎月請求しているサービス手数料である。実務上、クレジット・カードに関する取決めはより複雑で、異なるサービスの提供（例：保険やカスタマー・ロイヤルティ・プログラム）に対してそれぞれ別の種類の手数料を請求している場合もある。企業は、具体的なクレジット・カードに関する取決めの分析を実施し、顧客との契約に基づく履行義務を識別し、適切な会計処理を決定する必要がある。

IFRS 15.119, 123–126,
IAS 1.122

連結財務諸表注記（続き）

10. 手数料純収益（続き）

C. 履行義務及び収益認識方針（続き）

商品／サービスの種類	履行義務の充足の内容及び時期 (重大な支払条件を含む)	IFRS第15号に基づく収益認識方針
アセット・マネジメン ト・サービス	当行グループは、アセット・マネジメント・サービスを提供しています。 アセット・マネジメント・サービスに対する手数料は、管理している資産の価値の一定割合に基づいて計算し、毎月顧客の口座残高から差し引いています。 また、当行グループは、口座開設時に返金不可の前受手数料を徴収しています。	アセット・マネジメント・サービスから生じる収益は、そのサービスを提供する期間にわたり認識しています。 返金不可の前受手数料は、将来のサービスに対する重要な権利が生じるものであり、顧客がアセット・マネジメント・サービスを継続して受けることが見込まれる期間にわたり収益として認識しています。

連結財務諸表注記（続き）

11. トレーディング純収益^a

会計方針については、注記46(E)をご参照ください。

百万ユーロ	2024年	2023年
債券	1,261	981
株式	70	17
為替	90	16
その他	13	(27)
トレーディング純収益	1,434	987

IFRS 7.20(a)(i)

^a 本冊子では、トレーディング純収益は以下のようになっている。

- トレーディング資産及び負債、並びにトレーディング目的で保有するデリバティブに関する（利息を含む）損益影響額全額を含む。
- リスク管理目的で保有するデリバティブに関する損益影響額は含まない。ただし、他の表示も可能である。

連結財務諸表注記（続き）

12. FVTPLで測定するその他の金融商品からの純収益^a

会計方針については、注記46(F)をご参照ください。

百万ユーロ	2024年	2023年
強制的にFVTPLで測定される金融商品からの純収益（トレーディング 純収益に含まれるもの以外）（注記11を参照）		
リスク管理目的で保有するデリバティブ（ヘッジ会計の目的で保有するデ リバティブの有効部分を除く）：		
金利	(76)	11
信用	44	(21)
株式	(54)	42
為替	(10)	5
投資有価証券：		
社債	47	20
株式	59	25
資産担保証券	12	(10)
貸付金：	153	(55)
FVTPLで測定するものとして指定された金融商品からの純収益：		
投資有価証券：		
社債	123	165
株式	(10)	(13)
資産担保証券	(181)	(151)
貸付金	-	194
発行済負債証券	(30)	(185)
	77	27

^a. 本冊子では、FVTPLで測定するその他の金融商品からの純収益に以下が含まれている。

- 当初認識時にFVTPLで測定するものとして指定された金融資産及び金融負債に関する（利息を含む）損益影響額全額
- トレーディング目的で保有するもの以外の強制的にFVTPLで測定される金融資産に関する（利息を含む）損益影響額全額
- リスク管理目的で保有するが、適格なヘッジ関係の一部ではないデリバティブに関する実現及び未実現利得及び損失
- 適格なヘッジ関係におけるデリバティブの非有効部分

ただし、他の表示も可能である。

連結財務諸表注記（続き）

13. その他の収益^a

会計方針については、注記46(B)(i)、(G)、(J)(iii)及び(O)をご参照ください。

IFRS 7.20(a)(viii),
IAS 1.98(d)

IFRS 7.11A(d),
20(a)(vii)
IAS 21.52(a)

百万ユーロ	2024年	2023年
FVOCIで測定する負債性証券の売却に係る純損失：		
国債	(69)	(65)
社債	(60)	(60)
FVOCIで測定する持分証券の配当	2	8
為替差益	174	154
その他	32	31
	79	68

^a 本冊子においては、以下がその他の収益に含まれている。

- FVOCIで測定する持分証券について受け取った配当金
- FVOCIで測定する負債性証券の売却に係る利得及び損失
- 為替差益／為替差損額からの純利得（損失）

ただし、他の表示も可能である。

連結財務諸表注記（続き）

14. 償却原価で測定する金融資産の認識の中止から生じる損失

会計方針については、注記46(J)(iii)をご参照ください。

2024年12月31日に終了した事業年度に、当行グループは償却原価で測定する投資有価証券の一部を売却しました（2023年：なし）。この売却は、信用リスクの悪化により金融資産が当行グループの投資方針を満たさなくなったために行われました。

2024年12月31日現在の売却した金融資産の帳簿価額及び認識の中止により生じた損失を下の表にまとめています。

	売却した金融 資産の 帳簿価額	認識の中止に より生じた 損失
百万ユーロ		
顧客に対する貸付金	18	5
国債	12	1
社債	8	3
	38	9

連結財務諸表注記（続き）

15. 人件費

会計方針については、注記46(W)をご参照ください。

百万ユーロ	注記	2024年	2023年
賃金及び給与		1,882	1,752
社会保障拠出金		215	194
確定拠出制度への拠出金		265	243
株式決済型の株式に基づく報酬取引	A	75	25
現金決済型の株式に基づく報酬取引	A	44	38
退職後確定給付制度に関連する費用	B	40	41
長期勤続休暇に関連する費用		8	8
		2,529	2,301

A. 株式に基づく報酬契約

i. 株式に基づく報酬契約に関する説明

2024年12月31日現在、当行グループは、以下の株式に基づく報酬契約を有しています。

ストック・オプション・プログラム（持分決済型）

2020年1月1日に当行グループは、経営幹部及び上級従業員に対して当行の株式を購入する権利を付与するストック・オプション・プログラムを導入しました。2024年1月1日に、経営幹部及び上級従業員に対して、行使価格を除き類似した条件の権利がさらに付与されました。これらのプログラムでは、確定したオプションの保有者は権利付与日の市場価格で株式を購入することができます。

ストック・オプション制度の付与に関する契約条件は以下のとおりです。すべてのストック・オプションは株式で決済されます。

付与日／付与された従業員	付与数 (百万)	権利確定条件	オプション 契約の 有効期間
2020年1月1日に上級従業員に 付与されたオプション	10	3年間の勤務及びその期間の各年度 における営業利益の10%増加	10年
2020年1月1日に経営幹部に 付与されたオプション	10	3年間の勤務	10年
2024年1月1日に上級従業員に 付与されたオプション	25	3年間の就業及びその期間の各年度 における営業利益の10%増加	10年
2024年1月1日に経営幹部に 付与されたオプション	10	3年間の就業	10年
ストック・オプション合計	55		

株式増価受益権（現金決済型）

2019年1月1日及び2024年1月1日に、当行グループは、その他の従業員に対して、現金の支払いを受ける権利を付与する株式増価受益権（SAR）を付与しました。現金支払額は、権利付与日と行使時の間の当行の株価の上昇に基づいて決定されます。

株式増価受益権の付与に関する契約条件は、以下のとおりです。

付与日／付与された従業員	付与数 (百万)	権利確定条件	オプション 契約の 有効期間
2019年1月1日にその他の従業員に 付与されたSAR	10	3年間の勤務	5年
2024年1月1日にその他の従業員に 付与されたSAR	40	3年間の勤務	5年
SAR合計	50		

連結財務諸表注記（続き）

15. 人件費（続き）

A. 株式に基づく報酬契約（続き）

i. 株式に基づく報酬契約に関する説明（続き）

株式増価受益権から生じる負債の詳細は、以下のとおりです。

	百万ユーロ	注記	2024年	2023年
IFRS 2.51(b)(i)	現金決済型の株式に基づく報酬契約に関する負債の帳簿価額 合計額	34	44	38
IFRS 2.51(b)(iii)	権利が確定した負債の本源的価値の合計		-	38

2023年12月31日現在の負債の帳簿価額は、2024年に決済されました。

ii. 公正価値の測定－ストック・オプション

IFRS 2.46-47(a)(i) 付与されたストック・オプションの対価として提供された勤務の公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定された、付与されたストック・オプションの公正価値に基づいています。この契約に関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件は、公正価値の測定において考慮されません。株式決済型の株式に基づく報酬制度の付与日現在の公正価値の測定に用いたインプットは、以下のとおりです。

	ストック・オプションの公正価値及び仮定	経営幹部 2024年	上級従業員 2024年
IFRS 2.47(a)	付与日の公正価値	€4.5	€3.9
IFRS 2.47(a)(i)	付与日の株価	€12.0	€12.0
IFRS 2.47(a)(i)	行使価格	€12.0	€12.0
IFRS 2.47(a)(i)	予想ボラティリティ*	49.8%	47.7%
IFRS 2.47(a)(i)	予想期間（見積加重平均期間）	8.6年	5.4年
IFRS 2.47(a)(i)	予想配当*	3.2%	3.2%
IFRS 2.47(a)(i)	リスクフリー金利（国債に基づく）*	1.0%	0.9%

* 年率

IFRS 2.47(a)(ii) 予想ボラティリティは、過去の平均株価ボラティリティと、従業員に付与したオプションと類似の満期を有する当行の普通株式に係るオプション取引から算出したインプライド・ボラティリティに基づいています。

iii. 公正価値の測定－株式増価受益権

IFRS 2.52 株式増価受益権の公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されています。付与日及び測定日現在の公正価値の算定に用いたインプットは、以下のとおりです^a。

	付与日 2024年 1月1日	測定日 2024年 12月31日	
IFRS 2.52	公正価値	€3.2	€4.6
	株価	€12.0	€14.0
	行使価格	€12.0	€12.0
	予想ボラティリティ*	45.2%	48.1%
	予想期間（見積加重平均期間）	3.5年	2.6年
	予想配当*	3.2%	3.2%
	リスクフリー金利（国債に基づく）*	0.8%	3.4%

* 年率

Insights
4.5.1000.10

^a 当行グループは、IFRS第2号では特に求められていないものの、SARの公正価値測定についての情報を開示している。KPMGの見解では、このような開示は、現金決済型の株式に基づく報酬について提供しなければならない。当期中に付与された株式に基づく報酬については、付与日及び報告日現在の公正価値測定についての開示を提供しなければならない。過去の期間に付与されたが、報告日において未行使である株式に基づく報酬については、報告日現在の公正価値測定についての開示を提供しなければならない。

連結財務諸表注記（続き）

15. 人件費（続き）

A. 株式に基づく報酬契約（続き）

iii. 公正価値の測定－株式増価受益権（続き）

予想ボラティリティは、過去の平均株価ボラティリティと、従業員に付与した株式増価受益権と類似の満期を有する当行の普通株式に係るオプション取引から算出したインプライド・ボラティリティに基づいています。

負債の公正価値は、各報告日及び決済日に再測定されます。

iv. 未行使ストック・オプションの調整表

ストック・オプションの数及び加重平均行使価格は、以下のとおりです。

百万オプション数	オプション数 2024年	加重平均 行使価格 2024年	オプション数 2023年	加重平均 行使価格 2023年
1月1日現在の未行使残高	13.0	€10.5	18.0	€10.5
当年度事業度中の権利失効数	(2.5)	€10.5	(5.0)	€10.5
当年度事業度中の権利行使数	(3.0)	€10.5	-	-
当年度事業度中の権利付与数	35.0	€12.0	-	-
12月31日現在の未行使残高	42.5	€11.7	13.0	€10.5
12月31日現在の行使可能残高	7.5	€10.5	-	-

2024年12月31日現在で未行使のストック・オプションの行使価格は10.5ユーロから12.0ユーロ（2023年：10.5ユーロ）であり、残存契約年数の加重平均は8.3年（2023年：8.0年）です。

2024年に行使されたストック・オプションの行使日における株価の加重平均は、10.7ユーロ（2023年：行使されたオプションなし）でした。

B. その他の従業員給付

当行グループは、以下の退職後確定給付制度に拠出を行っています。

- － プランAは、退職した従業員に対して年金を毎年受け取る権利を付与する制度です。取締役及び執行役員（注記40(B)を参照）は、60歳で退職し、65歳までは最終給与の70%に相当する年金、それ以降は最終給与の50%に相当する年金を受け取る権利を有しています。その他の退職した従業員は、最終給与の60分の1に勤続年数を乗じた金額を受け取る権利が与えられます。
- － プランBは、退職した従業員に対して特定の医療費を返還する制度です。

これらの確定給付制度は、当行グループから法的に分離された単一の年金基金によって管理されています。当該年金基金の理事会は、従業員3名、雇用主代表2名及び独立理事長1名で構成されています。当該年金基金の理事会は、制度参加者の利益を最優先にして行動することが法律で義務付けられており、基金に関する特定の方針（例：投資、拠出及び指数化に関する方針）を策定する責任を有しています。

これらの確定給付制度によって、当行グループは、長寿リスク、為替リスク、金利リスク及び市場（投資）リスク等の数理計算上のリスクにさらされています。

連結財務諸表注記（続き）

15. 人件費（続き）

B. その他の従業員給付（続き）

i. 積立て

IAS 19.147(a)

当行によって積み立てられている取締役及び執行役員のための債務を除き、プランAは、当行グループの子会社によって積み立てられています。積立要件は、制度の積立ての方針に記載されている年金基金の数理計算測定フレームワークに基づいています。プランAの積立ては、積立てを目的とした独立した数理計算上の評価に基づいており、そこで用いられる仮定は、上記の仮定とは異なる場合があります。プランBは、非積立制度です。従業員には、これらの制度への拠出義務はありません。

これらの確定給付制度の条項及び法定要件（プランAの最低積立要件を含む）に従って、当行グループは、将来拠出の払戻しまたは将来拠出の減額の現在価値が、制度資産の公正価値合計から制度債務の現在価値合計を差し引いた残高を下回っていないと判断しました。この判断は、制度ごとに行われています。

IAS 19.147(b)

当行グループは、2024年の確定給付制度に対する拠出額を35百万ユーロと見込んでいます。

連結財務諸表注記（続き）

15. 人件費（続き）

B. その他の従業員給付（続き）

ii. 確定給付負債（資産）の純額の変動

以下の表は、確定給付負債（資産）の純額及びその構成要素の期首残高から期末残高への調整表です^a。

	確定給付債務		制度資産の公正価値		確定給付負債（資産）の純額		
	2024年	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年	
百万ユーロ							
IAS 19.140	1月1日残高	207	189	(49)	(47)	158	142
	純損益に含まれる項目 ^b						
IAS 19.141(a)	当期勤務費用	32	33	-	-	32	33
IAS 19.141(d)	過去勤務費用	(1)	-	-	-	(1)	-
IAS 19.141(b)	利息費用（収益）	12	11	(3)	(3)	9	8
		43	44	(3)	(3)	40	41
	その他の包括利益に含まれる項目 ^b						
IAS 19.141(c)	再測定による損失（利得）：						
	－ 数理計算上の利得：						
IAS 19.141(c)(iii)	－ 人口統計上の仮定	(3)	(2)	-	-	(3)	(2)
IAS 19.141(c)(iii)	－ 財務上の仮定	(3)	(4)	-	-	(3)	(4)
	－ 実績修正	(2)	(2)	-	-	(2)	(2)
IAS 19.141(c)(i)	－ 制度資産に係る収益（利息収益を除く）	-	-	1	(1)	1	(1)
IAS 19.141(e)	為替レートの変動の影響 ^c	1	1	(1)	(1)	-	-
		(7)	(7)	-	(2)	(7)	(9)
	その他						
IAS 19.141(f)	雇用主による制度への拠出	-	-	(15)	(14)	(15)	(14)
IAS 19.141(g)	支払われた給付	(24)	(19)	22	17	(2)	(2)
		(24)	(19)	7	3	(17)	(16)
IAS 19.140	12月31日残高	219	207	(45)	(49)	174	158
	内訳：						
	百万ユーロ				2024年	2023年	
	確定給付負債の純額（プランA）				76	61	
	確定給付負債の純額（プランB）				98	97	
					174	158	

- IAS 19.138 a. 当行グループは、複数の確定給付制度を有している。これらの制度はそれぞれ大きく異なるリスクにさらされているわけではないため、これらの制度に関しては原則として集約した開示を提供している。制度がさらされているリスクが大きく異なる場合には、開示の一部またはすべてをさらに分解すること（例：地域別または特徴別に）が要求される。
- b. 当行グループは、IAS第19号「従業員給付」では特に求められていないものの、純損益に認識されている項目及びその他の包括利益に認識されている項目の小計を開示している。
- IAS 21.39, Insights 4.4.1010 c. 確定給付制度に基づく負債の純額は、スポンサーの財務諸表の観点から外貨建である場合がある。KPMGの見解では、この場合、確定給付負債（資産）の純額はまず当該外貨で算定した後、その金額をスポンサーの機能通貨に換算しなければならない。その結果、換算により生じる為替差損益は、IAS第19号に基づく再測定の一部としてではなく、他の為替差損益とともに認識されることになる。この結果は上記で例示されている状況とは異なる。上記では、確定給付制度のスポンサーは在外子会社であるため、換算差額は通常どおりその他の包括利益に認識される。

連結財務諸表注記（続き）

15. 人件費（続き）

B. その他の従業員給付（続き）

iii. 制度資産

IAS 19.140(a)(i), 142

制度資産の構成項目^aは、以下のとおりです。

	百万ユーロ	2024年	2023年
IAS 19.142(b)	持分証券：		
	消費者市場	8	9
	製薬業	6	6
IAS 19.142(c)	国債	14	14
IAS 19.142(e)	デリバティブ：		
	金利スワップ	3	3
	為替予約	2	3
	長寿スワップ	2	2
IAS 19.143	当行グループが占有する不動産	5	6
IAS 19.143	当行の普通株式	5	6
		45	49

IAS 19.142

持分証券及び国債はすべて、活発な市場における公表価格があります。国債はすべて欧州政府が発行したものであり、[格付機関]の格付ではAAAまたはAAに格付されています。

IAS 19.146

各報告日には、年金基金のアセット・マネージャーによって、戦略的投資方針の結果を分析する資産・負債マッチング調査が行われます。年金基金の戦略的投資方針の概要は、以下のとおりです。

- 戦略的資産構成は、持分証券40-50%、国債40-50%、その他の投資0-10%です。
- 負債性金融商品（国債）及び金利スワップの利用を通じて、金利リスクを管理しています。
- 為替予約の利用を通じて、為替リスクを管理しています。
- 長寿スワップの利用を通じて、長寿リスクを25%削減するように管理しています。

IAS 19.142

^a. 制度資産の内容及びリスクを反映するのに必要な制度資産の公正価値の開示の分解の程度を決定するには、判断が必要である。例えば、持分証券の公正価値については、これらの資産のリスクを理解するのに必要な場合には、産業の種類別、企業規模別、地域別等に詳細に分解することもある。

連結財務諸表注記（続き）

15. 人件費（続き）

B. その他の従業員給付（続き）

iv. 確定給付債務

数理計算上の仮定

報告日現在の主要な数理計算上の仮定は、以下のとおりです（加重平均で算定しています）。

	2024年	2023年
割引率	5.1%	4.8%
予想昇給率	2.5%	2.5%
将来年金増加率	3.0%	2.0%
医療費趨勢率	4.5%	4.0%

将来の死亡率に関する仮定は、公表された統計値及び死亡率表に基づいています。報告日現在の確定給付債務の価値の基礎となる現在の寿命は、以下のとおりです。

	2024年		2023年	
	プランA	プランB	プランA	プランB
現在の年金受給者の65歳時の寿命				
男性	18.5	18.2	18.3	18.0
女性	21.0	19.0	21.0	18.8
現在45歳の加入者の65歳時の寿命				
男性	19.2	19.0	19.0	18.7
女性	22.9	20.5	22.9	20.0

2024年12月31日現在の確定給付債務の加重平均デュレーションは、17.5年です（2023年：17.1年）。

感応度分析

他の仮定に変更がないとして、数理計算上の仮定の1つが報告日において合理的に可能性のある範囲で変動した場合に、確定給付債務に与える影響は以下のとおりです。

百万ユーロ	2024年12月31日		2023年12月31日	
	増加	減少	増加	減少
割引率（1%の変動）	(20)	21	(20)	21
予想昇給率（1%の変動）	11	(10)	11	(10)
将来年金増加率（1%の変動）	13	(12)	13	(12)
医療費趨勢率（1%の変動）	22	(19)	22	(19)
予想死亡率（1%の変動）	(7)	7	(7)	7

この分析は、確定給付制度において予想されるキャッシュフローの分配を網羅的に考慮したものではないものの、上記の仮定の感応度の概要を提供しています。

IAS 1.125

IAS 19.144

IAS 19.144

IAS 19.147(c)

IAS 1.125, 129, 19.145

連結財務諸表注記（続き）

16. その他の費用

会計方針については、注記46(V)をご参照ください。

百万ユーロ	注記	2024年	2023年
一般管理費		290	316
ソフトウェア・ライセンス及びその他のIT費用		47	58
銀行への賦課金	33	12	10
支店閉鎖費用引当金	33	5	69
余剰人員削減引当金	33	2	33
賃貸料収益を生み出す投資不動産に関する直接営業費		1	1
その他		41	98
		398	585

各年度に支払う賦課金は、報告日の当行グループの連結負債及び保有資本の [X] %に基づいています。2024年12月31日現在の銀行への賦課金は12百万ユーロ（2023年：10百万ユーロ）となり、純損益及びその他の包括利益計算書のその他の費用に表示されています。2024年12月31日現在、2百万ユーロ（2023年：2百万ユーロ）の支払債務が引当金に含まれています。

IAS 1.97

IAS 1.97

IAS 1.98(b)

IAS 1.98(b)

IAS 40.75(f)(ii)

連結財務諸表注記（続き）

17. 1株当たり利益

会計方針については、注記46(Y)をご参照ください。

A. 基本的1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、以下の普通株主に帰属する純利益及び加重平均普通株式数に基づき計算しています。

IAS 33.70(a)

i. 普通株主に帰属する純利益（基本的）

百万ユーロ	注記	2024年	2023年
当行の株主に帰属する当期純利益		403	360
その他の資本性金融商品に係る未払クーポン	35(D)	(20)	(20)
普通株主に帰属する純利益		383	340

IAS 33.70(b)

ii. 加重平均普通株式数（基本的）

百万株	注記	2024年	2023年
1月1日現在の発行済普通株式数	35	1,756.0	1,756.0
ストック・オプションの行使による影響	35	1.5	-
12月31日現在の加重平均普通株式数		1,757.5	1,756.0

B. 希薄化後1株当たり利益

希薄化後1株当たり利益は、以下の普通株主に帰属する純利益及びすべての希薄化効果を有する潜在的普通株式の影響を調整した加重平均普通株式数に基づき計算しています。

IAS 33.70(a)

i. 普通株主に帰属する純利益（希薄化後）

百万ユーロ	2024年	2023年
普通株主に帰属する純利益（希薄化後）	383	340

IAS 33.70(b)

ii. 加重平均普通株式数（希薄化後）

百万株	注記	2024年	2023年
加重平均普通株式数（基本的）	35	1,757.5	1,756.0
ストック・オプションの付与による影響		12.5	8.0
12月31日現在の加重平均普通株式数（希薄化後）		1,770.0	1,764.0

ストック・オプションの希薄化効果の計算に用いた当行の株式の平均市場価格は、オプションが未行使である期間の公表市場価格に基づいています^a。

Insights 5.3.270.80 a. KPMGの見解では、普通株式の平均市場価格の算定に用いた方法は、注記で開示しなければならない。

連結財務諸表注記（続き）

18. 法人所得税^a

会計方針については、注記46(I)をご参照ください。

A. 純損益に認識されている金額^b

百万ユーロ	注記	2024年	2023年
当期税金費用			
当事業年度		128	89
ー法人所得税		123	
ーグローバル・ミニマムトップアップ税（注記18(I)を参照）		5	
過去の事業年度に関する見積りの変更		(4)	(4)
		124	85
繰延税金費用			
一時差異の発生及び解消		4	1
税率の引き下げ		(1)	(2)
過去に認識されていなかった税務上の欠損金の認識	(G)	(4)	(5)
		(1)	(6)
法人所得税費用合計額		123	79

2024年12月に新たな法人税法がフランスで制定され、2025年7月1日時点でフランスにおける法人税率は30%から29%に引き下げられる予定です。この変更により、当行グループのフランスの子会社であるBleu Banking S.A.の繰延税金資産及び繰延税金負債の再測定に関連して1百万ユーロの利得が生じ、2024年12月31日に終了した事業年度に認識されています。

2023年12月、35%から21%への法人税率の引下げをはじめ、南アフリカでさまざまな税法の変更が行われました。この変更により、当行グループが連結する南アフリカの子会社であるBlue Banking (Africa) Limitedの繰延税金資産及び繰延税金負債の再測定に関連して2百万ユーロの利得が生じ、2023年12月31日に終了した事業年度に認識されています。

a. 税金影響額を算定するために本冊子で開示または適用されている税法及び税率の変更は、例示目的のみで記載しており、個々の管轄地域の税法または法人税率の実際の変更を反映したものではない。実務においては適用すべき税法の変更を検討すること及び個々の企業の適用すべき税率を用いることが必要である。本冊子におけるすべての税金影響額は、グローバル・ミニマムトップアップ税を除いて、当行の国内での税率33%を用いて計算されている。

b. 当行グループは、積立型退職後給付制度への現金拠出に関連する当期法人所得税の全額を純損益に配分している。これは、積立型退職後給付制度への現金拠出が主に勤務費用に関連するためである。KPMGの見解では、拠出が関連するコストが、純損益とその他の包括利益のいずれに影響するのかを識別するのが実務上容易でない場合を除き、当期法人所得税の税効果を、その現金拠出の性質を反映するように純損益とその他の包括利益に配分しなければならない。現金拠出の性質が不明確である場合、企業は3つの特定のアプローチのいずれか1つに基づいて会計方針を選択し、それを每期継続して適用することができるとKPMGは考えている。3つのアプローチの詳細については、「Insights into IFRS」の第3.13.580.30項を参照。

連結財務諸表注記（続き）

18. 法人所得税（続き）

B. その他の包括利益に認識されている金額

IAS 1.90, 12.81(ab)

百万ユーロ	2024年			2023年		
	税引前	税金 (費用) 収益	税引後	税引前	税金 (費用) 収益	税引後
純損益に振り替えられる ことのない項目						
確定給付負債（資産）の 再測定	7	(2)	5	9	(3)	6
FVOCIで計上される資本性 金融商品への投資－ 公正 価値の変動の純額	2	(1)	1	2	(1)	1
負債の信用リスク変動額	3	(1)	2	1	-	1
純損益に振り替えられる または振り替えられる 可能性のある項目						
ヘッジ・リザーブの変動：						
公正価値変動の有効 部分	(43)	14	(29)	(22)	7	(15)
純損益に振り替えられた 純額	6	(2)	4	12	(4)	8
公正価値評価差額の変動 （負債性金融商品）：						
公正価値の変動の純額	(166)	56	(110)	(160)	53	(107)
純損益に振り替えられた 純額	129	(43)	86	125	(41)	84
為替換算調整勘定の変動						
為替換算差額－ 在外営業活動体	(45)	-	(45)	(35)	-	(35)
在外営業活動体への 純投資ヘッジに係る 純利益／（損失）	30	-	30	31	-	31
	(77)	21	(56)	(37)	11	(26)

連結財務諸表注記（続き）

18. 法人所得税（続き）

C. 実効税率の調整表^{a, b}

IAS 12.81(c)

百万ユーロ	2024年	2024年	2023年	2023年
税引前純利益		546		457
当行の国内税率を用いた法人所得税	33.0%	180	33.0%	151
在外管轄地域における税率の影響*	(13.6%)	(74)	(13.2%)	(60)
グローバル・ミニマムトップアップ税に関連する当期の税金費用（注記18(I)を参照） ^c	0.9%	5		
税率の引下げ	(0.2%)	(1)	(0.4%)	(2)
以下に関する税効果：				
損金不算入費用	6.4%	35	7.9%	36
課税免除利益	(0.7%)	(4)	(4.6%)	(21)
税務上の優遇措置	(0.5%)	(3)	(1.1%)	(5)
その他の資本性金融商品に係る未払クーポン	(1.3%)	(7)	(1.5%)	(7)
繰延税金資産を認識していない当事業年度の損失	0.5%	3	0.2%	1
過去に認識されていなかった税務上の欠損金の認識（(G)を参照）	(0.7%)	(4)	(1.1%)	(5)
過去に認識されていなかった将来減算一時差異の認識	(0.5%)	(3)	(1.1%)	(5)
過年度に関する見積りの変更	(0.7%)	(4)	(0.9%)	(4)
法人所得税費用合計額	22.6%	123	17.2%	79

* 複数の在外管轄地域での税率が引き下げられており、実効税率の調整表にも影響を及ぼしています。

IAS 12.85

a. 当行グループの実効税率の調整は、国内税率を基準としており、他の管轄地域のグループ企業で適用されている税率を調整項目としている。この実効税率の調整は、財務諸表利用者にとって最も有用な情報を提供する適用税率を基準としている。場合によっては、各管轄地域別にそれぞれの国内税率を使用して作成した別々の調整を合算する方が有用なこともある。

IAS 12.81(c)

b. 当行グループは、税金費用合計額と会計上の利益に適用税率を乗じた額との間の数値調整、または平均実効税率と適用税率との間の数値調整のいずれかを表示するのではなく、その両方を表示することを選択している。

c. IAS第12号には、グローバル・ミニマムトップアップ税の影響をどのように実効税率の調整表に反映するかについての具体的なガイダンスはない。当行グループは、その影響について財務諸表利用者が理解できるようにするため、2024年に当行グループに課税されるトップアップ税の合計額を独立の表示項目で開示している。

連結財務諸表注記（続き）

18. 法人所得税（続き）

D. 繰延税金残高の増減^{a, b}

IAS 12.81(g)(i)–(ii)

2024年 百万ユーロ	1月1日残高 (純額) *	純損益に 認識された 金額 (A)を参照	その他の 包括利益に 認識された 金額 (B)を参照	12月31日残高		
				純額	繰延税金 資産	繰延税金 負債
有形固定資産及び無形資産（使用 権資産を含む ^c ）	(156)	-	-	(156)	-	(156)
FVOCIで測定する投資有価証券	(70)	-	13	(57)	-	(57)
負債証券－信用リスクの 構成要素	1	-	(1)	-	-	-
デリバティブ	28	-	12	40	40	-
予想信用損失引当金	68	21	-	89	89	-
税務上の繰越欠損金	31	4	-	35	35	-
株式に基づく報酬	125	10	-	135	135	-
その他の負債（リース負債を 含む ^c ）	152	(24)	-	128	128	-
その他	12	(10)	(3)	(1)	21	(22)
相殺前繰延税金資産（負債）	191	1	21	213	448	(235)
資産・負債の相殺	-	-	-	-	(128)	128
税金資産（負債）	191	1	21	213	320	(107)

IAS 12.81(g),
Insights
3.13.640.60

a. IAS第12号は、認識した繰延税金資産及び負債の金額を一時差異の種類ごとに開示することを要求している。IFRS会計基準は、種類としてどのようなものがあるかについては明確にしていない。当行グループは、一時差異に関連する資産及び負債の分類に基づいて開示を提供している。別の解釈として、一時差異の発生原因（例：減価償却）を基礎とした開示も考えられる。

Insights
3.13.640.70

b. KPMGの見解では、（例えば、U.S. GAAPに基づく「総額」アプローチのように）認識された繰延税金資産と未認識の繰延税金資産の両方の税効果を単一の金額で開示することは適切ではない。これは、IFRS会計基準が認識された繰延税金資産の開示を要求しているためである。

IAS 12.15, 24,
Insights 3.13.230

c. 当行グループは、関連する税金の控除が使用权資産ではなくリース負債に配分されていることにより、リース負債に関して別個の繰延税金資産を認識し、使用权資産に関して別個の繰延税金負債を認識している。

連結財務諸表注記（続き）

18. 法人所得税（続き）

D. 繰延税金残高の増減（続き）

IAS 12.81(g)(i)–(iii)

2023年 百万ユーロ	1月1日残高 (純額)	純損益に 認識された 金額 (A)を参照)	その他の 包括利益に 認識された 金額 (B)を参照)	12月31日残高		
				純額	繰延税金 資産	繰延税金 負債
有形固定資産及び無形資産（使用 権資産を含む ^a ）	(173)	(17)	-	(156)	-	(156)
FVOCIで測定する投資有価証券	(82)	-	12	(70)	-	(70)
負債証券－信用リスクの 構成要素	2	-	(1)	1	1	-
デリバティブ	25	-	3	28	28	-
予想信用損失引当金	62	6	-	68	68	-
税務上の繰越欠損金	26	5	-	31	31	-
株式に基づく報酬	117	8	-	125	125	-
その他の負債（リース負債を 含む ^a ）	183	(31)	-	152	152	-
その他	14	1	(3)	12	44	(32)
相殺前繰延税金資産（負債）	174	6	11	191	449	(258)
資産・負債の相殺	-	-	-	-	(152)	152
税金資産（負債）	174	6	11	191	297	(106)

IAS 12.15, 24,
Insights 3.13.230

a. 当行グループは、関連する税金の控除が使用权資産ではなくリース負債に配分されていることにより、リース負債に関して別個の繰延税金資産を認識し、使用权資産に関して別個の繰延税金負債を認識している。

連結財務諸表注記（続き）

18. 法人所得税（続き）

E. 未認識の繰延税金負債^a

IAS 12.81(f), 87

2024年12月31日現在、子会社への投資に係る一時差異25百万ユーロ（2023年：22百万ユーロ）に対する繰延税金負債8.3百万ユーロ（2023年：7.3百万ユーロ）があります。ただし、当行グループは子会社の配当方針をコントロール（すなわち、関連する将来加算一時差異が解消する時期をコントロール）しており、経営陣は予測可能な将来にこれらの差異が解消されないと認識しているため、当該負債を認識していません。

IAS 12.82A

当行グループが事業を展開している一部の国においては、現地の税法によって、特定の資産の処分による利益を配当しない場合には当該利益を益金不算入とすることが認められています。2024年12月31日現在、非課税利益剰余金の総額は76百万ユーロ（2023年：64百万ユーロ）であり、仮にこの剰余金から子会社が配当を支払うとすると、その結果生じる税金負債は25百万ユーロ（2023年：21百万ユーロ）となります。

IAS 1.125, 12.81(e)

F. 未認識の繰延税金資産

当行グループがその便益を利用するために必要となる将来の課税所得を稼得する可能性が高くないため、以下の項目については繰延税金資産を認識していません^b。

百万ユーロ	2024年		2023年	
	総額	税効果	総額	税効果
将来減算一時差異	36	12	45	15
税務上の欠損金	12	4	15	5
	48	16	60	20

IAS 12.81(f), 87

a. 義務付けられてはいませんが、当行グループは、繰延税金負債を認識していない子会社への投資に係る一時差異の総額に加えて、推奨されている未認識の繰延税金負債の金額の開示も提供している。この開示は例示目的でのみ提供している。

IAS 12.81(e)

b. IAS第12号では、繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の金額の開示のみを要求しているが、当行グループはそれぞれの税効果も開示している。これは例示目的でのみ記載しているものである。

連結財務諸表注記（続き）

18. 法人所得税（続き）

G. 税務上の繰越欠損金

IAS 1.125, 12.82

繰延税金資産を認識していない税務上の欠損金の失効の状況は以下のとおりです。

百万ユーロ	2024年		2023年	
	2024年	失効日	2023年	失効日
失効する欠損金	12	2025–2028年	3	2024–2027年
失効しない欠損金	-	-	12	-

2024年に、当行グループの米国子会社であるBlue Banking（North America）は新規市場に参入しました。その結果、経営陣は将来の課税所得の見積りを修正し、当行グループは過去に認識していなかった税務上の欠損金12百万ユーロによる税効果を認識しました（税効果：4百万ユーロ）。これは、経営陣が税務上の欠損金を利用するために必要となる将来の課税所得が生じる可能性が高いと判断したためです。

2023年に当行グループのフランスの子会社であるBleu Banking S.A.が新たな取り組みを開始し、これにより、今後コストが大幅に軽減され、収益性が改善されることとなります。その結果、経営陣は将来の課税所得の見積りを見直し、当行グループは過去に認識していなかった税務上の欠損金15百万ユーロによる税効果を認識しました（税効果：5百万ユーロ）。これは、経営陣が税務上の欠損金を利用するために必要となる将来の課税所得が生じる可能性が高いと判断したためです。

2024年に当行グループのアフリカの子会社であるBlue Banking（Africa）Limitedで税務上の欠損金が9百万ユーロ（2023年：3百万ユーロ）発生し、税務上の欠損金の累計額は12百万ユーロに増加しました（2023年：3百万ユーロ）。経営陣は、当行グループが税務上の便益を利用するために必要となる課税所得が将来発生する可能性は高くないため、税務上の欠損金の累計額の回収可能性が不確定であると結論付けました。その税務上の欠損金は2025年から2028年に失効します。5年間の事業計画に基づき、また既存の将来加算一時差異の解消を考慮し、Blue Banking（Africa）Limitedは2029年までは課税所得を創出できないと見込んでいます。ただし、金利が予想よりも早く改善するか、または新たな将来加算一時差異が翌事業年度に発生する場合、繰延税金資産及び関連する税金収益最大4百万ユーロを追加的に認識する可能性があります。

H. 法人所得税の取扱いに関する不確実性^a

IAS 1.122, 125, 129, 12.88

当行グループの米国子会社であるBlue Banking（North America）は、連結会社間での貸付金について利息収益を得ていますが、その利息収益は連結時に相殺消去されています。米国の税法上、企業は、連結会社間での貸付金から生じる課税所得を算定する際には、市場金利を用いなければなりません。市場金利を決定するには、判断を用いることが必要となる場合もあります。別の企業について係争中の最近の訴訟案件では、用いられた金利について異議が唱えられており、当行グループは連結会社間での金利が市場金利を表しているか否かを検討しています。当行グループが用いた金利が市場金利を表していないと判断された場合には、2023年の見積税金費用が最大5百万ユーロまで追加的に発生する可能性があります。当行グループは過去に用いた金利は市場金利を反映していると考えており、法廷においても当行グループのこのような税務上の取扱いは無事に認められる可能性が高いと考えているため、この金額は本連結財務諸表には認識していません。

^a 当行グループは、計算の基礎となる方法、仮定及び見積りに対する不確実な税務処理の金額の感応度を定量的に開示している。IAS第1号第129項の要件を満たすためのその他の開示アプローチも認められる場合がある。

連結財務諸表注記（続き）

18. 法人所得税（続き）

H. 法人所得税の取扱いに関する不確実性（続き）

当行グループの未収法人所得税等のうち、13百万ユーロ（2023年：なし）は、英国の税務当局と係争中の案件について、当行グループの英国子会社であるBlue Banking Plcが受け取るべき税額の経営陣による見積りに関連しています。英国の税務当局による2022年から2023年の税務申告書の調査において、特定の費用の損金算入に関する指摘がありました。当行グループは、追徴課税を回避するために、調査後即時に納付を行う必要がありました。しかし、税務及び法律の専門家から受けた助言に基づいて、当行グループは、過去の申告における費用の損金算入は税法に則ったものであると考えており、2024年10月に、税務当局の指摘に対して異議申立てを行いました。この申立ては継続中であり、それに伴う不確実性により、申立ての結果は当期に認識した金額と著しく異なる可能性があります。経営陣は、還付されると予想される税額について単一の最善の見積りを使用していますが、合理的に可能性のある結果として、本件に関する未収法人所得税等が5百万ユーロから22百万ユーロの範囲になることが予想されています。

当行グループは、税法の解釈及び過去の経験を含めた多くの要因を考慮したうえで、すべての法人税申告書修正可能期間について、税金負債の計上が適切であると考えています。

I. グローバル・ミニマム課税^{a, b, c, d, e}

当行グループには、第2の柱の法制に基づくグローバル・ミニマムトップアップ税が課されています。トップアップ税は、法定税率が10%の[F国]と、子会社Xが課税所得控除を通じて政府の支援を受け、その実効税率が15%未満に引き下げられている[G国]における当行グループの事業に関するものです。当行グループは、当行に課税されるトップアップ税に関連して、当期税金費用5百万ユーロ（2023年：ゼロ）を認識しました。

当行グループは、トップアップ税の影響に係る繰延税金の会計処理に対して一時的かつ強制的な救済措置を適用し、その発生時に当期税金として会計処理しています。

2024年3月、[G国]は国内のミニマムトップアップ税を導入するための新たな税法を制定しており、2025年1月1日から適用されます。その結果、2025年からは、子会社Xが当行に代わってXの事業に関連するトップアップ税の納税義務を負います。

a. 経済協力開発機構（OECD）のグローバル・ミニマムトップアップ税に関する法的枠組み（GloBEモデルルール）の草案は、直近4年間のうち少なくとも2年間はグループの連結総収入が合計750百万ユーロ以上の多国籍企業グループに適用される。ただし、管轄地域がさらに低い閾値を導入することもあり得る。

Insights 3.13.43.10

b. 「第2の柱法人所得税」は、OECDが公表した第2の柱の枠組みを導入するために制定または実質的に制定された税法から生じる税金である。この税制改革は、大規模な多国籍企業グループが事業を展開する各管轄地域で発生する所得に対して、トップアップ税の枠組みを適用することで、少なくとも15%の税率を課税することを目的としている。各国が導入できる第2の柱モデルルールに基づく有効な枠組みには、IIR（Income Inclusion Rule：所得合算ルール）、UTPR（Undertaxed Payment Rule：軽課税所得ルール）、QDMTT（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax：適格国内ミニマムトップアップ税）という3つの枠組みがあり、これらは「グローバル・ミニマムトップアップ税」または「トップアップ税」と呼ばれることもある。管轄地域によって異なるタイミングで現地の税法が制定または実質的に制定される可能性があり、課税も異なるタイミングで適用される可能性がある。当該開示は例示目的で記載している。

c. グローバル・ミニマム課税の目的上、当行グループが事業を行う1つの管轄地域において税法の改正が成立した、または実質的に成立した場合、類似の税法が最上位の親会社の管轄地域において成立しているかどうかにかかわらず、当行グループ全体が影響を受ける可能性がある。企業は、グローバル・ミニマム課税の対象となるか否か、いつ対象になるのかを判断するために、事業を行っている各管轄地域の法案審議の進捗状況を常に確認する必要がある。

d. グローバル・ミニマムトップアップ税に関する開示について、詳細はKPMGの[article](#)及び[FAQ](#)を参照のこと。

e. 当行グループの最終親会社は[親会社の名称]である（[注記40\(A\)](#)を参照）。ただし、第2の柱の法制を導入していない管轄地域に所在しているため、当行は中間親会社として第2の柱のIIRにより課税される。

連結財務諸表注記（続き）

19. 金融資産及び金融負債の分類

会計方針については、注記46(J)(ii)及び(J)(viii)をご参照ください。

以下の表は、財政状態計算書の勘定科目と金融商品の分類との調整表です^a。

2024年12月31日 百万ユーロ	注記	強制的に FVTPL測定	FVTPL測定 に指定	FVOCI— 負債性金融 商品	FVOCI— 資本性金融 商品	償却原価	帳簿価額 合計
現金及び現金同等物	20	-	-	-	-	2,969	2,969
担保として供されていない トレーディング資産	21	16,122	-	-	-	-	16,122
担保として供されている トレーディング資産	21	540	-	-	-	-	540
リスク管理目的で保有する デリバティブ資産	22	858	-	-	-	-	858
銀行に対する貸付金	23	-	-	-	-	5,555	5,555
顧客に対する貸付金：							
公正価値で測定	24	3,986	-	-	-	-	3,986
償却原価で測定 ^b	24	-	-	-	-	58,746	58,746
投資有価証券：							
公正価値で測定	25	1,623	2,879	1,363	27	-	5,892
償却原価で測定	25	-	-	-	-	410	410
その他の金融資産	28	-	-	-	-	56	56
金融資産合計		23,129	2,879	1,363	27	67,736	95,134
トレーディング負債	21	7,026	-	-	-	-	7,026
リスク管理目的で保有する デリバティブ負債	22	828	-	-	-	-	828
銀行からの預金	29	-	-	-	-	11,678	11,678
顧客からの預金	30	-	-	-	-	53,646	53,646
発行済負債証券：							
公正価値で測定	31	-	1,250	-	-	-	1,250
償却原価で測定	31	-	-	-	-	9,977	9,977
劣後債務	32	-	-	-	-	5,642	5,642
リース負債 ^b	34	-	-	-	-	367	367
金融負債合計		7,854	1,250	-	-	81,310	90,414

IFRS 7.6, B2

- ^a 企業は、金融商品を、開示する情報の性質を適切に表すように、かつ金融商品の特徴を考慮に入れて、分類する。
- 本冊子において、財政状態計算書の科目は、当行グループの活動を反映している。この注記は、IFRS第9号の金融資産及び金融負債の各測定分類の帳簿価額を財政状態計算書の科目と調整している。したがって、例えば、投資有価証券には償却原価、FVTPL及びFVOCIで測定する金融資産が含まれる。ただし、他の表示も可能である。
- ^b 償却原価の欄には以下が含まれる。
- 顧客に対する貸付金の科目には、IFRS第16号「リース」に従って測定されるファイナンス・リース債権の重要性の低い金額
 - リース負債の科目には、IFRS第16号に従って測定されるリース負債の重要性の低い金額

連結財務諸表注記（続き）

19. 金融資産及び金融負債の分類（続き）

2023年12月31日 百万ユーロ	注記	強制的に FVTPL測定	FVTPL測定 に指定	FVOCI— 負債性金融 商品	FVOCI— 資本性金融 商品	償却原価	帳簿価額 合計
現金及び現金同等物	20	-	-	-	-	3,037	3,037
担保として供されていない トレーディング資産	21	15,249	-	-	-	-	15,249
担保として供されている トレーディング資産	21	519	-	-	-	-	519
リスク管理目的で保有する デリバティブ資産	22	726	-	-	-	-	726
銀行に対する貸付金	23	-	-	-	-	4,683	4,683
顧客に対する貸付金：							
FVTPLで測定	24	3,145	-	-	-	-	3,145
償却原価で測定 ^a	24	-	-	-	-	53,567	53,567
投資有価証券：							
公正価値で測定	25	1,433	2,071	1,726	25	-	5,255
償却原価で測定	25	-	-	-	-	101	101
その他の金融資産	28	-	-	-	-	56	56
金融資産合計		21,072	2,071	1,726	25	61,444	86,338
トレーディング負債	21	6,052	-	-	-	-	6,052
リスク管理目的で保有する デリバティブ負債	22	789	-	-	-	-	789
銀行からの預金	29	-	-	-	-	10,230	10,230
顧客からの預金	30	-	-	-	-	48,904	48,904
発行済負債証券：							
公正価値で測定	31	-	2,208	-	-	-	2,208
償却原価で測定	31	-	-	-	-	8,040	8,040
劣後債務	32	-	-	-	-	4,985	4,985
リース負債 ^a	34	-	-	-	-	441	441
金融負債合計		6,841	2,208	-	-	72,600	81,649

^a 償却原価の欄には以下が含まれる。

- 顧客に対する貸付金の科目には、IFRS第16号「リース」に従って測定されるファイナンス・リース債権の重要性の低い金額
- リース負債の科目には、IFRS第16号に従って測定されるリース負債の重要性の低い金額

IAS 7.45

連結財務諸表注記（続き）

20. 現金及び現金同等物^a

会計方針については、注記46(K)をご参照ください。

百万ユーロ	2024年	2023年
現金：制限の付されていない中央銀行預け金	118	128
現金：現金及びその他の銀行預け金	256	184
現金同等物：短期金融市場預金	2,595	2,725
	2,969	3,037

IAS 7.48

- a. 本冊子では、
- 引出制限付きの中央銀行預け金は、その他の資産の構成要素として開示されている（注記28を参照）。
 - 現金及び現金同等物には証券貸借取引及び証券化取引の一環として担保として供されている現金は含まれていない。これらは貸付金に含まれている。
- これらの残高は、当行グループの現金管理活動の一環ではないため、現金及び現金同等物の一部として開示されていない。

連結財務諸表注記（続き）

21. トレーディング資産及び負債

会計方針については、[注記46\(L\)](#)をご参照ください。

要約表

百万ユーロ	トレーディング資産		トレーディング負債	
	2024年	2023年	2024年	2023年
非デリバティブ	15,684	14,811	(6,618)	(5,680)
デリバティブ	978	957	(408)	(372)
	16,662	15,768	(7,026)	(6,052)

A. トレーディング資産

百万ユーロ	担保として 供されている トレーディング 資産 2024年	担保として 供されていない トレーディング 資産 2024年	トレーディング 資産合計 2024年	担保として 供されている トレーディング 資産 2023年	担保として 供されていない トレーディング 資産 2023年	トレーディング 資産合計 2023年
非デリバティブ資産：						
国債	332	6,010	6,342	317	5,781	6,098
社債	143	4,348	4,491	145	3,925	4,070
財務省証券	-	3,879	3,879	-	3,744	3,744
株式	65	391	456	57	379	436
資産担保証券	-	516	516	-	463	463
	540	15,144	15,684	519	14,292	14,811
デリバティブ資産：						
金利	-	78	78	-	91	91
信用	-	332	332	-	369	369
株式	-	84	84	-	79	79
外国為替	-	150	150	-	141	141
OTCストラクチャード・ デリバティブ	-	334	334	-	277	277
	-	978	978	-	957	957
	540	16,122	16,662	519	15,249	15,768

上記の表における担保として供されているトレーディング資産は、取引相手が再担保として差し入れる、または再売却することができる金融資産です（[注記6\(B\)](#)をご参照ください）。

IFRS 7.14(a),
[IFRS 9.3.2.23(a)]

連結財務諸表注記（続き）

21. トレーディング資産及び負債（続き）

B. トレーディング負債

百万ユーロ	2024年	2023年
空売りポジション－負債性商品	6,355	5,453
空売りポジション－資本性商品	263	227
	6,618	5,680
デリバティブ負債：		
金利	23	25
信用	145	133
株式	42	32
外国為替	122	108
OTCストラクチャード・デリバティブ	76	74
	408	372
	7,026	6,052

C. 当初認識時の観察不能な評価差額

当行グループは、法人顧客とデリバティブ取引を締結しています。それらの取引が行われる市場の取引価格は、当行グループのそれらの金融商品の主要な市場である法人ディーラー市場における公正価値とは異なる場合があります。当初認識時に、当行グループは、評価技法を用いて法人顧客と取引を行ったデリバティブの公正価値を見積っています。多くの場合、法人ディーラー市場における類似の取引の情報を参照すること等により、評価技法に用いたすべての重要なインプットはすべて観察可能なものとなります。すべてのインプットが観察可能なわけではない場合（例えば、取引日において類似のリスクを扱う観察可能な取引が存在しないこと等により）、当行グループは観察不能なインプットを用いる評価技法を使用しています。

当初認識時の公正価値と取引価格との差額は、当初認識時の公正価値が以下である場合を除いて、ただちに純損益には認識せず、繰り延べています。

- － 活発な市場における公表価格で証明される場合
- － 取引日の差額の測定に関連して、観察不能なインプットが重要でないと判断される評価技法に基づいている場合（注記46(J)(vi)をご参照ください）

以下の表は、トレーディング資産及び負債について、期首及び期末において純損益にまだ認識されていない差額の総額、及び期中の残高の変動の調整を示しています。

百万ユーロ	2024年	2023年
1月1日残高（未認識の利得）	22	16
新規取引による増加	24	14
時間の経過による減少	(8)	(4)
償還／売却／振替／観察可能性の改善による減少	(12)	(4)
12月31日残高（未認識の利得）	26	22

IFRS 7.8(e)(ii)

IFRS 7.28

IFRS 9.B5.1.2A

連結財務諸表注記（続き）

22. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計^{a, b}

会計方針については、[注記46\(M\)](#)をご参照ください。

A. リスク管理目的で保有するデリバティブ

以下の表は、リスク管理目的で保有するデリバティブの公正価値のリスク・エクスポージャーの種類別の分析を示しています。

百万ユーロ	2024年		2023年	
	資産	負債	資産	負債
リスク・エクスポージャー				
金利				
公正価値ヘッジに指定	175	99	101	89
キャッシュフロー・ヘッジに指定	210	117	151	95
その他のリスク管理デリバティブ	19	9	57	8
金利デリバティブ合計	404	225	309	192
金利及び外国為替				
公正価値ヘッジに指定	-	-	-	-
キャッシュフロー・ヘッジに指定	150	138	99	269
金利及び外国為替デリバティブ合計	150	138	99	269
外国為替				
純投資ヘッジに指定	85	93	77	78
その他のリスク管理デリバティブ	65	214	101	103
外国為替デリバティブ合計	150	307	178	181
信用 - その他のリスク管理デリバティブ	74	64	67	55
株式 - その他のリスク管理デリバティブ	80	94	73	92
	858	828	726	789

適格なヘッジ関係においてヘッジ手段に指定されたデリバティブの詳細は、以下の(B)に記載されています。当行グループは、適格なヘッジ関係に指定されていないその他のデリバティブ（「その他のリスク管理デリバティブ」）を用いて、外貨、金利、株式市場及び信用リスクへのエクスポージャーを管理しています。利用する商品には、主に金利スワップ、クロス・カレンシー・スワップ、先渡契約、金利先物、金利オプション、クレジット・スワップ及びエクイティ・スワップが含まれます。

当行グループが市場リスクを管理している方法に関する詳細な情報は、[注記43\(D\)](#)をご参照ください。

IFRS 7.21A

a. 企業は、ヘッジ会計について要求される開示を、財務諸表の単独の注記または個別のセクションに表示する。ただし、その情報が、財務諸表から経営者による説明またはリスク報告書など他の文書への相互参照によって組み込まれており、財務諸表の利用者が財務諸表と同じ条件で同時に入手できる場合は、その情報を財務諸表に重複して記載する必要はない。

IFRS 9.BC6.104

b. 本冊子においては、当行グループがIFRS第9号に基づきIAS第39号のヘッジ会計要件の適用を継続することを会計方針として選択していると仮定している。この場合でも、IFRS第7号のヘッジ会計に関連する開示規定は、IFRS第9号によって改訂されているとおり、IFRS第9号の適用開始日から適用される（本冊子では2018年1月1日）。したがって、本冊子においてこれらの開示が、当行グループの活動に関連する範囲について適用されている。

連結財務諸表注記（続き）

22. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計（続き）

B. ヘッジ会計

i. 金利リスクの公正価値ヘッジ

IFRS 7.22A, 22B(a)

当行グループは、金利スワップを用いて、€STR指標金利について発行済ユーロ建固定利付債務及び固定利付貸付金の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジしています。変動支払／固定受取金利スワップの条件は特定の固定利付債務の重要な条件に、固定支払／変動受取金利スワップの条件は固定利付貸付金の重要な条件に、密接に合致し、マッチしています。

IFRS 7.22A, 22C

金利リスクを含む市場リスクの管理に対する当行グループのアプローチは、[注記43\(D\)](#)に記載しています。当行グループの、金利リスクに対するエクスポージャーは、[注記6\(C\)\(ii\)](#)に開示しています。当行グループがヘッジ会計を適用する金利リスクは、発行済ユーロ建固定利付債務及び固定利付貸付金によって生じ、その公正価値は、指標金利が変動すると変動します。当行グループは、指標金利についてのみ、金利リスクをヘッジしています。なぜなら、固定利付債務または貸付金の公正価値の変動は、指標金利（€STR）の変動によって重要な影響を受けるからです。ヘッジ会計は、経済的なヘッジ関係がヘッジ会計の要件を満たす場合に適用されます。

金利の変動に対するエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ金融商品を利用することによって、当行グループはデリバティブの取引相手の信用リスクにもさらされており、その信用リスクはヘッジ対象によって相殺されません。当行グループは、信用格付けがAより高い信用力のある取引相手と取引を行うこと、取引相手に担保の差入れを要求すること、及び中央清算機関による決済を行うことにより、デリバティブ商品の取引相手の信用リスクを最小化しています（[注記6\(A\)\(i\)-\(ii\)](#)をご参照ください）。

IFRS 7.22B

当行グループは公正価値ヘッジ会計を適用する前に、ヘッジ対象及びヘッジ手段の定性的特性並びに定量的分析によって裏付けられたヘッジされるリスクの評価に基づいて、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係が存在するか否かを判断します。当行グループは経済的関係の存在を評価する際に、ヘッジ対象及びヘッジ手段の重要な条件が密接に合致しているか否かについて検討します。当行グループは、ヘッジ対象及びヘッジ手段の公正価値が、類似したリスクに対して同様に反応するか否かを評価します。さらに、当行グループは、ヘッジ手段がヘッジ対象の公正価値の変動を相殺するうえで非常に有効であると予想されるか否か、かつ非常に有効であったか否かを、回帰分析を用いて評価することにより、この定性的評価を裏付けています。

連結財務諸表注記（続き）

22. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計（続き）

B. ヘッジ会計（続き）

i. 金利リスクの公正価値ヘッジ（続き）

IFRS 7.22B

当行グループは、固定利付貸付金または固定利付債務の額面金額とヘッジ手段として指定された金利スワップの想定元本を合致させることによってヘッジ比率を設定しています。当行グループの方針では、ヘッジ関係が有効であると結論付けるためには、次の要件のすべてを満たさなければなりません。

- 回帰係数（決定係数）は0.8以上（回帰線の変数間の相関関係を測定）
- 回帰直線の傾きは0.8-1.25の範囲内
- 傾きの信頼水準は95%以上

IFRS 7.22B(c), 23D

これらのヘッジ関係において、ヘッジの非有効部分の主な発生原因は以下のとおりです。

- 取引相手及び当行グループの信用リスクが金利スワップの公正価値に与える影響。その影響は金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値には反映されない
- 金利スワップ及び貸付金または債務の満期日の相違

IFRS 7.23E

これらのヘッジ関係において、ヘッジの非有効部分の他の発生原因はありませんでした。

適格な公正価値ヘッジ関係において保有しているデリバティブの公正価値評価益及びヘッジ対象のヘッジ損益の有効部分は、純利息収益に含まれています^a。

2024年12月31日及び2023年12月31日現在、当行グループは、金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段として、以下の金利スワップを保有していました。

リスク分類	満期日 2024年			満期日 2023年		
	1年未満	1-5年	5年超	1年未満	1-5年	5年超
金利リスク						
ユーロ建債務のヘッジ						
想定元本（百万ユーロ）	133	190	8	125	168	20
平均固定金利	3.6%	4.9%	6.0%	3.7%	4.8%	6.3%
貸付金のヘッジ						
想定元本（百万ユーロ）	527	720	28	598	725	89
平均固定金利	3.6%	4.9%	6.1%	3.6%	4.8%	6.2%

^a IFRS第7号では、この開示は、非有効部分が認識されている表示科目を除いて具体的に要求されていない。ただし、本冊子においては、当行グループが利用者にとって有用であると考えため開示している。

連結財務諸表注記（続き）

22. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計（続き）

B. ヘッジ会計（続き）

i. 金利リスクの公正価値ヘッジ（続き）

公正価値ヘッジ

2024年12月31日現在において、ヘッジ手段として指定された項目及びヘッジの非有効部分に関連する金額は以下のとおりです。

	2024年		
百万ユーロ	想定元本	帳簿価額	
		資産	負債
金利リスク			
金利スワップ-ユーロ建債務のヘッジ	331	30	20
金利スワップ-貸付金のヘッジ	1,275	145	79

2024年12月31日現在において、ヘッジ対象として指定された項目に関連する金額は以下のとおりです。

百万ユーロ	2024年	
	帳簿価額	
	資産	負債
発行済債券	-	360
貸付金	1,230	-

IFRS 7.24A, 24C

IFRS 7.24B

2024年			
ヘッジ手段が含まれる財政状態計算書の表示科目	2024年のヘッジの非有効部分の 算定に用いた公正価値の変動	純損益に認識した 非有効部分	ヘッジの非有効部分を含む 損益計算書の表示科目
リスク管理目的で保有する デリバティブ資産（負債）	(3)	-	FVTPLで測定するその他 金融商品の純利益
リスク管理目的で保有する デリバティブ資産（負債）	37	-	FVTPLで測定するその他 金融商品の純利益

2024年				
ヘッジ対象の帳簿価額に含まれる ヘッジ対象に関する公正価値 ヘッジの調整の累計金額		ヘッジ対象が含まれる 財政状態計算書の表示 科目	ヘッジの非有効部分の 算定に利用した価値の 変動	ヘッジ損益の調整をしなくなった ヘッジ対象について 財政状態計算書に計上されている 公正価値ヘッジの調整の累計金額
資産	負債			
-	(9)	発行済負債証券	4	-
(45)	-	顧客に対する 貸付金	(34)	2

連結財務諸表注記（続き）

22. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計（続き）

B. ヘッジ会計（続き）

i. 金利リスクの公正価値ヘッジ（続き）

公正価値ヘッジ（続き）

2023年12月31日現在において、ヘッジ手段として指定された項目及びヘッジの非有効部分に関連する金額は以下のとおりです。

百万ユーロ	2023年		
	帳簿価額	資産	負債
金利リスク			
金利スワップ-ユーロ建債務のヘッジ	313	14	16
金利スワップ-貸付金のヘッジ	1,412	87	73

2023年12月31日現在において、ヘッジ対象として指定された項目に関連する金額は以下のとおりです。

百万ユーロ	2023年	
	帳簿価額	
	資産	負債
発行済債券	-	325
貸付金	1,450	-

IFRS 7.24A, 24C

IFRS 7.24B

2023年			
ヘッジ手段が含まれる財政状態計算書の表示科目	2023年のヘッジの非有効部分の算定に用いた公正価値の変動	純損益に認識した非有効部分	ヘッジの非有効部分を含む損益計算書の表示科目
リスク管理目的で保有するデリバティブ資産（負債）	(2)	-	FVTPLで測定するその他金融商品の純利益
リスク管理目的で保有するデリバティブ資産（負債）	21	3	FVTPLで測定するその他金融商品の純利益

2023年				
ヘッジ対象の帳簿価額に含まれるヘッジ対象に関する公正価値ヘッジの調整の累計金額		ヘッジ対象が含まれる財政状態計算書の表示科目	ヘッジの非有効部分の算定に利用した価値の変動	ヘッジ損益の調整をしなくなったヘッジ対象について財政状態計算書に計上されている公正価値ヘッジの調整の累計金額
資産	負債			
-	(12)	発行済負債証券	6	-
(40)	-	顧客に対する貸付金	(30)	1

連結財務諸表注記（続き）

22. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計（続き）

B. ヘッジ会計（続き）

ii. 金利リスク及び発行済外貨建負債証券のキャッシュフロー・ヘッジ

IFRS 7.22A, 22B(a),
22C

当行グループは固定支払／変動受取金利スワップ及びクロス・カレンシー・スワップを用いて、外貨建変動利付債の発行から生じる指標金利の（主にSOFR、SONIA及び€STR）金利リスク及び為替リスク（主に米ドル及び英ポンド）をヘッジしています。当行グループは、キャッシュフローの変動を軽減するために変動利付債の指標金利エクスポージャーについて、金利リスクをヘッジしています。経済的ヘッジ関係がヘッジ会計の基準を満たす場合には、ヘッジ会計が適用されます。

IFRS 7.22A

当行グループの金利リスク及び為替リスクを含む市場リスクの管理方法は、[注記43\(D\)](#)に記載しています。当行グループの市場リスクに対するエクスポージャーは、[注記6\(C\)](#)に開示しています。当行グループは、外貨建変動利付債の発行から生じる将来キャッシュフローに関する金利及び為替レートの変動の潜在的な影響を評価することにより、ヘッジ会計を適用するエクスポージャーの金額を決定しています。この評価は、キャッシュフローの感応度分析など、分析技法を利用して実施されます。

公正価値ヘッジについて上述したとおり、金利及び為替レートの変動に対するエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ金融商品を利用することにより、当行グループはデリバティブ取引から生じる取引相手の信用リスクにさらされており、このリスクはヘッジ対象によって相殺されません。このエクスポージャーは、公正価値ヘッジのエクスポージャーと同様に管理されています。

IFRS 7.22B(b)

当行グループは、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュフローの間に経済的関係が存在しているか否かを、これらの項目の定性的特性の評価及び定量的分析によって裏付けられたヘッジされるリスクの評価に基づいて判断します。当行グループは、経済的関係の存在を評価する際に、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が密接に関連しているか否かについて検討します。当行グループは、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュフローが、指標金利または外貨等のヘッジされたリスクと同様に反応しているか否かについて評価します。さらに当行グループは、ヘッジ手段がヘッジ対象の現在価値の変動を相殺するうえで非常に有効であると予想されるか否か、かつ非常に有効であったか否かを回帰分析を用いて評価することによりこの定性的評価を裏付けています。

当行グループは、仮想デリバティブ法によりヘッジの有効性を評価しています。この方法は、ヘッジ取引の代用としての役割を果たすデリバティブ商品を創出するものです。仮想デリバティブの条件は、ヘッジ対象の重要な条件と一致しており、取引開始時の公正価値はゼロです。仮想デリバティブと実際のデリバティブには、ヘッジ関係の統計的な優位性を確立するために回帰分析が適用されています。当行グループは、各ヘッジ関係において指定されたデリバティブがヘッジ対象のキャッシュフローの変動を相殺するうえで非常に有効であると予想されるか否か、及び非常に有効であったか否かについて、この回帰分析を用いて（将来に向かって及び遡及的に）評価しています。

IFRS 7.22B(b)

当行グループの方針では、ヘッジ関係が有効であると結論付けるためには、以下の要件のすべてを満たさなければなりません。

- 回帰係数（決定係数）は0.8以上（回帰線の変数間の相関関係を測定）
- 回帰直線の傾きは0.8-1.25の範囲内
- 傾きの信頼水準は95%以上

連結財務諸表注記（続き）

22. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計（続き）

B. ヘッジ会計（続き）

ii. 金利リスク及び発行済外貨建負債証券のキャッシュフロー・ヘッジ（続き）

これらのヘッジ関係において、ヘッジの非有効部分の主な発生原因は以下のとおりです。

- 取引相手及び当行グループの信用リスクがスワップの公正価値に与える影響。その影響は、金利及び外国為替の変動に起因するヘッジ対象の公正価値には反映されない
- スワップ及び債務の満期日またはキャッシュフローの時期の相違

これらのヘッジ関係において、ヘッジの非有効部分の他の重要な発生原因はありませんでした。

2024年12月31日及び2023年12月31日現在、当行グループは、金利及び為替変動に対するエクスポージャーをヘッジするために以下の商品を保有しています。

	満期 2024年			満期 2023		
	1年未満	1-5年	5年超	1年未満	1-5年	5年超
金利リスク						
金利スワップ						
想定元本（百万ユーロ）	408	1,203	29	525	1,806	12
平均固定金利	3.6%	4.9%	6.0%	3.6%	4.9%	6.0%
金利／為替リスク						
クロス・カレンシー・スワップ （ユーロ：米ドル）						
想定元本（百万ユーロ）	-	567	-	-	555	-
平均為替レート（ユーロ：米ドル）	-	1.3	-	-	1.27	-
平均固定金利	-	3.8%	-	-	3.8%	-
クロス・カレンシー・スワップ （ユーロ：英ポンド）						
想定元本（百万ユーロ）	-	-	1,131	-	-	1,162
平均為替レート （ユーロ：英ポンド）	-	-	0.82	-	-	0.80
平均固定金利	-	-	7.0%	-	-	7.0%

連結財務諸表注記（続き）

22. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計（続き）

B. ヘッジ会計（続き）

ii. 金利リスク及び発行済外貨建負債証券のキャッシュフロー・ヘッジ（続き）

キャッシュフロー・ヘッジ

2024年12月31日及び2023年12月31日現在、ヘッジ手段として指定された項目及びヘッジの非有効部分に関する金額は以下のとおりです。

IFRS 7.24A, 24C

2024年				
百万ユーロ	帳簿価額			ヘッジ手段が含まれる 財政状態計算書の表示科目
	想定元本	資産	負債	
金利リスク				
金利スワップ	1,640	210	117	リスク管理目的で保有する デリバティブ資産(負債)
金利／為替リスク				
クロス・カレンシー金利スワップ （ユーロ：米ドル）	567	150	-	リスク管理目的で保有する デリバティブ資産(負債)
クロス・カレンシー金利スワップ （ユーロ：英ポンド）	1,131	-	138	リスク管理目的で保有する デリバティブ資産(負債)

2023年				
百万ユーロ	帳簿価額			ヘッジ手段が含まれる 財政状態計算書の表示科目
	想定元本	資産	負債	
金利リスク				
金利スワップ	2,343	151	95	リスク管理目的で保有する デリバティブ資産(負債)
金利／為替リスク				
クロス・カレンシー金利スワップ （ユーロ：米ドル）	555	99	-	リスク管理目的で保有する デリバティブ資産(負債)
クロス・カレンシー金利スワップ （ユーロ：英ポンド）	1,162	-	269	リスク管理目的で保有する デリバティブ資産(負債)

2024年

2024年のヘッジの非有効部分の算定に用いた公正価値の変動	その他の包括利益に認識したヘッジ手段の公正価値の変動	純損益に認識したヘッジの非有効部分	ヘッジの非有効部分を含む損益計算書の表示科目	ヘッジ・リザーブから純損益に組替えた金額	組替えにより影響を受けた損益計算書の表示科目
(33)	(27)	(6)	FVTPLで測定する その他金融商品の純利益	10	実効金利法により算定された利息収益
(11)	(9)	(2)	FVTPLで測定する その他金融商品の純利益	4	実効金利法により算定された利息収益
(7)	(7)	-	FVTPLで測定する その他金融商品の純利益	(8)	実効金利法により算定された利息収益

2023年

2023年のヘッジの非有効部分の算定に用いた公正価値の変動	その他の包括利益に認識したヘッジ手段の公正価値の変動	純損益に認識したヘッジの非有効部分	ヘッジの非有効部分を含む損益計算書の表示科目	ヘッジ・リザーブから純損益に組替えた金額	組替えにより影響を受けた損益計算書の表示科目
(26)	(9)	(17)	FVTPLで測定する その他金融商品の純利益	12	実効金利法により算定された利息収益
(8)	(5)	(3)	FVTPLで測定する その他金融商品の純利益	6	実効金利法により算定された利息収益
(8)	(8)	-	FVTPLで測定する その他金融商品の純利益	(6)	実効金利法により算定された利息収益

連結財務諸表注記（続き）

22. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計（続き）

B. ヘッジ会計（続き）

ii. 金利リスク及び発行済外貨建負債証券のキャッシュフロー・ヘッジ（続き）

キャッシュフロー・ヘッジ（続き）

2024年12月31日現在、ヘッジ対象として指定された項目に関連する金額は、以下のとおりです。

	2024年			ヘッジ会計が適用されなくなったヘッジ関係からのキャッシュフロー・ヘッジ・リザーブの残高
	ヘッジ対象が含まれる財政状態計算書の表示科目	ヘッジの非有効部分の算定に利用した価値の変動	キャッシュフロー・ヘッジ・リザーブ	
百万ユーロ				
金利リスク				
ユーロ建変動利付債	劣後債務	27	(30)	-
金利／為替リスク				
米ドル建変動利付債	劣後債務	9	(12)	-
英ポンド建変動利付債	劣後債務	10	(68)	-

IFRS 7.24B

連結財務諸表注記（続き）

22. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計（続き）

B. ヘッジ会計（続き）

ii. 金利リスク及び発行済外貨建負債証券のキャッシュフロー・ヘッジ（続き）

キャッシュフロー・ヘッジ（続き）

2023年12月31日現在、ヘッジ対象として指定された項目に関連する金額は、以下のとおりです。

2023年				
	ヘッジ対象が 含まれる財政 状態計算書の 表示科目	ヘッジの 非有効部分の 算定に利用した 価値の変動	キャッシュ フロー・ ヘッジ・ リザーブ	ヘッジ会計が適用 されなくなった ヘッジ関係からの キャッシュ フロー・ヘッジ・ リザーブの残高
百万ユーロ				
金利リスク				
ユーロ建変動利付債	劣後債務	9	(25)	-
金利／為替リスク				
米ドル建変動利付債	劣後債務	5	(14)	-
英ポンド建変動利付債	劣後債務	12	(46)	-

IFRS 7.24B

連結財務諸表注記（続き）

22. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計（続き）

B. ヘッジ会計（続き）

iii. 純投資ヘッジ

IFRS 7.22A

外貨に対するエクスポージャーは、当行グループとは異なる機能通貨を有する子会社への純投資から生じています。このリスクは、子会社の機能通貨と当行の機能通貨との直物為替レートの変動から生じ、それにより当行グループの連結財務諸表上の純投資の金額は変動します。このリスクは、当行グループの財務諸表に重要な影響を及ぼす場合があります。当行グループの方針は、これらのエクスポージャーをヘッジしなければ、当行グループ及び銀行子会社の規制上の自己資本比率に重要な影響を与えることになる場合にのみ、これらのエクスポージャーをヘッジすることです。

IFRS 7.22A

純投資ヘッジのヘッジリスクは、ユーロに対する米ドル及び英ポンドの為替レートが変動し、子会社に対する当行グループの純投資の帳簿価額が減少するリスクです。共通の外貨エクスポージャーにより、ヘッジ対象の純投資とヘッジ手段との間に経済的関係が存在します。

IFRS 7.22B, 23D

当行グループは為替予約及び外貨建負債の組合せをヘッジ手段として用いています。ヘッジ手段が外貨建負債の場合、当行グループは、直物為替レートの変動に起因する負債の帳簿価額の過去の変動と、直物為替レートの変動による在外営業活動体への投資の過去の変動とを比較することにより、有効性を評価しています（オフセット法）。当行グループの方針は、負債元本の範囲についてのみ、純投資をヘッジすることです。したがって、負債元本とヘッジ指定される純投資の帳簿価額を一致させることによって、ヘッジ比率が設定されます。直物為替レートの変動がヘッジ対象リスクとして指定されているため、非有効部分の発生原因はありません。

IFRS 7.22B(b)

ヘッジ手段が為替予約の場合、当行グループは、為替予約の想定元本とヘッジ指定される純投資の帳簿価額が一致するヘッジ比率を設定します。当行グループは、ヘッジ手段に用いられている通貨と純投資の機能通貨が同じになるようにします。この定性的評価は、ヘッジの有効性評価の目的上、仮想デリバティブ法により定量的に補完されます。当行グループは、デリバティブの公正価値の過去の変動を仮想デリバティブの公正価値の変動と比較することにより、有効性を評価しています。仮想デリバティブは、ヘッジ対象として指定された純投資と同一の重要な条件を有するように構築され、取引開始時の公正価値はゼロとなります。

当行グループは、為替予約の満期よりも長期にわたって純投資を保有すると想定し、かつ当行グループの方針は、デリバティブの為替部分の想定元本の範囲についてのみ純投資をヘッジすることであるため、これらのヘッジ関係から生じると予想される非有効部分の唯一の発生原因は、仮想デリバティブの公正価値に反映されていない、デリバティブの公正価値に係る取引相手及び当行グループの信用リスクの影響です。当行グループは、当該デリバティブの通貨部分の想定元本を同額の純投資と一致させることによってヘッジ比率を設定しています。

連結財務諸表注記（続き）

22. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計（続き）

B. ヘッジ会計（続き）

iii. 純投資ヘッジ（続き）

2024年12月31日及び2023年12月31日現在、当行グループは、子会社に対する純投資をヘッジするために以下の為替予約を保有していました。

	満期 2024年			満期 2023年		
	1年未満	1-2年	2-5年	1年未満	1-2年	2-5年
想定元本（純額）（百万ユーロ）	274	115	199	110	298	205
平均為替レート（ユーロ：英ポンド）	0.73	0.77	0.81	0.75	0.79	0.85

2024年12月31日において当行グループは、発行済負債証券（注記31をご参照ください）に含まれる米ドル建負債を用いて、米国に所在し、米ドルを機能通貨とする子会社への純投資を3年満期の間ヘッジしています。

IFRS 7.23B

IFRS 7.23B

連結財務諸表注記（続き）

22. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計（続き）

B. ヘッジ会計（続き）

iii. 純投資ヘッジ（続き）

純投資ヘッジ

2024年12月31日現在、ヘッジ手段として指定された項目に関連する金額は、以下のとおりです。

IFRS 7.24A, 24C

2024年				
百万ユーロ	想定元本	帳簿価額		ヘッジ手段が含まれる 財政状態計算書の表示科目
		資産	負債	
外貨建負債 （米ドル）	950	-	960	発行済負債証券
為替予約 （ユーロ：英ポンド）	588	85	93	リスク管理目的で 保有するデリバティブ 資産（負債）

IFRS 7.24B

2024年12月31日現在、ヘッジ対象として指定された項目に関連する金額は以下のとおりです。

2024年	
百万ユーロ	ヘッジの非有効部分の算定に利用した価値の変動
純投資（米ドル）	(36)
純投資（英ポンド）	6

IFRS 7.24A, 24C

2023年12月31日現在、ヘッジ手段として指定された項目に関連する金額は、以下のとおりです。

2023年				
百万ユーロ	想定元本	帳簿価額		ヘッジ手段が含まれる 財政状態計算書の表示科目
		資産	負債	
外貨建負債 （米ドル）	950	-	960	発行済負債証券
為替予約 （ユーロ：英ポンド）	613	77	78	リスク管理目的で 保有するデリバティブ 資産（負債）

IFRS 7.24B

2023年12月31日現在、ヘッジ対象として指定された項目に関連する金額は以下のとおりです。

2023年	
百万ユーロ	ヘッジの非有効部分の算定に利用した価値の変動
純投資（米ドル）	(38)
純投資（英ポンド）	7

2024年					
2024年の ヘッジの非有効部分の 算定に利用した 公正価値の変動	その他の包括利益に 認識するヘッジ手段の 公正価値の変動	純損益に認識する ヘッジの非有効 部分	ヘッジの非有効部分を 含む損益計算書の表示 科目	ヘッジ・リザーブから 純損益に組替えた金額	組替えにより影響を 受けた損益計算書の 表示科目
36	36	-	その他の 利息収益	-	n/a
(7)	(6)	(1)	その他の 利息収益	-	n/a

2024年					
為替換算調整勘定			ヘッジ会計が適用されなくなったヘッジ関係からの 為替換算調整勘定の残高		
(60)			-		
15			2		

2023年					
2023年の ヘッジの非有効部分の 算定に利用した 公正価値の変動	その他の包括利益に 認識するヘッジ手段の 公正価値の変動	純損益に認識する ヘッジの非有効 部分	ヘッジの非有効部分を 含む損益計算書の表示 科目	ヘッジ・リザーブから 純損益に組替えた金額	組替えにより影響を 受けた損益計算書の 表示科目
38	38	-	その他の 利息収益	-	n/a
(12)	(7)	(5)	その他の 利息収益	-	n/a

2023年					
為替換算調整勘定			ヘッジ会計が適用されなくなったヘッジ関係からの 為替換算調整勘定の残高		
(75)			-		
18			2		

連結財務諸表注記（続き）

22. リスク管理目的及びヘッジ会計目的で保有するデリバティブ（続き）

C. 資本の構成要素の調整

以下の表は、資本の構成要素のリスク分類別の調整及びヘッジ会計から生じたその他の包括利益の分析を示しています。

IFRS 7.24E-24F

百万ユーロ	キャッシュ フロー・ ヘッジ・ リザーブ	為替換算 調整勘定
2024年1月1日における残高	(85)	77
キャッシュフロー・ヘッジ		
公正価値変動の有効部分		
金利リスク	(27)	-
金利／米ドル外貨リスク	(9)	-
金利／英ポンド外貨リスク	(7)	-
純損益に組み替られた純額		
金利リスク	10	-
金利／米ドル外貨リスク	4	-
金利／英ポンド外貨リスク	(8)	-
関連する税金	12	-
在外営業活動体に対する純投資ヘッジ		
外貨建負債（米ドル）	-	36
英ポンド建為替予約	-	(6)
為替換算差額－在外営業活動体	-	(45)
2024年12月31日における残高	(110)	62

連結財務諸表注記（続き）

23. 銀行に対する貸付金

会計方針については、注記46(N)をご参照ください。

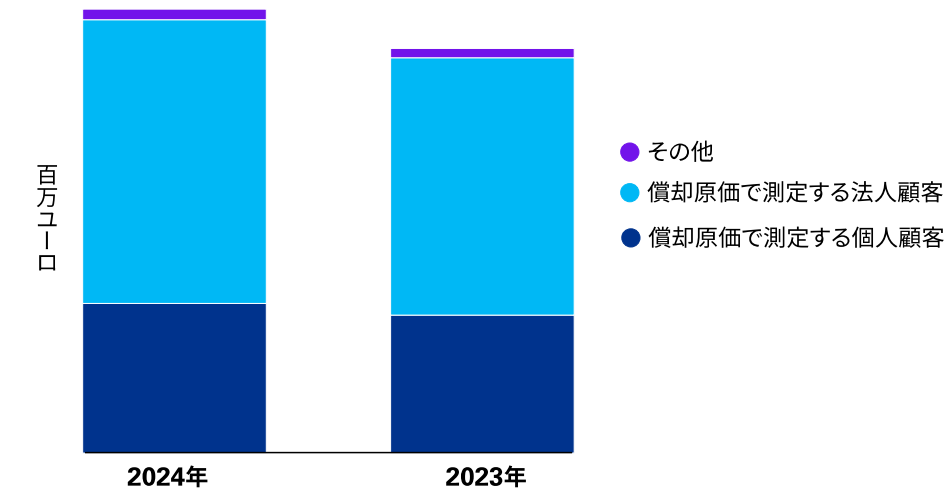
IFRS 7.6, B1-B3

百万ユーロ	2024年	2023年
リバース・レポ契約	1,996	1,278
その他	3,588	3,434
控除：減損損失引当金	(29)	(29)
	5,555	4,683

連結財務諸表注記（続き）

24. 顧客に対する貸付金^a

会計方針については、注記46(N)をご参照ください。



	百万ユーロ	注記	2024年	2023年
IFRS 7.8(f)	償却原価で測定する顧客に対する貸付金			
		41	59,731	54,321
	ファイナンス・リース		939	861
	控除：減損損失引当金		(1,924)	(1,615)
			58,746	53,567
IFRS 7.8(a)(ii)	FVTPLで測定する顧客に対する貸付金			
			3,986	3,145
			62,732	56,712

A. 償却原価で測定する顧客に対する貸付金

百万ユーロ	2024年			2023年		
	帳簿価額総額	予想信用損失引当金	帳簿価額	帳簿価額総額	予想信用損失引当金	帳簿価額
個人顧客：						
住宅ローン	14,856	(886)	13,970	13,629	(632)	12,997
個人ローン	4,164	(248)	3,916	3,621	(248)	3,373
クレジット・カード	2,421	(145)	2,276	2,284	(145)	2,139
法人顧客：						
リバース・レポ契約	6,318	(20)	6,298	6,134	(20)	6,114
法人ローン	31,972	(608)	31,364	28,653	(548)	28,105
	59,731	(1,907)	57,824	54,321	(1,593)	52,728

B. FVTPLで測定する顧客に対する貸付金

これらは、当行グループの投資銀行業務が保有する法人顧客に対する貸付金です。

a. 財政状態計算書上の貸付金には、償却原価で測定する貸付金、強制的にFVTPLで測定する貸付金及び当初認識時にFVTPLで測定する区分に指定された貸付金が含まれる。ただし、他の表示も可能である。

連結財務諸表注記（続き）

25. 投資有価証券^a

会計方針については、注記46(O)をご参照ください。

	百万ユーロ	2024年	2023年
IFRS 7.8(a)(ii)	強制的にFVTPLで測定される投資有価証券	1,623	1,433
IFRS 7.8(a)(i)	FVTPLでの測定に指定される投資有価証券	2,879	2,071
IFRS 7.8(f)	償却原価で測定する投資有価証券	410	101
IFRS 7.8(h)(i)	FVOCIで測定する投資有価証券－負債性金融商品	1,363	1,726
IFRS 7.8(h)(ii)	FVOCIでの測定に指定される投資有価証券－資本性金融商品	27	25
		6,302	5,356

強制的にFVTPLで測定される投資有価証券

IFRS 7.6, B1-B3	百万ユーロ	2024年	2023年
	社債	632	542
	資産担保証券	523	489
	負債性証券	1,155	1,031
	持分証券	468	402
		1,623	1,433

IFRS 7.21, IAS 28.18

強制的にFVTPLで測定される投資有価証券には、ベンチャー・キャピタル子会社が保有する特定の企業に対する当行グループの持分投資が含まれています。これらの投資（2024年：166百万ユーロ、2023年：137百万ユーロ）は、投資先であるベンチャー・キャピタルの議決権の20%から45%を当行グループが保有することとなる、被投資企業に対する持分の保有を示しています。当行グループはベンチャー・キャピタル子会社を公正価値ベースで管理しています。

FVTPLでの測定に指定される投資有価証券

IFRS 7.6, B1-B3	百万ユーロ	2024年	2023年
	社債	2,622	1,884
	資産担保証券	257	187
		2,879	2,071

IFRS 7.21, B5(aa)

負債性証券は、当初認識時にFVTPLで測定するものとして指定しました。当行グループは、リスク管理目的で保有する関連するデリバティブをFVTPLで測定しており、その指定を行わなければ生じるであろう会計上のミスマッチが指定により消去または大幅に削減されています。

償却原価で測定する投資有価証券

IFRS 7.6, B1-B3	百万ユーロ	2024年	2023年
	国債	210	70
	社債	100	21
	資産担保証券	100	10
	負債性証券	410	101

^a 本冊子では、財政状態計算書上の投資有価証券という科目に投資有価証券のすべての分類が含まれる。ただし、他の表示も可能である。

連結財務諸表注記（続き）

25. 投資有価証券（続き）

FVOCIで測定する負債性証券

IFRS 7.6, B1-B3

百万ユーロ	注記	2024年	2023年
国債		514	746
社債		551	767
資産担保証券		200	126
証券化の留保持分	38	98	87
負債性証券		1,363	1,726

FVOCIでの測定に指定される資本性投資証券^a

IFRS 7.8(h)(iii), 11A

以下の表は、当行グループが公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという選択をした持分証券への投資を示しています。この選択は、投資が戦略上の目的で長期保有される予定のため行われました。

IFRS 7.6, B1-B3

千ユーロ	12月31日時点 の公正価値 2024年	認識した 受取配当金 2024年
XY信託への投資	15	1
AB証券への投資	12	1
	27	2

IFRS 7.11A(e),
11B(c), 20(a)(viii)

これらの戦略的投資で2024年12月31日に終了した事業年度に売却されたものはなく（2023年：なし）、これらの投資に関連する資本の損益累計額で振り替えられたものではありません（2023年：なし）。2024年12月31日に終了した事業年度のこれらの投資における公正価値の変動は、2百万ユーロでした（2023年：なし）。

IFRS 7.6, B1-B3

千ユーロ	12月31日時点 の公正価値 2023年	認識した 受取配当金 2023年
XY信託への投資	14	4
AB証券への投資	11	4
	25	8

Insights
7.10.230.25

a. どの資本性金融商品への投資がFVOCIで測定するものとして指定されているかを開示する場合、KPMGの見解では、企業は、財務諸表利用者にとってどの開示が最も目的適合性の高い情報を提供するかを決定する上で判断を適用すべきである。KPMGの見解では、多くの場合、個別の被投資会社の名称を開示することは適切である。例えば、企業が少数の個別に重要な投資を有している場合で、特にこの開示によって利用者が他の情報源からそれらの被投資会社についての追加情報にアクセスできるようになる場合である。ただし、場合によっては、より集約された開示や被投資会社の名称以外の開示の方がより目的適合性の高い情報を提供することもある。例えば、企業が少数の業種に対して多数の個別に重要でない投資を行っている場合、業種別の開示が適切である。同様に、公開情報が入手できない投資を有している場合には、それらの投資の内容及び目的についての開示が適切である。

連結財務諸表注記（続き）

26. 有形固定資産^a

会計方針については、[注記46\(P\)](#)をご参照ください。

	百万ユーロ	土地及び 建物	IT 機器	器具及び 備品	合計
<i>IAS 16.73(d)–(e)</i>					
	取得原価				
<i>IAS 16.73(d)</i>	2023年1月1日残高	970	154	78	1,202
<i>IAS 16.73(e)(i)</i>	増加	24	21	18	63
<i>IAS 16.73(e)(ii)</i>	処分	(14)	(7)	(6)	(27)
<i>IAS 16.73(e)(viii)</i>	為替レート変動による影響	-	2	1	3
<i>IAS 16.73(d)</i>	2023年12月31日残高	980	170	91	1,241
<i>IAS 16.73(d)</i>	2024年1月1日残高	980	170	91	1,241
<i>IAS 16.73(e)(i)</i>	増加	34	32	22	88
<i>IAS 16.73(e)(ii)</i>	処分	(26)	(16)	(7)	(49)
<i>IAS 16.73(e)(viii)</i>	為替レート変動による影響	-	1	1	2
<i>IAS 16.73(d)</i>	2024年12月31日残高	988	187	107	1,282
	減価償却累計額及び減損損失				
<i>IAS 16.73(d)</i>	2023年1月1日残高	405	53	24	482
<i>IAS 16.73(e)(vii)</i>	当事業年度の減価償却費	80	9	4	93
<i>IAS 16.73(e)(v)</i>	減損損失	-	-	-	-
<i>IAS 16.73(e)(ii)</i>	処分	(4)	(3)	(2)	(9)
<i>IAS 16.73(e)(viii)</i>	為替レート変動による影響	-	2	1	3
<i>IAS 16.73(d)</i>	2023年12月31日残高	481	61	27	569
<i>IAS 16.73(d)</i>	2024年1月1日残高	481	61	27	569
<i>IAS 16.73(e)(vii)</i>	当事業年度の減価償却費	81	10	4	95
<i>IAS 16.73(e)(v)</i>	減損損失	-	-	-	-
<i>IAS 16.73(e)(ii)</i>	処分	(7)	(4)	(2)	(13)
<i>IAS 16.73(e)(viii)</i>	為替レート変動による影響	-	1	1	2
<i>IAS 16.73(d)</i>	2024年12月31日残高	555	68	30	653
<i>IAS 16.73(e), 1.78(a)</i>	帳簿価額				
	2023年1月1日残高	565	101	54	720
	2023年12月31日残高	499	109	64	672
	2024年12月31日残高	433	119	77	629
<i>[IFRS 16.47]</i>	2024年12月31日現在、有形固定資産は、リースされた支店及び事務所に関連した225百万ユーロ（2023年：294百万ユーロ）の使用権資産を含んでいます（ 注記41(A)(i) をご参照ください）。				

IAS 16.73(d)–(e) ^a IAS第16号「有形固定資産」は、報告期間の期首及び期末の帳簿価額の調整表のみを義務付けているが、当行グループは、帳簿価額総額と減価償却累計額とを区分した調整表も提供している。このような追加的な調整表は、義務付けられていないわけではなく、別の様式を使用することもできる。

連結財務諸表注記（続き）

27. 無形資産及びのれん

会計方針については、注記46(R)及び(S)をご参照ください。

A. 帳簿価額の調整表^a

IFRS 3.61,
IAS 38.118(c), (e)

IFRS 3.B67(d)(i),
IAS 38.118(c)
IAS 38.118(e)(i)
IAS 38.118(e)(i)
IAS 38.118(e)(vii)
IFRS 3.B67(d)(viii),
IAS 38.118(c)
IFRS 3.B67(d)(i),
IAS 38.118(c)
IAS 38.118(e)(i)
IAS 38.118(e)(i)
IAS 38.118(e)(vii)
IFRS 3.B67(d)(viii),
IAS 38.118(c)

IFRS 3.B67(d)(i),
IAS 38.118(c)
IAS 38.118(e)(vi)
IFRS 3.B67(d)(v),
IAS 36.130(b),
38.118(e)(iv)
IAS 38.118(e)(vii)
IFRS 3.B67(d)(viii),
IAS 38.118(c)
IFRS 3.B67(d)(i),
IAS 38.118(c)
IAS 38.118(e)(iv)
IFRS 3.B67(d)(v)
IAS 36.130(b),
38.118(e)(iv)
IAS 38.118(e)(vii)
IFRS 3.B67(d)(viii),
IAS 38.118(c)
IAS 38.118(c)

百万ユーロ	のれん	購入した ソフトウェア	開発した ソフトウェア	合計
取得原価				
2023年1月1日残高	78	94	116	288
取得	-	20	-	20
内部開発	-	-	13	13
為替レート変動による影響	-	-	1	1
2023年12月31日残高	78	114	130	322
2024年1月1日残高	78	114	130	322
取得	-	26	-	26
内部開発	-	-	14	14
為替レート変動による影響	-	-	2	2
2024年12月31日残高	78	140	146	364
償却累計額及び減損損失				
2023年1月1日残高	5	20	17	42
当事業年度の償却額	-	10	10	20
減損損失	-	-	-	-
為替レート変動による影響	-	-	1	1
2023年12月31日残高	5	30	28	63
2024年1月1日残高	5	30	28	63
当事業年度の償却額	-	16	9	25
減損損失	-	-	-	-
為替レート変動による影響	-	-	1	1
2024年12月31日残高	5	46	38	89
帳簿価額				
2023年1月1日残高	73	74	99	246
2023年12月31日残高	73	84	102	259
2024年12月31日残高	73	94	108	275

IAS 38.118(c), (e)

^a.

IAS第38号「無形資産」は、報告期間の期首及び期末の帳簿価額の調整表のみを義務付けているが、当行グループは、帳簿価額総額と償却累計額とを区分した調整表も提供している。このような追加的な調整表は、義務付けられているわけではなく、別の様式を使用することもできる。

連結財務諸表注記（続き）

27. 無形資産及びのれん（続き）

B. のれんを含む資金生成単位（CGU）の減損テスト

IAS 36.134(a)

減損テストの際には、以下のとおり、のれんを当行グループのCGU（事業部門）に配分しています^a。

百万ユーロ	2024年	2023年
欧州投資銀行業務	48	48
欧州リテール・バンキング	25	25
	73	73

IAS 36.126(a)–(b)

2024年12月31日に終了した事業年度において認識されたのれんの減損はありません（2023年：なし）^b。

IAS 1.125,
36.134(c)–(d),
[IAS 36.30]

CGUである欧州の投資銀行業務及びリテール・バンキングの回収可能価額は、使用価値に基づいて、そのCGUの資産の継続的な使用及びその最終的な処分により生み出されると見込まれる将来キャッシュフローを割り引くことにより、算定しています。2024年12月31日に終了した事業年度において、これらのCGUの回収可能価額が帳簿価額を上回っていると判断されたため、認識された減損損失はありません（2023年：なし）。

IAS 36.134(d)(i)

使用価値の算定に使用した主要な仮定は、以下のとおりです^c。主要な仮定に割り当てられた値は、関連する部門における将来の傾向についての経営陣の評価を表しており、外部及び内部の両方から得たヒストリカル・データに基づいています。

%	欧州投資銀行業務		欧州リテール・バンキング	
	2024年	2023年	2024年	2023年
割引率	10.0	8.0	6.0	5.0
ターミナル・バリューの成長率	2.0	2.8	2.0	2.8
税金、減価償却及び償却控除前予算利益の成長率（今後5年間の平均）	5.0	4.0	4.5	4.0

IAS 36.134(d)(v)

IAS 36.134(d)(iv)

IAS 36.134(d)(i)

IAS 36.134(d)(ii)

割引率は、関連する市場のある国の政府が発行した、CGUのキャッシュフローと同一通貨建の10年物国債の利回りを基に、一般的な株式への投資のリスクの増大及び特定のCGUのシステミック・リスクを反映したリスク・プレミアムで調整した税引前割引率^dです。

IAS 36.134

- a. CGUに配分されたのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が当行グループ全体のそれらの帳簿価額との比較において多額である場合には、各CGU（またはCGUのグループ）について別個の開示が義務付けられている。
- b. のれんが減損している場合の開示例については、KPMGの刊行物「[Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures](#) (September 2024)」を参照（「[IFRS®基準年次財務諸表ガイド - 開示例](#)」（2024年9月版）もご参照ください）。

IAS 36.134(d)
(iv)–(v), (e)(iv)–(v),
(f), IE89

- c. IAS第36号「資産の減損」は、特にキャッシュフロー予測の推定に用いた割引率及び成長率に関する定量的な開示（すなわち、値の開示）を義務付けている。その他の主要な仮定については、記述的な開示で十分である。これは、企業が、それらの値が過去の経験を反映したものか否か、あるいは、該当があれば、それらの値が外部の情報源と整合しているか否か、そうでない場合は、それらの値がどのように、またなぜ過去の経験または外部の情報源と異なるのか、といった各主要な仮定に割り当てられた値を算定した経営者のアプローチの説明を開示するという要件を考慮しているためである。企業はまた、主要な仮定についての合理的に可能性のある変更により減損が生じる場合には、追加的な定量的情報を開示する。

IAS 36.50(b), 55,
A20,
Insights
3.10.840.10-20

- d. IAS第36号は一見、税引前キャッシュフロー及び税引前の割引率を用いて使用価値を算定するように求めているように読める。ただし、KPMGの経験では、税引後キャッシュフロー及び加重平均資本コスト等の税引後の割引率を用いるほうが一般的である。税引後の割引率を用いるアプローチを、算定される使用価値が税引前の数値を用いる原則と整合するように適切に行うことは容易ではない。

いずれの割引率（税引前または税引後）を用いる場合であっても、税引前の割引率を開示する必要がある。税引後キャッシュフロー及び税引後の割引率を用いて使用価値を算定している場合、この開示規定に従うには税引前の割引率を計算しなければならない。

連結財務諸表注記（続き）

27. 無形資産及びのれん（続き）

B. のれんを含む資金生成単位（CGU）の減損テスト（続き）

IAS 36.134(d)(ii)–(iii)

割引キャッシュフロー・モデルには、5年間のキャッシュフローの予測が含まれています。5年を超える期間のキャッシュフローは、長期成長率を使用して推定しています。永続的な成長率は、CGUが営業を行う国の名目GDP成長率と、経営陣が見積りを行う税金、減価償却及び償却控除前年間利益の長期年平均成長率のいずれか低い方の比率として決定されます。

IAS 36.134(d)(ii)

税金、減価償却及び償却控除前予算利益は、過去の実績を考慮に入れた将来の業績予測に基づいており、予測収益成長率で調整されます。収益成長率は、過去5年間にわたる実際の平均成長率及び翌5年間の見積成長率を考慮に入れて予測されます。

IAS 36.134(f)

上記の主要な仮定は、経済状況及び市況の変化により変動する可能性があります。当行グループは、これらの仮定の合理的に起こりうる変動によりCGUの回収可能価額が帳簿価額を下回ることはないと予想しています。

連結財務諸表注記（続き）

28. その他の資産^a

会計方針については、[注記46\(J\)](#)及び[\(Q\)](#)をご参照ください。

A. 要約表

百万ユーロ	2024年	2023年
未収収益	477	314
債権及び前払金	460	315
投資不動産	59	71
制限付中央銀行預け金	56	56
売却目的で保有する資産	10	16
その他	45	57
	1,107	829

制限付中央銀行預け金は、当行グループの日々の業務においては使用できません。

B. 投資不動産

i. 帳簿価額の調整表

百万ユーロ	2024年	2023年
1月1日残高	71	62
取得	6	3
処分	(16)	(2)
公正価値の変動	(2)	8
12月31日残高	59	71

当行グループは、継続的に行っている当行グループのリテール支店網の合理化及び貸付金の担保の実行による取得の結果として、投資不動産を保有しています。

投資不動産は、第三者へ賃貸している多数の商業用不動産から構成されます。各リース契約は、当初10年間を解約不能期間としています。その後のリース契約の更新は借手との交渉によって決定され、平均更新期間は4年間です。詳細情報については、[注記41](#)をご参照ください。

公正価値の変動は、損益計算書に利益として認識され、その他の収益に含まれます。すべての利益は未実現利益です。

2024年12月31日現在、投資不動産の賃貸料収益4百万ユーロ（2023年：4百万ユーロ）は、その他の収益に認識されています。

IAS 1.77

IAS 1.54(h)

IAS 1.54(h)

IAS 1.54(b)

IAS 7.48

IAS 1.54(j)

IAS 40.76,
IFRS 13.93(e)

IAS 40.76(a),
IFRS 13.93(e)(iii)

IAS 40.76(c),
IFRS 13.93(e)(iii)

IAS 40.76(d),
IFRS 13.93(e)(i), (f)

IAS 40.76,
IFRS 13.93(e)

IFRS 16.92(a)

IFRS 13.93(e)(i), (f)

IAS 40.75(f)(i)

IAS 1.54

^a 本冊子では、重要でない売却目的で保有する資産、投資不動産及び営業債権は、財政状態計算書上別個に開示されていないが、その他の資産の構成要素として別個に開示されている。IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」で求められる可能性がある売却目的で保有する資産に関する開示は含まれていない。これらの項目が重要である場合に適用される表示及び開示のより包括的な例示については、KPMGの刊行物「[Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures](#) (September 2024)」を参照（「[IFRS®基準年次財務諸表ガイド - 開示例](#)」（2024年9月版）もご参照ください）。

連結財務諸表注記（続き）

IAS 1.77

28. その他の資産（続き）

B. 投資不動産（続き）

ii. 公正価値の測定

公正価値ヒエラルキー

IAS 40.75(e)

投資不動産の公正価値は、公認の適切な専門的資格を有し、評価対象の投資不動産の所在地及び分野について最近鑑定した経験を有する外部の独立鑑定人によって算定されています。その独立鑑定人は、当行グループの投資不動産ポートフォリオの公正価値を6ヶ月ごとに評価しています。

IFRS 13.93(b)

すべての投資不動産の公正価値測定は、公正価値測定レベル3に区分されています。

評価技法及び重要な観察不能なインプット

IFRS 13.93(d),
93(h)(i), 99

以下の表は、投資不動産の公正価値の測定に用いられる評価技法及び重要な観察不能なインプットを示しています。

評価技法	重要な観察不能なインプット	主要な観察不能なインプットと公正価値測定の相互関係
割引キャッシュフロー: この評価モデルは、予想賃料成長率、空室期間、稼働率、賃料無料期間等のリース・インセンティブ費用及びその他のテナントが負担しない費用を考慮に入れた、投資不動産からもたらされる正味キャッシュフローの現在価値を検討します。予想正味キャッシュフローは、リスク調整後割引率を用いて割り引きます。特に、割引率の見積りの際には、建物及びその立地の質（一等地か否か）、テナントの信用の質及びリース契約条件を考慮に入れています。	－ 予想市場賃料成長率（2024年：2-3%、加重平均2.5%、2023年：2-3%、加重平均2.6%） － 空室期間（2024年及び2023年：各リース期間末日後6ヶ月） － 稼働率（2024年：90-95%、加重平均92.5%、2023年：91-95%、加重平均 92.8%） － 賃料無料期間（2024年及び2023年：新規リース契約につき1年間） － リスク調整後割引率（2024年：5-6.3%、加重平均5.8%、2023年：5-6.4%、加重平均5.8%）	以下の場合には、公正価値の見積りは増加（減少）します。 － 予想市場賃料成長率が上昇（下落）する場合 － 空室期間が短くなる（長くなる）場合 － 稼働率が上昇（下落）する場合 － 賃料無料期間が短くなる（長くなる）場合 － リスク調整後割引率が下落（上昇）する場合

連結財務諸表注記（続き）

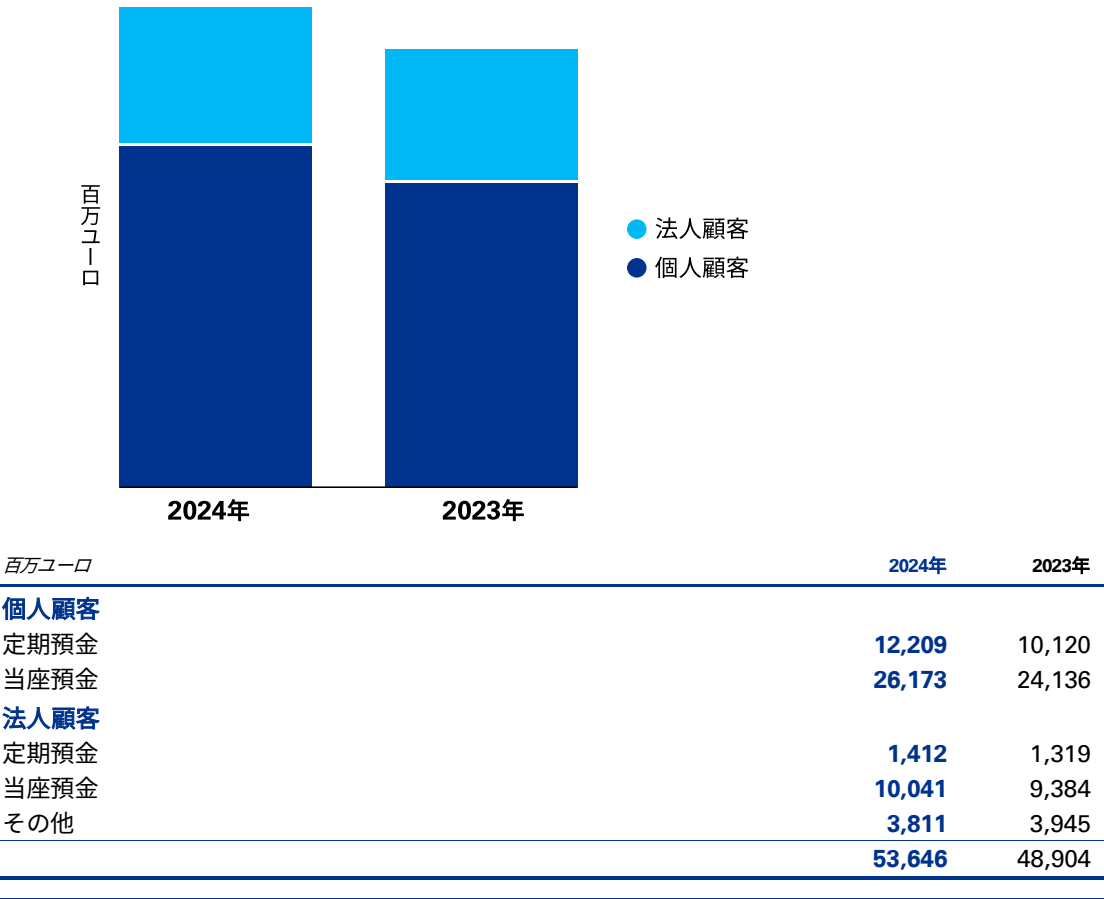
29. 銀行からの預金

百万ユーロ	2024年	2023年
短期金融市場預金	10,569	8,819
レボ契約、証券貸借契約及び類似の契約	387	412
銀行からのその他の預金	478	762
回収中の項目	244	237
	11,678	10,230

連結財務諸表注記（続き）

30. 顧客からの預金

会計方針については、注記46(T)をご参照ください。



連結財務諸表注記（続き）

31. 発行済負債証券

会計方針については、注記46(T)をご参照ください。

百万ユーロ	2024年	2023年
償却原価で測定	9,977	8,040
FVTPLとして指定	1,250	2,208
	11,227	10,248

償却原価で測定する負債性証券

変動金利	5,143	4,473
固定金利	4,834	3,567
	9,977	8,040

IFRS 7.8(g)
IFRS 7.8(e)(i)

IFRS 7.21, B5(a)

当行グループがFVTPLで測定する関連するデリバティブを保有しており、FVTPLに指定することによりその指定を行わなければ生じるであろう会計上のミスマッチが消去または大幅に削減される場合には、特定の発行済負債証券をFVTPLで測定するものに指定しています。

IFRS 7.10(a)

FVTPLに指定した金融負債の公正価値の当期中の変動及びその累計額のうち、これらの負債の信用リスクの変動に起因し、その他の包括利益に認識したものは、以下のとおりです。

百万ユーロ	2024年	2023年
1月1日現在の残高	(2)	(3)
当期中のその他の包括利益に認識した金額	3	1
12月31日の残高	1	(2)

IFRS 7.10(a)
IFRS 7.10(a), 20(a)(i)

IFRS 7.10(c)–(d)

2024年12月31日に終了した事業年度において、FVTPLに指定した負債で認識の中止を行ったものはありません（2023年：なし）。

IFRS 7.11(a)

金融負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、類似する債務の最近の発行から観察されたクレジット・スプレッドに、グループ企業のシニア債の発行時のクレジット・デフォルト・スワップについて観察されたクレジット・スプレッドのその後の変動に関する調整を加えたものを用いることによって計算されています。

IFRS 7.10(b)

2024年12月31日現在のFVTPLに指定した金融負債の帳簿価額は、満期時に支払うべき契約上の金額を30百万ユーロ（2023年：43百万ユーロ）下回っていました。

IFRS 7.18–19

2024年及び2023年12月31日に終了した事業年度において、当行グループに、負債証券に関する元本や利息の債務不履行またはその他の契約違反はありません。

連結財務諸表注記（続き）

32. 劣後債務

会計方針については、注記46(T)をご参照ください。

百万ユーロ	2024年	2023年
Tier 2資本証券	4,782	4,158
その他の劣後債務	860	827
	5,642	4,985

IFRS 7.7

発行済劣後債の契約条件は、以下のとおりです。

百万ユーロ	第1回繰上償還日	償還日	2024年	2023年
Tier 2資本証券				
利率10% 1,500百万ユーロ非累積型コーラブル永久債	1993	n/a	1,315	1,394
利率8% 1,200百万米ドル非累積型コーラブル永久債	2005	n/a	744	688
750百万ユーロ・コーラブル変動利付債	2004	2031	725	-
500百万ユーロ・コーラブル変動利付債	2005	2029	-	59
300百万ユーロ・コーラブル変動利付債	2005	2029	300	300
750百万米ドル・コーラブル変動利付債	2025	2030	567	555
1,000百万英ポンド・コーラブル変動利付債	2005	2029	1,131	1,162
その他の劣後債務				
その他の変動利付劣後債務（それぞれ50百万ユーロ未満）	2005	2029	620	595
その他の固定利付劣後債務（それぞれ50百万ユーロ未満）	2005	2029	240	232
			5,642	4,985

IFRS 7.7

Tier 2資本証券

Tier 2資本証券は、永久または期日付劣後証券のいずれかで、クーポンの支払義務があります。これらの資本証券は、当行グループの主たる規制当局の許可を前提に、当行グループの選択により、満期日前に償還される場合があります。これらの資本証券は、適用除外の制限を受ける [規制名]に基づくTier 2資本として当行グループの規制資本に含まれています。

[規制名]に従って、すべてのTier 2資本証券の資本拠出は、償還前の最後の5年間に規制目的で償却されます。

上記の証券は、発行体の清算時に預金者及び発行体のその他すべての債権者の債権に劣後します。

IFRS 7.18-19

2024年及び2023年12月31日に終了した事業年度において、当行グループに、劣後債務に関する元本や利息の債務不履行またはその他の契約違反はありません。

連結財務諸表注記（続き）

33. 引当金

会計方針については、注記46(U)及び(V)をご参照ください。

百万ユーロ	2024年	2023年
発行済金融保証契約	32	26
発行済ローン・コミットメント	6	4
その他の引当金	90	84
	128	114

A. 発行済金融保証契約

2024年12月31日現在、発行済金融保証契約に関する金額は、予想信用損失引当金6百万ユーロ（2023年：2百万ユーロ）（注記6(A)(iii)をご参照ください）と発行時に認識した金額から償却累計額を控除した金額26百万ユーロ（2023年：24百万ユーロ）の合計です。

B. 発行済ローン・コミットメント

2024年12月31日現在、発行済ローン・コミットメントに関する金額は、予想信用損失引当金5百万ユーロ（2023年：4百万ユーロ）（注記6(A)(iii)をご参照ください）と市場金利を下回る金利で貸付金を提供するローン・コミットメントの発行時に認識した金額から償却原価累計額を控除した金額1百万ユーロ（2023年：なし）の合計です。

C. その他の引当金

以下の表は、その他の引当金を示しています。

百万ユーロ	注記	退職勧告	支店閉鎖	その他	合計
2024年1月1日残高		41	40	3	84
当事業年度中に計上した引当金	16	2	5	15	22
当事業年度中に使用した引当金		(5)	(2)	(10)	(17)
当事業年度中に戻し入れた引当金 ^a	16	-	-	(1)	(1)
割引の振戻し		1	1	-	2
2024年12月31日残高		39	44	7	90
非流動		-	39	-	39
流動		39	5	7	51
		39	44	7	90

i. 退職勧告

2023年11月に当行グループが公表した「サービス提供網最適化計画」に従い、当行グループはリテール支店網及び関連する業務部門を合理化する過程にあります。引当残高はアジア太平洋地域及びアメリカ地域に関連しており、2025年12月31日に終了する事業年度に使用する予定です。

IFRS 7.B8E,
[IFRS 9.4.2.1(c)]
IFRS 7.B8E,
[IFRS 9.5.5.1]
[IAS 37]

IAS 37.84(a)
IAS 37.84(b)
IAS 37.84(c)
IAS 37.84(d)
IAS 37.84(e)
IAS 37.84(a)
IAS 1.60

IAS 1.98(b),
37.85(a)-(b)

連結財務諸表注記（続き）

33. 引当金（続き）

C. その他の引当金（続き）

ii. 支店閉鎖

2023年11月に当行グループが公表した計画に従い、当行グループは効率性を最適化し顧客に対するサービス全般を改善するために、支店網を合理化する過程にあります。この計画には、一部の支店を閉鎖することも含まれています。2023年及び2024年12月31日に終了した事業年度においては、当行グループの「サービス提供網最適化計画」に記載された23支店が閉鎖されました。引当残高は、計画に記載された残りの支店の閉鎖に関連しており、2026年12月31日に終了する事業年度に完了する予定です。

IAS 1.98(b),
37.85(a)–(b)

連結財務諸表注記（続き）

34. その他の負債

会計方針については、注記46(H)及び(V)をご参照ください。

	百万ユーロ	注記	2024年	2023年
IFRS 16.47(b)	リース負債	41	367	441
IAS 1.78(d)	確定給付債務に関して認識された負債	15	174	158
IAS 1.78(d)	短期従業員給付		62	57
	未払金及び未払費用		51	68
IAS 1.78(d)	長期勤続休暇債務		51	44
IAS 1.78(d)	現金決済型の株式に基づく報酬債務	15	44	38
	その他		89	12
			838	818

連結財務諸表注記（続き）

35. 払込資本及びその他の資本

会計方針については、注記46(X)をご参照ください。

A. 資本金及び資本剰余金

百万株	普通株式	
	2024年	2023年
1月1日現在の発行済株式数	1,756	1,756
ストック・オプションの行使	3	-
12月31日現在の発行済株式数－全額払込済み	1,759	1,756
授權株式数－額面 1ユーロ	2,000	2,000

当行グループは、従業員に対するストック・オプションも発行しています（注記15(A)）をご参照ください。

普通株式

普通株式の株主は、配当決議の都度、配当を受け取る権利を有し、また株主総会での議決権を1株につき1個有しています。すべての普通株式は、当行の残余資産に対して同等と位置づけられています。

B. その他の資本性金融商品

百万ユーロ	第1回繰上 償還日	2024年	2023年
390百万ユーロ、利率5.13%、永久劣後条件付転換可能証券	2031年6月	500	500

その他の資本性金融商品は、当行グループが発行したその他のTier 1証券で構成されています。

その他のTier 1証券の主な条件は以下のとおりです。

- 当該証券は、当行グループのその他のすべての劣後及び非劣後債権者による請求よりも後に位置づけられます。
- 当該証券は、期間の定めがなく、当行グループの裁量により、第1回繰上償還日または第1回繰上償還日から4年後の応当日に償還可能です。また、税務上または規制上の取り扱いに特定の変更が生じた場合、当行グループの選択により、償還可能です。償還には、当行グループの主たる規制当局の許可が必要です。
- 当該証券は、第1回繰上償還日までは、固定金利が付されます。第1回繰上償還日後に、償還されない場合、その後4年ごとに市場水準で固定金利が付されます。
- 当該証券の利息は、当行グループの裁量のみで、支払可能となります。当行グループは、常に自らの絶対的な裁量を有しており、いかなる理由であっても、任意の日に支払可能となる利息の（全部または一部）を取り消すことが可能です。その他のTier 1証券は、当行グループのCET1比率が7%を下回った場合は、予め決定した価格で普通株式に転換されます。

IAS 1.79(a)(iv)

IAS 1.79(a)(iii)

IAS 1.79(a)(i), (iii)

IAS 1.79(a)(v)

IAS 1.55

連結財務諸表注記（続き）

35. 払込資本及びその他の資本（続き）

C. 準備金の内容及び目的

i. 為替換算調整勘定

IAS 1.79(b)

為替換算調整勘定は、在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額、及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジから生じる為替換算差額のうち、ヘッジが有効な部分からなります（注記46(B)(ii)をご参照ください）。

ii. ヘッジ・リザーブ

IAS 1.79(b)

ヘッジ・リザーブは、キャッシュフロー・ヘッジに用いられたヘッジ手段の公正価値の変動の純額の累積額のうち、ヘッジが有効な部分からなります。その後ヘッジ対象のキャッシュフローが純損益に影響を及ぼすときに、純損益に計上します（注記46(M)をご参照ください）。

iii. 公正価値評価差額

IAS 1.79(b)

公正価値評価差額は、以下で構成されています

- FVOCIで測定する持分証券の公正価値の変動の純額の累積額
- FVOCIで測定する負債性証券の公正価値の変動の純額の累積額（ただし、資産の認識が中止されるか、または分類変更されるまで）。この金額は、損失引当金の金額によって増加しています（注記46(O)をご参照ください）。

iv. 負債の信用リスク変動額

IAS 1.79(b)

負債の信用リスク変動額には、FVTPLに指定した金融負債の公正価値の変動累計額のうち、これらの負債の信用リスクの変動に起因する純損益に認識されたもの以外の変動累計額が含まれています（注記31をご参照ください）。

D. 配当及びクーポン

IAS 1.107

12月31日に終了した事業年度において、以下の金額が当行の株主に対する分配として認識されました。

百万ユーロ	2024年	2023年
配当：普通株式1株当たり0.15ユーロ（2023年：0.15ユーロ）	263	263
その他の資本性金融商品に係るクーポン	20	20
	283	283

IAS 1.137(a), 10.13, 12.81(i)

報告日後に以下の配当が取締役会により提案されました。これらの配当は負債として認識されておらず、法人所得税上の影響はありません。

百万ユーロ	2024年	2023年
普通株式1株当たり0.15ユーロ	263	263

連結財務諸表注記（続き）

36. グループ子会社

会計方針については、[注記46\(A\)](#)をご参照ください。

A. 重要な子会社のリスト^a

以下の表は、当行グループの重要な子会社の明細を示しています。

	主要な事業場所	所有持分	
		2024年	2023年
Blue Banking Plc	英国	100%	100%
Blue Banking (North America)	米国	100%	100%
Blue Banking Pty Limited	オーストラリア	80%	80%
Bleu Banking S.A.	フランス	100%	100%
Blue Banking (Africa) Limited	南アフリカ	100%	100%

B. 組成された企業に提供した財務的支援

2024年12月31日に終了した事業年度において、当行グループは、連結している組成された企業が発行する債券の保有者に対して80百万ユーロの保証を発行しました（2023年：ゼロ）（当行グループがこれらの事業体を支配していると結論付けるために行った判断についての情報は、[注記46\(A\)\(ii\)](#)をご参照ください）。これらの保証により、当行グループは債券の保有者に対して、一定額の前資産の契約上のキャッシュフローが生じなかった場合に債券の保有者が被るであろう損失について補填しなければなりません。これらの保証の会計処理についての情報は、[注記46\(U\)](#)をご参照ください。

C. 重大な制限

当行グループは、当行グループの資産へのアクセスまたは利用及び負債の決済を行う能力について、銀行子会社が事業を行ううえでの監督体制から生じる制限を除いては、重大な制限を有していません。この監督体制により、銀行子会社は、規制上の自己資本及び流動資産を一定水準に保ち、当行グループ内の他の業種に対するエクスポージャーを制限し、その他の指標も遵守しなければなりません。銀行子会社の資産及び負債の帳簿価額は、それぞれ9,680百万ユーロ及び8,150百万ユーロ（2023年：それぞれ9,083百万ユーロ及び7,705百万ユーロ）です。

D. 子会社の非支配持分

以下の表は、重要な非支配持分がある当行グループの子会社に関連する情報を要約したものです。

Blue Banking Pty Limited

非支配持分割合	20%	20%
百万ユーロ	2024年	2023年
貸付金	2,015	1,770
その他の資産	120	230
負債	(1,450)	(1,415)
純資産	685	585
非支配持分の帳簿価額	137	117
収益	750	717
利益	100	90
包括利益合計	100	90
非支配持分に配分される利益	20	18
営業活動によるキャッシュフロー	126	211
投資活動によるキャッシュフロー	(50)	(23)
財務活動によるキャッシュフロー（非支配持分への配当金支払前）	12	(15)
財務活動によるキャッシュフロー（非支配持分への現金配当金支払額）	-	-
現金及び現金同等物の純増加額	88	173

Blue Banking Pty Limitedは主にオーストラリアで事業を展開しています。

a. IFRS第12号の追加的な開示例及び解説については、KPMGの刊行物「[Guide to annual financial statements – IFRS 12 supplement](#)」を参照。

連結財務諸表注記（続き）

37. 非連結の組成された企業への関与

以下の表は、当行グループに連結されていないが当行グループが関与を有している組成された企業の種類を記載しています。

組成された企業の種類

百万ユーロ	内容及び目的	当行グループが有する 関与	総資産	
			2024年	2023年
貸付金の証券化 ビークル (注記38を参照)	以下を稼得することを目的として います。 – 当行グループの貸付活動のため の資金 – 資産を投資家に売却すること で生じる利鞘 – 貸付金のサービシング手数料 これらのビークルは、投資家への 債券の発行を通じて資金調達し ています。	– ビークルが発行 した債券への投 資 – 貸付金のサービ シング手数料	2,730	2,540
投資ファンド	第三者の投資家に代わり資産を 管理することにより手数料を稼 得することを目的としています。 これらのビークルは、投資家への ユニットの発行を通じて資金調 達しています。	– ファンドが発行 したユニットへ の投資 – マネジメント・ フィー	2,450	2,310

以下の表は、当行グループが保有する非連結の組成された企業への持分の帳簿価額の分析を示していま
す。損失に対する最大エクスポージャーは、保有資産の帳簿価額です。

帳簿価額

百万ユーロ	2024年 投資有価証券	2023年 投資有価証券
貸付金の証券化ビークル	256	224
投資ファンド	238	210
合計	494	434

2024年12月31日に終了した事業年度において、当行グループは非連結の証券化ビークルに対して、当該
ビークルが発行した債券の保有者に支払いを行えるように、10百万ユーロの財務的支援を提供しました。
財務的支援を行う契約上の義務はありませんが、当行グループは、ビークル設立における当行グループ
の役割及びそのようなサービスを提供する際の評判について慎重な検討を行った結果、当該支援を提供
することを決定しました。当該支援は、証券化ビークルの短期流動性の管理を支援するために提供され
ました。

当行グループは、組成された企業の設立を促進する場合に、当行グループがその組成された企業のスポ
ンサーであるとみなしています。以下の表は、当行グループは持分を有していないもののスポンサーと
なっている組成された企業に関する情報を記載しています。

百万ユーロ	2024年	2023年
第三者の債権の証券化ビークル		
証券化ビークルからの受取手数料	22	20
第三者から証券化ビークルへ譲渡された資産の譲渡時の帳簿価額	780	769

連結財務諸表注記（続き）

38. 金融資産の譲渡

会計方針については、注記46(J)(iii)をご参照ください。

IFRS 7.42A, 42D(a)

通常の事業の過程で、当行グループは金融資産（主に負債性証券及び持分証券並びに顧客に対する貸付金）を譲渡する取引を締結しています。注記46(J)(iii)の会計方針に従って、譲渡された金融資産は引き続き全体として、または当行グループの継続的関与の範囲で認識されるか、あるいは全体として認識が中止されます。

当行グループの、主に以下の取引を通じた金融資産の譲渡は、全体として認識が中止されていない、または当行グループが継続的関与を有しています。

- レポ取引
- 証券貸借取引
- トータル・リターン・スワップを伴う有価証券の売却
- 顧客に対する貸付金または投資有価証券が非連結証券化ビークル、または、連結証券化ビークルが発行する債券の投資家に対して譲渡される証券化活動

A. 全体として認識が中止されていない譲渡された金融資産

i. レポ取引

IFRS 7.42D(a)–(c)

レポ取引は、当行グループが有価証券を売却すると同時にその有価証券（または実質的に同一の資産）を将来一定の価格で買い戻すことに同意する取引です。当行グループは所有に係るほとんどすべてのリスク及び経済価値を保持するため、引き続き財政状態計算書に当該有価証券を全体として認識しています。受取現金対価は金融資産として認識し、買戻価格を支払う債務について金融負債を認識しています。当行グループは有価証券のキャッシュフローを受け取る契約上の権利を売却しているため、契約期間中に譲渡資産を使用することはできません。

ii. 証券貸借取引

IFRS 7.42D(a)–(c)

証券貸借契約は、当行グループが手数料を受け取り、有価証券を貸し付け、現金を担保として受け取る取引です。当行グループは所有に係るほとんどすべてのリスク及び経済価値を保持するため、引き続き財政状態計算書に当該有価証券を全体として認識しています。現金受取額は金融資産として認識され、担保を返還する債務は金融負債として認識されています。当行グループは、証券貸借契約の一環として有価証券のキャッシュフローを受け取る契約上の権利を売却しているため、契約期間中に譲渡資産を使用することはできません。

iii. トータル・リターン・スワップを伴う有価証券の売却

IFRS 7.42D(a)–(c)

当行グループはトータル・リターン・スワップを伴う負債性証券を売却しています。すべての場合において、当行グループは所有に係るほとんどすべてのリスク及び経済価値を保持しています。したがって、当行グループは引き続き財政状態計算書上に当該有価証券を認識しています。現金受取額は金融資産として認識され、対応する金融負債が認識されます。当行グループは、有価証券の認識中止を妨げるトータル・リターン・スワップをデリバティブとして別個に認識していません。そうすることにより、同一の権利及び債務を二度認識することになるためです。当行グループは有価証券のキャッシュフローを受け取る契約上の権利を売却しているため、契約期間中に譲渡資産を使用することはできません。

連結財務諸表注記（続き）

38. 金融資産の譲渡（続き）

A. 全体として認識が中止されていない譲渡された金融資産（続き）

iv. 証券化

顧客に対する貸付金及び投資有価証券は、当行グループによって証券化ビークルに売却され、証券化ビークルは購入資産で担保される債券を投資家に発行しています。当該注記における開示の目的上、金融資産の譲渡は以下の2つの方法のいずれかにより発生する場合があります。

- 当行グループが連結証券化ビークルに資産を売却する場合、譲渡は当行グループ（連結証券化ビークルを含みます）から債券の投資家に対するものとなります。この譲渡は、当行グループが原資産からのキャッシュフローを債券の投資家に引き渡す義務を引き受けるという形式で行われます。
- 当行グループが非連結証券化ビークルに資産を売却する場合、譲渡は当行グループ（証券化ビークルを除きます）から証券化ビークルに対するものとなります。この譲渡は、証券化ビークルへの原資産の売却という形式で行われます。

最初のケースでは、当行グループの一部である証券化ビークルは、譲渡資産の所有に係るほとんどすべてのリスク及び経済価値を債券の投資家に移転していますが、証券化ビークルが投資家の代わりに譲渡資産から回収するキャッシュフローが重大な遅滞なく投資家にパス・スルーされないため、譲渡資産の認識の中止は禁止されています。この場合、投資家からの現金による受取対価は金融資産として認識され、対応する金融負債が認識されます。債券の投資家は、譲渡金融資産からのキャッシュフローに対してのみ遡求権を有しています。

IFRS 7.42D(a)–(c)

当行グループが非連結証券化ビークルに対して貸付金を譲渡する特定の証券化では、当行グループは一部の信用リスクを（主に証券化ビークルが発行した債券の購入により）保持し、一部の信用リスク、期限前返済リスク及び金利リスクを証券化ビークルに移転します。したがって、当行グループは、このような資産のほとんどすべてのリスク及び経済価値の保持も移転も行っていません。譲渡契約の条件により、非連結証券化ビークルが第三者に貸付金を売却することは禁止されています。

IFRS 7.42D(c)

当行グループが証券化取引の一環として資産を譲渡する場合、契約期間中に譲渡資産を使用することはできません。

連結財務諸表注記（続き）

38. 金融資産の譲渡（続き）

A. 全体として認識が中止されていない譲渡された金融資産（続き）

iv. 証券化（続き）

以下の表は、全体として認識が中止されていない金融資産及び関連する負債の帳簿価額並びに公正価値を記載しています。

IFRS 7.42D(d)–(e)

IFRS 7.42D(e)

IFRS 7.42D(e)

IFRS 7.42D(d)

IFRS 7.42D(d)

2024年12月31日 百万ユーロ	純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産		償却原価で 測定する 金融資産
	顧客に 対する 貸付金	担保として 供されている トレーディング 資産	顧客に 対する 貸付金
資産			
レポ取引	271	216	629
証券貸借取引	219	92	605
トータル・リターン・スワップを伴う有価証券の売却	-	146	-
証券化	291	86	-
資産の帳簿価額	781	540	1,234
関連する負債			
レポ取引	273	217	630
証券貸借取引	224	92	606
トータル・リターン・スワップを伴う有価証券の売却	-	147	-
証券化	302	86	-
関連する負債の帳簿価額	799	542	1,236
譲渡金融資産にのみ遡求権を有する負債			
資産			
レポ取引	271	-	631
証券貸借取引	219	-	609
トータル・リターン・スワップを伴う有価証券の売却	-	-	-
証券化	291	-	-
資産の公正価値	781	-	1,240
関連する負債			
レポ取引	271	-	631
証券貸借取引	219	-	609
トータル・リターン・スワップを伴う有価証券の売却	-	-	-
証券化	291	-	-
関連する負債の公正価値	781	-	1,240
正味ポジション	-	-	-

連結財務諸表注記（続き）

38. 金融資産の譲渡（続き）

A. 全体として認識が中止されていない譲渡された金融資産（続き）

iv. 証券化（続き）

	損益を通じて公正価値で 測定する金融資産		償却原価で 測定する 金融資産
	顧客に 対する 貸付金	担保として 供されている トレーディング 資産	顧客に 対する 貸付金
2023年12月31日 百万ユーロ			
資産			
レボ取引	196	201	343
証券貸借取引	185	98	780
トータル・リターン・スワップを伴う有価証券の売却	-	140	-
証券化	252	80	-
資産の帳簿価額	633	519	1,123
関連する負債			
レボ取引	213	204	598
証券貸借取引	189	89	527
トータル・リターン・スワップを伴う有価証券の売却	-	138	-
証券化	248	89	-
関連する負債の帳簿価額	650	520	1,125
譲渡金融資産にのみ遡求権を有する負債			
資産			
レボ取引	196	-	342
証券貸借取引	185	-	778
トータル・リターン・スワップを伴う有価証券の売却	-	-	-
証券化	252	-	-
資産の公正価値	633	-	1,120
関連する負債			
レボ取引	196	-	342
証券貸借取引	185	-	778
トータル・リターン・スワップを伴う有価証券の売却	-	-	-
証券化	252	-	-
関連する負債の公正価値	633	-	1,120
正味ポジション	-	-	-
2024年12月31日現在、当行グループがほとんどすべてのリスク及び経済価値の保持も移転も行わない形で非連結証券化ビークルに譲渡した貸付金の譲渡前の帳簿価額合計は、74百万ユーロ（2023年：54百万ユーロ）でした。2024年12月31日現在、当行グループが継続的関与を有しているために認識を継続する資産の帳簿価額は31百万ユーロ、関連する負債の帳簿価額は30百万ユーロ（2023年：それぞれ21百万ユーロ及び19百万ユーロ）でした。			

連結財務諸表注記（続き）

38. 金融資産の譲渡（続き）

B. 全体として認識が中止されている譲渡された金融資産

i. 証券化

非連結の組成された企業への売却

IFRS 7.42C, 42E

当行グループが実施している特定の証券化取引の譲渡資産は、全体として認識が中止されます。これには、当行グループが金融資産の所有に係るほとんどすべてのリスク及び経済価値を非連結証券化ビークルに移転し、当該証券化ビークルに対する比較的少額の持分または譲渡金融資産に関するサービシング契約を保持するケースが該当します。当該金融資産が全体として認識が中止された場合、当行グループが譲渡の一部として受領した非連結証券化ビークルに対する持分及びサービシング契約は、当該資産に対する継続的関与を示します。

IFRS 7.42E(f), 42G

2024年6月及び2023年5月に、当行グループは、特定の投資有価証券を非連結証券化ビークルに売却し、対価の一部として証券化ビークルが発行した債券を受け取りました。いずれの取引においても、受け取った債券は全発行数の5%を占めています。当行グループは、この債券をFVOCIで測定する区分に分類しています。

2024年12月31日に終了した事業年度において、当行グループは、投資有価証券の非連結証券化ビークルへの売却による利得8百万ユーロ（2023年：5百万ユーロ）を認識しました。また、2024年12月31日に終了した事業年度に、債券に関して、純損益に受取利息4百万ユーロを認識し、その他の包括利益に公正価値評価差益1百万ユーロを認識しました（2023年：それぞれ3百万ユーロ及び1百万ユーロ）。2024年12月31日現在保有している債券に係る受取利息累計額及び公正価値評価差益は、それぞれ5百万ユーロ及び1百万ユーロでした。サービシング契約については、以下で説明しています。

以下の表は、全体として認識が中止されている譲渡された金融資産に対する当行グループの継続的関与を示す資産の詳細を記載しています。

IFRS 7.42E(a)-(b)

百万ユーロ	帳簿価額	公正価値	
	投資有価証券	資産	負債
継続的関与の種類			
非連結証券化ビークルが発行した債券			
2024年12月31日	98	98	-
2023年12月31日	87	87	-

IFRS 7.42E(c)

非連結証券化ビークルが発行した債券という形式での継続的関与から生じる損失に対する当行グループの最大エクスポージャーを最も適切に示す金額は、債券の帳簿価額です。

連結財務諸表注記（続き）

38. 金融資産の譲渡（続き）

B. 全体として認識が中止されている譲渡された金融資産（続き）

i. 証券化（続き）

その他の売却

IFRS 7.42C, 42E, 42H

当行グループが譲渡した金融資産を全体として認識を中止する特定の証券化取引の一環として、当行グループは当該譲渡金融資産に関するサービシング権を保持しています。サービシング契約に基づき、当行グループは非連結証券化ビークルに代わって譲渡された住宅ローンのキャッシュフローを回収します。その業務の対価として、当行グループは、関連する資産の回収業務を適切に補償すると予想される手数料を受け取ります。したがって、当行グループは、サービシング契約を未履行契約として会計処理し、サービシング資産または負債を認識していません。サービシング手数料は、譲渡された住宅ローンについて当行グループが代理人として回収するキャッシュフローの一定の比率に基づいています。当行グループがサービシング活動を行うことにより発生する費用が受取手数料を超過する場合、または当行グループがサービシング契約に従った回収を行うことができない場合に、サービシング活動からの損失が発生する可能性があります。

IFRS 7.42E(a)

2024年及び2023年に、当行グループはプライム住宅ローンを非連結証券化ビークルに譲渡しました（ただし、サービシング権は保持しています）。売却した住宅ローンは、顧客に対する貸付金に分類され、FVTPLで測定されていました。2024年における当該貸付金の譲渡時の帳簿価額合計は、281百万ユーロ（5月に148百万ユーロ、11月に133百万ユーロ）（2023年：7月に199百万ユーロ）でした。

IFRS 7.42G

譲渡した住宅ローンはFVTPLで測定されていたため、この譲渡に際して利得または損失の認識はありませんでした。

2024年12月31日に終了した事業年度に当行グループは、住宅ローンのサービシングに関して2百万ユーロ（2023年：1百万ユーロ）の収益を認識しました。2024年12月31日現在、それらの認識された収益の累計額は、3百万ユーロ（2023年：1百万ユーロ）でした。2024年12月31日現在、当行グループがサービシングを引き続き行う顧客に対する貸付金の公正価値は、262百万ユーロ（2023年：170百万ユーロ）です。2024年12月31日及び2023年12月31日現在のサービシング資産及び負債の公正価値に重要性はありません。

連結財務諸表注記（続き）

39. 偶発事象

会計方針については、[注記46\(V\)](#)をご参照ください。

IAS 1.125, 37.86

子会社の1つが、2016年から2019年までの特定の年金及び投資商品の販売に関して欧州の消費者権利団体が提起した訴訟に対し、異議を申し立てています。負債は認識していませんが、異議の申立てが却下された場合には、罰金及び法的費用の総額は3百万ユーロとなり、そのうち250千ユーロは保険契約により補填されます。弁護士の助言に基づき、この異議申立ては認められると経営陣は考えています。

2024年にMelody S.A は、[\[国名 X\]](#)において、当行グループの子会社であるBlue Banking Limitedに対して2019年に締結した係争中のデリバティブ取引に関する訴訟を提起しました。Melody S.Aは、当該契約を無効とし、5百万ユーロの賠償金並びに関連する利息を受け取ることを要求していました。2024年10月に裁判所は、子会社に有利な判決を下しました。しかし、2024年11月にMelody S.A は、[\[国名 X\]](#)の裁判所が下した決定に対して控訴しており、2025年2月に最高裁での公判が予定されています。当行グループの弁護士は、当該申立てには実体的な根拠はないと考えています。その結果、当行グループの経営陣は、最高裁での抗弁は成功すると考えています。

2020年に当行グループの子会社は、[\[国名 Y\]](#)のいくつかの銀行と同様に、小切手決済を合理化するために新しいデジタル・システムへと移行しました。[\[国名 Y\]](#)の競争当局は、新しいシステムに移行する10行の銀行間の手数料に関する情報交換により、競争法が侵害されていたか否かについて調査しています。当該子会社は、調査に協力しています。競争当局は、法的手続きを開始しており、最終的な結果は保留となっています。弁護士の助言に基づき、経営陣は抗弁が成功すると考えています。しかし、抗弁が成功しない場合、罰金及び訴訟費用は200千ユーロになる可能性があり、そのうち150千ユーロは保険契約に基づき補償される可能性があります。

連結財務諸表注記（続き）

40. 関連当事者^a

A. 親会社及び最終的な支配当事者

2024年12月31日に終了した事業年度において、[新たな親会社の社名] が当行の株式の過半数を [以前の親会社の社名] から取得しました。その結果、[名称] が当行グループの新たな最終的な支配当事者になりました。以前の最終的な支配当事者は [以前の支配当事者の社名] でした^b。

B. 経営幹部との取引

i. 経営幹部への報酬

経営幹部への報酬の内訳は、以下のとおりです。

百万ユーロ	2024年	2023年
短期従業員給付	12	10
退職後給付	4	4
その他の長期給付	1	1
株式に基づく報酬	4	2
	21	17

当行グループの経営幹部への報酬には、給与、金銭以外の給付及び退職後確定給付制度（注記15(B)をご参照ください）への拠出が含まれています。また、執行役員は、当行グループのストック・オプション・プログラム（注記15(A)をご参照ください）にも参加しています。

ii. 経営幹部との取引

経営幹部との取引の総額及び未決済残高は、以下のとおりです。

百万ユーロ	取引価額 12月31日に終了した 事業年度		最大額 12月31日に終了した 事業年度		未決済残高 12月31日現在	
	2024年	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年
住宅ローン及びその他の有担保貸付金	7	6	10	8	6	6
クレジット・カード	1	1	2	1	1	1
その他の貸付金	2	5	4	6	2	2
預金	(3)	(3)	(4)	(4)	(2)	(2)
	7	9	12	11	7	7

関連当事者の未決済残高に付される金利は、独立第三者間取引に付される金利の4分の1です。2024年12月31日現在、関連当事者からの未決済残高に対する利息は、500千ユーロ（2023年：500千ユーロ）でした。2024年12月31日現在、関連当事者への未決済残高に対する利息の支払額は、150千ユーロ（2023年：130千ユーロ）でした。住宅ローン及び有担保貸付金は、各借手の不動産で担保されています。その他の未決済残高は無担保であり、保証は付されていません。

2024年12月31日現在、経営幹部との取引残高は、予想信用損失モデルのステージ1に割り当てられており、損失引当金35,000ユーロ（2023年：34,000ユーロ）を有しています。2024年において、これらの取引残高について、1,000ユーロの減損損失が純損益に計上されました（2023年：1,200ユーロ）。

IAS 1.138(c), 24.13

IAS 24.17

IAS 24.17(a)
IAS 19.151(b),
24.17(b)
IAS 24.17(c)
IAS 24.17(e)

IAS 24.18–19

IAS 24.18(a)–(b)

IAS 24.18(b), 23

IAS 24.18(c)–(d)

IAS 24.9(b)(viii) a. 報告企業は、報告企業または報告企業の親会社に経営幹部サービスを提供している企業（または企業が属する企業集団の一員）を関連当事者として開示する。

IAS 24.13 b. 当行の親会社は、一般の利用者が入手可能な連結財務諸表を作成する。当行の親会社または最終的な支配当事者のいずれも一般に利用可能な連結財務諸表を作成していない場合、当行は連結財務諸表を作成している次に有力な親会社の社名を開示する。最終的な支配当事者または中間支配当事者のいずれも一般に利用可能な連結財務諸表を作成していない場合には、その事実が開示されることとなる。

連結財務諸表注記（続き）

41.リース

会計方針については、注記46(H)をご参照ください。

A. 借手としてのリース

IFRS 16.51, 59

当行グループは、多くの支店及び事務所をリースしています。これらのリースは10年の契約であり、リース期間終了後にリースを更新するオプションが付されています。市場の賃貸料を反映してリース料が5年ごとに再交渉されるものもあります。一部のリースについては、現地の物価指数の変動に基づき追加的なリース料が求められるものもあります。

IAS 16.60

また、当行グループは、1年から3年の契約期間でIT機器をリースしています。これらのリースは、短期及び／または少額のもです。当行グループは、これらのリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しました。

IFRS 16.53–54

当行グループが借手となっているリースに関する情報は、以下に表示されています。

i. 使用権資産

IFRS 16.47(a)(ii)

有形固定資産に表示されているリースしている支店及び事務所に関連する使用権資産は、以下のとおりです（注記26をご参照ください）。

	百万ユーロ	2024年	2023年
IFRS 16.53(j)	1月1日残高	294	367
IFRS 16.53(a)	当事業年度の減価償却費	(74)	(74)
IFRS 16.53(h)	追加	5	1
IFRS 16.53(j)	12月31日残高	225	294

12月31日現在のリース負債の満期分析については注記6(B)(ii)をご参照ください。

ii. 純損益に認識された金額

	百万ユーロ	2024年	2023年
IFRS 16.53(b)	リース負債に係る利息	11	15
IFRS 16.53(c)	短期リースに関する費用	2	2
IFRS 16.53(d)	少額資産リースに関連する費用（短期の少額資産リースに関連する費用を除く）	2	2

iii. キャッシュフロー計算書に認識された金額

	百万ユーロ	2024年	2023年
IFRS 16.53(g)	リースの合計キャッシュ・アウトフロー	93	99

連結財務諸表注記（続き）

41. リース（続き）

A. 借手としてのリース（続き）

iv. 延長オプション

事務所のリースの一部には、解約不能契約期間の終了の1年前までに当行グループが行使可能な延長オプションが含まれています。実務的に可能である場合、当行グループは、運用に柔軟性を持たせるために新しいリース契約に延長オプションを含めることを検討します。保有する延長オプションは、当行グループによってのみ行使可能であり、貸手によって行使可能なオプションではありません。当行グループは、リース開始日に当該延長オプションを行使することが合理的に確実であるか否かを評価します。当行グループは、当行グループの支配の及ぶ範囲内にある重要な事象あるいは重要な状況の変化があった場合に、当該オプションを行使することが合理的に確実か否かを再評価します。

当行グループは、潜在的な将来のリース料として、当該延長オプションを行使した場合には、リース負債が100百万ユーロ増加すると見積もっています。

B. 貸手としてのリース

i. ファイナンス・リース

当行グループは、貸手として特定の有形固定資産を賃貸し、ファイナンス・リースとして処理しています。当行グループのリース債権に係る受取利息については、注記9をご参照ください。

以下の表は、リース債権の満期分析を記載しており、報告日後に受け取る割引前のリース料を示しています。

百万ユーロ	2024年	2023年
ファイナンス・リースにおける総投資額（債権）		
1年未満	251	203
1年から2年	205	189
2年から3年	200	184
3年から4年	200	184
4年から5年	200	184
5年超	104	106
	1,160	1,050
未稼得金融収益	(221)	(189)
ファイナンス・リースにおける純投資額	939	861

IFRS 16.59(b)(ii),
B50, IE10, Ex23

IFRS 16.94

IFRS 16.94

連結財務諸表注記（続き）

41. リース（続き）

B. 貸手としてのリース（続き）

ii. オペレーティング・リース

IFRS 16.92(a)

当行グループは、投資不動産を賃貸しています。当行グループは、当該資産の所有に伴うほとんどすべてのリスク及び経済価値を移転しないため、これらのリースをオペレーティング・リースとして分類しています。[注記28\(B\)](#)は、投資不動産のオペレーティング・リースについて説明しています。

IFRS 16.90(b)

2024年12月31日に終了した事業年度において、当行グループが認識した賃貸料収益は、4百万ユーロ（2023年：4百万ユーロ）でした。

IFRS 16.97

以下の表は、リース料の満期分析を記載しており、報告日後に受け取る割引前のリース料を示しています。

百万ユーロ	2024年	2023年
1年未満	3	4
1年から2年	3	4
2年から3年	3	4
3年から4年	3	4
4年から5年	2	3
5年超	1	2
合計	15	21

連結財務諸表注記（続き）

42. 後発事象

ABC銀行の買収

2025年2月22日、当行グループは、ABC銀行のすべての株式を50億ユーロで取得する申入れを行いました。この取引は、当行グループの株主及び規制当局の承認を受けなければなりません。承認は、2025年後半には得られると予想しています。なお、取引の初期段階にあるため、この買収事案の財務的影響の見積りを信頼性をもって行うことはできません。

IAS 10.21–22(a)

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

43. 金融リスク管理

A. 序文及び概要

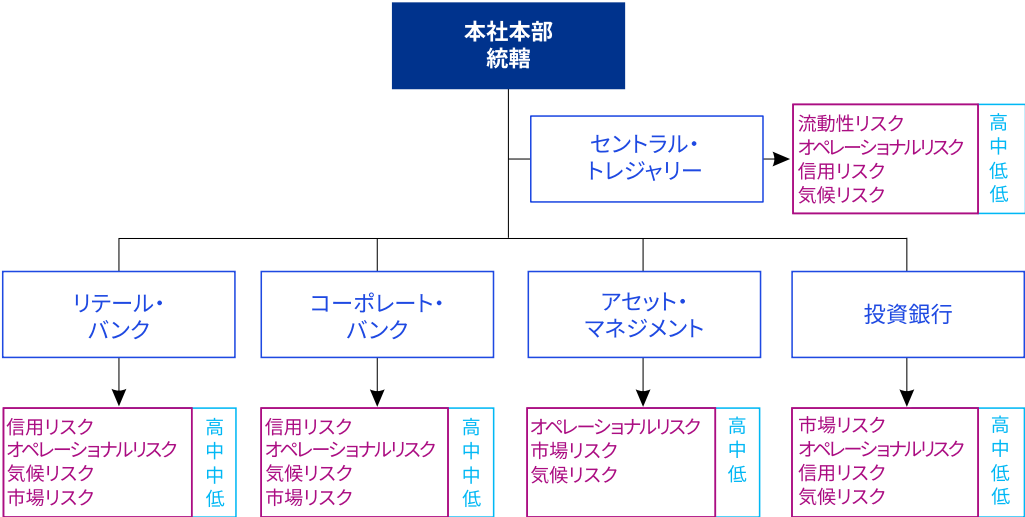
IFRS 7.31–32

当行グループは、金融商品から生じる以下のリスクにさらされています。

- 信用リスク
- 流動性リスク
- 市場リスク
- オペレーショナル・リスク

また、当行グループは、金融商品から生じる新たなリスクとして気候関連リスクを識別しています。このリスクは、当行グループの活動に影響を及ぼしつつあります^a。

以下の図は当行グループのビジネス・ユニットと、ビジネス・ユニットがさらされている主要なリスクとの関係を示したものです。リスクの重要度は、当行グループ全体で評価されており、当行グループ内の規制資本の配分に基づいて測定されています^b。



IFRS 7.33

この注記は、リスク測定及び管理に関する当行グループの目的、方針及び手続についての情報を示しています。

a. ESMAは、気候関連の開示を2023年の財務諸表のレビューにおける重点項目の1つとして挙げている。2024年の声明において、ESMAは財務諸表とサステナビリティ・ステートメントのつながりを一般的な検討と注意喚起の1つとして含めた。

b. EDTF報告書は、銀行の事業モデル及び活動から生じる主なリスク、事業モデルにおける銀行のリスク選好、及び銀行がどのようにそれらのリスクを管理しているかを記載することを提案している。これにより、事業活動が銀行のリスク計測にどのように反映されているか、また、リスク計測と貸借対照表及び損益計算書の勘定科目がどのように関係しているのかについて利用者が理解できるようになる。また、一貫した表形式の表示は、開示情報をよりよく理解し、銀行間の比較を容易にするために特に重要である、と投資家が提案したことも報告書において記載されている。当行グループは、当行グループのビジネス・ユニットと当行グループがさらされている主要なリスクとの関係を示した図を含めることにより、利用者が他のリスク開示を容易に理解することができると結論付けている。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

43. 金融リスク管理（続き）

A. 序文及び概要（続き）

i. リスク管理フレームワーク

当行グループの取締役会は、当行グループのリスク管理フレームワークの設定及び監督について全責任を負っています。取締役会は、当行グループのリスク管理方針を承認しモニターする責任を負う、ALCOを設置しています。

当行グループのリスク管理方針は、当行グループが直面しているリスクを識別・分析し、適切なリスクの上限及びコントロールを決定し、またリスクとその上限の遵守をモニターするように策定されています。当行グループは、市場の状況及び当行グループの活動の変化を反映するため、リスク管理方針及びシステムを定期的に見直しています。当行グループは、研修、管理基準及びその手続きを通じて、すべての従業員が個々の役割と義務を理解するよう、規律ある建設的な統制環境を構築することを目標としています。

当行グループの監査委員会は、当行グループのリスク管理方針及び手続きの遵守状況を経営陣がどのようにモニターしているかを監視し、当行グループの直面しているリスクに関連するリスク管理フレームワークの妥当性をレビューしています。当行グループの監査委員会は、監督を遂行するにあたって内部監査部署からの支援を受けています。内部監査部署は、リスク管理コントロール及び手続きの定期的及び臨時的なレビューを行い、その結果を当行グループの監査委員会に報告しています。

IFRS 7.33

B. 信用リスク

信用リスクとは、顧客または金融商品の取引相手が契約上の義務を履行することができなくなった場合に当行グループが財務的損失を被るリスクであり、主に当行グループの顧客及びその他の銀行に対する貸付金や、負債性証券から生じます。リスク管理報告において、当行グループは、信用リスクに対するエクスポージャー（例：個々の債務者の債務不履行リスク、カントリー・リスク及び業種リスク）のすべての要素を検討し、統合しています。

トレーディング資産に含まれる負債性証券及びデリバティブに適用される市場のクレジット・スプレッドの変動から生じるトレーディング資産の価値の変動に関連する市場リスクは、市場リスクの構成要素として管理されています。詳細は以下の(D)をご参照ください。

i. 決済リスク

取引の決済の時点において、当行グループの活動によりリスクが生じる可能性があります。決済リスクとは、契約上合意したとおりに企業が現金、有価証券またはその他の資産を引き渡す義務を履行できないことにより損失が生じるリスクのことです。

特定の種類の取引については、当行グループは、両当事者が契約上の決済義務を履行する場合にのみ取引が決済されるように決済／清算機関を通じて決済を行うことにより、このリスクを軽減しています。決済限度額は、前述した与信承認／限度額のモニタリング・プロセスの一部です。決済／清算機関を通さない取引（free-settlement trade）の決済リスクの引受には、取引ごとまたは取引相手ごとに当行グループのリスク部門からの承認が必要となります。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.35B(a)

43. 金融リスク管理（続き）

B. 信用リスク（続き）

ii. 信用リスク管理

取締役会は、信用リスクを監督するために当行グループの与信委員会を創設しました。独立したグループ与信部門が当行グループの信用リスク管理の責任を負っており、グループ与信委員会に報告しています。グループ与信部門は以下の事項を行っています。

- 与信方針の策定。ビジネス・ユニットと協議の上、担保要件、信用評価、リスク格付及び報告、文書化及び法的手続、並びに規制及び法定要件の遵守をカバーする方針を決定します。
- 与信枠の承認及び更新の承認権限構造の構築。ビジネス・ユニットの与信担当者に承認限度額が割り当てられています。大口の与信は、金額に応じて、グループ与信部門、グループ与信部門長、グループ与信委員会または取締役会の承認が必要となります。
- 信用リスクのレビュー及び評価。グループ与信部門は関連するビジネス・ユニットが顧客に対して与信枠を設定する前に、所定の限度額を超過するすべての信用エクスポージャーを評価しています。与信枠の更新及び見直しには、同じレビュー・プロセスが必要となります。
- エクスポージャーの集中の制限。貸付金、金融保証及び類似のエクスポージャーについては、取引相手先、地域及び業種別で、また、投資有価証券については発行体、信用格付、市場の流動性及び国別で制限を設けています。
- 当行グループのリスク格付の設定及び維持。債務不履行のリスクの程度によりエクスポージャーを分類するために格付を設定、維持します。現在のリスク格付フレームワークは、債務不履行のリスクの程度を反映した12の格付区分からなります（注記6(A)(ii)及び(iii)をご参照ください）。リスク格付の設定の責任は、最終承認役員または委員会のいずれかが適切な方が負います。リスク格付は、グループリスク部門が定期的に見直しを行っています。
- 当行グループの予想信用損失の測定に関するプロセスの設定及び維持。これには、以下の事項に関するプロセスが含まれます。
 - 使用するモデルの当初の承認、定期的な検証及びバック・テスト
 - 信用リスクの著しい増大の判断及びモニタリング
 - 将来情報の織込み
- 所定のエクスポージャー（特定の業種、カントリー・リスク及び商品の種類のエクスポージャーを含む）の限度額に関するビジネス・ユニットの遵守状況のレビュー。現地のポートフォリオの信用の質に関する定期的な報告がグループ与信部門に提供され、これにより、適切な是正措置を取ることができます。これらの報告には、予想信用損失引当金の見積りに関する報告も含まれています。
- ビジネス・ユニットへの助言、指針及び専門的能力の提供。信用リスク管理において、当行グループ内のベスト・プラクティスを推進することが目的です。

各ビジネス・ユニットは当行グループの与信方針及び手続きを実施することを求められており、与信承認権限が当行グループの与信委員会から委譲されています。各ビジネス・ユニットには最高信用リスク責任者があり、すべての与信に関連する事項を現地の経営陣及び当行グループの与信委員会に報告しています。各ビジネス・ユニットは、保有する貸付金ポートフォリオの質及び業績に対する責任、及び本部の承認が必要なものを含む、ポートフォリオ内のすべての信用リスクをモニターしコントロールする責任を負っています。

内部監査部署によりビジネス・ユニット及びグループ与信部門のプロセスの定期監査が行われています。

連結財務諸表注記（続き）

43. 金融リスク管理（続き）

C. 流動性リスク

流動性リスクとは、当行グループが現金またはその他の金融資産の引渡しにより決済する金融負債に関連する義務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。流動性リスクは、当行グループの事業及び投資に内在しているキャッシュフローの時期と金額のミスマッチによって生じます。

流動性リスク管理

当行グループの取締役会は、流動性リスクの管理に関する当行グループの戦略を策定しており、当該戦略の実行についての監視は、ALCOによって行われています。ALCOは、ファイナンシャル・リスク・グループが策定した当行グループの流動性方針及び手続きを承認しています。セントラル・トレジャリーは、当行グループの流動性ポジションを日次で管理し、当行グループ並びに子会社及び海外支店の流動性ポジションを記載した日次報告をレビューしています。要約報告書（例外事項及び是正措置を含みます）は、月次で、または予め設定した閾値を下回った場合には臨時でALCOに提出されています。

当行グループは、流動性の管理に関して、許容できない損失を発生させたり、当行グループの評判に損害を与えたりするような危険を冒すことなく、通常時においてもストレス下においても、満期時に債務を履行するために、常時十分な流動性があることを可能な限り確実にするようなアプローチを採用しています。当行グループの流動性戦略の主要な要素は以下のとおりです。

- 顧客からの預金（個人及び法人）及びホールセール市場の預金からなる多様な資金調達源の維持及び流動性ファシリティーの維持
- 様々な通貨及び満期の、流動性の高い資産のポートフォリオの保有
- 満期の不一致、当行グループの金融資産及び金融負債に関する行動特性、制限が付されているために資金調達を行うための潜在的な担保として利用できない当行グループの資産の範囲のモニタリング
- 様々なエクスポージャー及びグローバルな、各国特有及び当行グループ特有の事象に対する、当行グループの流動性ポジションのストレス・テストの実施

セントラル・トレジャリーは、他のビジネス・ユニットから金融資産及び金融負債の流動性プロファイル、並びに将来の事業予測から生じるその他の予測キャッシュフローの詳細に関する情報を入手しています。セントラル・トレジャリーは、当行グループ全体として十分な流動性を確保できるように、主に短期の流動性のある投資有価証券、銀行に対する貸付金及びその他の銀行間与信枠からなる短期流動資産のポートフォリオを維持しています。ビジネス・ユニット及び子会社の流動性要件は、短期変動をカバーするためのセントラル・トレジャリーからのローン、及び構造的流動性要件に対応するための長期の資金調達により充足されています。

子会社または支店が現地の規制当局により流動性限度額を課されている場合、その子会社または支店はセントラル・トレジャリーと調整の上、総合的な流動性を規制上の限度額内で管理する責任を有しています。セントラル・トレジャリーは、すべての子会社及び海外支店の現地の規制上の限度額の遵守状況を日次でモニターしています。

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.39(c)

IFRS 7.39(b)

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.39(c)

43. 金融リスク管理（続き）

C. 流動性リスク（続き）

流動性リスク管理（続き）

通常及び、より厳しい市況の両方を含む様々なシナリオで、流動性に関するストレス・テストが定期的実施されています。シナリオは、当行グループ固有の事象（例：格下げ）及び市場関連の事象（例：長期にわたる市場の流動性の低下、通貨の代替性の低下、自然災害またはその他の災害）を考慮して策定されています。

IFRS 7.33

D. 市場リスク

市場リスクとは、例えば金利、株価、外国為替レート及びクレジット・スプレッド（債務者／発行体の信用状態の変化とは関連がない）の市場価格の変動に関するリスクであり、当行グループが保有する金融商品の収益または価値に影響を及ぼすものです。当行グループの市場リスク管理の目的は、リスクに対するリターンを最大限にすると同時に、当行グループの支払能力を確保するために市場リスク・エクスポージャーを許容できるパラメータの範囲内で管理し、コントロールすることです。

i. 市場リスク管理

当行グループは、市場リスクに対するエクスポージャーを、トレーディング及び非トレーディング・ポートフォリオに分けています。主に投資銀行部門が保有しているトレーディング・ポートフォリオは、マーケット・メイキング及び自己勘定取引から生じるポジション並びに公正価値で管理されている金融資産及び金融負債が含まれています。

当行グループの在外営業活動体に対する純投資から生じる換算リスクを除き、当行グループ内のすべての為替ポジションはセントラル・トレジャリーから投資銀行部門に振り替えられています。したがって、為替ポジションは当行グループのリスク管理目的で保有するトレーディング・ポートフォリオの一部として扱われます。

市場リスクの全体的な権限はALCOにあります。ALCOは、各種のリスクに対して総額及びポートフォリオごとに限度額を設定しており、トレーディング・ポートフォリオの限度額を決定する際には市場の流動性が主要な要因となっています。当行グループの市場リスク委員会は、詳細なリスク管理方針（ALCOによるレビュー及び承認が必要となる）の策定及び実行状況の日次のレビューを行う責任を負っています。

当行グループは、市場リスクに対するエクスポージャーをモニターし、コントロールするために様々なツールを使用しています。これらは、トレーディング・ポートフォリオと非トレーディング・ポートフォリオとで以下に別々に記載されています。

ii. 市場リスクに対するエクスポージャー—トレーディング・ポートフォリオ

当行グループのトレーディング・ポートフォリオ内の市場リスク・エクスポージャーを測定しコントロールするために使用される主なツールは、バリュー・アット・リスク（VaR）です。トレーディング・ポートフォリオのVaRは、特定の対象期間（保有期間）にわたり、一定の確率（信頼水準）で市場の不利な変動から発生する見積最大損失額です。当行グループが使用するVaRモデルは99%の信頼水準に基づき保有期間10日間と仮定しています。使用するVaRモデルは主にヒストリカル・シミュレーションに基づいています。過去2年間の市場データ並びに様々な市場及び価格の観察された相関関係を考慮に入れ、モデルは、市場価格の変動に関する幅広い信憑性のある複数の将来のシナリオを導き出しています。

IFRS 7.41(a)

連結財務諸表注記（続き）

43. 金融リスク管理（続き）

D. 市場リスク（続き）

ii. 市場リスクに対するエクスポージャー・トレーディング・ポートフォリオ（続き）

VaRは、市場リスクを測定する場合の重要なツールですが、モデルが基礎としている仮定には以下を含む限界があります。

- 保有期間10日間は、この期間内にポジションをヘッジする、または処分することが可能であると仮定しています。流動性の低い資産または市場の流動性に困難が生じている状況は含まれません。
- 99%の信頼水準には、この水準を超えて発生する可能性のある損失は反映されていません。使用するモデル内であっても、10日間の保有期間に損失がVaRを超過する可能性は1%あります。
- VaRは、取引終了時ベースで算定されており、日中のポジションに生じる可能性のあるエクスポージャーを反映していません。
- 将来に起こりうる結果の範囲を決定するための基礎としてヒストリカル・データを使用するため、特に極端な性質をもつシナリオなど、すべての可能性のあるシナリオは含まれていません。
- VaR測定は、当行グループのポジション及び市場価格のボラティリティに依拠しています。変動のないポジションのVaRは、市場価格のボラティリティが減少した場合に減少し、市場価格のボラティリティが増加した場合は増加します。

当行グループは市場リスク総額並びに個々の外国為替、金利、クレジット・スプレッド及びその他の価格リスク（例：株式）に対してVaRの限度額を使用しています。ALCOはVaRの限度額の全体的な構造をレビュー及び承認しています。VaRの限度額はトレーディング・ポートフォリオに配分されています。VaRは少なくとも1日1回測定され、より活発に取引されるポートフォリオではより定期的に測定されます。VaRの限度額の利用に関する日次報告書は当行グループの市場リスク部門に提出され、月次で、または定義された閾値を下回った場合には臨時で、その要約がALCOに提出されます。

VaR手法の限界は認識されており、各トレーディング・ポートフォリオ内における潜在的な集中リスクに対応するための上限值を含む、他のポジション及び感応度の上限を設けてVaRの限界を補完しています。また、当行グループは、個々のトレーディング・ポートフォリオ及び当行グループ全体のポジションに対する様々な例外的な市場シナリオの財務的影響をモデル化するために、幅広いストレス・テストを実施しています。当行グループは、以下のとおり、シナリオを決定しています。

- 感応度シナリオは、VaRモデルで捕捉される可能性が低い、単一または複数のリスク要因の影響を考慮しています。
- テクニカル・シナリオは、各リスク要因における最大変動を考慮し、基礎となる市場の相関関係は考慮していません。
- 仮想シナリオは、潜在的なマクロ経済的事象（例：長期にわたる市場の流動性の低下、通貨の代替性の低下、自然災害またはその他の災害、パンデミック等）を考慮しています。

シナリオ及びストレス・テストの分析は、ALCOがレビューを行っています。

当行グループのVaRモデルは、予定通りに実行され、モデル構築に用いられる仮定が適切であることを確保するために、当行グループの市場リスク部門による定期的な検証が行われています。検証プロセスの一環として、モデルの潜在的な欠陥は、バック・テストなどの統計的手法を用いて分析されています。

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.41(b)

IFRS 7.41(b)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

連結財務諸表注記（続き）

43. 金融リスク管理（続き）

D. 市場リスク（続き）

iii. 市場リスクに対するエクスポージャー—非トレーディング・ポートフォリオ

金利リスク

非トレーディング・ポートフォリオがさらされている主なリスクは、市場金利の変動による将来キャッシュフローまたは金融商品の公正価値の変動から生じる損失のリスクです。金利リスクは主に、金利ギャップをモニタリングすること、及び金利更改幅について事前承認された限度を設定することによって管理しています。ALCOは、これらの限度が遵守されていることをモニタリングする機関であり、日次のモニタリング活動において、セントラル・トレジャリーがその支援を行っています。これらの日次の活動では、当行グループの金利エクスポージャー（当行グループの未決済または予測債務を含む）の変動についてもモニタリングしています。ALCOは、当行グループの全体的なヘッジ戦略の策定に責任を負います。セントラル・トレジャリーは、個々のヘッジ契約の締結を通じて、その戦略を実施することに責任を負います。それらのヘッジ契約の多くは、会計処理の目的上、ヘッジ関係にあるものと指定されています（注記22をご参照ください）。

為替リスク

非構造的ポジション

当行グループのリスク管理方針では、重要な外貨ポジションをトレーディング勘定以外で保有することを認めていません。ALCOは、この方針が遵守されていることをモニタリングする機関であり、日次のモニタリング活動において、セントラル・トレジャリーがその支援を行っています。

構造的ポジション

当行グループの構造的為替エクスポージャーは、ユーロ以外の機能通貨を有する子会社及び支店への外貨建持分投資の純資産価値から構成されています。このようなエクスポージャーのヘッジに関する当行グループの方針は、注記22(C)で説明しています。

株価リスク

株価リスクは当行グループの市場リスク部門が定期的にモニタリングしていますが、現状当行グループ全体の財政状態及び損益に対する重要性はありません。

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31

43. 金融リスク管理（続き）

E. オペレーショナル・リスク^a

オペレーショナル・リスクとは、当行グループのプロセス、人員、システム、インフラに関連した様々な要因や、法規制や一般に妥当と認められる企業行動規範から生じるようなもので、信用リスク、市場リスク及び流動性リスク以外の外的要因から生じる直接的または間接的な損失発生リスクをいいます。オペレーショナル・リスクは、当行グループの事業のすべてから発生します。

当行グループのオペレーショナル・リスク管理の目的は、財務上の損失及び当行グループの評判へのダメージの回避と、全体としての費用対効果及び新たな取組みとの間のバランスを図ることです。すべての場合において、当行グループの方針は適用される法規制の遵守を義務付けています。

取締役会は、当行グループのオペレーショナル・リスク委員会を創設しており、委員会はオペレーショナル・リスクに対応するためのコントロールの構築及び実施に対する責任を負っています。この責任は、以下の領域のオペレーショナル・リスク管理のための当行グループ全体の基準を策定することによりサポートされています。

- 独立した取引承認を含む、適切な職務権限分掌に関する規定
- 取引の内容突合及びモニタリングに関する規定
- 当局からの規制及び他の法的規制への遵守
- コントロール及び手続きの文書化
- 直面しているオペレーショナル・リスクの評価、並びに識別したリスクに対処するためのコントロール及び手続きの妥当性についての定期的なレビューに関する規定
- オペレーショナル損失及びその是正案の報告に関する規定
- 危機管理計画の作成
- 研修及び専門的能力の開発
- 倫理及び業務規定
- IT及びサイバー・リスク
- リスク軽減（実効性のある場合は保険を含む）

当行グループの基準への遵守は、内部監査部署による定期的なレビュー・プログラムによりサポートされています。内部監査レビューの結果は、当行グループのオペレーショナル・リスク委員会での討議を経て、当行グループの監査委員会及び上級経営陣に要約報告書として提出されています。

a. オペレーショナル・リスクは金融リスクではなく、IFRS第7号ではその開示が明確に義務付けられていない。ただし、金融機関においてオペレーショナル・リスクは、金融リスクと同様の正式なフレームワーク内で通常管理され内部的に報告されており、資本配分及び規制の要因となる場合がある。

IFRS 7.31

連結財務諸表注記（続き）

43. 金融リスク管理（続き）

F. 気候関連リスク

「気候関連リスク」とは、気候変動が当行グループに及ぼす潜在的に不利な影響のことです。気候関連リスクは、上記の主要なリスク・カテゴリー（すなわち、信用リスク、流動性リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスク）に影響を及ぼしているものの、その広範な性質により、当行グループは気候関連リスクを一体として識別し管理しています。

当行グループは、物理的リスクと移行リスクを区別しています。物理的リスクは、ハリケーン、洪水、山火事などの深刻な気象現象と、より高い気温の持続、熱波、干ばつ、海面上昇などの気候関連パターンの長期的な変化の結果として生じます。移行リスクは、気候変動の影響を緩和し、低炭素経済に移行するために講じられる措置（例：法令及び規制の改正、緩和または適応の失敗による訴訟、消費者の行動及び投資家の需要の変化による特定のコモディティ、商品及びサービスの需給の変化）の結果として生じます。

当行グループは、主要なリスク・カテゴリーの管理に気候関連リスクを組み込むためのグループ全体の方針、プロセス及び統制の策定を担当する「気候リスク委員会」を設置しました。

当行グループは、以下のための気候関連リスク・フレームワークを策定しました。

- リスク要因の識別及び当行グループの財務諸表に対する潜在的な影響の評価
- 識別した各リスク要因を管理するための責任の割当て

また、当行グループは、ストレス・テストのシナリオに気候関連リスクをどのように組み込むかについても、原則を定めました。

連結財務諸表注記（続き）

43. 金融リスク管理（続き）

F. 気候関連リスク（続き）

当行グループは、当行グループの金融商品に影響を及ぼす気候関連リスク要因を以下の通り識別し、主要なリスク管理プロセスに組み込みました。

- **移行リスクの増大にさらされている業種**：当行グループは、気候関連の規制により事業モデルに不利な影響が及ぶリスクの増大にさらされている業種を識別しました。当行グループの与信委員会は、このような業種に対する全体的な融資限度額を設定しました。
- **不動産の物理的リスク**：当行グループは、自らが事業を営む地域のうち、ハリケーンや洪水などの物理的リスクの増大にさらされている地域を識別しました。物理的リスクの増大は、不動産、工場、棚卸資産などの担保を評価する際に考慮されます。

また、当行グループは、借手の業績が気候変動とどのように関連しているかを評価するためのモデルの開発を進めています。当行グループは、このようなモデルを利用して信用リスクのプライシングやECLの算出を行う予定です。

IFRS 7.31

連結財務諸表注記（続き）

44. 当事業年度における財務活動により生じた負債の変動の分析

A. 財務活動により生じたキャッシュフローに係る負債の変動の調整表^a

IAS 7.44A–44E

IAS 7.44B(a)

IAS 7.44B(c)

IAS 7.44B(d)

IAS 7.44B(e)

百万ユーロ	注記	負債	
		負債証券	劣後債務
2024年1月1日現在残高		10,248	4,985
財務活動によるキャッシュフローからの変動			
負債証券の発行による収入		1,018	-
負債証券の償還による支出		(96)	-
劣後債務の発行による収入	35	-	667
リース負債の返済による支出		-	-
ストック・オプションの行使による収入	35	-	-
資本性金融商品に係る配当金及びクーポンの支払額	35	-	-
財務活動によるキャッシュフローからの変動額合計		922	667
為替レートの変動による影響		-	49
公正価値の変動		27	-
その他の変動		-	-
負債関連			
利息費用	9	343	410
支払利息		(313)	(469)
負債関連のその他の変動額合計		30	(59)
資本関連のその他の変動額合計		-	-
2024年12月31日現在残高		11,227	5,642

負債		資本					合計
リース負債	普通株式	資本剰余金	その他の資本 性金融商品	利益剰余金	準備金	非支配持分	
441	1,756	439	500	3,135	199	117	21,820
-	-	-	-	-	-	-	1,018
-	-	-	-	-	-	-	(96)
-	-	-	-	-	-	-	667
(78)	-	-	-	-	-	-	(78)
-	3	29	-	-	-	-	32
-	-	-	(20)	(263)	-	-	(283)
(78)	3	29	(20)	(263)	-	-	1,260
-	-	-	-	-	(52)	-	(3)
-	-	-	-	-	(35)	-	(8)
4	-	-	-	-	25	20	49
11	-	-	-	-	-	-	764
(11)	-	-	-	-	-	-	(793)
-	-	-	-	-	-	-	(29)
-	-	-	20	463	-	-	483
367	1,759	468	500	3,335	137	137	23,572

IAS 7.44D-44E, 60 a. この例示は、IAS第7号第44号A項から第44号E項の開示規定を満たす、財務活動により生じる負債の期首残高と期末残高の調整表の様式の1つである。その他の様式による表示も可能である。IAS第7号の修正は財務活動により生じる負債の変動の調整のみを開示することを要求しているが、当行グループは、開示の範囲を拡大することを選択し財務活動によって生じた資本残高の変動についても開示している。企業が他の資産及び負債の開示と併せてIAS第7号第44A項で要求されている開示を提供する場合、そのような他の資産または負債の変動とは別に、財務活動から生じる負債の変動を開示する。

連結財務諸表注記（続き）

44. 当事業年度における財務活動により生じた負債の変動の分析（続き）

A. 財務活動により生じたキャッシュフローに係る負債の変動の調整表（続き）

IAS 7.44A–44E

IAS 7.44B(a)

IAS 7.44B(c)

IAS 7.44B(d)

IAS 7.44B(e)

百万ユーロ	注記
2023年1月1日現在残高	
財務活動によるキャッシュフローからの変動	
負債証券の発行による収入	
負債証券の償還による支出	
劣後債務の発行による収入	35
リース負債の支払額	
ストック・オプションの行使による収入	35
資本性金融商品に係る配当金及びクーポンの支払額	35
財務活動によるキャッシュフローからの変動額合計	
為替レートの変動による影響	
公正価値の変動	
その他の変動	
負債関連	
利息費用	9
支払利息	
負債関連のその他の変動額合計	
資本関連のその他の変動額合計	
2023年12月31日現在残高	

負債			資本						合計
負債証券	劣後債務	リース負債	普通株式	資本剰余金	その他の資本 性金融商品	利益剰余金	準備金	非支配持分	
9,387	4,391	517	1,756	439	500	3,027	231	99	20,347
762	-	-	-	-	-	-	-	-	762
(99)	-	-	-	-	-	-	-	-	(99)
-	651	-	-	-	-	-	-	-	651
-	-	(80)	-	-	-	-	-	-	(80)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	(20)	(263)	-	-	(283)
663	651	(80)	-	-	(20)	(263)	-	-	951
-	(70)	-	-	-	-	-	(14)	-	(84)
184	-	-	-	-	-	-	(34)	-	150
-	-	4	-	-	-	-	16	18	38
316	353	15	-	-	-	-	-	-	684
(302)	(340)	(15)	-	-	-	-	-	-	(657)
14	13	-	-	-	-	-	-	-	27
-	-	-	-	-	20	371	-	-	391
10,248	4,985	441	1,756	439	500	3,135	199	117	21,820

連結財務諸表注記（続き）

IAS 1.112(a), 117(a)

45. 測定的基础

連結財務諸表は、取得原価を基礎として作成されていますが、以下の重要な項目については、各報告日において以下の代替的な基礎に基づき測定されています。

項目	測定的基础
FVTPLで測定する非デリバティブ金融商品	公正価値
デリバティブ金融商品	公正価値
FVOCIで測定する負債性証券及び持分証券	公正価値
投資不動産	公正価値
現金決済型の株式報酬契約に係る負債	公正価値
適格な公正価値ヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定された（このような指定をしなければ償却原価で測定していたはずの）認識済みの金融資産及び金融負債	ヘッジ損益調整後の償却原価
確定給付（資産）負債の純額	制度資産の公正価値から確定給付債務の現在価値を差し引いたもの（注記46(W)(iv)で説明しているものに限定）

IAS 1.112(a), 116, 117(b), 119–121

46. 重要性がある会計方針^a

当行グループは、別途説明されている場合を除き、以下の会計方針を連結財務諸表に表示されているすべての期間について継続的に適用しています^b。

- ^a. 例示されている会計方針は、当行グループの財務諸表の理解に関連する特定の会計方針のみを記載することにより、財務諸表の基礎となる当行グループの状況を反映している。例えば、引当金の会計方針は、一般的に適用されるすべての種類の引当金について網羅的に説明することを意図したものではなく、当行グループに関連するもののみを説明している。これらの会計方針の例示はIFRS会計基準の規定を網羅的に理解するためのものではなく、会計基準及び解釈指針そのものへの参照の代用として使用するべきではない。会計方針の基礎となるIFRS会計基準の規定を特定するのに役立つように、特定の会計方針に関連するIFRS会計基準の認識及び測定規定の参照番号を角括弧で示している（例： [/IFRS 3.19/](#)）。
- ^b. 重要性がある会計方針に関する詳細については、KPMGの[article](#)及び[talkbook](#)を参照。

IAS 1.112(a), 116,
117(b), 119–121

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

以下は重要性がある会計方針の索引です。詳細についてはそれぞれ以下のページをご参照ください。

	頁
A. 連結の基礎	194
B. 外貨	195
C. 利息	196
D. 手数料	198
E. トレーディング純収益	198
F. FVTPLで測定するその他の金融商品からの純収益	198
G. 受取配当金	198
H. リース	198
I. 法人所得税	200
J. 金融資産及び金融負債	202
i. 認識及び当初測定	202
ii. 分類	202
iii. 認識の中止	206
iv. 金融資産及び金融負債の条件変更	207
v. 相殺	208
vi. 公正価値測定	209
vii. 減損	209
viii. FVTPLで測定する分類への指定	213
K. 現金及び現金同等物	214
L. トレーディング資産及び負債	214
M. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計	214
N. 貸付金	217
O. 投資有価証券	217
P. 有形固定資産	218
Q. 投資不動産	219
R. 無形資産及びのれん	219
S. 非金融資産の減損	219
T. 預金、発行済負債証券及び劣後債務	220
U. 金融保証及びローン・コミットメント	221
V. その他の引当金	221
W. 従業員給付	221
X. 払込資本、その他の資本及び準備金	222
Y. 1株当たり利益	223
Z. セグメント報告	223

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

A. 連結の基礎

i. 企業結合

[IFRS 3.3-4, 32, 34, 53, B5-B12]

当行グループは、取得した活動及び資産の組合せが事業の定義を満たし、支配が当行グループに移転した場合に、取得法により企業結合を会計処理しています（(A)(ii)をご参照ください）。

当行グループは、特定の活動及び資産の組合せが事業であるか否かを判定する際に、取得した活動及び資産の組合せに少なくともインプット及び実質的なプロセスが含まれているか否か、及び取得した組合せにアウトプットを創出する能力があるか否かを評価しています。当行グループは、取得した活動及び資産の組合せが事業でないかどうかの単純化した評価を認めるための「集中度テスト」の適用を選択しています。取得した総資産の公正価値のほとんどすべてが単一の識別可能な資産または類似した識別可能な資産のグループに集中している場合に、選択した集中度テストが満たされます。

取得における譲渡対価は、通常、取得された識別可能純資産と同様に、公正価値で測定されます。それにより生じるのれんは、年次で減損テストが行われます（(S)をご参照ください）。割安購入による利得はただちに純損益に認識しています。負債証券または持分証券の発行に関連するものを除いて、取引コストは、発生時に費用処理しています（(J)(i)及び(X)(ii)をご参照ください）。

[IFRS 3.B52]

譲渡対価には、従前から存在している関係の清算に関連する金額は含まれません。そのような金額は、通常、純損益に認識しています。

[IFRS 3.40, 58]

条件付対価は、取得日に公正価値で測定されます。金融商品の定義を満たす条件付対価の支払債務が資本に区分された場合には、条件付対価は再測定せず、決済は資本の中で会計処理しています。それ以外の場合、その他の条件付対価は各報告日に公正価値で再測定し、当初認識後の公正価値の変動は、純損益で認識しています。

[IFRS 3.30, B57-B61]

被取得企業の従業員が保有する株式に基づく報酬（被取得企業の株式に基づく報酬）を、取得企業の株式に基づく報酬（代替報酬）に交換することが求められる場合は、代替報酬のすべてまたは一部を企業結合における譲渡対価の測定に含めています。譲渡対価の測定に含める額は、代替報酬の市場ベースの測定値と被取得企業の報酬の市場ベースの測定値とを比較し、代替報酬が企業結合前の役務提供に関連する程度に基づいて決定されます。

ii. 子会社

[IFRS 10.6, 8, 20, B80]

子会社とは、当行グループにより支配されている企業をいいます。当行グループがその企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、その企業に対するパワーを通じてそれらのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、当行グループはその企業を支配しています。当行グループは、支配に関する1つまたは複数の要素の変更が生じた場合に支配しているか否かについて再評価しています。これには、保有する防御権（例：貸付関係から生じるもの）が実質的なものとなり、当行グループが投資先に対するパワーを有することになる状況を含みます。

子会社の財務諸表は、支配開始日から支配終了日までの間、連結財務諸表に含まれます。

証券化ビークル

[IFRS 12.7(a), 9(b)]

証券化プログラムに基づき当行グループがスポンサーとなっている特定の証券化ビークルは、ビークルの当初のデザインの一部分である事前に決定された基準に従い運営されています。また、当行グループは、ビークルの負債性証券の保有を通じて、金融保証の提供により、ビークルからのリターンの変動性にさらされています。日次の債権のサービシング（当行グループがサービシング契約に基づき実行するもの）の他に、ビークルの債権が債務不履行となった場合にのみ、重要な意思決定が必要となります。したがって、当行グループが支配を有しているかについて検討するうえで、当行グループがビークルからのリターンに最も重要な影響を与える重要な意思決定を管理しているか否かを検討します。その結果、当行グループは、これらのビークルの一部を支配していると結論付けています（連結ビークルの情報については注記36をご参照ください）。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

A. 連結の基礎（続き）

ii. 子会社（続き）

投資ファンド

[IFRS 12.7(a), 9(c)]

当行グループは、多くの投資ファンドのファンド・マネージャーとして行動しています。当行グループが投資ファンドを支配しているか否かについては通常、ファンドに対する当行グループの経済的な関与の合計（保有持分と予想されるマネジメント・フィーで構成されるもの）及び投資家がファンド・マネージャーを排除する権利を評価することに焦点を当てて判断しています。当行グループが管理するすべてのファンドでは、投資家（レンジは300から1,000人超）は特段の理由なしにファンド・マネージャーである当行グループを単純過半数で解任することができ、また当行グループの経済的な関与の合計は各ケース15%未満となっています。その結果、当行グループはすべてのケースにおいて、投資家の代理人として行動していると結論付け、したがって、これらのファンドを連結していません。

当行グループが関与している、またはスポンサーとなっている非連結の証券化ビークル及び投資ファンドに関する追加的な開示は、[注記37](#)をご参照ください。

iii. 非支配持分

[IFRS 3.19]

非支配持分は、取得日現在の被取得企業の識別可能純資産に対する比例持分で当初測定されます^a。

[IFRS 10.23, B96]

支配の喪失を伴わない子会社に対する当行グループの持分の変動は、資本取引として会計処理しています。

iv. 支配の喪失

[IFRS 10.25, B98–B99]

子会社の支配を喪失した場合には、当行グループは、子会社の資産及び負債、関連する非支配持分及び資本のその他の構成要素の認識を中止します。支配の喪失から生じた利得または損失は、純損益で認識します。以前の子会社に対する留保持分は支配喪失日の公正価値で測定します。

v. 連結上消去される取引

[IFRS 10.B86(c)]

グループ内の債権債務残高及び取引、並びにグループ内取引によって発生した未実現収益及び費用（外貨建取引に係る利得または損失を除く）は、消去しています。未実現損失は、減損が生じている証拠がない場合に限り、未実現利益と同様の方法で消去しています。

B. 外貨

i. 外貨建取引

[IAS 21.21]

外貨建取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しています。

[IAS 21.23(a)]

外貨建貨幣性資産及び負債は、報告日の為替レートで機能通貨に換算しています。貨幣性項目に係る為替差損益は、当事業年度の期首における機能通貨建の償却原価に当事業年度中の実効金利、減損及び支払いを調整した金額と、外貨建の償却原価を当事業年度の末日の直物為替レートで換算した金額との差額です。

[IAS 21.23(b)–(c)]

公正価値で測定される外貨建の非貨幣性資産及び負債は、その公正価値が決定される際のもので為替レートで機能通貨に換算しています。取得原価に基づいて測定されている外貨建の非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算しています。

[IFRS 3.19]

- a. 企業は被取得企業の非支配持分について、被取得企業の識別可能純資産に対する比例持分または公正価値のいずれかで測定するかを、企業結合ごとに選択することができる。当行グループは前者のアプローチを選択している。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

B. 外貨（続き）

i. 外貨建取引（続き）

[IFRS 9.B5.7.3]

換算により発生した為替換算差額は通常、純損益で認識しています。ただし、以下の項目の換算により発生する為替換算差額は、その他の包括利益で認識しています。

- その他の包括利益で当初認識後の公正価値の変動を表示することが選択されている資本性金融商品への投資（注記25をご参照ください）
- 在外営業活動体に対する純投資のヘッジとして指定された金融負債のうち、ヘッジの有効部分（(B)(iii)及び(M)(iii)をご参照ください）
- 適格なキャッシュフロー・ヘッジのうち、ヘッジの有効部分

ii. 在外営業活動体

[IAS 21.39]

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含みます）は、報告日の為替レートでユーロに換算しています。在外営業活動体の収益及び費用は、取引日の為替レートでユーロに換算しています。

[IFRS 10.B94,
IAS 21.41]

為替換算差額はその他の包括利益で認識し、非支配持分に配分される部分を除き、為替換算調整勘定に累積しています。

[IAS 21.48–48D]

在外営業活動体の全部または一部を処分し、支配を喪失する場合には、この在外営業活動体に関連する為替換算調整勘定の累積額を、処分に係る利得または損失の一部として純損益に振り替えます。在外営業活動体を含む子会社の持分を一部分のみ処分し、当行グループが支配を保持し続ける場合には、為替換算調整勘定の累積額のうち割合相当部分を非支配持分に再配分します。

iii. 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

(M)(iii)をご参照ください。

IFRS 7.21, B5(e)

C. 利息

[IFRS 9.A, B5.4.7]

i. 実効金利

受取利息及び支払利息は、実効金利法により純損益で認識しています。実効金利とは、金融商品の予想残存期間を通じて、将来の現金支払額または受取額の見積額を、以下の金額まで正確に割り引く利率をいいます。

- 金融資産の帳簿価額総額
- 金融負債の償却原価

購入または組成した信用減損資産以外の金融商品の実効金利を計算する場合、当行グループは、金融商品のすべての契約条件を考慮して将来キャッシュフローを見積っていますが、予想信用損失は考慮しません。購入または組成した信用減損金融資産については、予想信用損失を含む見積将来キャッシュフローを用いて、信用調整後の実効金利が計算されます。

実効金利の計算には、実効金利の不可分の要素である、取引コスト並びに授受された手数料及びポイントを含みます。取引コストには、金融資産または金融負債の取得または発行に直接起因する増分コストを含みます。

[IFRS 9.A]

ii. 償却原価及び帳簿価額総額

金融資産または金融負債の「償却原価」は、当初認識時に測定された金融資産または金融負債の金額から、元本返済額を控除し、実効金利法により算定した金融資産の当初認識時の金額と満期時の金額の差額の償却累計額を加減算し、予想信用損失引当金を調整した金額です。金融資産の帳簿価額総額は、予想信用損失引当金調整前の金融資産の償却原価です。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

C. 利息（続き）

iii. 受取利息及び支払利息の計算

金融資産または金融負債の実効金利は、金融資産または金融負債の当初認識時に算定されます。受取利息及び支払利息を算定する際に、実効金利は、その資産の帳簿価額総額（その資産が信用減損していない場合）またはその負債の償却原価に適用されます。実効金利は、市場金利の動きを反映するための変動金利商品のキャッシュフローの定期的な再見積りの結果、変更されます。実効金利はまた、公正価値ヘッジ調整に関して、当該ヘッジ調整の償却が開始される日に変更されます。

ただし、当初認識後に信用減損している金融資産については、受取利息は、その資産の償却原価に実効金利を適用することによって算定されます。その資産がもはや信用減損資産ではない場合は、受取利息の計算は総額ベースで行われます。

当初認識時に信用減損していた金融資産については、受取利息は、その資産の償却原価に信用調整後の実効金利を適用することによって計算されます。受取利息の計算は、その資産の信用リスクが改善したとしても、総額ベースでは行われません。

金融資産の信用減損に関する情報については、(J)(vii)をご参照ください。

表示

実効金利法に基づいて算定された受取利息は、純損益及びその他の包括利益計算書に表示され、以下を含みます^a。

- 償却原価で測定する金融資産及び金融負債に係る利息
- FVOCIで測定する負債性金融商品に係る利息
- ヘッジ対象のキャッシュフローが受取利息または支払利息に影響を与えるのと同じ期において、利息キャッシュフローの変動性のキャッシュフロー・ヘッジとして指定された、適格なヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動の有効部分
- 金利リスクの公正価値ヘッジに指定された、適格なヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動の有効部分
- 償却原価で測定する金融負債に係るマイナス金利

純損益及びその他の包括利益計算書に表示されているその他の受取利息には、リース債権に係る受取利息が含まれています（(H)をご参照ください）。

純損益及びその他の包括利益計算書に表示されている支払利息には、以下が含まれています。

- 償却原価で測定する金融負債
- ヘッジ対象のキャッシュフローが受取利息または支払利息に影響を与えるのと同じ期において、利息キャッシュフローの変動性のキャッシュフロー・ヘッジとして指定された、適格なヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動の有効部分
- 償却原価で測定する金融資産に係るマイナス金利
- リース負債に係る支払利息

すべてのトレーディング資産及び負債に係る受取利息及び支払利息は、当行グループのトレーディング活動に付随して生じているとし、その他のトレーディング資産及び負債の公正価値変動のすべてとともに、トレーディング純収益に表示しています（(E)をご参照ください）。

FVTPLで測定するその他の金融資産及び金融負債に係る受取利息及び支払利息は、FVTPLで測定するその他の金融商品からの純収益に表示しています（(F)をご参照ください）。

資産計上した利息に関連するキャッシュフローは、資産計上されない利息のキャッシュフローと同様にキャッシュフロー計算書に表示されます。

IFRS 7.21, B5(e)

[IFRS 9.5.4.1]

[IFRS 9.5.4.1(b), 5.4.2]

[IFRS 9.5.4.1(a)]

[IFRS 9.5.4.1]

Insights 7.10.70.20 a. IFRS会計基準は、金融資産及び金融負債に関連する収益及び費用の項目を、利息またはその他の表示科目に表示するという選択を企業に認めている。本冊子における受取利息及び支払利息の項目の表示方法は強制されるものではなく、他の方法による表示も可能である。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

D. 手数料

IFRS 7.21,
[IFRS 9.B5.4.1–B5.4.3]

金融資産または金融負債の実効金利の不可分の要素である受取手数料及び支払手数料は、実効金利の算定に含めます（(C)をご参照ください）。

ローン・コミットメント契約においてローンの引き出しが行われないことが予想される場合には、関連するローン・コミットメント手数料を契約期間にわたって定額法で認識します。

その他の受取手数料（口座管理手数料、投資運用手数料、販売手数料、募集手数料及びシンジケート・フィーを含みます）は、関連するサービスが提供された時点で認識します。当行グループの会計方針に関する情報は、注記10(C)に記載されています。

IFRS 15.7

当行グループの財務諸表上で認識される金融商品を生じさせる顧客との契約は、一部はIFRS第9号の適用範囲に含まれ、また一部はIFRS第15号の適用範囲に含まれる可能性があります。この場合、当行グループは、まずIFRS第9号を適用してIFRS第9号の適用範囲に含まれる契約の部分を区別し測定し、残りの部分にIFRS第15号を適用します。

その他の支払手数料は主に取引及びサービス手数料に関するものであり、サービスを受領した時点で費用に認識します。

IFRS 7.21, B5(e)

E. トレーディング純収益^a

トレーディング純収益は、トレーディング資産及び負債に関連する利得から損失を控除したものであり、すべての公正価値変動、利息、配当金及び為替換算差額を含みます。

IFRS 7.21, B5(e)

F. FVTPLで測定するその他の金融商品からの純収益^a

FVTPLで測定するその他の金融商品からの純収益は、適格なヘッジ関係の一部を構成しないリスク管理目的で保有する非トレーディング・デリバティブ、FVTPLで測定するものとして指定された金融資産及び金融負債、及び強制的にFVTPLで測定される非トレーディング資産にも関連しています。この科目は、公正価値変動、利息、配当金及び為替換算差額を含みます。

IFRS 7.21

G. 受取配当金

受取配当金は、支払いを受ける権利が確定した時点で認識されます。通常、この日は上場持分証券の配当落日になります。配当金は、持分証券の基礎となる分類に応じて、トレーディング純収益、FVTPLで測定するその他の金融商品からの純収益、またはその他の収益に表示されます。

明らかに投資原価の一部回収を示す、FVOCIで測定するものとして指定された持分商品に係る配当金は、その他の包括利益に表示されます。

IFRS 16.9

H. リース

契約の開始時に、当行グループは、契約がリースであるか、またはリースを含んでいるかを判定します。契約により、特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合に、当該契約はリースであるか、またはリースを含んでいることになります。

^a 本冊子では、トレーディング純収益は、注記に記載の区分に基づき、FVTPLで測定するその他の金融商品からの純収益とは別個に表示している。ただし、他の表示も可能である。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

H. リース（続き）

i. 借手としてのリース

[IFRS 16.15, 45]

リース構成部分を含む契約の開始時または条件変更時に、当行グループは、契約の対価を、それらの独立価格の比率に基づいて各リース構成部分に配分しています。ただし、支店及び事務所のリースについては、当行グループは非リース構成部分を区分しないことを選択しており、リースの構成部分と関連する非リース構成部分を1つのリース構成部分として会計処理しています。

[IFRS 16.22–24]

当行グループは、リース開始日時点で使用権資産及びリース負債を認識しています。使用権資産は当初、取得原価で測定されます。取得原価は、開始日時点または開始日より前に支払われたリース料に関して調整されたリース負債の当初金額に加えて、発生した当初直接コスト、並びに支店または事務所に実施された改修の解体及び除去に係るコストの見積りから構成されています。

[IFRS 16.29–33]

その後、使用権資産は、リース期間の開始日から終了日まで定額法により減価償却されます。また、使用権資産は、減損損失（もしあれば）により定期的に減額され、リース負債の再測定に対して調整されます。

[IFRS 16.26]

リース負債は、当初、開始日時点で支払われていないリース料の現在価値で測定されます。当該リース料はリースの計算利率、または、当該利率が容易に算定できない場合には、当行グループの追加借入利率を用いて割り引かれます。通常、当行グループは、追加借入利率を割引率として使用しています。

IAS 1.112(c)

当行グループは、様々な外部から提供される借入を分析することにより、追加借入利率を決定しており、リースの条件及びリース資産の種類を反映するために一定の調整を行っています。

[IFRS 16.27]

リース負債の測定に含まれるリース料は、以下から構成されます。

- 実質上の固定リース料を含む固定リース料
- 指数またはレートに応じて決まる変動リース料（開始日現在の指数またはレートを使用して当初測定）
- 残価保証に基づいて支払われると見込まれる金額
- 購入オプションを当行グループが行使することが合理的に確実である場合の、当該オプションの行使価格、延長オプションを当行グループが行使することが合理的に確実である場合の、オプション期間におけるリースに係る支払金額、及び当行グループが早期に解約しないことが合理的に確実である場合を除き、リースの早期解約に対するペナルティ

[IFRS 16.36, 40, 42]

リース負債は、実効金利法により償却原価で測定されます。指数またはレートにおける変動により将来のリース料に変動が生じる場合、残価保証に基づき支払われる予定の金額についての当行グループの見積りに変更がある場合、当行グループが購入、延長または解約オプションを行使するか否かについての評価を変更する場合、あるいは実質上の固定リース料が変更された場合には、リース負債は再測定されます。

[IFRS 16.39]

上記の方法でリース負債が再測定される場合、使用権資産の帳簿価額にも対応して調整が行われ、使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されている場合には純損益に認識されます。

[IFRS 16.105]

金利指標改革（(J)(iv)をご参照ください）で要求されている将来のリース料の算定基礎の変更により、当行グループは、改定後のリース料を代替指標金利への変更を反映する改定後の割引率を使用して割り引くことにより、リース負債を再測定しています。

[IFRS 16.47–48]

当行グループは、使用権資産を財政状態計算書の有形固定資産に、リース負債をその他の負債に表示しています。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

H. リース（続き）

i. 借手としてのリース（続き）

短期リース及び少額資産のリース

当行グループは、少額資産のリース及び短期リース（IT機器のリースを含む）に関して、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しています。当行グループは、これらのリースに関連するリース料をリース期間にわたって定額法で費用として認識しています。

ii. 貸手としてのリース

リース構成部分を含む契約の開始時または条件変更時に、当行グループは、契約の対価を、それらの独立販売価格の比率に基づいて各リース構成部分に配分しています。

当行グループが貸手である場合、リース開始時に、そのリースがファイナンス・リースであるか、オペレーティング・リースであるかを決定します。

各リースを分類するために、当行グループは、当該リースが原資産の所有に伴うリスク及び経済価値のほとんどすべてを移転するか否かについての全体的な評価を行います。移転する場合、そのリースはファイナンス・リースとなり、移転しない場合はオペレーティング・リースとなります。この評価の一環として、当行グループは、リースが当該資産の経済的耐用年数の大部分を占めているか否かといった特定の指標を検討します。

当行グループは貸手として、ファイナンス・リース開始時に、ファイナンス・リースに基づき保有する資産を財政状態計算書上で認識し、正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として表示します。

当行グループは貸手として、オペレーティング・リース開始時に、オペレーティング・リースによるリース料を定額法または他の規則的な基礎のいずれかで収益として認識します。当行グループは、他の規則的な基礎が、原資産の使用による便益が減少するパターンをより適切に表す場合には、当該基礎を適用します。

当行グループは、IFRS第9号の認識の中止及び減損の規定をリースに対する純投資に適用しています（(J)(iii)及び(vii)をご参照ください）。当行グループはさらに、当該リースに対する総投資額の算定に使用する無保証残存価値の見積りを定期的にレビューしています。

I. 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金から構成されています。これは、企業結合に関連するものあるいは直接資本またはその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益で認識しています。

当行グループは、法人所得税に関連した延滞税及び課徴金（不確実な税金の取扱いを含む）が、法人所得税の定義を満たしていないと判断し、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」^aに基づきそれらを会計処理し、関連する費用をその他の費用に認識しています。

当行グループは、第2の柱の税制に基づいて支払うことが要求されているグローバル・ミニマム課税によるトップアップ税は、IAS第12号の適用範囲に含まれる法人所得税であると判断しています。当行グループは、トップアップ税に係る繰延税金の会計処理に対する一時的な例外（強制措置）を適用し、トップアップ税について、その発生時に当期税金として会計処理することとしています^b。

IFRS 16.60,
[IFRS 16.5–6, 8,
B3–B8, BC100]

[IFRS 16.17]

[IFRS 16.61–62]

[IFRS 16.62–63]

[IFRS 16.67]

[IFRS 16.81]

[IFRS 16.77]

[IAS 12.58]

[IAS 12.88A]

Insights 3.13.45.10 a. 法人所得税に関連する延滞税及び課徴金は、IAS第12号の適用範囲に明確に含まれていない。IFRS解釈指針委員会は法人所得税に関する延滞税及び課徴金の会計処理について議論し、企業が最初に延滞税または課徴金そのものが法人所得税か否かを検討するよう示した。法人所得税である場合は、IAS第12号を適用する。企業が、IAS第12号を適用しない場合、その金額に対してIAS第37号を適用する。委員会はまた、これは会計方針の選択ではない（すなわち、企業は、特定の事実及び事象に基づいて判断を適用しなければならない）と示した。

Insights 3.13.43.20 b. 第2の柱トップアップ税は、最終親会社の連結財務諸表に含まれる特定の管轄地における課税所得または欠損金に基づいて決定される。トップアップ税は、グループ内取引の消去前、そしてその他の調整後に最終的な親会社の連結財務諸表に含まれるすなわち、トップアップ税は純額に対して課税される。したがって、KPMGの見解では、税務当局によって課税される、すべての第2の柱トップアップ税は、IAS第12号の適用範囲において通常、法人所得税である。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

I. 法人所得税（続き）

i. 当期税金

[IAS 12.2, 12, 46,
IFRIC 23.11]

当期税金は、当期の課税所得または損失に係る未払法人税あるいは未収還付税の見積りに、前年までの未払法人税及び未収還付税の調整額を加えたものです。当期末払法人税及び未収還付税の金額は、法人所得税に関連する不確実性を反映した、支払うまたは受領する予定の税額の最善の見積りです。これは報告日時点において施行または実質的に施行される税率を用いて算定しています。当期税金には、配当から生じる税金も含まれます。

[IAS 12.71]

当期税金資産及び負債は、一定の基準が満たされる場合のみ相殺されます。

ii. 繰延税金

[IAS 12.15, 24, 39,
44]

繰延税金は、資産及び負債の財務諸表上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異について認識しています。以下の場合には、繰延税金を認識していません。

- 以下の取引における資産または負債の当初認識に係る一時差異
 - 企業結合以外の取引、かつ
 - 取引時に (i) 会計上または税務上のいずれの純損益にも影響を及ぼさず、(ii) 同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を発生させない取引
- 当行グループが一時差異の解消の時期をコントロール可能で、予測可能な将来に解消されない可能性が高い、子会社に対する投資に関連する一時差異
- のれんの当初認識時に生じる将来加算一時差異

[IAS 12.56]

繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金、タックス・クレジット及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しています。将来課税所得は、関連する将来加算一時差異の戻入れに基づいて決定されます。将来加算一時差異の金額が、繰延税金資産を全額認識するのに不十分である場合、既存の一時差異の解消に関して調整された将来課税所得は、当行グループの個々の子会社の事業計画に基づいて検討されます。繰延税金資産は各報告日に見直し、関連する税務便益が実現する可能性が高くなった部分については減額しています。将来課税所得を稼得する可能性が高くなった場合、これらの減額は戻入れられます。

[IAS 12.37]

未認識の繰延税金資産は各報告日に再評価し、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しています。

[IAS 12.47,
IFRIC 23.11]

繰延税金は、報告日に施行または実質的に施行される税率に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定し、法人所得税に関連する不確実性（もしあれば）を反映しています。

[IAS 12.51, 51C]

繰延税金の測定は、報告日時点で、当行グループが予想する資産及び負債の帳簿価額の回収または決済の方法から生じる税務上の影響を反映しています。この目的上、公正価値で測定する投資不動産の帳簿価額は売却を通じて回収されると推定されますが、当行グループはこの推定を反証していません。

[IAS 12.74]

繰延税金資産及び負債は、一定の基準が満たされる場合のみ相殺されます。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

J. 金融資産及び金融負債

i. 認識及び当初測定

当行グループは、貸付金、預金、発行済負債証券及び劣後債務をそれらが組成された日に当初認識しています。その他のすべての金融商品（通常の方法による金融資産の購入及び売却を含みます）は、当行グループが金融商品の契約当事者となった日である取引日に認識しています。

金融資産または金融負債は、公正価値で当初測定されます。FVTPLで測定しない金融資産または金融負債については、取得または発行に直接起因する取引コストを公正価値に加減算しています。当初認識時における金融商品の公正価値は、通常、取引価格です。当初認識時における金融商品の公正価値が取引価格と異なる場合の会計方針の詳細については、[注記21\(C\)](#)及び[46\(J\)\(vi\)](#)をご参照ください。

ii. 分類

金融資産

当初認識時に金融資産は、償却原価で測定するもの、FVOCIで測定するもの、またはFVTPLで測定するものとして分類します。

金融資産は、以下の条件の両方を満たし、かつFVTPLで測定するものとして指定されていない場合、償却原価で測定されます。

- 契約上のキャッシュフローを回収するために資産を保有することを目的とした事業モデルにおいて保有されている資産
- 金融資産の契約条件が、特定の日にキャッシュフローを生じさせるものであり、それが元本及び元本残高に係る利息の支払いのみである

負債性金融商品は、以下の条件の両方を満たし、かつFVTPLで測定するものとして指定されていない場合、その他の包括利益を通じて公正価値で測定されます。

- 契約上のキャッシュフローの回収及び金融資産の売却の両方を達成することを目的とした事業モデルにおいて保有されている資産
- 金融資産の契約条件が、特定の日にキャッシュフローを生じさせるものであり、それが元本及び元本残高に係る利息の支払いのみである

トレーディング目的保有でない持分投資の当初認識時に、当行グループは当初認識後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行う場合があります。[\(O\)](#)をご参照ください。この選択は、個々の投資ごとに行われます。

その他の資産はすべて、FVTPLで測定する区分に分類されます。

さらに当初認識時に当行グループは、償却原価で測定するか、またはFVOCIで測定する区分の要件を満たす金融資産を、FVTPLで測定するものとして指定する、取消不能の選択を行う場合があります。指定をしなければ生じていたであろう会計上のミスマッチを消去または大幅に削減することが要件です。[\(J\)\(viii\)](#)をご参照ください。

IFRS 7.21

IFRS 7.21, B5(e)

[IFRS 9.3.1.1–3.1.2,
B3.1.3–B3.1.6]

[IFRS 9.5.1.1]

[IFRS 9.4.1.1]

[IFRS 9.4.1.2]

[IFRS 9.4.1.2A]

[IFRS 9.4.1.4]

[IFRS 9.4.1.4]

[IFRS 9.4.1.5]

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

J. 金融資産及び金融負債（続き）

ii. 分類（続き）

事業モデル評価

当行グループは、資産がポートフォリオ・レベル^aで保有されている事業モデルの目的を評価しています。これは、そうした事業モデルが、事業が管理され、情報が経営陣に伝達される方法を最もよく反映しているためです。情報^bには以下が含まれると考えられます。

- そのポートフォリオに関する目的及び明示された方針、並びにそれらの方針の実際の運用
特に経営陣の戦略が、契約上の利息収益を稼得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産と負債（それらの資産の資金調達源となるか、または資産の売却を通じてキャッシュフローを実現するもの）の期間を一致させることに焦点を当てているかどうか
- ポートフォリオの業績がどのように評価され、当行グループの経営陣にどのように報告されているか
- 事業モデル（及びその事業モデルにおいて保有されている金融資産）の業績に影響を及ぼすリスク、及びそれらのリスクがどのように管理されているか
- 事業の管理者の報酬はどうなっているか—例えば、報酬は、管理した資産の公正価値に基づいているのか、それとも回収した契約上のキャッシュフローに基づいているのか
- 過年度における売却の頻度、数量及び時期^b、それらの売却の理由並びに将来の売却活動についての予測。ただし、売却活動に関する情報は、単独で考えるものではなく、当行グループが表明している、金融資産の管理に関する目的をどのように達成したか、及びキャッシュフローをどのように実現したかについての全体的な評価の一環として検討すべきである

当行グループのリテール・バンキング及びコーポレート・バンキング業務は、主に契約上のキャッシュフローを回収するために保有される顧客に対する貸付金より構成されます。リテール業務においては、当該貸付金は、住宅ローン、当座貸越、無担保個人向け貸付及びクレジット・カード与信枠より構成されます。これらのポートフォリオからの貸付金の売却は非常に稀です。

特定の負債証券は、長期利回りに対する別個のポートフォリオにおいて、当行グループのセントラル・トレジャリーが保有しています。これらの負債証券は売却される可能性はあるものの、そうした売却は稀です。当行グループは、これらの負債証券が、契約上のキャッシュフローを回収するために資産を保有することを目的とした事業モデル内で保有されていると考えています。

特定のその他の負債証券は、当行グループのセントラル・トレジャリーが日々の流動性ニーズを満たすために別個のポートフォリオにおいて保有しています。当グループのセントラル・トレジャリーは、これらの流動性ニーズを管理する費用を最小限に抑えることによって、当該ポートフォリオに対するリターンを積極的に管理しようとしています。当該リターンは、契約上のキャッシュフローの回収額並びに金融資産の売却による利得及び損失より構成されています。この投資戦略は、多くの場合に重要な金額の売却活動につながります。当行グループは、これらの金融資産が、契約上のキャッシュフローの回収及び金融資産の売却の両方によって達成されることを目的とした事業モデルにおいて保有されていると考えています。

当行グループは、特定の顧客に対する貸付金を組成し、当行グループによって連結されていない証券化ビークルに売却するための投資有価証券を発行しています。そうした金融資産は、売却を通じてキャッシュフローを実現することを目的とした事業モデル内で保有されます。

IFRS 7.21

[IFRS 9.B4.1.2]

[IFRS 9.B4.1.2B,
B4.1.2C, B4.1.4.A,
B4.1.5]

[IFRS 9.B4.1.1–B4.1.2,
Insights 7.4.70.30,
100]

[IFRS 9.B4.1.1–
B4.1.2], Insights
7.4.70.30

- a. 企業の事業モデルの目的は、個々の金融商品に関する経営者の意図に基づくのではなく、より高い集計したレベルで判断される。この評価では、企業が事業を管理する方法を反映する必要がある。金融商品を管理するにあたり、単一の報告企業が複数の事業モデルを用いる場合がある。
- b. 企業は、重要な判断を含む、事業モデルの評価についての具体的な情報を開示する。関連する可能性のある企業固有の情報の例には、以下が含まれる。
 - 当行グループは、事業モデルに適用される、適切な集計のレベルをどのように判断しているか
 - 企業は、過年度及び将来に予測される売却の頻度が不定期または売却の価値が僅少であるか否かをどのように判断しているか
 - 企業は、回収するために保有するポートフォリオからの売却が、その資産の信用リスクの増大または満期まで近いことを理由に行われているか否か、すなわち、それらが回収するために保有する事業モデルと整合しているか否かをどのように評価しているか
 - 特定のポートフォリオへの適用

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

J. 金融資産及び金融負債（続き）

ii. 分類（続き）

事業モデル評価（続き）

当行グループの投資銀行業務が保有する顧客に対する特定の非トレーディング貸付金及び当行グループのセントラル・トレジャリーが保有する負債証券は、売却を通じてキャッシュフローを実現することを目的として管理されています。当行グループは、主に公正価値情報に焦点を当て、資産の業績を評価し、判断を行う際にその情報を使用しています。

トレーディング目的で保有または管理されている金融資産及び業績が公正価値評価される金融資産は、それらが契約上のキャッシュフローを回収するために保有されているわけでも、契約上のキャッシュフローの回収及び金融資産の売却の両方を目的として保有されているわけでもないため、FVTPLで測定します。

契約上のキャッシュフローが元本及び利息の支払いのみであるか否かの評価

この評価の目的において、元本は、当初認識時の金融資産の公正価値と定義されています。利息は、貨幣の時間価値並びに特定の期間中の元本残高に関連した信用リスク及びその他の基本的な貸付リスク及びコスト（例えば、流動性リスク及び管理費）に関する対価、並びにマージンと定義されています。

契約上のキャッシュフローが元本及び利息の支払いのみであるか否かを評価するにあたって、当行グループは、商品の契約条件を考慮します。これには、その金融資産の契約条件に、契約上のキャッシュフローの時期または金額が変動する可能性（すなわち、この条件を満たさない可能性）が含まれているかどうかについての評価が含まれます。評価を行うにあたり、当行グループは以下について検討します^a。

- キャッシュフローの金額及び時期を変動させる偶発事象
- レバレッジ特性
- 期限前返済及び延長条件
- 特定の資産によって生じるキャッシュフローに対する当行グループの請求を制限する条件（例えば、ノンリコース・ローン）
- 貨幣の時間価値の対価の変更条項（例えば、金利の定期的な更改）

当行グループは、長期固定金利貸付金ポートフォリオを保有しており、そのポートフォリオに関して、定期的な金利更改日に金利の見直しを提案するオプションを有しています。これらの金利更改の権利は、見直し時の市場金利が上限とされています。借手は、修正後の金利を承諾するか、違約金なしに額面通り貸付金を完済するか、いずれかを選択することができます。当行グループは、そのオプションにより、金利が貨幣の時間価値、並びに元本残高に関連する信用リスク、その他の基本的な貸付リスク及びコストに関する対価として変動するため、これらの貸付金の契約上のキャッシュフローは、元本及び利息の支払いのみであると判断しています。

当行グループは、借手が契約上定められている一定のサステナビリティ目標を満たしていることに基づいて契約上のキャッシュフローを変更する特性を有する融資を行っています。例えば、借手が二酸化炭素排出量削減のための具体的な目標を達成している場合には、契約上の金利が引き下げられます。このサステナビリティ関連特性が融資の契約上のキャッシュフローに僅少（*de minimis*）な影響しか及ぼさない場合には、その融資の分類に影響を及ぼしません。ただし、サステナビリティ関連特性の影響が僅少とはいえない場合には、そのサステナビリティ関連特性が基本的な融資の取決めと整合的であり、元本及び利息の支払いのみの要件を満たしているかどうかについて判断する必要があります。当行グループがサステナビリティ関連ローンに課す契約上の金利とサステナビリティ関連特性に由来する相対的な変動性に基づいて、当行グループは、2bpまでの金利の変動を僅少とみなしています。

- a. 企業は、特定の金融資産に関して、元本及び利息の支払いのみの要件が満たされているか否かを決定するに当たって、企業が行った重要な判断を開示する。当該開示は、その企業の特定の状況を反映する。例えば、企業によっては、以下を含む場合がある。
- 企業が、修正後の貨幣の時間価値が元本及び利息の支払いのみの要件に整合しているか否かの評価をどのように実施しているか
 - 企業が、期限前償還違約金（契約の早期解約に関する合理的な補償を含む場合もある）が実質的に元本及び元本残高に対する利息の未払金額を表すか否かをどのように評価しているか
 - 特定の資産が契約上リンクしている商品が否か、及びそれが元本及び利息の支払いのみの要件を満たしているか否かを決定する際に下した判断

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

J. 金融資産及び金融負債（続き）

ii. 分類（続き）

契約上のキャッシュフローが元本及び利息の支払いのみであるか否かの評価（続き）

場合によっては、サステナビリティに連動する契約上の金利の調整は、融資の信用リスクに対する補償を反映しており、その融資が元本及び利息の支払いのみの要件を満たすことを妨げないということもあります。サステナビリティ関連特性が、特定のサステナビリティ関連リスクに対するエクスポージャーへの補償を表している場合には、サステナビリティ関連特性は元本及び利息の支払いのみの要件と整合的ではなく、その融資はFVTPLで測定されます。

資本性金融商品は、元本及び利息の支払いのみの要件を満たさない契約上のキャッシュフローを有します。したがって、このような金融資産は、FVOCIオプションが選択されている場合（後述参照）を除き、すべてFVTPLで測定されます。

ノンリコース・ローン

借手の担保によって保証されている当行グループの貸付金は、裏付けとなる担保のキャッシュフローまでが当行グループの請求限度額となる場合があります（ノンリコース・ローン）。当行グループは、当該ノンリコース・ローンが元本及び利息の支払いのみの要件を満たしているか否かを評価するうえで判断を適用します。当行グループは、通常、この判断を行う際に以下の情報を検討します。

- 契約上の取決めがその貸付金の現金支払額及び期日を具体的に定義しているか否か
- 有担保金融資産の金額に関連した担保の公正価値
- 借手が担保価値の下落にもかかわらず、契約上の支払いを行う能力及び意思
- 借手が個人または実質的な事業体であるか、あるいは特別目的事業体であるか
- フル・リコース・ローンに関連した資産に係る当行グループの損失リスク
- 担保が借手の資産の全部または実質的な部分を表す範囲
- 当行グループが裏付けとなる資産の何らかの上昇により便益を得るか否か

契約上リンクしている商品

当行グループは、契約上リンクしている商品とみなされる証券化への投資を有しています（注記38をご参照ください）。契約上リンクしている商品には、それぞれ、特定の劣後順位が付けられており、これにより、裏付けとなる投資プールが生み出すキャッシュフローがその商品に配分される順序が決定されます。以下のすべての条件が満たされる場合のみ、商品は元本及び利息の支払いのみの要件を満たしています。

- その商品の契約条件そのものが元本及び利息の支払いのみであるキャッシュフローを生じさせている（原金融商品プールへのルックスルーはしないで判定する）
- 原金融商品プールが、(i)元本及び利息の支払いのみであるキャッシュフローを生じさせる金融商品を1つ以上含んでいる。また(ii)デリバティブ等の(i)に基づく金融商品のキャッシュフローの変動性を減少させる商品を含んでおり、(i)と(ii)の商品を組み合わせた場合に、元本及び利息の支払いのみであるキャッシュフローを生じさせるか、または、契約上リンクしている商品のキャッシュフローを、(i)に基づく原金融商品プールのキャッシュフローと一致させる（金利が固定か変動か、または通貨あるいはキャッシュフローの時期の違いによって生じる）
- 契約上リンクしている商品に内在する信用リスクに対するエクスポージャーが、原金融商品プールの信用リスクに対するエクスポージャーと同じか、またはそれを下回っている

分類変更

金融資産は、当初認識後に分類変更されません。ただし、当行グループが、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した後の期間においては、この限りではありません。

IFRS 7.21

[IFRS 9.B4.1.7, B4.1.7A]

Insights 7.4.320.70

[IFRS 9.B4.1.21, B4.1.23–B4.1.25]

[IFRS 9.B4.1.21, B4.1.23–B4.1.25]

[IFRS 9.4.4.1]

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

J. 金融資産及び金融負債（続き）

iii. 認識の中止

金融資産

当行グループは、金融資産からのキャッシュフローに対する契約上の権利が消滅した場合（(iv)もご参照ください）、金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転^aする取引において契約上のキャッシュフローを受け取る権利を譲渡する場合、または金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもないが、当該金融資産に対する支配を保持していない場合には、金融資産の認識を中止しています。

金融資産の認識の中止に際して、資産の帳簿価額（または認識が中止された資産の一部分に配分された帳簿価額）と以下の(i)と(ii)を合計した額との差額を、純損益に認識しています。

- (i) 受け取った対価（取得した新たな資産と引き受けた新たな負債との差額を含む）
- (ii) その他の包括利益に認識されていた損益累計額

その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品のその他の包括利益に認識されていた損益累計額は、(O)に説明されているとおり、それらの有価証券の認識の中止に際して、純損益に認識されません。当行グループによって創出または保持される、認識の中止の要件を満たす譲渡金融資産に対する持分は、別個の資産または負債として認識されます。

当行グループは、財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するものの、譲渡資産または譲渡資産の一部に係るリスクと経済価値のすべて、またはほとんどすべてを保持する取引を締結しています。このような場合に、譲渡資産の認識の中止は行いません。このような取引の例として、証券貸借取引及びレポ取引があります。

譲渡資産のトータル・リターン・スワップとともに資産が第三者に売却される場合、当行グループはその資産の所有に係るすべてまたはほとんどすべてのリスクと経済価値を保持しているため、この取引をレポ取引と類似する担保付金融取引として会計処理します。

当行グループが、金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを保持しているわけでも移転しているわけでもないものの、当該資産に対する支配を保持することになる取引においては、当行グループは、継続的関与の範囲（当行グループが譲渡資産の価値の変動にさらされる範囲）で当該資産の認識を継続します。

特定の取引において、当行グループは、手数料を受け取って譲渡金融資産に対する回収サービスを提供する義務を保持する場合があります。譲渡資産は認識の中止の要件を満たす場合に、認識を中止しています。サービシング手数料が、提供するサービスに対する適正額よりも高い（資産）か、適正額よりも低い（負債）かによって、サービシング契約に関する資産または負債が認識されます。

当行グループは、顧客に対する様々な貸付金及び投資有価証券を証券化しています。これらの資産は通常、非連結の証券化ビークルに売却され、所有に係るリスク及び経済価値のほとんどすべてを移転します。証券化ビークルは投資家に証券を発行します。証券化金融資産に対する持分は、通常、優先または劣後のトランシェ、インタレスト・オンリー・ストリップまたはその他の残余持分（留保持分）の形で保有されます。留保持分は投資有価証券として認識され、(O)に説明されているとおり、測定されます。

金融負債

当行グループは、契約上の義務が免除、取消または期限切れとなった場合に、金融負債の認識を中止しています。

IFRS 7.21

[IFRS 9.3.2.3–3.2.6]

[IFRS 9.3.2.12]

[IFRS 9.3.2.6]

[IFRS 9.B3.2.5(c)]

[IFRS 9.3.2.6]

[IFRS 9.3.2.10]

[IFRS 9.3.3.1]

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

J. 金融資産及び金融負債（続き）

iv. 金融資産及び金融負債の条件変更

金融資産

金融資産の条件が変更される場合、当行グループは、条件変更された資産のキャッシュフローが実質的に異なるかどうかを評価します。

キャッシュフローが実質的に異なる場合、当初の金融資産から生じたキャッシュフローに対する契約上の権利は、失効したとみなされます。この場合、当初の金融資産の認識は中止され（iii）をご参照ください）、新しい金融資産が公正価値に適格な取引コストを加算した金額で認識されます。条件変更の一環として受領した手数料は、以下のとおり会計処理されます。

- 新しい資産の公正価値を決定するにあたって考慮される手数料及び適格な取引コストの補償を表す手数料は当該資産の当初測定に含めます。
- その他の手数料は、認識の中止に係る利得及び損失の一部として純損益に含めます。

借手が財政的困難に陥った際にキャッシュフローの条件が変更される場合、変更の目的は通常、新しい資産を大幅に異なる条件で組成するのではなく、当初の契約条件の回復を最大限にすることです。当行グループが、結果的にキャッシュフローの返済を免除する方法で金融資産の条件変更を計画する場合、条件変更を行う前に、まず、その資産の一部を直接償却するか否かを検討します（下記の直接償却の方針をご参照ください）。このアプローチは、定量的評価の結果に影響を及ぼすもので、通常、そのような場合には認識の中止の基準が満たされていないことを意味します。

償却原価またはFVOCIで測定する金融資産の条件変更が、金融資産の認識の中止につながらない場合、当行グループは、まず、当初の実効金利を用いて、当該金融資産の帳簿価額総額を再計算し、結果として生じる調整額を条件変更に係る利得または損失として純損益に認識します。変動金利の金融資産については、条件変更に係る利得または損失を計算する際に用いる当初の実効金利は、条件変更時に現在の市場条件を反映して調整されます^a。発生したコストまたは手数料及び受領した条件変更手数料^bは、条件変更された金融資産の帳簿価額総額を調整するものであり、条件変更された金融資産の残存期間にわたって償却されます。

借手の財政的困難により条件変更が行われた場合（vii）をご参照ください）、利得または損失は減損損失とともに表示されます。その他の場合には、実効金利法により計算された受取利息として表示されます（(C)をご参照ください）^c。

IFRS 7.21

[IFRS 9.5.4.3,
B5.5.26]

Insights 7.7.360.40

Insights
7.7.350.10– 30

- a. KPMGの見解では、企業は、当初の契約条件に基づく変動金利要素を現在の市場条件を反映する新しい金利（変動か固定かは問わない）へと変更する条件変更から生じるキャッシュフローの変動に対して、変動金利の金融商品に関するガイダンス（IFRS第9号B5.4.5項）を適用するよう会計方針を選択し、それを継続して適用することが認められる可能性がある。そのような方針に基づき、当該金融資産の当初の実効金利は、市場金利の定期的な変動を反映するキャッシュフローの変動を反映するために、新しい条件に基づいて変更される必要があるとKPMGは考える。当初の契約条件によって固定金利（または金利の固定要素）の改定が生じやすく、定期的な市場金利の変動が反映される、というケースがある。この場合も、企業は、それらの金利（または金利要素）の新しい現在の市場金利への改定に対して、IFRS第9号B5.4.5項を適用するよう会計方針を選択し、それを継続して適用することが認められると考えられる。このような方針は、条件変更される貸付金の金利設定が借手への譲歩の付与または類似の条件緩和活動を反映したものである場合には適用できないとKPMGは考える。当行グループは、変動金利の金融商品にこのガイダンスを適用することを選択している。

Insights 7.7.352.20

- b. KPMGの見解では、企業は、結果的に認識の中止にならない金融資産の条件変更の一環として貸手が借手から受領した手数料の会計処理をどのように行うかに関して、以下のアプローチのうちの1つを会計方針として選択できる場合がある。
- アプローチ1：条件変更に係る利得または損失の計算に受領した手数料を含める
 - アプローチ2：受領した手数料について、帳簿価額総額を調整する
 - アプローチ3：発生したコストまたは手数料を回収するために、貸手が請求し、受け取った手数料に関してのみ、帳簿価額総額を調整し、超過部分を条件変更に係る利得または損失として認識する
 - 当行グループは、アプローチ2を選択している

Insights 7.10.60.50

- c. IFRS第9号には、金融資産の条件変更によって生じた利得または損失について純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目に関するガイダンスはない。したがって、企業は利得または損失の適切な表示を行うための判断が求められる。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

J. 金融資産及び金融負債（続き）

iv. 金融資産及び金融負債の条件変更（続き）

金融負債

当行グループは、金融負債の条件が変更され、条件変更された金融負債のキャッシュフローが実質的に異なる場合に、金融負債の認識を中止しています。この場合、変更後の条件に基づく新しい金融負債は、公正価値で認識されます。認識が中止された金融負債の帳簿価額と支払われた対価の差額は、純損益で認識されます。支払われた対価には、もしあれば、譲渡された非金融資産及び条件変更後の新しい金融負債を含む引き受けた負債が含まれています。

金融負債の条件変更が認識の中止として会計処理されない場合、当該負債の償却原価は、条件変更されたキャッシュフローを当初の実効金利で割り引くことによって再計算され、結果として生じた利得または損失は純損益に認識されます。変動金利の金融負債の場合、条件変更に係る利得または損失を計算するために用いる当初の実効金利は、条件変更時に現在の市場条件を反映して調整されます^a。発生したコスト及び手数料は当該金融負債の帳簿価額の調整として認識され、その商品の実効金利を再計算することによって、条件変更後の金融負債の残存期間にわたって償却されます。

v. 相殺

当行グループは、金融資産と金融負債を相殺する法的に強制可能な権利を現在有し、かつ、純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有している場合にのみ、金融資産と金融負債を相殺し、その純額を財政状態計算書上に表示しています。

収益及び費用は、IFRS会計基準において認められる場合、または、当行グループのトレーディング活動のような類似の取引のグループから生じる利得及び損失についてのみ、純額ベースで表示しています。

IFRS 7.21

[IFRS 9.3.3.2]

[IAS 32.42]

[IAS 1.32–35]

Insights 7.7.370.20 a. 交換または条件変更が認識の中止として会計処理されない場合、金融負債の償却原価を測定するための要件は、金融資産の帳簿価額総額を測定するための要件と整合している。企業は、上記の注(a)のガイダンスを適用して、条件変更後の金融負債の実効金利を改定するか否かを判断している。当行グループは、IFRS第9号B5.4.5項を金融負債の変動金利（または金利要素）の新しい現在の市場金利への改定に適用することを選択している。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

J. 金融資産及び金融負債（続き）

vi. 公正価値測定

公正価値とは、測定日時点で、主要な市場、または主要な市場がない場合には、当行グループがアクセスできる最も有利な市場で行われる市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格です。負債の公正価値は、不履行リスクを反映しています。

当行グループは、活発な市場における市場価格が入手可能な場合には、それを用いて金融商品の公正価値を測定しています。資産または負債の取引が、継続的に価格情報を提供するのに十分な頻度とボリュームで行われている場合には、その市場は活発であるとみなされます。

活発な市場における公表価格がない場合には、当行グループは関連する観察可能なインプットの利用を最大限にし、観察不能なインプットの利用を最小限にする評価技法を使用します。選択する評価技法には、市場参加者が取引の価格付けを行う際に考慮に入れるであろうすべての要素を取り入れます。

金融商品の当初認識時の公正価値の最善の証拠は、通常、取引価格（すなわち、支払対価または受取対価の公正価値）です。当行グループが当初認識時の公正価値が取引価格とは異なると判断し、かつ、その公正価値が同一の資産または負債の活発な市場における公表価格では証明されない、または公正価値算定において、取引価格との差額に関して観察不能なインプットは重要でないと判断される評価技法に基づかない場合には、当該金融商品は当初認識時に公正価値で測定され、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を繰り延べるように調整されます。その後、当該差額は金融商品の残存期間（ただし観察可能な市場データで完全に裏付けられる時点または取引の終了時まで）にわたり、適切な基準により純損益に認識されます。

公正価値で測定される資産または負債がビッド価格及びアスク価格を有する場合には、当行グループは資産及びロング・ポジションをビッド価格で、負債及びショート・ポジションをアスク価格で測定します。

当行グループが市場リスクまたは信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づき管理している、市場リスク及び信用リスクにさらされている金融資産及び金融負債のポートフォリオは、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジションを売却することにより受け取るであろう価格（または正味ショート・ポジションを移転するために支払うであろう価格）に基づいて測定します。ポートフォリオ・レベルの調整（例えば、純額エクスポージャーに基づく測定を反映するビッド・アスク調整または信用リスク調整）は、ポートフォリオ内の個々の商品の相対的リスク調整に基づいて、個々の資産及び負債に配分されます。

要求払の特性を有する金融負債の公正価値（例：要求払預金）は、要求払金額を下回ることはなく、当該金額の支払いが要求される可能性のある最初の日から割り引いた金額です。

当行グループは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を変更が生じた報告期間の末日時点で認識しています。

vii. 減損

注記6(A)(iii)をご参照ください。

当行グループは、FVTPLで測定しない以下の金融商品について予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しています。

- 負債性金融商品である金融資産
- リース債権
- 金融保証契約
- ローン・コミットメント

資本金金融商品に減損損失は認識されません。

IFRS 7.21

[IFRS 13.9, 24, 42]

[IFRS 13.77, 79, A]

[IFRS 13.61–62]

IFRS 7.28(a)

[IFRS 13.70–71]

[IFRS 13.48]

[IFRS 13.47]

IFRS 13.95

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

J. 金融資産及び金融負債（続き）

vii. 減損（続き）

当行グループは全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定しています。ただし、以下の場合には、12ヶ月の予想信用損失を測定しています。

- 報告日時点で信用リスクが低いと判断された負債性証券
- 当初認識時から信用リスクが著しく増大していないその他の金融商品（リース債権を除く）（注記6(A)(iii)をご参照ください）

リース債権に対する損失評価引当金は常に全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています^a。

当行グループは、負債性証券の信用リスク格付けが世界的に理解されている定義である「投資適格」相当である場合にはそれらの信用リスクは低いと判断しています。当行グループは、この低い信用リスクによる例外規定を他のいかなる金融商品にも適用していません。

12ヶ月の予想信用損失とは、報告日から12ヶ月以内に発生する可能性のある金融商品の不履行事象によって生じる全期間の予想信用損失の一部です。12ヶ月の予想信用損失が認識される金融商品は、「ステージ1金融商品」と呼ばれます。ステージ1に割り当てられた金融商品は、当初認識以降の信用リスクの著しい増大はなく、信用減損していません。

全期間の予想信用損失は、その金融商品の予想残存期間または信用リスクに晒される最長の契約期間にわたって発生する可能性のあるすべての不履行事象によって生じる予想信用損失です。全期間の予想信用損失は認識されているが信用減損していない金融商品は、「ステージ2金融商品」と呼ばれます。ステージ2に割り当てられた金融商品は、当初認識以降の信用リスクの著しい増大があるものの、信用減損はしていない金融商品です。

全期間の予想信用損失が認識され、信用減損している金融商品は、「ステージ3金融商品」と呼ばれます。

予想信用損失の測定

予想信用損失は信用損失を発生確率で加重平均した見積りです。以下のように測定しています。

- 報告日時点で信用減損していない金融資産：キャッシュ不足額全額（すなわち、企業が支払う契約上のキャッシュフローと当行グループが受け取る予定のキャッシュフローの差額）の現在価値
- 報告日時点で信用減損している金融資産：帳簿価額の総額と見積将来キャッシュフローの現在価値との差額
- 未実行のローン・コミットメント：コミットメントが実行された場合に当行グループが支払う契約上のキャッシュフローと当行グループが受け取る予定のキャッシュフローの差額の現在価値
- 金融保証契約：保有者に補償するための予想支払額から当行グループの予想回収額を差し引いた金額。将来キャッシュフローを割り引く際には、以下の割引率を使用されます。
- 購入または組成した信用減損金融資産及びリース債権以外の金融資産：当初実効金利またはその近似値
- 購入または組成した信用減損資産：信用調整後の実効金利
- リース債権：リース債権の測定に使用される割引率
- 未実行のローン・コミットメント：当該ローン・コミットメントによって生じる金融資産に適用される実効金利またはその近似値
- 発行済金融保証契約：貨幣の時間価値及び当該キャッシュフローに固有のリスクに関する現在の市場評価を反映する割引率

注記6(A)(iii)をご参照ください。

IFRS 7.21

IFRS 7.35F(a)(i),
[IFRS 9.5.5.3, 5.5.5]

IFRS 7.35F(a)(i),
[IFRS 9.5.5.10,
B5.5.22–B5.5.24]

[IFRS 9.A]

[IFRS 9.A,
B5.5.28–B5.5.33]

Insights 7.8.390.10, a. リース債権について、企業は会計方針として損失評価引当金の測定に関する一般的なモデルの適用または常に全期間の
[IFRS 9.5.5.15(b)] 予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定のいずれかを選択することができます。本冊子においては当行グループが後者を選択したと仮定している。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

J. 金融資産及び金融負債（続き）

vii. 減損（続き）

条件緩和金融資産

借手の財政的困難により、金融資産の条件変更等が行われた場合、あるいは既存の金融資産が新しい金融資産と差し替えられた場合、当該金融資産の認識を中止すべきか否かについて評価を行い（iv）をご参照ください）、予想信用損失を以下のように測定します。

- 予想される条件緩和により既存の資産の認識が中止されない場合には、条件変更後の金融資産から生じる見積キャッシュフローは、既存の金融資産のキャッシュ不足額の測定に含めます（注記6(A)(iii)をご参照ください）。
- 予想される条件緩和により既存の資産の認識が中止される場合には、新たな資産の見積公正価値を、認識を中止する時点における既存の金融資産からの最後のキャッシュフローとして扱います。この金額は、既存の金融資産の当初の実効金利を用いて、認識中止の予想日から報告日まで割り引いた既存の金融資産のキャッシュ不足額の測定に含めます。

信用減損金融資産

各報告日現在、当行グループは、償却原価で計上された金融資産、FVOCIで測定された負債性金融資産及びファイナンス・リース債権が信用減損しているか否かについて評価しています（「ステージ3金融資産」をご参照ください）。金融資産の将来キャッシュフローの見積りに悪影響を及ぼす1つ以上の事象が発生した場合に金融資産は信用減損していることになります。

金融資産の信用減損の証拠には以下の観察可能なデータが含まれます。

- 債務者または発行企業の著しい財政的困難
- 債務不履行または延滞などの契約不履行
- 債務者の財政的困難等の状況でなければ考えなかったであろう条件での、当行グループによる貸付金の条件緩和
- 債務者が倒産するまたはその他の財務再編の可能性
- 財政的困難により有価証券の活発な市場の消滅

借手の状況の悪化による条件変更が行われた貸付金は通常、信用減損しているとみなしています。ただし、契約上のキャッシュフローを受け取ることができないというリスクが大幅に軽減されているという証拠があり、他に減損の兆候がない場合を除きます。また、90日以上延滞している個人向け貸付金は、債務不履行の規制上の定義が異なる場合でも信用減損しているとみなしています。

ソブリン債への投資が信用減損しているか否かについて評価するうえで、当行グループは以下の要因を考慮しています。

- 債券の利回りに反映される信用力の市場評価
- 格付機関による信用力の評価
- 新規債券発行市場への国のアクセス能力
- 保有者が任意または強制的な債務放棄により損失を被ることになるような、債務再編の可能性
- 最後の貸手として当該国に必要な支援を提供する国際的な支援体制及び公式文書に示される政府または機関がその体制を利用する意図。これには、この体制の充実度、及び政治的意図にかかわらず必要な基準を満たす能力を有するか否かについての評価が含まれます。

IFRS 7.21

IFRS 7.35F(d),
[IFRS 9.A]

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

J. 金融資産及び金融負債（続き）

vii. 減損（続き）

購入または組成した信用減損金融資産

購入または組成した信用減損金融資産は、当初認識時に信用減損している資産です。購入または組成した信用減損金融資産の全期間の予想信用損失は、当初認識時に実効金利の計算に含まれています。したがって、購入または組成した信用減損資産は、当初認識時に減損損失引当金を計上していません。当初認識後に損失評価引当金として認識された金額は、当該資産の当初認識以降の全期間の予想信用損失の変動額と同額です。

財政状態計算書上の予想信用損失引当金の表示

予想信用損失引当金は以下のとおり財政状態計算書上に表示されます。

- 償却原価で測定する金融資産：資産の帳簿価額の総額から控除
- ローン・コミットメント及び金融保証契約：通常、引当金
- 金融商品が貸付部分及び未実行部分の両方を含んでおり、当行グループが貸付部分の予想信用損失から分離してローン・コミットメントの未実行部分の予想信用損失を特定できない場合：当行グループは、両方の構成要素を合わせた損失評価引当金を表示しています。合計金額は貸付部分の帳簿価額の総額からの控除として表示しています。貸付部分の総額を上回る損失評価引当金の超過額は引当金として表示しています。
- FVOCIで測定する負債性金融商品：これらの資産の帳簿価額は公正価値であるため、財政状態計算書に損失評価引当金は認識されません。ただし、損失評価引当金は開示対象であり、利益剰余金として認識しています。

直接償却

貸付金及び負債性証券は、金融資産の全部または一部を回収する合理的な予想がない場合に（一部または全額を）直接償却しています。これには通常、当行グループが借手が直接償却対象の金額を返済するために十分なキャッシュフローを生み出す資産または収益源を有していないと判断した場合が該当します。この評価は、個々の資産レベルで行われます。

過去に直接償却された金額の回収は、現金を受け取った時点で認識され、純損益及びその他の包括利益計算書の金融商品の減損損失に含まれます^a。

直接償却した金融資産は当行グループの未収金回収手続きに従い、依然として履行強制活動の対象としています。

保有する金融保証契約

当行グループは、保有する金融保証契約が、その商品の構成要素として会計処理される金融資産の不可欠な要素であるか、別個に会計処理される契約であるかを評価しています。この評価を行うにあたって当行グループが検討する要因には、以下が含まれます。

- 当該保証が負債性金融商品の契約条件の黙示的な一部であるか否か
- 当該保証が負債性金融商品の契約を規定する法律や規制によって要求されているか否か
- 当該保証が負債性金融商品と同時に、及び負債性金融商品を考慮して締結されているか否か
- 当該保証が借手の親会社または借手のグループ内の別の企業によって付与されたものか否か

IFRS 7.21

[IFRS 9.A]

[IFRS 9.5.5.13–5.5.14, B5.4.7]

IFRS 7.B8E,
[IFRS 9.5.5.1–5.5.2]IFRS 7.35F(e),
[IFRS 9.5.4.4]

Insights 7.1.143.10

Insights
7.8.430.130

^a IFRS第9号は、純損益及びその他の包括利益計算書の特定の表示科目に過去に直接償却された金額の回収額を表示することについてガイダンスを提示していない。企業は、そのような回収額を「IFRS第9号に準拠して算定した減損損失（減損損失の戻入れや減損利得を含む）」という表示科目に表示することができる（そうすることを義務付けられてはいない）と考えられる。これは、これらの回収額が減損損失の戻入れと本質的に類似しているからである。それらの金額が重要である場合、別個に開示することが適切であるとKPMGは考える。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

J. 金融資産及び金融負債（続き）

vii. 減損（続き）

保有する金融保証契約（続き）

当行グループは、金融保証が金融資産の不可欠な要素であると判断する場合、金融資産の当初認識に関連して支払われる保証料を、取得のための取引コストとして取り扱います。当行グループは、当該負債性証券の公正価値を測定する際及び予想信用損失を測定する際にそのプロテクションの効果を考慮します。

当行グループは、当該保証が負債性証券の不可欠な要素でないと判断する場合、保証料の前払いを表す資産と信用損失を補償する権利を認識します。前払保証料は、保証が取得された時点で、保証されたエクスポージャーが信用減損しておらず、かつ信用リスクの著しい増大がなかった場合にのみ認識されます。これらの資産は、その他の資産に認識されています（注記28をご参照ください）。当行グループは、補償を受ける権利に係る利得または損失を純損益の金融商品の減損損失の表示科目に表示します^a。

viii. FVTPLで測定する分類への指定

金融資産

当初認識時に、当行グループは特定の金融資産をFVTPLで測定するものに指定しています。その指定がその指定を行わなかったとすれば生じていたであろう会計上のミスマッチを消去または大幅に削減するためです。

金融負債

当行グループは、特定の金融負債が以下のいずれかに該当する場合には、それらを、FVTPLで測定するものに指定しています。

- 負債が公正価値で管理及び評価され、内部的に公正価値ベースで報告されている場合
- そのような指定が、その指定を行わなかったとすれば生じていたであろう会計上のミスマッチを消去または大幅に削減する場合

注記19において、FVTPLで測定するものに指定された金融資産または金融負債の種類ごとの金額を示しています。それぞれの指定の根拠は、該当する資産または負債の種類に関する注記において説明しています。

IFRS 7.21

Insights 7.1.143.10

IFRS 7.21, B5(a),
B5(aa)

Insights 7.1.143.10 a. IAS第37号の補填に関するガイダンスを類推適用して金融資産の不可欠な要素ではない、保有する金融保証契約を会計処理する企業は、補償を受ける権利に係る利得または損失を純損益に表示するにあたり、以下のいずれかを会計方針として選択し、継続して適用しなければならないと考えられる。

- 「IFRS第9号に準拠して算定した減損損失（減損損失の戻入れまたは減損利得を含む）」の表示科目に含めて表示する
- その他の適切な表示科目に含めて表示する

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

[IAS 7.46]

K. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、手許現金、制限が付されていない中央銀行預け金、及び期日が取得日から3ヶ月以内であり、公正価値の変動に僅少なリスクしか負わず、かつ当行グループが短期のコミットメント管理に用いている流動性の高い金融資産が含まれています。

現金及び現金同等物は、財政状態計算書において償却原価で計上されています。

IFRS 7.21,
[IFRS 9.A, B4.1.6]

L. トレーディング資産及び負債

トレーディング資産及び負債は、主に短期間での売却または買戻しを行う目的で取得した、または引き受けた資産及び負債、あるいは短期の利益またはポジションを獲得する目的で共に管理するポートフォリオの一部として保有する資産及び負債です。

トレーディング資産及び負債は財政状態計算書上、当初認識時も当初認識後も公正価値で測定され、取引コストは純損益に認識されます。公正価値のすべての変動は、トレーディング純収益の一部として純損益に認識されます。

IFRS 7.21

M. リスク管理目的で保有するデリバティブ^a及びヘッジ会計

リスク管理目的で保有するデリバティブには、トレーディング資産または負債に区分されないすべてのデリバティブ資産及び負債が含まれます。すべてのデリバティブは財政状態計算書上、公正価値で測定されます。

当行グループは、リスク管理目的で保有する特定のデリバティブとデリバティブでない特定の金融商品を、適格なヘッジ関係におけるヘッジ手段として指定しています^b。

ヘッジ関係に原則として適用される方針

[IAS 39.88]

ヘッジの当初指定時において、当行グループは、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、及びヘッジ関係の有効性の評価方法を含むヘッジ手段とヘッジ対象の関係を、公式に文書化しています。当行グループは、ヘッジが指定されている期間にわたって、ヘッジ手段がヘッジ対象の公正価値やキャッシュフローの変動を高い有効性をもって相殺していると予想されるか否か、及び各ヘッジの実際の結果が80%から125%の範囲内であるか否かについて、ヘッジ関係の開始時とともに、その後も継続的に評価を実施しています。当行グループは、予定取引のキャッシュフロー・ヘッジについて、当該予定取引の発生可能性が非常に高いか否かを評価し、最終的に純損益に影響を与える可能性のあるキャッシュフローの変動に対するエクスポージャーを表示しています。

[IAS 39.81, AG99E-AG99F]

当行グループは通常、金融商品のキャッシュフローの一部が独立して識別可能で信頼性をもって測定可能な場合に、指標金利リスクに起因するキャッシュフローまたは公正価値の変動について、当該金融商品のキャッシュフローの一部をヘッジ対象として指定しています。

i. 公正価値ヘッジ

[IAS 39.89]

デリバティブを、純損益に影響を与える可能性のある認識済み資産または負債あるいは確定約定の公正価値の変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動は、ただちに純損益に認識されます。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動は、純損益に認識されます。ヘッジ対象が取得原価または償却原価で測定される場合には、それに従って、ヘッジ対象の帳簿価額は調整されます。

a. 本冊子において、金融商品の種類は当行グループの活動を反映している。したがって、デリバティブは当行グループのデリバティブの2つの利用方法を反映して、トレーディング資産または負債、あるいはリスク管理目的で保有するデリバティブ資産または負債に表示されている。リスク管理目的で保有するデリバティブには、トレーディング目的以外のリスク管理目的で保有する適格及び非適格なヘッジ手段が含まれる。ただし、他の表示も可能である。

[IFRS 9.7.2.21]

b. 本冊子において、当行グループは、IFRS第9号に基づく会計方針として、IAS第39号のヘッジ会計に関する規定を引き続き適用することを選択した、と仮定している。しかし、企業がIFRS第9号に基づく新たなヘッジ会計モデルを適用することを決定することも可能である。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

M. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計（続き）

ヘッジ関係に原則として適用される方針（続き）

i. 公正価値ヘッジ（続き）

ヘッジ手段のデリバティブが満期となった、売却された、終了した、または行使された場合、ヘッジが公正価値ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、あるいはヘッジ指定が取り消された場合には、ヘッジ会計は将来に向かって中止します。ただし、法律または規制によりデリバティブが両取引当事者により中央清算機関をそれぞれの契約相手とするように更改され、更改に必要な変更以外の条件の変更がない場合、デリバティブは満期となった、または終了したとはみなされません。

実効金利法が用いられているヘッジ対象に対するヘッジ会計の中止時点までの調整額は、当該ヘッジ対象の実効金利の再計算に対する調整として残余期間にわたり償却し、純損益に計上されます。

ヘッジ会計の中止において、実効金利法が用いられるヘッジ対象の金融商品に対して過去に行われたヘッジ手段の調整は、償却を開始する日からヘッジ対象の実効金利を調整することによって、償却して純損益に計上しなければなりません。ヘッジ対象の認識が中止される場合、調整額は、ヘッジ対象の認識が中止された時点で、ただちに純損益に認識されます。

ii. キャッシュフロー・ヘッジ

デリバティブを、純損益に影響を与える可能性のある認識済み資産または負債、あるいは発生の可能性の高い予定取引に関連する特定のリスクに起因するキャッシュフローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちの有効部分は、その他の包括利益に認識し、資本のヘッジ・リザーブとして表示しています。デリバティブの公正価値の変動のうちの非有効部分は、ただちに純損益に認識されます。ヘッジ・リザーブに認識された金額は、その他の包括利益から純損益に振替調整額として振り替えられます。これは、ヘッジされたキャッシュフローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、純損益及びその他の包括利益計算書上の同一の表示科目で行われます。

ヘッジ手段のデリバティブが満期となった、売却された、終了した、または行使された場合、ヘッジがキャッシュフロー・ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、あるいは指定が取り消された場合には、ヘッジ会計は将来に向かって中止します。ただし、法律または規制によりデリバティブが両取引当事者により中央清算機関をそれぞれの契約相手とするように更改され、更改に必要な変更以外の条件の変更がない場合、デリバティブは満期となった、または終了したとはみなされません。ヘッジ対象のキャッシュフローの発生が見込まれなくなった場合、当行グループは、ヘッジ・リザーブの金額をただちにその他の包括利益から純損益に振り替えます。終了したヘッジ関係においては、ヘッジ対象のキャッシュフローがまだ発生すると見込まれる場合、ヘッジ・リザーブに累積された金額は、ヘッジ対象のキャッシュフローが純損益に影響を与えるまで振り替えられず、ヘッジ対象のキャッシュフローが、複数の報告期間にわたって純損益に影響を与えると見込まれる場合、当行グループは、ヘッジ・リザーブの金額を定額法に基づきその他の包括利益から純損益に振り替えます。

iii. 純投資ヘッジ

デリバティブ金融商品またはデリバティブ以外の金融負債を、在外営業活動体の純投資をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちの有効部分またはデリバティブ以外の金融負債に係る為替差損益は、その他の包括利益に認識し、資本の中の為替換算調整勘定に表示しています。ヘッジ手段の公正価値の変動のうちの有効部分は、ヘッジ対象のリスクを測定した際に用いた機能通貨に対して親会社の機能通貨を参照して計算されます。デリバティブの公正価値の変動のうちの非有効部分またはデリバティブ以外の金融負債に係る為替差損益のうちの非有効部分は、ただちに純損益に認識しています。その他の包括利益に認識された金額は、在外営業活動体の処分または一部処分時に振替調整額として全額または一部を純損益に振り替えます。

IFRS 7.21

[IAS 39.91–92]

[IAS 39.95, 97]

[IAS 39.101]

[IAS 39.102]

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

M. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計（続き）

その他のトレーディング目的以外のデリバティブ

その他のトレーディング目的以外のデリバティブは、公正価値で貸借対照表に認識されます。デリバティブがトレーディング目的保有でなく、かつ適格なヘッジ関係において指定されていない場合には、そのデリバティブの公正価値のすべての変動を、FVTPLで測定するその他の金融商品からの純収益の構成要素として、ただちに純損益に認識しています。

組込デリバティブ^a

デリバティブは、他の契約（主契約）に組み込まれる場合があります。当行グループは、以下の場合、組込デリバティブを主契約から区分して会計処理しています。

- 主契約がIFRS第9号の適用範囲の資産ではない場合
- 主契約自体がFVTPLで計上されていない場合
- 組込デリバティブが個別の契約に含まれていたならば、その条項がデリバティブの定義を満たす場合
- 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約のそれらと密接に関連していない場合

分離された組込デリバティブは公正価値で測定し、適格なキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジの一部を構成する場合を除き、公正価値のすべての変動を純損益に認識しています。区分処理された組込デリバティブは財政状態計算書上、主契約と同じ項目に表示しています。

当行グループは、任意のサステナビリティ関連監査において一定のスコアを満たしていることを前提とする契約上のキャッシュフローを有する社債を発行しています。当行グループは、当行グループのサステナビリティ関連パフォーマンスに連動するキャッシュフローの変動は契約当事者に固有の非金融変数であるため、当行グループの会計方針に従って、この特性はデリバティブの定義を満たしていないと判断しています。したがって、この特性を分離せず、社債の実効金利の計算に含めています。

IFRS 7.21

Insights 7.2.380,
7.10.310

a. IFRS第9号は、区分処理された組込デリバティブの財政状態計算書における表示科目について規定していない。本冊子においては、主契約から区分処理された組込デリバティブ要素を、財政状態計算書上、関連する主契約と同一の科目に表示している。ただし、他の表示方法も可能である。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

N. 貸付金

財政状態計算書上の銀行に対する貸付金には、償却原価で測定する貸付金（J(ii)をご参照ください）が含まれています。これらは、公正価値に増分直接取引コストを加算した金額で当初測定し、当初認識後は、実効金利法により償却原価で測定しています。

財政状態計算書上の顧客に対する貸付金には、以下が含まれています。

- 償却原価で測定する貸付金（J(ii)をご参照ください）：公正価値に増分直接取引コストを加算した金額で当初測定し、当初認識後は、実効金利法を用いた償却原価で測定します。
- 強制的にFVTPLで測定される、またはFVTPLで測定する区分として指定した貸付金（J(ii)をご参照ください）：公正価値で測定し、その変動を純損益にただちに認識しています。
- リース債権（H)をご参照ください)

当行グループが金融資産を購入すると同時にその資産（または実質的に同一の資産）を一定の価格で将来に売り戻す契約（リバース・レポまたは証券貸借契約）を締結した場合には、支払った対価を貸付金として会計処理し、当行グループの財務諸表において原資産を認識していません。

O. 投資有価証券

財政状態計算書上の投資有価証券は、以下を含みます。

- 償却原価で測定する負債性証券（J(ii)をご参照ください）：公正価値に増分直接取引コストを加算した金額で当初測定し、当初認識後は、実効金利法を用いた償却原価で測定します。
- 強制的にFVTPLで測定される、またはFVTPLで測定する区分として指定した負債性証券及び持分証券（J(ii)をご参照ください）：公正価値で測定し、その変動を純損益にただちに認識しています。
- FVOCIで測定する負債性証券
- FVOCIで測定するものとして指定した持分証券

FVOCIで測定した負債性証券に係る損益はその他の包括利益に認識しています。ただし、以下については償却原価で測定する金融資産と同様に純損益に認識しています。

- 実効金利法に基づく利息収益
- 予想信用損失及びその戻入れ
- 為替差損益

FVOCIで測定した負債性証券の認識を中止した場合、過年度にその他の包括利益に認識されていた損益累計額を資本から純損益に振り替えています。

当行グループはトレーディング目的以外の目的で保有する資本性金融商品に対する特定の投資の公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを選択しています。当初認識時に商品ごとに選択を行うことができますが取消不能です。

IFRS 7.21

IFRS 7.21

[IFRS 9.5.7.10–5.7.11]

[IFRS 9.5.7.5]

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

O. 投資有価証券（続き）

指定した資本性金融商品に係る公正価値評価損益は純損益に振り替えられることはなく、減損も純損益に認識されません。配当は純損益に認識しています（J(ii)をご参照ください）。ただし、それらが投資原価の一部の回収であることを明確に示す場合にはその他の包括利益に認識しています。その他の包括利益に認識されていた損益累計額は投資の処分時に利益剰余金に振り替えています^a。

P. 有形固定資産

i. 認識及び測定

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

購入したソフトウェアのうち関連する設備の機能に不可欠なものは、その設備の一部として資産計上しています。

有形固定資産の重要な部分の耐用年数が異なる場合には、それぞれ個別の有形固定資産（主要な構成要素）として会計処理しています。

有形固定資産の処分損益は、純損益のその他の収益に認識しています。

ii. 取得後の支出

取得後の支出は、その支出に関連する将来の経済的便益が当行グループにもたらされる可能性が高い場合にのみ資産計上します。継続的な修繕費または維持費は、発生時に費用処理しています。

iii. 減価償却

減価償却費は、定額法に基づいて、見積残存価額を控除した有形固定資産の取得原価を見積耐用年数にわたり減額するように計算され、通常、純損益で認識しています。土地は償却していません。

当期及び比較期間の有形固定資産項目の見積耐用年数は、以下のとおりです。

– 建物	40年
– IT機器	3–5年
– 備品及び付属設備	5–10年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、各報告日に見直しを行い、必要に応じて変更しています。

IFRS 7.21
[IFRS 9.B5.7.1]

IAS 16.73(a)

[IAS 16.30]

[IAS 38.4]

[IAS 16.45]

[IAS 16.71]

[IAS 16.7, 12–13]

[IAS 16.53, 58, 60],
IAS 16.73(b)

IAS 16.73(c)

[IFRS 9.5.B5.7.1, BC5.26] a. 本冊子においては、当行グループは資本性金融商品の投資の処分時にその他の包括利益に認識されていた損益累計額を利益剰余金に振り替えることを選択している。ただし、IFRS第9号はこのような振替について特定の規定を定めていないため、他の方法も可能である。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

Q. 投資不動産

投資不動産は取得原価で当初認識し、当初認識後は公正価値で測定し、その変動はその他の収益として純損益に認識しています。

投資不動産の処分に係る損益（処分に係る純収入と当該項目の帳簿価額との間の差額として算定）は純損益に認識しています。

資産の用途を変更し、投資不動産を有形固定資産に分類変更することとなった場合、分類変更日時点の公正価値が、その後の会計処理における原価となります。

R. 無形資産及びのれん

i. のれん

子会社の取得により生じるのれんは取得原価から減損損失累計額を控除して測定しています。

ii. ソフトウェア

当行グループが取得したソフトウェアは、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

内部開発のソフトウェアに係る支出は、当行グループが開発を完成させ、そのソフトウェアを将来の経済的便益が得られる方法で使用する意図及び能力を有しており、その製品が技術的及び商業的に実現可能であることを証明でき、開発を完成させるための費用を、信頼性をもって測定可能である場合に資産計上しています。資産計上される内部開発のソフトウェアの費用には、ソフトウェア開発に直接起因するすべての費用及び資産計上された借入コストが含まれ、それは耐用年数にわたり償却されます。内部開発のソフトウェアは、資産計上された取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

ソフトウェア資産の当初認識後の支出は、関連する特定の資産の将来の経済的便益が増加する場合にのみ、資産計上しています。その他の費用はすべて、発生時に純損益に認識しています。

ソフトウェアは、使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法で償却し純損益に計上しています。当期及び比較期間における見積耐用年数は3年から5年です。

償却方法、耐用年数及び残存価額は、各報告日に見直しを行い、必要に応じて変更しています。

S. 非金融資産の減損

当行グループは各報告日に、投資不動産及び繰延税金資産を除く非金融資産の帳簿価額を見直し、減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、その資産の回収可能価額を見積っています。のれんは、年次で減損テストを行っています。

減損テストにおいては、資産を、継続的な使用によって他の資産またはCGUのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループにまとめています。企業結合により生じたのれんは、結合のシナジーが得られると期待されるCGUまたはCGUグループに配分しています。

資産またはCGUの回収可能価額は、使用価値と売却コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値は、貨幣の時間価値及びその資産またはCGUに固有のリスクの現時点における市場の評価を反映した税引前の割引率を用いて、見積将来キャッシュフローを現在価値に割り引いたものに基づいています。

減損損失は、資産またはCGUの帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に認識しています。

[IAS 40.7, 33, 35]
IAS 40.75(a)

[IAS 40.69]

[IAS 40.60]

[IAS 38.107–108]

[IAS 38.74]

[IAS 38.57, 66, 74]

[IAS 38.18, 20]

[IAS 38.97, 118(a)–(b)]

[IAS 38.104]

[IAS 36.9–10]

[IAS 36.6, 22, 80]

[IAS 36.6, 18, 30]

[IAS 36.59]

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

S. 非金融資産の減損（続き）

[IAS 36.102]

当行グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生み出さず、複数のCGUが使用しています。全社資産は合理的で一貫した基準でCGUに配分し、全社資産が配分されているCGUのテストの一部として減損をテストしています。

[IAS 36.104]

減損損失は純損益に認識します。減損損失は、まずCGUに配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次にCGU内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

[IAS 36.117, 122, 124]

のれんに関連する減損損失は戻し入れません。その他の資産については、減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

IFRS 7.21

T. 預金、発行済負債証券及び劣後債務

預金、発行済負債証券及び劣後債務は、当行グループの負債性商品による資金調達源です。

当行グループが金融資産を売却すると同時に将来その資産（または類似の資産）を一定価格で買い戻す契約（レポ契約）を締結する場合、受取対価を預り金として会計処理し、原資産を引き続き当行グループの財務諸表に認識します。

当行グループは、金融商品の契約条項の実質に従って、資金調達のために発行している商品を金融負債または資本性金融商品に分類しています。

預金、発行済負債証券及び劣後債務は公正価値から増分直接取引コストを控除した額で当初測定します。当初認識後は、実効金利法により償却原価で測定します。ただし、当行グループがFVTPLで測定するものとして指定した負債を除きます（(J)(viii)をご参照ください）。

IFRS 7.11(c),
[IFRS 9.5.7.7, B5.7.5–
B5.7.6]

当行グループが金融負債をFVTPLで測定するものとして指定した場合、信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動額は負債の信用リスク変動額として、その他の包括利益に表示します。金融負債の当初認識時に当行グループは、信用リスクに起因する負債の公正価値の変動額をその他の包括利益に表示することにより、純損益に会計上のミスマッチを生じさせるまたは増大させるか否かにつき評価を行っています。この評価では回帰分析を用いて以下の比較を行います。

- 信用リスクの変動に関連する負債の公正価値の予想変動額
- その商品の特性が、負債の特性に経済的に関連する金融商品の公正価値の予想変動額の純損益への影響

負債の信用リスク変動額に表示した金額は当初認識後に純損益に振り替えられることはありません。これらの金融商品の認識が中止された場合、負債の信用リスク変動額の累計額は利益剰余金に振り替えます。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

U. 金融保証及びローン・コミットメント

金融保証契約とは、ある特定の債務者が負債性金融商品の契約条件に従った支払期限において支払いができないために契約保有者が被る損失について、当行グループが契約保有者に補償するため、特定の支払いを行うことを義務付ける契約です。

ローン・コミットメントは、事前に決められた条件で貸付を確約するコミットメントです。

発行済み金融保証または市場金利よりも低利で貸付を提供するコミットメントは、公正価値で当初測定されます。当初認識後は、IFRS第9号に従って決定された損失評価引当金（J(vii)をご参照ください）と、当初認識された金額から、該当がある場合にIFRS第15号の原則に従って認識された収益の累計額を差し引いた金額のいずれか高い方の額で測定しています。発行済みのその他のローン・コミットメントは、(i)IFRS第9号に従って算定した損失評価引当金（J(vii)をご参照ください）及び(ii)受け取った手数料の金額の合計から、そのコミットメントから特定の融資の実行につながる可能性が低い場合に認識する収益の累計額（D)をご参照ください）を差し引いた金額で測定されます。J(iii)における認識の中止の方針は、発行済みの保有するローン・コミットメントに適用されます。

当行グループが発行したローン・コミットメントで、FVTPLで測定するものではありません。

金融保証及びローン・コミットメントから生じる負債は、引当金に含まれます。

V. その他の引当金

その他の引当金は、貨幣の時間価値及びその負債に特有のリスクに関する現時点での市場の評価を反映した税引前の割引率を用いて、見積将来キャッシュフローを現在価値に割り引いています。割引額の振戻しは利息費用として認識しています。

リストラクチャリング

リストラクチャリングに関する引当金は、当行グループにおいて詳細かつ正式なリストラクチャリング計画が承認され、そのリストラクチャリングを開始した場合または外部に公表した場合に認識します。将来の営業損失については引当金を認識しません。

銀行への賦課金

銀行への賦課金に対する引当金は、賦課金の支払いの契機となる条件が満たされた時点で認識しています。最低限の活動を達成した場合に債務が発生する場合、引当金は最低限の活動の閾値に達した時点で認識しています。

W. 従業員給付

i. 短期従業員給付

短期従業員給付については、関連する勤務が提供された時点で費用処理しています。当行グループが、従業員から過去に提供された勤務の結果として支払うべき現在の法的または推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合には、支払われると見積られる額を負債として認識しています。

ii. 株式に基づく報酬取引

従業員に付与される持分決済型の株式に基づく報酬契約の付与日における公正価値は、その報酬の権利確定期間にわたり人件費として認識し、同額を資本の増加として認識しています。費用として認識する金額は、関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件を満たすと見込まれる報酬の株数を反映して修正します。したがって、最終的に認識される金額は、権利確定日における関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件を満たした報酬の株数に基づいています。権利確定条件以外の条件が付された株式に基づく報酬については、株式に基づく報酬の付与日における公正価値を、それらの条件を反映するように測定しているため、予測と実績との差異について調整は行いません。

現金で決済されるSARに関して従業員に支払われる金額の公正価値は、従業員が無条件に支払いを受ける権利を得る期間にわたって費用として認識し、それに対応する負債が増加します。その負債は、各報告日及び決済日にSARの公正価値に基づいて再測定されます。その負債の変動は、人件費として純損益に認識されます。

IFRS 7.21,
[IFRS 9.A, BC22.2]

[IFRS 9.2.1(e), (g),
4.2.1(c)–(d), B2.5(a)]

[IAS 37.14, 45, 47,
IFRIC 1.8]

[IAS 37.72]

[IAS 19.11]

[IFRS 2.14–15, 19–21,
21A]

[IFRS 2.30, 32]

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

W. 従業員給付（続き）

iii. 確定拠出制度

[IAS 19.28, 83]

確定拠出制度の拠出債務は、関連するサービスが提供された時点で費用処理し、人件費として純損益に認識しています。拠出額の前払いは、拠出額が返還されるか、または将来の支払額が減少する範囲で資産として認識しています。

iv. 確定給付制度

[IAS 19.57, 83]

確定給付制度に関連する当行グループの純債務は、制度ごとに従業員が過年度及び当事業年度において獲得した将来給付額を見積り、その金額を現在価値に割り引き、制度資産の公正価値を差し引くことによって算定しています。

[IAS 19.63–64, 67, IFRIC 14.23–24]

確定給付債務の計算は、毎年、保険数理人によって予測単位積増方式に基づいて行っています。計算の結果、当行グループにとって潜在的な資産となる場合、認識される資産は、制度からの将来の現金の返還または制度への将来掛け金の減額の形で享受可能な経済的便益の現在価値の合計を限度としています。経済的便益の現在価値の算定に際しては、適用される最低積立要件を考慮しています。

[IAS 19.122, 127–130]

数理計算上の差異、制度資産に係る収益及び資産上限額の影響（利息を除きます）からなる確定給付負債の純額の再測定は、ただちにその他の包括利益に認識しています。当行グループは、当事業年度の確定給付負債（資産）の純額に係る支払利息（受取利息）の純額を決定するにあたり、当期の確定給付負債（資産）の純額（拠出及び支払給付による当事業年度の確定給付負債（資産）の純額の変動を考慮後）に、期首の確定給付債務の測定に用いた割引率を適用して算定しています。利息費用の純額及び確定給付制度に関連するその他の費用は人件費として純損益に認識しています。

[IAS 19.103, 109–110]

制度の給付内容が変更される場合、または制度が縮小される場合、過去勤務または縮小による利益または損失に関連する給付の変更は、ただちに純損益に認識しています。当行グループは、清算が発生した時点で、確定給付制度の清算に係る利益及び損失を認識しています。

v. その他の長期従業員給付

[IAS 19.155–156]

当行グループの長期従業員給付に関する純債務は、従業員が過年度及び当事業年度において提供した勤務の対価として獲得した将来給付額です。この給付額は現在価値に割り引かれています。再測定は、発生した期間において純損益に認識しています。

vi. 解雇給付

[IAS 19.165]

解雇給付はこれらの給付金の提供を撤回できなくなった時点、またはリストラクチャリング費用を認識した時点の、いずれか早い時点で費用処理しています。給付金については、報告日から12ヶ月の間に全額が決済されると見込まれない場合、現在価値に割り引いています。

IFRS 7.21

X. 払込資本、その他の資本及び準備金

i. その他の資本性金融商品

[IAS 12.57A, 58, 32.11, 15–16, 35]

当行グループは、発行済み商品とその契約条項の実質に従って、金融負債または資本性金融商品として分類しています。当行グループのその他の資本性金融商品は、保有者による償還が可能でなく、取締役会の裁量のみにより支払われるクーポンを受け取る権利が付与されています。したがって、この商品は資本に表示されており、配当は資本に認識されています。当行グループによるこの商品の契約条件に関する評価に基づき、クーポンの支払いは配当金の定義を満たしています。したがって、関連する法人所得税への影響は、IAS第12号に従って純損益に認識されます。ただし、それらの分配可能な利益を生み出した取引または事象が純損益以外で認識されていた場合を除きます。

ii. 株式発行費用

[IAS 32.35]

資本性金融商品の発行に起因する増分の直接コストは、資本性金融商品の当初測定額から控除しています。

連結財務諸表注記（続き）

46. 重要性がある会計方針（続き）

Y. 1株当たり利益

[IAS 33.10, 31]

当行グループは、自社の普通株式の基本的及び希薄化後1株当たり利益（EPS）を表示しています。基本的EPSは、当行の普通株主に帰属する純損益を当期の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定されます。希薄化後EPSは、普通株主に帰属する純損益及び発行済普通株式の加重平均株式数を、従業員に付与されるストック・オプションから構成されるすべての希薄化性潜在的普通株式の影響を調整して算定されます。

Z. セグメント報告

[IFRS 8.5]

事業セグメントは、当行グループが従事している、収益を稼得し費用（当行グループのその他の構成要素との取引に関する収益及び費用を含みます）を発生させる可能性のある事業活動の構成要素です。セグメントの経営成績は、セグメントへのリソースの配分についての意思決定や業績の評価を行うために、定期的に当行グループのCODMによって見直され、セグメントに関する分離した財務情報が入手可能となります。

[IFRS 8.25]

当行グループのCODMに報告されるセグメントの経営成績は、セグメントに直接関連する項目と合理的に配分可能な項目を含みます。配分されない項目には、全社資産（主に本社）、本社経費並びに税金資産及び負債が含まれます。

連結財務諸表注記（続き）

47. 公表されているが発効していない会計基準^a

IAS 8.30–31

いくつかの新たな会計基準及び会計基準の改訂が2024年1月1日より後に開始する事業年度に発効し、早期適用が認められています。ただし、当行グループは、当行グループの連結財務諸表の作成に際して新たな会計基準及び会計基準の改訂を早期適用していません。

A. 金融商品の分類及び測定（IFRS第9号とIFRS第7号の改訂）^b

2024年5月に国際会計基準審議会（IASB）は「金融商品の分類及び測定に関する基準の改訂（IFRS第9号とIFRS第7号の改訂）」を公表しました。

この規定は2026年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用が認められています。また、以下に関連しています。

- 電子支払システムを利用した金融負債の決済
- 金融資産の契約上のキャッシュフローの特性（サステナビリティ関連の特性を有するものを含む）の評価

当行グループは、新しい改訂の影響について現在評価中です。

B. IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」^c

IFRS 第18号は、IAS第1号「財務諸表の表示」を置き換えるものであり、2027年1月1日以降開始する事業年度から適用されます。当該新基準では、以下の重要な規定を新たに導入しています。

- 企業は純損益計算書において収益及び費用すべてを、営業、投資、財務、非継続事業、法人所得税の5つの区分に分けることが求められます。また、新たに定義された営業利益の小計を表示する必要があります。企業の純利益は変更されません。
- 経営者が定義した業績指標（MPM）は財務諸表の単一の注記において開示されます。
- 財務諸表における情報のグルーピング方法についてガイダンスが拡充されます。

さらに、すべての企業は、間接法で営業活動によるキャッシュフローを表示する場合、キャッシュフロー計算書の出発点に営業利益の小計を使用することが求められます。

当行グループは、特に純損益計算書の構造、キャッシュフロー計算書及びMPMの追加的な開示規定に関して、新たな基準による影響の評価を進めている段階です。また当行グループは、現在「その他」という名称を使用している項目を含め、財務諸表における情報のグルーピング方法に対する影響も評価しています。

C. その他の会計基準

交換可能性の欠如（IAS第21号の改訂）^dは、当行グループの連結財務諸表に重大な影響を及ぼさないと予想しています。

IAS 1.31

- a. 財務諸表に全く影響を及ぼさない、または重要性のある影響を及ぼさない新たな基準及び基準の改訂を記載する必要はないが、当行グループは、例示目的でのみ、すべての新たな基準または基準の改訂及びそれらが連結財務諸表へ及ぼす可能性のある影響を含めている。
- b. 詳細については、[電子支払による決済](#)及び[金融資産の分類](#)に関するKPMGのarticleを参照。
- c. IFRS第18号の詳細については、KPMGの[article](#)及び刊行物「[First Impression](#)」をご参照ください。
- d. 詳細については、KPMGの[article](#)を参照。

Appendix I

2024年の新しい会計基準及び会計基準の改訂並びに将来適用される規定

本冊子の2023年12月版以降、数多くの会計基準、及び会計基準の改訂又は解釈指針が公表されている。このAppendixは、2024年11月30日時点でIASBが公表している新しいIFRS会計基準、IFRS会計基準の改訂及び解釈指針を、以下の2つの表において記載している。

– 現在発効している新たな規定：

この表は、事業年度が2024年1月1日に開始する企業に適用が義務付けられるIFRS会計基準の変更を示している。

– 将来適用される規定：

この表は、2024年1月1日より後に開始する事業年度に適用が義務付けられるが、2024年1月1日に開始する事業年度に早期適用が認められるIFRS会計基準の変更を示している。

これらの表には、関連するKPMGのガイダンスへの参照が適宜含まれている。表中の適用日はすべて、事業年度の期首を示している。

現在適用されている新たな規定

適用日	新たなIFRS会計基準またはIFRS会計基準の改訂	KPMGのガイダンス
2024年1月1日	特約条項付きの非流動負債（IAS第1号の改訂）	Insights into IFRS (2.9.40, 3.1.40, 7.10.50) Article[#]
	及び	IASB、「負債の流動又は非流動への分類（IAS第1号の改訂）」を公表[*]
	負債の流動又は非流動への分類（IAS第1号の改訂）	IASB、「負債の流動又は非流動への分類—発効日の延期（IAS第1号の改訂）」を公表[*]
	サプライヤー・ファイナンス契約（IAS第7号及びIFRS第7号の改訂）	Insights into IFRS (2.3.193, 7.10.655), Article[#] IASB、「サプライヤー・ファイナンス契約（IAS第7号及びIFRS第7号の改訂）」を公表[*]
	セール・アンド・リースバックにおけるリース負債（IFRS第16号の改訂）	Insights into IFRS (5.1.595), Article[#] Leases – Sale and leaseback[#] IASB、「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債（IFRS第16号の改訂）」を公表[*]

（訳者注） ☆が付された刊行物は情報提供を目的にあずさ監査法人IFRSアドバイザリー室が独自に作成したものであり、本表では参考情報として記載しています。

#が付された刊行物については日本語訳を作成していません。

将来適用される規定

適用日	新たなIFRS会計基準またはIFRS会計基準の改訂	KPMGのガイダンス
2025年1月1日	交換可能性の欠如 (IAS第21号の改訂)	<i>Insights into IFRS</i> (2.7.94及び2.7.255), Article[☆] IASB、「交換可能性の欠如 (IAS第21号の改訂)」を公表[☆]
2026年1月1日	金融商品の分類及び測定 (IFRS第9号とIFRS第7号の改訂)	<i>Insights into IFRS</i> (7.4.175, 7.4.295, 7.4.335, 7.4.372, 7.4.385, 7.6.15, 7.6.65, 7.6.365, 7.10.235, 7.10.357, 7.11.260) Classification of financial assets article , Settlement by electronic payments article IASB、「金融商品の分類及び測定に関する基準の改訂 (IFRS第9号とIFRS第7号の改訂)」を公表[☆]
	IFRS会計基準の年次改善—第11集	<i>Insights into IFRS</i> (7.1.155, 7.7.22), Article
2027年1月1日	IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」	<i>Insights into IFRS</i> (1.2.45, 2.1.15, 2.3.35, 2.3.55, 3.1.15, 4.1.13, 4.1.75, 4.1.95, 4.1.125, 4.1.135, 4.1.145, 4.1.155, 4.1.165, 4.1.175, 4.1.215, 5.8.15, 5.9.45, 5.9.68, 7.10.95, 7.10.175), Article , First Impressions IASB、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表[☆]
	IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」	<i>Insights into IFRS</i> (1.1.185, 1.1.203), Article IASB、公開草案「IFRS第19号『公的説明責任のない子会社：開示』の改訂」を公表[☆]
任意適用が可能／ 適用日は無期限に 延期 ^a	投資者とその関連会社又は共同支配 企業間の資産の売却又は拠出 (IFRS 第10号及びIAS第28号の改訂)	

(訳者注) ☆が付された刊行物は情報提供を目的にあずさ監査法人IFRSアドバイザリー室が独自に作成したものであり、本表では参考情報として記載しています。

#が付された刊行物については日本語訳を作成していません。

a. これらの改訂の適用日は無期限に延期された。早期適用は引き続き認められる。

Appendix II

包括利益の表示—2つの計算書により表示するアプローチ

連結損益計算書^a

12月31日に終了した事業年度

百万ユーロ	注記	2024年	2023年
実効金利法に基づいて算定された受取利息	9	3,319	3,509
その他の利息収益	9	22	19
支払利息	9	(1,409)	(1,414)
純利息収益		1,932	2,114
受取手数料	10	854	759
支払手数料	10	(179)	(135)
手数料純収益		675	624
トレーディング純収益	11	1,434	987
FVTPLで測定するその他の金融商品からの純収益	12	77	27
その他の収益	13	79	68
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純損失	14	(9)	-
収益		4,188	3,820
その他の収益		21	84
金融商品に係る減損損失	6(A)	(616)	(448)
人件費	15	(2,529)	(2,301)
減価償却費及び償却費	26, 27	(120)	(113)
その他の費用	16	(398)	(585)
税引前純利益		546	457
法人所得税費用	18	(123)	(79)
当期純利益		423	378
純利益の帰属先：			
当行の普通株主		383	340
その他の持分保有者		20	20
非支配持分		20	18
		423	378
1株当たり利益			
基本的1株当たり利益（ユーロ）	17	0.22	0.19
希薄化後1株当たり利益（ユーロ）	17	0.22	0.19

20ページから224ページの注記は、本連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 1.10A a. このAppendixは、純損益を表示する損益計算書及びその他の包括利益の構成要素を表示する計算書により包括利益を表示する2計算書アプローチの例示である。

IAS 1.10(b), 10A, 29,
38-38A, 81A, 97, 113

IAS 1.10A

IAS 1.82A(a)

IAS 1.85

IFRS 7.20(a)(vii)

IFRS 7.20(a)(i)

IAS 1.91(b)

IAS 1.82A(b)

IAS 21.52(b)

IAS 21.52(b)

IFRS 7.24C(b)(i)

IFRS 7.24C(b)(iv),
IAS 1.92

IFRS 7.20(a)(viii)

IFRS 7.20(a)(viii),
IAS 1.92

IAS 1.91(b)

IAS 1.81A(b)

IAS 1.81A(c)

IAS 1.81B(b)(ii)

IAS 1.81B(b)(i)

連結純損益及びその他の包括利益計算書

12月31日に終了した事業年度

百万ユーロ	注記	2024年	2023年
当期純利益		423	378
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付負債（資産）の再測定	15	7	9
FVOCI資本性金融商品への投資－公正価値の変動の純額：		2	2
負債の信用リスク変動額	31	3	1
関連する税金		(4)	(4)
		8	8
純損益に振り替えられるまたは振り替えられる可能性のある項目			
為替換算調整勘定の変動：			
在外営業活動体－為替換算差額		(45)	(35)
在外営業活動体への純投資ヘッジに係る純利益		30	31
ヘッジ・リザーブの変動：			
キャッシュフロー・ヘッジー公正価値変動の有効部分		(43)	(22)
キャッシュフロー・ヘッジー純損益に振り替えられた金額		6	12
公正価値評価差額（FVOCI負債性金融商品）の変動：			
FVOCI負債性金融商品への投資－公正価値の変動の純額		(166)	(160)
FVOCI負債性金融商品への投資－純損益に振り替えられた金額		129	125
関連する税金		25	15
		(66)	(34)
当期その他の包括利益（税引後）		(56)	(26)
当期包括利益合計		367	352
包括利益合計の帰属先：			
当行の普通株主		327	314
その他の持分保有者		20	20
非支配持分	36(D)	20	18
		367	352

20ページから224ページの注記は、本連結財務諸表の必須構成要素です。

KPMGによるその他の刊行物

LinkedInの'[KPMG IFRS](#)'や[home.kpmg/ifrs](#)では、新規のIFRS会計基準利用者も現行のIFRS会計基準利用者も、「財務諸表の開示例」や「開示チェックリスト」等の、最新動向の概略、複雑な規定についての詳細なガイダンス及び実務的なツールを入手することができます。



会社報告

IFRS Today

IFRS会計基準に関する
KPMGの最新のインサイト
及びガイダンス



ISSB Standards Today

IFRSサステナビリティ開示基
準に関するインサイト及びガ
イダンス



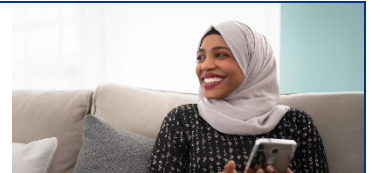
ESRS Today

欧州サステナビリティ開示
基準に関するインサイト及
びガイダンス



Connected Reporting Today

戦略、サステナビリティ、
財務情報の整合を図りま
す。



The KPMG view

財務、ESG及びconnected
reporting における現在の
課題を調査しています。



News

基準に関するKPMGのすべ
ての記事を検索できます。



新たな課題

Clear on climate reporting hub

財務報告への影響



排出量と環境対応のス キーム

関連する疑問に答えます。



ESG報告に向けた 準備

インサイト、ハイレベルな
ガイダンス、詳細な分析



Uncertain times hub

財務報告への影響



サステナビリティレポート

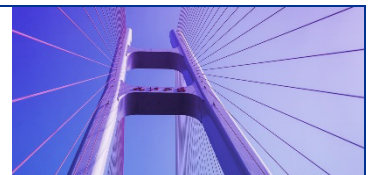
IFRS S1及びIFRS S2

IFRSサステナビリティ開示
基準



ESRS

欧州サステナビリティ報告基
準



サステナビリティ 報告基準の要件比較

ISSB、EU及びUS SECの要
件を比較しています。



GHGプロトコル

GHG排出量の測定及び報告



財務報告

Insights into IFRS

IFRS会計基準の実践的ガイダンス

**Guides to financial statements**

過去のガイダンス及びセクター別の補足内容も掲載しています。

**IFRSツールキット**

IFRS会計基準適用に関するKPMGのインサイト

**IFRS会計基準と米国会計基準との比較**

重要な違いに関するガイダンス

**表示及び開示**

IFRS第18号

**保険**

IFRS第17号

**リース**

IFRS第16号

**収益**

IFRS第15号

**公正価値測定**

IFRS第13号

**企業結合及び連結**

IFRS第10号、第11号、第12号

**金融商品**

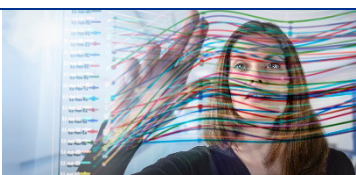
IFRS第9号

**株式に基づく報酬**

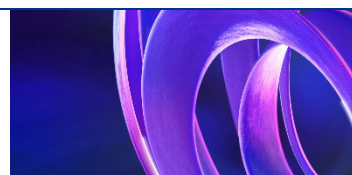
IFRS第2号

**1株当たり利益**

IAS第33号

**法人所得税**

IAS第12号（グローバル・ミニマムトップアップ税を含む）



セクター

銀行**投資ファンド**

KPMGの「Accounting Research Online」では、広範にわたる会計、監査及び財務報告に関するガイダンスや文献について参照することが可能です。現在の大きく変化する環境において最新情報に精通したい方にとって、このウェブベースの会員制サービスは価値あるツールとなります。aro.kpmg.comで、ぜひ30日間の無償トライアルをお試しください。

謝辞

KPMGは、KPMG International Standards Group所属の以下のメンバーを含む、本冊子の主な貢献者に謝意を表します。

Uni Choi

Beakal Ayenew Desta

日本語訳の発行にあたって

あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室は、国際財務報告基準の改訂や新基準の公表に際して、適時に情報を提供することを目的として、KPMG International Standards Group (KPMG IFRG Limitedの一部。以下、ISG) が公表する英文冊子のうち、日本に与える影響の大きいものについて日本語訳を作成しています。

本冊子は、ISGが2024年12月に発行した「Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures for banks」の日本語訳です。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、英語原文が優先するものとします。本冊子が、IFRS会計基準を理解または適用しようとしている方々に、少しでもお役に立てれば幸いです。

本冊子の翻訳は、あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室のメンバーを中心に行いました。

2025年6月

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

アカウンティングアドバイザリーサービス

東京事務所

TEL : 03-3548-5120

FAX : 03-3548-5113

大阪事務所

TEL : 06-7731-1300

FAX : 06-7731-1311

名古屋事務所

TEL : 052-589-0500

FAX : 052-589-0510

azsa-accounting@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/ifrs

Publication name: Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures for banks

Publication number: 137882

Publication date: December 2024

本冊子は、KPMG IFRGが2024年12月に発行した「Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures for banks」を、KPMG IFRGの許可を得て翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

© 2025 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All rights reserved.

KPMG International Standards Group is part of KPMG IFRG Limited.

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 25-1018

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

KPMGは、グローバル組織、またはKPMG International Limited（「KPMGインターナショナル」）の1つ以上のメンバーファームを指し、それぞれが別個の法人です。KPMG International Limitedは英国の保証有限責任会社 (private English company limited by guarantee) です。KPMG International Limitedおよびその関連事業体は、クライアントに対していかなるサービスも提供していません。KPMGの組織体制の詳細については、kpmg.com/governanceをご覧ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。それは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「SSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。